

平成29年第3回志布志市議会定例会会議録
目 次

第1号（9月11日）	頁
1. 議事日程	15
2. 出席議員氏名	16
3. 欠席議員氏名	16
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	16
5. 議会事務局職員出席者	16
6. 開 会・開 議	17
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	17
8. 日程第2 会期の決定	17
9. 日程第3 報告	17
10. 日程第4 報告第3号 専決処分の報告について	17
11. 日程第5 議案第40号 志布志市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について	20
12. 日程第6 議案第41号 志布志市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	21
13. 日程第7 議案第42号 志布志市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について	24
14. 日程第8 議案第43号 公有水面埋立てに関する意見について	25
15. 日程第9 議案第44号 公有水面埋立てに関する意見について	25
16. 日程第10 議案第45号 公有水面埋立てに関する意見について	25
17. 日程第11 議案第46号 平成29年度志布志市一般会計補正予算（第2号）	30
18. 日程第12 議案第47号 平成29年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	40
19. 日程第13 議案第48号 平成29年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	41
20. 日程第14 議案第49号 平成29年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）	42
21. 日程第15 議案第50号 平成29年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）	42
22. 日程第16 議案第51号 平成29年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）	43
23. 日程第17 議案第52号 平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）	44
24. 日程第18 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	45
25. 散 会	46

第2号（9月12日）

1. 議事日程	47
2. 出席議員氏名	48
3. 欠席議員氏名	48
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	48
5. 議会事務局職員出席者	48
6. 開 議	49
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	49
8. 日程第2 一般質問	49
野村 広志	49
小野 広嗣	72
青山 浩二	104
9. 延 会	124

第3号（9月13日）

1. 議事日程	125
2. 出席議員氏名	126
3. 欠席議員氏名	126
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	126
5. 議会事務局職員出席者	126
6. 開 議	127
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	127
8. 日程第2 一般質問	127
長岡 耕二	127
小辻 一海	132
平野 栄作	149
八代 誠	168
9. 散 会	182

第4号（9月14日）

1. 議事日程	183
2. 出席議員氏名	184
3. 欠席議員氏名	184
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	184

5. 議会事務局職員出席者	184
6. 開 議	185
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	185
8. 日程第2 一般質問	185
丸山 一	185
市ヶ谷 孝	199
小園 義行	208
9. 散 会	225

第5号（9月27日）

1. 議事日程	226
2. 出席議員氏名	228
3. 欠席議員氏名	228
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	228
5. 議会事務局職員出席者	228
6. 開 議	229
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	229
8. 日程第2 報告	229
9. 日程第3 議案第40号 志布志市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について	229
10. 日程第4 議案第41号 志布志市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	230
11. 日程第5 議案第42号 志布志市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について	231
12. 日程第6 議案第43号 公有水面埋立てに関する意見について	233
13. 日程第7 議案第44号 公有水面埋立てに関する意見について	233
14. 日程第8 議案第45号 公有水面埋立てに関する意見について	233
15. 日程第9 議案第46号 平成29年度志布志市一般会計補正予算（第2号）	235
16. 日程第10 議案第47号 平成29年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	244
17. 日程第11 議案第48号 平成29年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	245
18. 日程第12 議案第49号 平成29年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）	246
19. 日程第13 議案第50号 平成29年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）	247
20. 日程第14 議案第51号 平成29年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）	249

21. 日程第15	議案第52号	平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算 (第1号) ……………	249
22. 日程第16	陳情第5号	「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情 について……………	250
23. 日程第17	発議第4号	「全国森林環境税」の創設に関する意見書について……………	252
24. 日程第18	議案第53号	志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条 例の制定について……………	254
25. 日程第19	諮問第4号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて……………	256
26. 日程第20	報告第4号	平成28年度志布志市健全化判断比率について……………	259
27. 日程第21	報告第5号	平成28年度志布志市資金不足比率について……………	259
28. 日程第22	認定第1号	平成28年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について……………	260
29. 日程第23	認定第2号	平成28年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について……………	262
30. 日程第24	認定第3号	平成28年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認 定について……………	262
31. 日程第25	認定第4号	平成28年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ いて……………	262
32. 日程第26	認定第5号	平成28年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定に ついて……………	262
33. 日程第27	認定第6号	平成28年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認 定について……………	262
34. 日程第28	認定第7号	平成28年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定につ いて……………	262
35. 日程第29	認定第8号	平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算 認定について……………	262
36. 日程第30	認定第9号	平成28年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について…	262
37. 日程第31	閉会中の継続審査申し出について (総務常任委員会) ……………	268	
38. 日程第32	閉会中の継続調査申し出について (総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営 委員長) ……………	268	
39. 閉会	……………	268	

平成29年第3回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容
9月11日	月	本会議	開会 会期の決定 議案上程
12日	火	本会議	一般質問
13日	水	本会議	一般質問
14日	木	本会議	一般質問
15日	金	休 会	
16日	土	休 会	
17日	日	休 会	
18日	月	休 会	敬老の日
19日	火	委員会	常任委員会
20日	水	休 会	
21日	木	休 会	
22日	金	休 会	
23日	土	休 会	秋分の日
24日	日	休 会	
25日	月	休 会	
26日	火	休 会	
27日	水	本会議	委員長報告 討論・採決 平成28年度決算関係議案上程 閉会

2. 付議事件

番号	事 件 名
報告第3号	専決処分の報告について
報告第4号	平成28年度志布志市健全化判断比率について
報告第5号	平成28年度志布志市資金不足比率について
議案第40号	志布志市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
議案第41号	志布志市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
議案第42号	志布志市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第43号	公有水面埋立てに関する意見について
議案第44号	公有水面埋立てに関する意見について
議案第45号	公有水面埋立てに関する意見について
議案第46号	平成29年度志布志市一般会計補正予算（第2号）
議案第47号	平成29年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第48号	平成29年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第49号	平成29年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第50号	平成29年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）
議案第51号	平成29年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）
議案第52号	平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）
議案第53号	志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
陳情第5号	「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について
発議第4号	「全国森林環境税」の創設に関する意見書について
認定第1号	平成28年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号	平成28年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号	平成28年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号	平成28年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号	平成28年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号	平成28年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号	平成28年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について
認定第8号	平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第9号	平成28年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について
諮問第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
諮問第4号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	閉会中の継続審査申し出について (総務常任委員会)

閉会中の継続調査申し出について

(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

3. 一般質問

質問者	件名	要旨	質問の相手方
1 野村 広志	1 教育行政について	<p>(1) 市内高等学校支援事業において、様々な支援を行っている中、バス運行事業者よりスクールバスの減便が通達されたと聞く。そこで、その経緯と影響等及び対応策について問う。</p> <p>(2) 学習指導要領の改訂に伴い、子供たちの学び方が大きく変わろうとしている。そこで、今後の本市の子供たちに必要とされる学び方について問う。</p> <p>(3) かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例の制定がなされ、10月1日に施行されるが、本市の現状と啓発の在り方について問う。</p> <p>(4) 子供たちを取り巻く環境の中で、家庭の日、青少年育成の日、育児の日等が設置されているが、本市においての取り組み方と考え方について問う。</p> <p>(5) 想定外の大規模災害が発生する可能性を考えた場合に、あらゆる観点からの防災教育の在り方については、充実を図る必要があると思う。そこで、役割を担うべき子供たちの人材育成を積極的に推進していく考えはないか問う。</p>	<p>市長 教育委員長</p> <p>市長 教育委員長</p> <p>教育委員長</p> <p>教育委員長</p> <p>市長 教育委員長</p>
2 小野 広嗣	1 防災対策について	<p>(1) 7月の九州北部豪雨により甚大な被害が発生したが、その後も、これまでの常識をはるかに超えるような集中豪雨によって災害が起きている。今後、同じような災害の発生が予測される中、想定外を排した従来の経験や発想にとらわれない、きめ細かな防災対策が急務ではないか。</p>	市長
	2 ふるさと納税について	<p>(1) ふるさと納税の獲得競争で返礼品の豪華さを競う傾向が激化しており、総務省は返礼割合と内容の見直しを求めているが、これに対する本市の基本的な考え方と今後のふるさと納税制度への戦略について示せ。</p>	市長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
2 小野広嗣	3 マイナンバー制度について	(1) マイナンバー制度を行政事務にフル活用することで、住民の利便性や行政事務の効率が高まると思うが、本市の取り組み状況について示せ。 (2) マイナポータルは、子育ての分野から秋の本格運用を目指し、本年7月から試行運用がスタートしている。活用するには地方自治体での手続きが必要となるが、本市の対応状況と今後の取り組みについて示せ。	市 長 市 長
	4 教育行政について	(1) 施政方針には、「地域とともにある学校づくりを目指し、コミュニティ・スクールの導入に加えて、小中連携を更に発展させ、義務教育9年間を通して地域ぐるみで子供を育てていく小中一貫教育の推進に着手する」とあるが、その推進状況を示せ。	市 長 教育委員長
3 青山浩二	1 男女共同参画社会の実現について	(1) 男女共同参画社会の推進のためには、先進的に市役所内での女性管理職の登用を積極的にすべきだと思うが、市長の考え方を問う。 (2) 女性活躍推進法に基づき、どのような計画を策定し、女性の活躍をどう推進していく考えなのか問う。 (3) 男性職員の育児休業の取得状況について問う。 (4) 市内の小中学校における、女性管理職の現状について問う。 (5) 道徳の教科化が、小学校では平成30年4月から、中学校では平成31年4月から開始される。男女共同参画社会の観点からなる男女平等教育について、どのようなことを実践しているのか問う。 (6) 男女混合名簿について考え方を問う。	市 長 市 長 市 長 教育委員長 教育委員長 教育委員長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
3 青山 浩二	2 県立志布志高等学校への支援について	(1) スクールバスの利用者減少に伴い、現在の便数維持が困難であるため、運行事業所による運行見直し（便数の減）が平成29年9月から実施された。見直し前の便数へ復帰するための支援はできないか問う。	市長 教育委員長
4 長岡 耕二	1 道路の維持管理について	(1) 平成29年度道路愛護に関する県知事表彰を受けられた自治会があるが、受賞に至る経緯などを市民へ周知して、市全体に取り組みを広げる考えはないか問う。	市長
		(2) 県道及び市道の維持管理について ① 潤ヶ野小学校付近の歩道の管理状況について問う。 ② 県道今別府串間線の一部で4 t以上の車両通行止めが1年以上続いているが、このように長期に渡る要因と現状、さらに今後の見通しについて問う。	市長
		(3) 今後の道路維持管理の在り方について問う。	市長
5 小辻 一海	1 道路行政について	(1) 県道110号塗木大隅線改良工事の進捗状況と、今後の見通しについて問う。 (2) 国道220号線外岩戸ガソリンスタンド前への、歩道と信号機設置の進捗状況について問う。 (3) 県道3号日南志布志線、県道65号南之郷志布志線及び市道の維持管理状況について問う。	市長 市長 市長
	2 環境行政について	(1) 生物多様性基本法第13条で、「生物多様性地域戦略」を定めるよう規定され、2020年度までに策定するとされたが、現在の取り組み状況について問う。	市長
	3 職員業務の在り方について	(1) 職員による自治会使送業務の改善について問う。	市長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
6 平野 栄作	1 防災対策について	<p>(1) 熊本地震による被災状況及び民間レベルでの避難所運営等について、発生後の平成28年6月に会派での視察を行い、更に平成29年1月に復興状況等についても再度視察を行った。視察を通じて、今後発生が危惧される地震等に対する課題や、本市の取り組みを更に充実する必要性を感じたことから、以下の点について問う。</p> <p>① これまでも防災意識向上を図るべきといった質問があったが、具体的にどのような箇所が強化されてきたのか。また、市民の防災意識の高まりをどう認識しているか。</p> <p>② 避難看板及び階段等の設置が進められているが、目標に対しての達成率はどの程度か。また、今後どう推進していく考えか。</p> <p>③ 津波や山林崩壊等により、家屋の損傷に伴う災害ごみの処分及び仮設住宅建設用地の確保が必要となるが、その対応策は検討されているのか。</p> <p>④ 防災計画上、避難所はあらかじめ指定されているが、開設から運営までを任せられる人的な育成を図る必要はないのか。</p>	市 長
	2 ESCO事業の導入について	<p>(1) 議会で開催した「市民と語る会」でも要望があったが、街路灯（防犯灯）の新規設置及び維持管理について、合併後10年が経過しているが、旧町単位で管理体制が異なっている。また、教育委員会にも新規設置の要望が多数あると思うが、経費的に要望数を満たせる状況にはないと思う。環境対策に力を入れている志布志市としては、設置経費及び電気料の削減、維持管理に要する人的経費の削減を考慮したESCO事業への移行が必要と考えるが、以下の点について問う。</p>	市 長 教育委員長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
6 平野 栄作	2 ESCO事業の導入について	<ul style="list-style-type: none"> ① 現在の街路灯（防犯灯）の設置数と、管理状況を示せ。 ② 新規要望件数と、設置計画を示せ。 ③ 維持管理上の問題点及び電気料の推移状況を示せ。 ④ 本事業を導入する自治体が増加しているが、本市での導入についての見解を示せ。 	市長 教育委員長
7 八代 誠	1 防災行政について	<ul style="list-style-type: none"> (1) 「津波避難対策緊急事業計画」について <ul style="list-style-type: none"> ① 計画策定に伴う各種調査の結果について問う。 ② 現時点での進捗及び今後の計画について問う。 (2) 緊急時の避難場所について <ul style="list-style-type: none"> ① 避難場所の種別及び箇所数について問う。 ② 避難施設自体の耐震性や飲料水及び非常用物資備蓄、マンホールトイレ等の整備について問う。 (3) 緊急時の応急仮設住宅候補地の在り方について <ul style="list-style-type: none"> ① 市内小・中学校の校庭が候補地になっているが、候補地として適正と考えるのか問う。 ② 開田の里公園内の桜山を造成し、公園一帯を候補地として考えられないか問う。 	市長 市長 市長
8 丸山 一	1 コアジサシの保護対策について	(1) 12年ぶりに志布志湾へコアジサシが飛来して抱卵していたが、一部の心無い人たちがコロニーに入ったことによりいなくなってしまう。保護対策を徹底する必要があると思うが、市の考えについて問う。	市長
	2 公営住宅の跡地について	(1) 市内の公営住宅撤去後の跡地は、放置され草が多く繁茂している。整備して子供たちの遊び場にする考えはないか問う。	市長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
8丸山 一	3 農業を取り巻く環境保全について	(1) 1990年代から、殺虫剤や農薬などに使用されているネオニコチノイド系農薬が全国的に普及しているが、欧州では2013年より3種類の農薬が使用禁止になっている。最近では、それらの農薬に代わる代替品を推奨する自治体もあるようだが、本市においても同様の対策は考えられないか問う。	市 長
9市ヶ谷 孝	1 移住定住政策について	(1) 移住定住政策を効果的に推進するためには、本市における人口動態を世代ごとにしっかりと把握し、その分析結果をもって対応していくことが要諦になると思う。本市の取り組みは、現在どのように進捗しているのか問う。 (2) 移住定住政策の一環として、様々な内容の奨学金制度を設けて、移住や将来の定住に繋げる自治体も出てきている。全国的に完全給付型や条件付き給付型の検討も行われる中、本市における奨学金制度の現状と、今後の在り方をどのように考えているか問う。 (3) 本市における子育て世代の負担軽減施策は充実していると思われる。移住定住政策の一環として、今後の子育て環境の整備を図る場合、これまでの現行制度を深化させていく手法も当然継続しつつ、近隣自治体には無い独自性を内外へ発信していく考えはないか。	市 長 市 長 教育委員長 市 長
10小園 義行	1 政治姿勢について	(1) 庁舎等在り方研究委員会の12月提言に向けた議論の進捗状況について問う。 (2) 研究委員会の今後について、どのように考えているか。	市 長 市 長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
10小園義行	2 国民健康保険について	(1) 運営が県に移行することによる、県の国保税の試算は示されたのか。 (2) 本市は、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式で課税されているが、県の考えはどうか。	市 長 市 長
	3 介護保険について	(1) 保険料を払いきれない低所得の高齢者に対するペナルティについて問う。また、これに該当する方の本市の現状について問う。 (2) 低所得者に対する負担軽減をどう考えているか。	市 長 市 長

平成29年第3回志布志市議会定例会会議録（第1号）

期 日：平成29年9月11日（月曜日）午前10時04分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 報告第3号 専決処分の報告について
- 日程第5 議案第40号 志布志市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第41号 志布志市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第42号 志布志市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第43号 公有水面埋立てに関する意見について
- 日程第9 議案第44号 公有水面埋立てに関する意見について
- 日程第10 議案第45号 公有水面埋立てに関する意見について
- 日程第11 議案第46号 平成29年度志布志市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第47号 平成29年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第48号 平成29年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第49号 平成29年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第50号 平成29年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第51号 平成29年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第52号 平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
副 市 長 岡 野 正	教 育 長 和 田 幸 一 郎
総 務 課 長 武 石 裕 二	財 務 課 長 仮 重 良 一
企画政策課長 樺 山 弘 昭	情報管理課長 小 野 幸 喜
港湾商工課長 柴 昭 一 郎	税 務 課 長 野 邊 孝 蔵
市民環境課長 西 川 順 一	福 祉 課 長 折 田 孝 幸
保 健 課 長 津 曲 満 也	農政畜産課長 重 山 浩
耕地林務水産課長 立 山 憲 一	建 設 課 長 假 屋 眞 治
松山支所長 今 井 善 文	志布志支所長 山 田 勝 大
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 雅 人	教 育 総 務 課 長 徳 田 弘 美
学校教育課長 福 田 裕 生	生涯学習課長 若 松 利 広
志布志支所産業建設課長 小 山 錠 二	

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 吉 田 秀 浩	次長兼議事係長 中 水 忍
調査管理係長 西 洋 一	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時04分 開会 開議

○議長（岩根賢二君） ただいまから、平成29年第3回志布志市議会定例会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩根賢二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、市ヶ谷孝君と青山浩二君を指名いたします。

—————○—————

日程第2 会期の決定

○議長（岩根賢二君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月27日までの17日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月27日までの17日間に決定しました。

—————○—————

日程第3 報告

○議長（岩根賢二君） 日程第3、報告を申し上げます。
議会運営に関する申し合わせの期間までに受理した陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりであります。

陳情第4号、陳情第5号は、総務常任委員会へ付託いたします。

次に、地方自治法第243条第2項の規定により、公益財団法人志布志市農業公社から平成28年度事業報告及び収支決算書、平成29年度事業計画書及び収支予算書が、並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、志布志市教育委員会から志布志市教育委員会外部評価委員会点検・評価報告書が、また監査委員から監査報告書が提出されましたので配布いたしました。

参考にしていただきたいと思います。

—————○—————

日程第4 報告第3号 専決処分の報告について

○議長（岩根賢二君） 日程第4、報告第3号、専決処分の報告についてを議題とします。
報告の内容について説明を求めます。

○市長（本田修一君） おはようございます。

報告内容の説明を申し上げます。

報告第3号、専決処分の報告について説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、専決処分

したので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

平成29年8月4日に刈り払い作業に伴う事故に関し、損害賠償の額を定め和解したものであります。

内容につきましては、平成29年7月18日、午前11時頃、市道若浜11号線の刈り払い作業中に刈払機で誤って雑草中の小石を跳ね、同市道を志布志運動公園方向から志布志港フェリー旅客待合所方向に走行していた和解の相手方の所有する普通貨物自動車の左前方側面ガラスを破損したものであります。

事故の原因は、刈り払い作業前に雑草中の小石等の確認が不十分であったためであり、過失割合を市が100%、和解の相手方が0%とし、和解の相手側の所有する普通貨物自動車の原形復旧に要する費用4万4,906円を市が和解の相手方に賠償し、和解したものであります。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可をいたします。質疑はありませんか。

○18番（小園義行君） 今回のこのケースは、これまでも過去、多々出ているわけですが、この刈り払い作業という、これを見直していますかね。除草剤散布とか、そういったことだと、こういうことは全く起こり得ないわけで、そういったことを当局として検討・議論をしたこととかというのは全く無くて、今までどおりで刈払機でやっぱり作業をするという、その方法しか、県当局を含めてそうですけれども、県道等もですね、そこらについては、当局で議論とかいうのは無いんですかね。防ぎようがないことだというふうに、ちょっと考えるんですけれども。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当課長に答弁させます。

○建設課長（假屋眞治君） おはようございます。

ただいまありました草払い機の事故ですけれども、作業方法につきましては、今まで草払い機で払う方法、それから除草剤でサンフーロンを使ってまいてやる方法ということについては、検討はしてまいっているところでございます。

○19番（上村 環君） 作業中に小石を跳ねて、車のガラスを破損したということは、これまでも何度も起きております。

私は、作業される方は、それぞれ自分の対策はメガネをかけたりされていると思うんですが、しかし、雑草の中に小石があるかの確認が不十分だったために跳ねたと、それがたまたま通行中の車に当たったと。これがもし、自転車だったり、歩行者だったり、全くそこに危険性を察知しない形で通行した時に、もし重大事故になったらどうするかと考えると、全くこの作業方法に注意の対策の向上が見られないというような気がするんですが、これまで幾度となく発生してきている中で、どういった注意を行って作業をしていたのか、お伺いをいたします。

○志布志支所産業建設課長（小山錠二君） 議員御指摘のとおり、毎朝のミーティングはもとより、今回この事故が発生した原因は、作業前の現場内の確認と、周囲を通行する車両や通行者の確認が不十分であったということです。更に飛散防止ということの対策を怠ったことが今回の原

因と言えます。

以上です。

○19番（上村 環君） 先ほど同僚議員から雑草対策については、除草剤等もあるねといった考え方も示されましたけれども、もし予算よりも人命、安全を重視するならば、そこに人を配置して、それなりの対策ができると思うんですよ。ですので、除草剤の使用もしくは交通整理の人、安全対策、ここあたりの予算をしっかりと取って、市民や通行される方は、まさか今後こういったことが無いようにということを、これは市長にそのことをお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま御指摘があったように、このような事故というのは、過去にも何回も発生しております。

その度に、今後事故が再発しないためにはどうすればいいかということについては、十分担当の方では協議を重ねて、その対策については、取り組んでやっているということでございます。今回の場合、例えば、そのマニュアルに従った形での作業がされてなかったのでは、というふうには私自身も思ったということでございます。

そういうことで、今議員御指摘のとおり、人員あるいは予算というような関係で、まだまだ不十分ということがあれば、今後は、そのことについては、十分対策を考慮しながら予算の計上にはつなげていきたいというふうに思います。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

○9番（丸山 一君） 議会がある度に損害賠償というのが上がってまいります。無かったことは無いと思います。

今までも我々議員から、いろいろ指摘をされて飛散防止のためにはコンパネを準備するとか、ネットを張るとか、竹であれば高さ調整をするとか言って、いろいろ指摘はしてきておるにも関わらず、今回は、今市長答弁にありますとおり、マニュアル通り仕事をやっていなかったということなんですよ。

であれば、我々が今まで指摘してきたことは無視されてきたのかなという気がいたします。これ以上、損害賠償の案件は出てこないようお願いをしたい。

以前、市が発足した頃は、違う部署がずっと土日のイベントがあつて多いいんだということを出てきていましたけれども、今はその部署はぜんぜん出てこないですね。今は特定の課だけですよ。だから、こういうことが無いように、ぜひ注意をしていただきたい。

最初に同僚議員が指摘をされましたけれども、除草剤散布も一つの方法だと、僕はいつも常に思っていたんですよ。昨日だったと思うんですけども、220号線の歩道沿いに4人ほどで噴霧器を背負って除草剤散布をされておりました。この除草剤散布は国土交通省においては、3年もしくは4年ほど前からやっています。前は環境に負荷を与えるといかんということで、除草剤散布というのは農地用と非農地用という薬剤があつて、いろいろ使い分けされていたんですよ。でも

今は国土交通省が歩道部分に除草剤散布をするということは、相当農薬が改良されたんだと思う。僕もいろいろ調べたんですけども、散布をして何時間かすると、6時間ぐらいすると紫外線によって分解されると、今は日本の農薬はすごくいいんですよ。ですから国土交通省は採用に踏み切ったと思うんですよ。

ですから、人的に刈払機なんかでやると、どうせ事故が起きてくる。先ほど同僚議員が言われたけれども、これが目なんか飛び込んできた時に失明とかになったら大変なことですよ。マニュアル通りにやらないのであれば、除草剤散布をされて、その作業をしないようにしていただければ。除草剤散布をしますと、例えば、僕はよくやるんですけども、10cmぐらい草が芽生えてきた時に除草剤散布をすると、早いので翌日に枯れ始めるのもあるし、1週間ぐらいして、じわっと枯れていく、いろいろ薬剤の種類はありますよ。

ですから、そういうことを考えれば、除草剤散布も一つの良い方法じゃないかと思えますけれども。

○建設課長（假屋眞治君） まず、薬剤散布の件ですけども、これにつきましては、市の方でも3年ぐらい前から実際に実施はしているところでございます。

ただ、市の状況として農地の周りとか振れない場所があったりとか、いろいろ状況がございまして、そこら辺を判断しながら実施はしているということでございます。

今、議員のおっしゃるとおり、そういう農薬が改良されているということであれば、その辺も勉強して、今後また場内で検討していきたいというふうに思っています。

それと作業員へのいろいろな研修につきましても、チェーンソーの使い方とか、それから草刈り機の使い方も、今年も6月7日に全員を集めまして研修もしたところでした。しかしながら、私どもの徹底が至らなくて、こういう結果がまた起こりましたことについて、誠に申し訳ありませんでした。

朝、毎日各支所ごとにミーティングをしております。その中で実際に作業内容とか手順はやっているんですが、特に今回の場合なんか危ない場所という認識はできているので、こういう手順でというのをもう一回徹底できるように今後もやっていきたいと思っておりますので、御了解いただきたいと思っております。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 以上で専決処分についての報告を終わります。

—————○—————

日程第5 議案第40号 志布志市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第5、議案第40号、志布志市情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第40号、志布志市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正に伴い、特定の個人を識別することができることとなる記述等の定義を明確にする等の措置が講じられたことに鑑み、市が保有する個人情報の適正な取り扱いを確保するため、当該措置に関する規定を加えるものであります。

内容につきましては、第7条第1号本文中「記述等」の次に、その定義として「(文書、図面若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)」を加えるものであります。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長(岩根賢二君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(岩根賢二君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第40号は、総務常任委員会へ付託いたします。



日程第6 議案第41号 志布志市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(岩根賢二君) 日程第6、議案第41号、志布志市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第41号、志布志市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、行政機関の保有する情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取り扱いに関する規定の整備等の措置が講じられたことに鑑み、市が保有する個人情報の適正な取り扱いを確保するため、これらの措置に関する規定を改めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○総務課長(武石裕二君) おはようございます。

それでは、議案第41号、志布志市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明を申し上げます。

付議案件説明資料の4ページをお開きいただきたいと思います。

なお、条例の新旧対照表につきましては、6ページから8ページにかけてでございますが、内容等につきましては、4ページ、5ページにおいて御説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

まず、行政機関個人情報保護法改正の趣旨について説明を申し上げます。

個人情報の保護に関する法律の施行から10年あまりが経過をし、情報通信技術の発展と国民を取り巻く環境は様々に変化するとともに、個人情報の範囲についての法解釈の曖昧さが指摘をされ、個人情報に該当するかどうかの判断が困難な、いわゆるグレーゾーンが拡大をしているところでございます。これらの環境の変化に対応するとともに、個人の権利利益の保護に資するため、要配慮個人情報の定義を設けること等を内容とする個人情報保護法が一部改正されたことに伴い、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律においても、個人情報保護法の改正を踏まえ、同様の措置を講じるため、行政機関個人情報保護法が一部改正をされたところでございます。

次に、条例の改正につきましては、地方公共団体の保有する個人情報については、条例により規律することとされていることから、1の行政機関個人情報保護法改正の趣旨を踏まえ、市が保有する個人情報の適正な取り扱いを確保するため、志布志市個人情報保護条例の一部を改正する必要があるところでございます。

次に、条例改正の概要について説明を申し上げます。

まず1点目といたしまして、個人情報の定義の明確化でございます。個人情報該当性の判断を容易かつ客観的にするため、行政機関個人情報保護法における個人情報の定義が改正をされ、個人識別符号が個人情報に該当することが明確化されたことから、個人情報保護条例においても個人識別符号が個人情報に該当することを明確にするため、個人情報の定義を改正し、行政機関個人情報保護法と同じ定義を指定するものでございます。

次に、2点目といたしまして、個人識別符号の定義の新設でございます。当該情報単体から特定の個人を識別することができる文字、番号、記号、その他の符号であり、保有者によって特定の個人を識別できるか否かの判断が異なることは無いと考えられることから、個人情報保護条例においても行政機関個人情報保護法と同じ定義を規定するものでございます。

第1号の特定の個人の身体の一部の特長を電子計算機の用に供するため変換した符号の具体例といたしましては、映像、写真等の顔認識データ、指紋認識データ等が個人識別符号に該当することとなり、第2号の対象ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入、または書類に付される符号の具体例といたしまして、旅券番号、運転免許証番号、個人番号等が個人識別符号に該当することとなるものでございます。

次に、3点目といたしまして、要配慮個人情報の定義の新設でございます。

人種、信条、病歴等によって本人に対する不当な差別、または偏見が生じないように、その取り扱いに特に配慮を要する個人情報を明確にする必要があることから、個人情報保護条例においても行政機関個人情報保護法と同じ定義を規定するものでございます。

その他の不利益が生じないように、その取り扱いに特に配慮を要するものの具体例といたしまして、病歴に準ずるものとして身体障がい、知的障がい、精神障がい等の障がいがあること。健康診断、その他の検査の結果、保健指導、診療、調剤情報が要配慮個人情報に該当することとなり、犯罪の経歴に準ずるものとして、本人を被疑者、または被告人として逮捕、捜索等

の刑事事件に関する手続きが行われたこと。本人を非行少年、または、その疑いがあるものとして、保護処分等の少年の保護事件に関する手続きが行われたことが要配慮個人情報に該当することとなります。

本人に対する不当な差別、偏見、その他の不利益が生じないように、その取り扱いに特に配慮を要することとなるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○18番（小園義行君） 1点だけ、今回こういうふうに条例を変えますよと、議案第40号でもありましたね。

仮に、一つの例ですけど、本市が法人の住民税、従業員の方々のそれをマイナンバーを付与した書類を書留でなく普通郵便で送りましたね、今年は。そういったことは、今後、この条例が改正されることによって、その人の個人のそれが識別できるようなものが普通郵便で送られるとか、そういったことには、今後はならないというふうに理解をしいんですか。

○総務課長（武石裕二君） 今の御指摘の法人における住民税、特徴のマイナンバーの書類等の書留うんぬんでございますが、これは従前より書留等のしっかりとした配慮が必要であるということも国からも示されてございます。

それから、今回の個人情報保護条例等につきましては、個人識別符号、具体的にさせていただきます。「個人番号等」というのも、そこに記載をさせていただきますので、今後はしっかりと他人に識別ができないような対応は必要であろうというふうには理解をさせていただきます。

○18番（小園義行君） 1点、今回法の改正の趣旨として、個人情報の範囲についての法解釈の曖昧さが今回の、そういうことではいけないから、ちゃんとしようねということで法律の改正がありました。マイナンバーもその一つだというふうにここに定義されていますけれども、それであれば、基本的に、そういった個人情報が第三者に漏れることが無いような措置をきちんと取るべきだというふうに思うわけですが、そうされるだろうというふうに課長としてはおっしゃったんですけれども、他人事じゃないですよ。当局がすることによって、第三者にきちんと本人にしか届かないような形でのものにしないと、間違っって配達されたり、その中で開けて、A氏の個人番号は12桁、これなんだねというのが出てしまうような対応は、今後行政としてもきちんとやりますよという決意がない限り、これは了とできないというふうに思うわけです。

だから、今回わざわざ、このマイナンバーについても法解釈の個人識別番号としては、曖昧さを持ってはいかんということで、この解釈になってこういうことですから、今後、行政機関が民間に出すそういったものについても、きちんとした対応がされるという法令審査会を受けての、この提案というふうに理解をしいのかという質問です。

○総務課長（武石裕二君） この条例改正等につきましては、法令審査委員会等においても各課

が保有するいろんな情報等がございますので、再度しっかりと、そういう情報が漏れないというようなことでの対応をするべきだという意見も出ました。そのことを受けて、次の週だったと思いますが、課長会において、しっかりと各課において保有する情報については、今回条例改正をしているので、その内容については確認をして、絶対今後、曖昧というか、グレーゾーンがしっかりと明記をされておりますので、対応するという事で各課長等を含めて対応確認はしております。

そういった形でいけば、今御指摘がありましたとおり、なるべくというか絶対漏れないような郵送についても、その手法というのは出てくるだろうと、そういう手法になるだろうというふうには考えております。

○議長（岩根賢二君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第41号は、総務常任委員会へ付託いたします。



日程第7 議案第42号 志布志市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第7、議案第42号、志布志市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第42号、志布志市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすことにより、地域経済を牽引する地域経済牽引事業に係る計画を承認する制度を創設するとともに、当該計画に係る事業を支援するための措置等が講じられたため、これらの措置に関する規定を改めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 議案第42号、志布志市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明申し上げます。

本条例は、昨年12月に制定したものであり、制定の理由は、本市の企業誘致における固定資産税の課税免除を受けることができる業種として、新たに運輸業、卸売業、自然科学研究所を追加することで、地域の産業集積の形成及び活性化が期待されることから、本条例を制定したものであります。

それでは、お手元の付議案件説明資料10ページからの新旧対照表を御覧ください。

本条例の改正は、上位法の一部改正に伴いまして、法律や省令の名称、引用する条項、用語等を改めるものでございます。

また、対象となる地域経済牽引事業については、県が定める鹿児島県基本計画において、八つの産業群を設定しており、電子関連産業、自動車関連産業、食品関連産業、健康・医療産業、情報通信関連産業、環境エネルギー産業に加え、新たに航空機関連産業、観光関連産業となっておりますので、この産業に該当する事業者が事業計画を作成して、県及び国の承認を得た場合に、製造業のみならず、サービス業等の非製造業を含む幅広い事業が対象となるものであります。

また、対象地域については、鹿児島県基本計画に定める促進区域とされており、本市の促進区域図を設定しておりますので、お手元の付議案件説明資料資料9ページを御覧ください。

区域の設定は、市内全域において市街地、自然公園区域の一部、鳥獣保護区、農用地区域、都市計画地域等各種土地利用規制区域のうち促進区域に適さない区域については、促進区域から除いております。

指定した促進区域の中で、特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべきエリアを大字単位で基本計画に定めるものとされておりますので、本市においては、市臨海工業団地が含まれる志布志町安楽地区を重点促進区域として設定しております。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第42号は、総務常任委員会へ付託いたします。

—————○—————

日程第8 議案第43号 公有水面埋立てに関する意見について

日程第9 議案第44号 公有水面埋立てに関する意見について

日程第10 議案第45号 公有水面埋立てに関する意見について

○議長（岩根賢二君） 日程第8、議案第43号、公有水面埋立てに関する意見についてから、日程第10、議案第45号、公有水面埋立てに関する意見について、以上3件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第43号、公有水面埋立てに関する意見について説明を申し上げます。

本案は、志布志港内の公有水面埋め立ての承認の出願について、志布志港港湾管理者の長、鹿児島県知事に対し意見を述べるため、公有水面埋立法第42条第3項において準用する同法第3条第4項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

出願人は、国土交通省九州地方整備局、埋め立て区域の位置は、志布志市志布志町志布志字若浜3326番から、同市志布志町安楽字汐掛296番15を経て、同市志布志町安楽字汐掛296番1に至る間の地先公有水面、面積は6,504㎡。

埋立地の用途は、ふ頭用地。

埋め立てに関する工事の施行に要する期間は3年6月とする志布志港内の公有水面埋め立ての承認の出願について、志布志港港湾管理者の長、鹿児島県知事から意見を求められたため、承認の出願のとおり承認することが適当である旨の意見を述べるものであります。

次に、議案第44号、公有水面埋立てに関する意見について、説明を申し上げます。

本案は、志布志港内の公有水面埋め立ての免許の出願について、志布志港港湾管理者の長、鹿児島県知事に対し意見を述べるため、公有水面埋立法第3条第4項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

出願人は、鹿児島県。

埋め立て区域の位置は、志布志市志布志町志布志字若浜3326番から、同市志布志町安楽字汐掛296番15を経て、同市志布志町安楽字汐掛296番1に至る間の地先公有水面、面積は1万6,986.85㎡。

埋立地の用途は、ふ頭用地。

埋め立てに関する工事の施行に要する期間は4年とする志布志港内の公有水面埋め立ての免許の出願について、志布志港港湾管理者の長、鹿児島県知事から意見を求められたため、免許の出願のとおり免許することが適当である旨の意見を述べるものであります。

次に、議案第45号、公有水面埋立てに関する意見について、説明を申し上げます。

本案は、志布志港内の公有水面埋め立て免許に関する埋立地の用途変更について、志布志港港湾管理者の長、鹿児島県知事に対し意見を述べるため、公有水面埋立法第13条ノ2第2項において準用する同法第3条第4項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

申請者は、鹿児島県。

埋め立ての免許の年月日及び番号は、平成9年4月9日付け鹿児島県指令港第14号。

埋立地の用途の変更の内容は、保管施設用地の規模を約25.1haから25haに、道路用地の規模を約5.7haから約5.8haに、それぞれ変更し、道路用地の配置に「A 埋立地の北東側に位置」を加えることとする志布志港内の公有水面埋め立て免許に関する埋立地の用途変更について、志布志港港湾管理者の長、鹿児島県知事から意見を求められたため、埋立地の用途の変更許可申請のとおり許可することが適当である旨の意見を述べるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますよう、お願

い申し上げます。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 議案第43号から議案第45号、公有水面埋立てに関する意見について、補足して御説明申し上げます。

今回の議案第43号から議案第45号につきましては、公有水面埋め立てを行う手続きの際に、志布志港港湾管理者鹿児島県から本市へ意見聴取が求められ、本市は志布志港港湾管理者へ意見することとなっています。

今回3件の議案につきましては、志布志港が重要港湾であり、整備が計画されている水深16m岸壁は、港湾法第52条第1項第2号及び港湾法施行規則第15条の13第2項第3号のイに該当する外国貿易船をけい留するためのけい留施設であって、水深12m以上のものであることから、港湾管理者である鹿児島県と国、九州地方整備局との協議により公有水面埋立法による埋め立ての手続きを行うことを決定しております。

このことから3件の議案は、出願人の国土交通省九州地方整備局と鹿児島県による岸壁整備等による埋め立ての新規承認、免許取得によるものと、志布志港港湾計画の一部変更に伴い、埋め立て後に計画されていた用地の用途の一部を臨港道路用地に変更するための意見聴取に対して、市長の意見を市議会による議決を得る必要があるための案件であります。

それでは、付議案件説明資料12ページをお開きください。

図中にありますAの国埋立地、国新規部分が岸壁護岸整備による埋め立ての計画であります。この計画に承認に対し、意見を述べるものであります。この事務手続きの流れにつきましては、付議案件説明資料13ページを御覧ください。

議案第43号は、出願人である国土交通省九州地方整備局が公有水面埋め立て承認願書を志布志港港湾管理者、鹿児島県代表者県知事へ提出され、志布志港港湾管理者により、埋め立て必要理由書等の審査がなされ、本年の7月18日から8月7日までの3週間、告示縦覧がされております。

その後、先ほども御説明いたしましたとおり、公有水面埋立法第3条第1項の規定により、志布志市長への意見聴取をすることになっており、法第3条第4項の規定により、意見を述べる際は議会の議決を経ることになっています。

なお、意見につきましては、受理日の平成29年8月9日から4か月以内に意見を述べることになっていることから、今回の定例会に提案させていただきました。

次に、付議案件説明資料14ページを御覧ください。

議案第44号につきましては、付議案件説明資料12ページの図中にありますBの県埋立地、県新規部分が護岸を含む、ふ頭用地整備による埋め立て計画であります。

この計画の免許取得に対して、意見を述べるものであります。

出願人である鹿児島県代表者県知事が公有水面埋め立て免許願書を志布志港港湾管理者、鹿児島県代表者県知事へ提出され、志布志港港湾管理者により、埋め立て必要理由書等の審査後に意見を求められた案件でございます。

本議案は、議案第43号と同様の手続きを踏まえてきておりますが、承認願書と免許願書との若

干の違いがあります。承認願書と免許願書との違いは、国が願書を提出する場合は承認、それ以外が願書を提出する場合は免許となっております。

また、重要港湾である志布志港は、新規で1万6,986.85㎡の整備が計画されていることから、港湾区域内の公有水面埋め立てを行うにあたり、面積による許認可権者である九州地方整備局長より認可を受ける必要があります。

要件面積については、資料に記載のとおりであります。

その他の手続きにつきましては、議案第43号と同様になります。

次に、付議案件説明資料15ページを御覧ください。

議案第45号につきましては、付議案件説明資料12ページの図中にあります、Cの県、別途県埋立地（県変更部分）の道路用地等による一部用途変更許可に対して、意見を述べるものであります。

用途変更許可申請人である鹿児島県代表者県知事が、埋立地用途変更等申請書を志布志港港湾管理者、鹿児島県代表者県知事へ提出され、志布志港港湾管理者により埋立地の用途の変更等の審査後に意見を求められた案件でございます。

議案第45号の案件による事業計画の免許は、平成9年4月9日に取得されており、それ以降、市議会に意見を求める用途変更等の申請はなされておらず、今回が初めてとなります。

用途変更箇所につきましては、港湾関連用地の一部を臨港道路用地に変更するものであります。

議案第45号につきましても、議案第43号、議案第44号と同様の手続きを踏まえてきております。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。

質疑も一括して受け付けますが、個別の議案に対する質疑の場合は、議案番号を述べてから質疑に入ってください。

質疑はありませんか。

○18番（小園義行君） 2点だけお願いします。

全てに関連しています。この埋め立ての工事の手法が一つ。

二つ目に全て国直轄、県直轄でやるわけですけれども、相対事業費で港湾改修負担金等々が発生するものなのか、無ければいいんですけど、あるとした場合に、概略これぐらいですよというのは、財政当局と打ち合わせされて、当然後年度負担という、そういったことも出てきますので、そこがどうなっているのかということだけお知らせください。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 工事の手法につきましては、この図中にありますAの県埋立地、国埋立地、国新規部分を先に着手いたしまして、あわせて県埋立地、県新規部分も整備を行い、それからしゅんせつ土をCの別途県埋め立て地等に搬入するという作業になるかと思われま

す。今年度事業化された場合、バルク戦略港湾の整備に係る負担金でございますが、国際バルク戦略港湾の整備に係る本市の負担金は、計画されている総事業費が106億円とされておりまして、本

来であれば概算で11億9,250万円の負担金となりますが、後進地域の開発に関する公共事業に係る負担割合の特例に関する法律により、平成29年度の国の負担割合が1.16上昇していることから、5か年の負担割合が、このまま継続すると仮定いたしますと、本市の負担金額は約9億5,930万円となる見込みでございます。

○18番（小園義行君） 以前、新若浜を埋め立てをした場合に海底の砂を吸い上げてやったりして、菱田とか通山海岸は大変浸食の心配をされたわけですがけれども、今回は外から岩石等々を持ってきて埋めてやるという方法なのか。それとも海底の砂を、また以前と同じように吸い上げてやるのかという、そこだけちょっとお聞きしたかったところです。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 先ほど若干補足説明しましたが、岸壁が完成した後に海からの吸い上げを行いまして、埋め立てを行うという工法でさせていきたいと思えます。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

○9番（丸山 一君） いただいた資料によりますと、これでは水深14mですよ、こっちの説明資料の中では16mと書いてある。14と16ですよ。僕らが事前に聞いていたのは、コンテナヤードを拡張するにあたっては、パナマ運河を大型船が通行できるようになったと。現在は14mだから、大型船を接岸させるために17mに掘り下げなくちゃいけないと僕は事前に聞いていたんですけども、これはどっちが正しいんですかね。14なのか16なのか、17なのか。お願いします。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 今回の港湾変更計画では、16mで変更の許可をいただいたところです。

しかしながら、今回の工事では、まだ穀物船等の大型化が進んでおらず、14mで十分対応できるということから、今回の工事では14mの工事を行うということとしているところでございます。

○9番（丸山 一君） 今回14mですとってですよ、何年後かに大型船が接岸するためには、今度は3m掘り下げなくちゃいけないとなると、鋼矢板等が足りなくなるんじゃないですかね。相当長いのを打ち込んでおかないと3mも4mも掘り下げるとなると、底が洗われることになるわけですよ。将来のことを考えて14ではなくて、17か18ぐらいで、僕は埋め立てというのはすべきだと思うんですね。護岸なんかはみんなそうですよ、間知ブロックを積む時も水面上から5m、6mぐらい掘り下げて基礎を造って間知ブロックを積んでいくわけですから。将来のことを考えれば、そういうことをしないと、これは追加工事が大変なことになると思うんですけどね。

○副市長（岡野 正君） ただいま議員の御質問のとおり、岸壁については事前に必要な深さを設けていなければならないということで、この岸壁については、将来的に16mにする予定の岸壁になっております。

したがいまして、後から掘るというのができないもんですから、最初から16mの構造でまず整備をすると、岸壁そのものは。

ただ、利用としては14mということで、前面の泊地とか航路というのは14mの船が入れるような構造に、その深さまで掘るということで、当面は前面の水深は14mの船が入れるような構造にしておくということになってございます。

以上でございます。

○9番(丸山 一君) それと、もう1点、この埋め立てをするときには、航路しゅんせつ等をしながら埋め立てをしていくんだということは、事前に僕らは説明を受けていた。

ただ県から、ちょっと前に電話がありまして、安楽川河口がかなり浅く、遠浅になっているんですよ、ここ四、五年の間に。その砂を今度は菱田川の方に運んでいきたいということ言われたわけですよ。僕らは、こういうコンテナヤードに、そういう所を使ってもらっては困るなどということはあるんですけども、実際今後、コンテナヤードの前面の赤い色で塗った部分のしゅんせつをして、そこを埋め立てていくということで、よろしいんですかね。

そうでないと、安楽川河口の護岸ができて、砂がかなり堆積されたものだから浅くなっているんですよ。その分を今度は、こっちの埋め立ての方に使われると、通山・押切海岸の浸食の方に対応できなくなると思うんですが、そこを確認をしておきたいと思うんですけども。

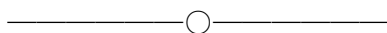
○港湾商工課長(柴 昭一郎君) 今回のしゅんせつにつきましては、今、議員のおっしゃるAの国埋立地、国新規部分の先端部分をしゅんせつして送り込むという作業になっております。

○議長(岩根賢二君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(岩根賢二君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第43号、議案第44号、議案第45号は、総務常任委員会へ付託いたします。



日程第11 議案第46号 平成29年度志布志市一般会計補正予算(第2号)

○議長(岩根賢二君) 日程第11、議案第46号、平成29年度志布志市一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第46号、平成29年度志布志市一般会計補正予算(第2号)について説明を申し上げます。

本案は、平成29年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、ふるさと納税推進事業、伊崎田定住促進住宅用地整備事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○財務課長(仮重良一君) おはようございます。

それでは、議案第46号、平成29年度志布志市一般会計補正予算(第2号)について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に18億6,971万2,000円を追加し、予算の総額を260億678万3,000円とするものでございます。

予算書の5ページをお開きください。

第2表の地方債補正でございますが、追加は梅雨前線豪雨に伴う現年補助災害復旧事業に940万円、現年度単独災害復旧事業に120万円、総額で1,060万円追加しております。

変更は、一般単独事業のうち、合併特例事業については、中山間地域総合整備事業の有明地区の区画整理に伴う農業債を160万円減額、林道御在所岳線に伴う林業債を2,880万円増額、松山城址法面維持工事に伴う商工債を1,320万円増額、合わせて4,040万円を増額し、合計8億8,060万円とするものでございます。

また、臨時財政対策債は借入額の決定に伴い3,397万8,000円減額し、5億422万2,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものを御説明を申し上げます。8ページをお開きください。

まず、歳入の9款、地方特例交付金は、住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う財源措置、減収補てんとして交付決定されたことに伴い、288万8,000円増額しております。

9ページをお開きください。

10款、地方交付税は、普通交付税の交付額が62億8,240万7,000円に決定したことに伴い、1,840万7,000円増額をしております。

10ページの12款、分担金及び負担金は、団体営中山間地域総合整備事業に伴う、用水事業負担金として、農業費負担金を13万9,000円計上しております。

11ページをお開きください。

14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、2目、民生費国庫負担金は、介護保険に係る低所得者保険料軽減負担金の交付額決定に伴い、1万4,000円増額計上しております。

12ページの2項、国庫補助金、2目、民生費国庫補助金は、障害者自立支援給付支払等システムの改修に係る補助金を72万9,000円計上し、3目、衛生費国庫補助金は、合併処理浄化槽設置整備事業に係る国庫補助金の内示に伴い、69万1,000円を増額しております。

13ページをお開きください。

15款、県支出金、1項、県負担金、2目、民生費県負担金は、介護保険に係る低所得者保険料軽減負担金の交付額決定に伴い、7,000円増額しております。

14ページを御覧ください。

2項、県補助金、3目、衛生費県補助金は、合併処理浄化槽設置整備事業に係る県補助金の内示に伴い、52万5,000円を増額しております。

4目、農林水産業費県補助金は、1節、農業費補助金として、環境保全型農業直接支払事業の取り組み面積拡大に伴う補助金の増額を74万9,000円、荒廃農地の再生利用活動等を実施する荒廃農地等利活用促進事業の実施に伴う補助金を6万円計上。2節、林業費補助金として、林業成長産業化地域創出モデル事業指定に伴う補助金30万円を計上しております。8目、災害復旧費県補助金は、梅雨前線豪雨により、被災した農業用施設を補助災害復旧事業で復旧するための補助金として1,950万円計上しております。

15ページをお開きください。

3項、県委託金、5目、教育費県委託金は、道徳教育総合支援事業に伴う、補助金の交付決定に伴い、59万9,000円を増額しております。

16ページを御覧ください。

16款、財産収入、2項、財産売払収入、1目、不動産売払収入は、県道日南志布志線の道路整備事業に係る土地売払収入を31万2,000円、霧岳の国有林に係る分収木売り払いに伴う、立木売払代金を73万4,000円、それぞれ増額計上しております。

17ページをお開きください。

17款、寄附金、1項、寄附金、2目、特定寄附金は、ふるさと志基金寄附金の増加を見込み10億円を増額し、計上しております。

18ページを御覧ください。

18款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、今回の財源調整といたしまして、4億3,651万4,000円減額。4目、施設整備事業基金繰入金は、志布志市文化会館高圧設備改修事業へ充当するため、210万円増額。15目、ふるさと志基金繰入金は、ふるさと納税推進事業、伊崎田定住促進住宅用地整備事業、プレミアム商品券発行事業等へ充当するため、7億6,113万7,000円増額しております。

19ページをお開きください。

2項、特別会計繰入金は、各特別会計の前年度決算の確定に伴い、国民健康保険特別会計繰越金等を総額で4,850万3,000円増額しております。

20ページを御覧ください。

19款、繰越金は、前年度からの繰越金の確定により4億75万8,000円増額しております。

21ページをお開きください。

20款、諸収入、5項、雑入、4目、雑入は、県道日南志布志線の道路整備事業に係る立木補償費を648万3,000円計上、地球温暖化対策実行計画事務事業編改定事業の実施に伴う、一般財団法人環境イノベーション情報機構からの間接補助金を882万5,000円、地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業の実施に伴う財団法人廃棄物3R研究財団からの間接補助金を1,466万4,000円計上、その他、合わせて3,105万2,000円を増額しております。

22ページを御覧ください。

21款、市債は、合計で1,702万2,000円増額しております。

次に、歳出予算の主なものを説明申し上げます。

23ページをお開きください。

2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は、ふるさと納税の寄附金増加に係る郵送料の増を見込み、600万円を増額しております。

3目、財産管理費は、県道日南志布志線の道路整備事業に係る構造物移転や、立木の伐採業務等に係る経費を250万円計上しております。4目、企画費は、伊崎田定住促進住宅用地整備事業に

係る工事請負費6,200万円及び水道管布設工事の水道事業への負担金150万円を計上をしております。

25ページをお開きください。

3款、民生費、1項、社会福祉費、2目、障害福祉総務費は、歳入でも御説明いたしましたが、障害者自立支援給付支払等システムの改修に係る委託料を145万8,000円計上しております。

26ページを御覧ください。

4款、衛生費、1項、保健衛生費、4目、環境衛生費は、歳入で御説明いたしました地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改定事業の実施に伴う委託料を876万5,000円、計上をいたしております。

27ページをお開きください。

同じく2項、清掃費、2目、塵芥処理費は、歳入で御説明いたしました地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業の実施に伴う委託料を1,368万6,000円計上をしております。

28ページを御覧ください。

6款、農林水産業費、1項、農業費、8目、農地整備費は、中山間地域総合整備事業有明地区の事業内容の変更に伴い、委託料を1,500万円増額し、工事請負費を同額減額しております。

また、農道維持に要する経費について、委託料を197万円、原材料費を103万円、負担金補助及び交付金のうち補助金を30万円増額しております。

29ページをお開きください。

2項、林業費、3目、林道整備費は、林道御在所岳線工事延長の増加に伴う分筆登記及び立木の調査に伴う委託料を1,100万円、用地取得費を950万円、立木の補償費を750万円計上しております。

30ページを御覧ください。

7款、商工費、1項、商工費、2目、商工業振興費は、グルメ普及事業として、志布志発かごしま黒豚三昧丼の全国展開イベントである「ふるさとまつり東京2017」に出場するための旅費及び補助金、合わせて532万9,000円を増額。

また、志布志市商工会による20%の割増金付きプレミアム商品券を発行するための補助金4,370万円を計上しております。3目、観光費は、ふるさと納税の更なる寄附者獲得に向けての取り組みを強化するための費用、合わせて6億2,322万5,000円を計上。

また、松山城址法面維持工事に伴います工事請負費を1,463万5,000円増額しております。

33ページをお開きください。

10款、教育費、3項、中学校費、2目、教育振興費は、要保護児童生徒援助費補助金に係る国庫補助限度単価の改正に伴い、扶助費を314万9,000円増額計上しております。

34ページを御覧ください。

5項、社会教育費、2目、公民館費は、志布志地区公民館分室のエアコンを更新するための費用108万円を計上、7目、文化会館費は、志布志文化会館に設置しております高圧設備の取替工事

を実施するため、その費用といたしまして、210万円を計上しております。

36ページをお開きください。

11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費、1目、現年農林水産施設災害復旧費は、梅雨前線豪雨により被災した農地及び農業用施設を復旧するため、合わせまして3,938万円を計上しております。

以上が、補正予算第2号の主な内容でございますが、詳細につきましては補正予算説明資料を御参照いただきたいと思います。

よろしく御審議のほうをお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。

会議規則第53条の規定により、西江園明君から発言通告が提出されておりますので、まず、西江園明君の質疑を許可します。

○8番（西江園 明君） 私、議長を含めて、おととい、昨日と仙台市に委員会で、先ほどもありました全協の5年に1回の牛のオリンピックということで応援に参加しました。独特の会場、雰囲気、その中で見事、志布志市から出品した牛が1席に入賞しまして、その瞬間にワート、あの歓声、私も一緒に思わず涙が出ました。これから本市、本県の畜産業の大きな励みになってくれることを確信したところです。また今回も補正されておりますけれども、ふるさと納税の大きなメニューにもなるのではないかと思います。余韻に浸ることなく、本日から定例会が始まりましたので、発言通告をしておりました。議会人として定例会に臨みたいと思います。

まず、通告しておりましたので、お尋ねします。私も、この件については、以前も一般質問をした経緯がありますので、その後どうなったかということも兼ねてお聞きしてみたいと思います。

まず1点目のグルメ普及事業ですけれども、今回の補正予算で、昨年に比較しますと約2倍の予算が計上されております。この事業は果たして私は個人的には市民の理解を得られている事業とは思いませんけれども、そういう中で1点目に補助金が昨年は186万8,000円という補助金だったんですけれども、今年は400万円以上という金額、410万円という補助金が計上されておりますけれども、昨年の倍以上に増えております。その根拠をまず伺います。なぜ昨年の倍以上かかるのかということですね。

ふるさと納税が大幅に増えたから、予算に余裕ができたからというふうには思いたくありませんけれども。

そして、この件で、この事業に今回を含めて今まで何年間で、どのぐらいの費用をかけているのかということもあわせてお聞きします。

次に、プレミアム商品券の発行事業についてであります。今年も夏場発行されまして、市民から非常に喜ばれている事業でございますけれども、前回まで発行された商品券のうち、3割分しか大型店舗では利用できませんでしたが、今回の事業では大型店舗で利用できるのは何割を考えているのかということをお尋ねします。

以前も一般質問をした時にも述べましたけれども、周りの自治体に聞いた時も、そもそも同じ

市内にある店舗によって差をつける発想は最初から無かった、志布志市の例を聞いてびっくりしていた自治体もありました。都城なんかは大型店舗が販売もしていました。私が住んでいる付近は、大型店が何軒かあります。一人暮らしの高齢者の人は、タクシーで日用品の買物をしております。こういう人に尋ねてみますと、「なぜ商品券を買わんの」と聞いてみますと、利用する店では全部使えないし、といて、「じゃあ残りの7割はどこで使えるんですか」と、逆に聞かれましたけれども、本当に商品券が欲しい市民には役に立っていない側面もあります。ですから、どの程度大型店で利用できるということを今回は考えているのか、お尋ねします。

まず1回目です。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

グルメ普及推進事業につきましては、今回の補正額も合わせまして、753万5,000円を計上しているところでございますが、その内訳につきましては、当初予算で計上いたしました180万円と、今回の補正予算で提案させていただいております全国ご当地どんぶり選手権出場に伴う予算の532万9,000円を計上しております。

当初計上いたしておりました180万円につきましては、10月から開催予定の市内グルメ、志布志湾グルメ等イベントに約105万円、グルメ普及推進員人件費としまして、約62万円、その他、串間市との交流イベント事業費としての予算でございます。

今回御提案させていただいております532万9,000円のうち、122万9,000円を旅費、410万円を補助金としておりますが、補助金の410万円につきましては、出店料及び保健所申請料に約8万3,000円、重機等リース料に約33万7,000円、PR費に約37万2,000円、商工会職員等旅費に約106万5,000円、現地アルバイト代として、約54万円が必要経費の主なものとなっております。

昨年、このどんぶり選手権に新規採用職員を研修の一環として派遣しまして、大変高い評価を得ましたが、このことにつきましては、行政が民間と一体となって取り組む姿勢を学ぶ機会として、大変有意義なものであったことから、昨年に続く新規採用職員旅費やグランプリ獲得へ向けた案内等のPR強化のための経費が必要経費の増額の理由となっております。

また、それにあわせ、本事業の目的であります本市をグルメのまちとしてPRし、観光入り込み客の増を図り、商工業の活性化につなげるため、更には地場商品の消費の拡大を図るためにもグランプリ獲得イベント等を開催し、波及効果を図るための経費をお願いするものでございます。

これまで全国御当地どんぶり選手権に要しました市の職員旅費や補助金の総額につきましては、平成23年度から7年度分、今年度御提案させていただいている予算も含めまして、約1,832万円となっております。

次に、プレミアム商品券についてのお尋ねにつきまして、お答えいたします。

今年度当初予算に計上しておりました10%割増付きのプレミアム商品券につきましては、7月30日に販売を開始し、8月3日には完売したところでございます。この商品券につきましては、サンキュー、ニシムタの2店舗が大型店として指定されており、商品券1冊、500券22枚綴りのうち、36%に当たる8枚が大型店でも使用できる商品券となっているところでございます。

前年度実施したプレミアム商品券事業におきましては、大型店で使用できる割合が33%であったことから、若干ではございますが、大型店で使用できる割合が増えているところでございます。

今議会において、御提案させていただいております20%割増し付きのプレミアム商品券におきましては、予算を承認いただいた後、細かな発行内容等について協議を行ってまいりますが、疲弊する市内中小規模事業者のことも考慮しながら、商工業の振興、消費者の購買意欲の高揚を図れるよう、商工会と連携し、事業を行ってまいりたいと考えております。

○8番（西江園 明君） 今、市長が細かい数字を並べられた、グルメ普及事業ですけれども、数字で答弁されましたけれども、去年は同じ事業をしているのに、去年は186万円、約190万円弱の予算で足りているんですね。それが今年410万円、倍以上ですよ。その中で数字をいろいろ並べました。出店料とか、リース料を含め、商工会の職員の旅費が100万幾らとか、そういうのを含めて、去年からどういうふうが増えたのかと。後半でグランプリ獲得後のイベントというふうにおっしゃった。ですから、優勝した時には、この中で、そういうイベントを行うんだというふうに、そういう予算の計上の仕方ですよ。

そこで、まずお伺いしますけれども、優勝しなかった時にはどうなるんですか、ということですよ。ですから、この補助金の在り方ということ。

それと、ちょっと先ほど冒頭申し上げましたけれども、全国共進会で優勝しましたけれども、これは優勝したときには、イベントとか祝賀会とかというのは考えて予算はありますか、ということですよ。通告じゃないけど、予算計上の中ですから聞けるでしょうから。

それと、プレミアム商品券ですけれども、33%が36%、微妙に増えた。そのことは良として、今後決まってから、この数字の割合については、協議するということですよけれども、どこで協議するんですか、場内で協議するんですか、その点をお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成28年度に比較しまして、増額分275万円につきましては、優勝時のグランプリ受賞したときの今後のイベントの経費として計上しているということで、今後の全国展開というような形での、どんぶりについての構想があるということでございます。グランプリが得られなかった場合は、反省会という形の催しになるのかなというふうに思っています。

それから、プレミアム商品券についてでございますが、先ほども申しましたように、若干大型店での使い勝手がいいように、割り増しがされているということでございますが、平成28年度に発行しました2億4,000万円の商品券につきましては、額面分が8,000万円というふうに大型店でも使用できるというふうにしておったところでございます。そのうち、大型店において使用された額は、S店が1,600万円、N店が1,200万円ということで、合計2,800万円で収まったということでございますので、今回使用できる額については、また協議をするところでございますが、前回並みに使用できる額を定めても、まだまだ大型店で利用できる額は十分あるのではないかなというふうには思うということでございます。

そのようなことで、今後このことにつきましては、商工会と協議を重ねてまいりたいと思います。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 補足して説明申し上げます。

前年度、前々年度準グランプリということで、2位の成績を収めているところでございます。そういった関係で、グランプリを獲得した1位のどんぶりが2年続けて優勝したということから殿堂入りをしておりますので、今回2位である、本市の志布志発黒豚三昧丼は、グランプリを獲得しやすい位置にいるということから、本年度はグランプリを目指すということから、今回の補助金といたしましては、63万2,000円の増額となっております。

この増額につきましては、今申し上げたように、グランプリ獲得のために体制の強化、人員増を図る必要があるということと、それと開催日数が28年度、9日に対しまして、今年度は10日間の開催となっているということ、それと案内状の送付にも力を入れて、グランプリ獲得を目指すということから商工会に対する補助金としては、63万2,000円の増額となっております。

そして、新規採用職員の研修という、これも兼ねるということから、今年度3名の職員が増となっておりますので、この職員の旅費が31万2,000円増となっているところでございます。

最後に、グランプリを獲得した際のイベントといたしまして、この予算に160万円計上しておりますので、当然これはグランプリを獲得できなかった場合には、補助金は交付しないと、決定した暁に補助金として交付して、このイベントを実施するという考え方でいるところでございます。

○農政畜産課長（重山 浩君） 昨日の全国共進会で徳重さんが第3区で1席ということですが、祝勝会をするにしましても、地域の方々、それから、各種団体との協議も必要になってまいります。現在のところ行政としては予算を持ち合わせておりませんので、会費制になってくるのかなということ考えております。

○8番（西江園 明君） 市長の今の答弁で、私はいいのかなというふうに、ちょっと言葉だけだと、グランプリ、優勝しなかったときにはどうなるのかという質問の中で、市長は「反省会をその時には」と、そんな予算は無いでしょう。反省会の予算を組むんですか。財務課長、そして、予算の在り方ですよ。片や優勝せんかもしれない、優勝するか、目標は分かりますよ。こっちは「かも」、という予算が付いているわけですよ。こっちは、ぜんぜん無いし、もしあったときには会費制という、このバランス、予算の組み方、事業の在り方として、そんな予算を要求があったから組む、こっちは全国1位になったんですよ。そういうときには、予算も無いから、するとすれば会費制。これが行政の在り方としてどうなんですかね、思いますか。

これはちょっと、そういう思いがけない答弁で、これで回数を稼ぎたくないんですけども、そういう言葉が、市長の答弁が、それでいいというのであれば、それで結構です。

プレミアム商品券、そういう中で、私が言いたいのは、全体で使えるのが3割なら3割でいいですよ。ただ買う人が自分たちは、そこで買いたいんだけど、3割しか使えないわけですよ。ということは、100買えないわけですよ、金額でいった場合は1万円に対して、3,000円分しか使えないから買えないわけです。7,000円が使う所がないから。

そういう1冊の中で分けるんじゃないなくて、完全に分けるんだったらいいんですよ、発行枚数の発行の中でですね。その辺のところは、どう考えているのか。最後にお聞きします。

そして、そういう発行割合を含めて、市長、あなたがトップなんですから、あなたがリーダーシップを発揮すれば何も心配いらぬのです。だから、あなたがこうやってしろというふうに職員に命令すれば済むことなんです、そういう事業でもですね。その辺を含めて、最後に市長の意気込みを含めてお聞きします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど、反省会と申しましたのは、会費制で行う反省会ということでございまして、祝賀会ということではない。

グランプリを獲得した場合には、別途イベントを計画というか、獲得した後に市内で様々な飲食業の方々を含めた形でイベントを計画するということでの補助ということにしておるようでございます。

このことは、先ほども課長が答弁しましたように、今まで、この志布志発黒豚三昧井につきましては、過去3年間3位、2位、2位ときております。ということで、その2位、2位にきておりました、1位のどんぶりが今回は殿堂入りということで、審査対象外で出場しないということになっているところでございます、今回1位が抜けるということで、本市の「黒豚三昧井」が優勝する可能性が極めて高くなってきているということで、そのことを獲得して全国No.1という地位を得るならば、その効果は絶大なる効果があるということがございますので、それをもって、イベントを計画しまして、祝賀みたいな形での予算を市内の飲食店を対象とした形でやっていくということでございます。

そしてまた、予算につきましても、例えば、グランプリの賞金分が50万円ございます。そしてまた、会費ですと、それなりの会費があるということで、祝賀会においては、そのような内容になっていくのかなというふうには思っているところでございます。

それから、プレミアム商品券でございますが、プレミアム商品券につきましては、御指摘のとおり、本市の方で商工振興という形で取り組みをさせていただいているところでございます。このことにつきましては、平成21年以来、はじめは市役所の方で販売しておりましたが、平成25年以来、商工会の方で販売を担当していただいて、商工会と共に、市内の商工業者の振興というような形でのプレミアム商品券発行事業になっております。

ということで、当初においては、市の商工会加入者のみというような形でのプレミアム商品券発行となっていたところでございますが、今現在では、先ほどからお話ししますように、大型店においても利用できる形での商品券発行ということにしております。

そのような中で、先ほど申しましたように、33%ないしは36%という数字が適当かどうかということについては、また協議をさせていただきたいと思っております。

そして、今議員が御指摘のとおり、全額このプレミアム商品券を大型店で使いたいというような形については、またそういった方がいるということになれば、そのことも含めて協議はしてまいりたいというふうには思っております。

○財務課長（仮重良一君） 予算の組み方の関係でございますけれども、今市長の方からありました

ように、各事業におきます部分での祝賀会とか、そういう形の分ではなくて、やはりその分に対するイベントを開催していくとか、次の展開に対しての取り組みの関係の予算とか、そういう部分については計上していくところでございますけれども、今るる市長の方からありました形での予算組みという形で行っているところでございます。

[西江園明君「議長、確認のために特別に」と呼ぶ]

○議長（岩根賢二君） 特に許可いたします。

○8番（西江園 明君） 本当2,000万円弱も突っ込んでいるわけですから、それは優勝してもらわんというふうな気持ちですよ。

ですから、グランプリ獲得後の、今ちょっと答弁を聞き漏らしましたけれども、獲得後のイベント等を考えても160万円計上している。これは、この補助金は、410万円計上しているけれども、出店というか、向こうに参加する補助金が1点と、これがありますよね、その結果による、その分については、補助金は別途というふうに理解していいんですね、その確認のために、まさか一発で410万円という補助金を流すということはないですね、その確認です。

この事業は、いつまでも、来年もずっとやっていくのか、そのことも確認をお願いします。

プレミアム商品券については、また協議するということでしたので、市長の政治力を期待したいと思います。

終わります。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

過去7年間で1,832万円ということでございますが、これは予算でございますが、収入の方もこの分についてはございます。どんぶり販売した販売金がございますが、そちらが750万円ほどになっております。そちらは収入として計上されているところでございます。

先程来お話ししますように、グランプリを獲得した後にイベントを計画しているということでございますので、獲得できなかつたら、そのイベントについての予算は無しということになるところでございます。

グランプリを獲得できなかつたらということも、本当に私も7年間、獲得できるということを夢見て挑戦してきておりますので、獲得はできるんだというふうに思っているところでございますが、万が一獲得できなかつたときは、本年度でもって終了させていただきたいなというふうには思っているところでございます。

そしてまた、グランプリを獲得したら2年連続グランプリを目指すということにしたいというふうに考えているところでございまして、2年連続グランプリ獲得しましたら殿堂入りということになっておりますので、最終的には来年度事業まで取り組みをしていきたいというふうに考えているところでございます。

[西江園明君「補助金の交付方法は」と呼ぶ]

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） グランプリを獲得した際には、グランプリを刺激として本事業の目的であります本市をグルメのまちとしてPRしまして、観光入込客の増を図り、商工業の

活性化につなげ、また更に地場製品の消費の拡大を図るためにも、グランプリ獲得イベントを開催するというところで計画しているところでございます。

このイベントの内容につきましては、市内店舗において、様々なグルメ特典を設定していただきまして、その取り組みに多くの方々においでいただくというような内容のイベントとしておりますので、この予算については、グランプリを獲得した際に補助金を交付決定して執行していくという考え方でいるところでございます。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第46号は、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） ここで、昼食のためしばらく休憩いたします。

午後は、1時から再開いたします。

—————○—————

午前11時50分 休憩

午後1時00分 再開

—————○—————

○議長（岩根賢二君） それでは、会議を再開いたします。

—————○—————

日程第12 議案第47号 平成29年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（岩根賢二君） 日程第12、議案第47号、平成29年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第47号、平成29年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。

本案は、平成29年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出予算について、償還金、一般会計繰出金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,596万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億3,293万4,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の前期高齢者交付金は、限度分を108万9,000円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳入の繰越金は、前年度繰越金を1億2,487万3,000円増額するものであります。

13ページをお開きください。

歳出の諸支出金の償還金及び還付加算金は、国庫補助等返還金を3,499万6,000円増額するものであります。

14ページをお開きください。

歳出の諸支出金の繰出金は、一般会計繰出金を641万3,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第47号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。



日程第13 議案第48号 平成29年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（岩根賢二君） 日程第13、議案第48号、平成29年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第48号、平成29年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、説明を申し上げます。

本案は、平成29年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について、一般会計繰出金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ84万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,191万3,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰越金は、前年度計繰越金を84万円減額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の諸支出金の繰出金は、一般会計繰出金を96万1,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第48号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。



日程第14 議案第49号 平成29年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（岩根賢二君） 日程第14、議案第49号、平成29年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第49号、平成29年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。

本案は、平成29年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出予算について、償還金、一般会計繰出金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,956万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億1,445万9,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の支払基金交付金の地域支援事業支援交付金は、過年度分を61万4,000円増額するものであります。

7ページをお開きください。

歳入の繰越金は、前年度繰越金を2億8,891万9,000円増額するものであります。

8ページをお開きください。

歳出の諸支出金の償還金及び還付加算金は、償還金を6,166万1,000円増額するものであります。

9ページをお開きください。

歳出の諸支出金の繰出金は、一般会計繰出金を4,112万9,000円増額するものであります。

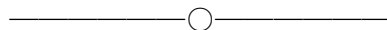
よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第49号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第15号 議案第50号 平成29年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）

○議長（岩根賢二君） 日程第15号、議案第50号、平成29年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第50号、平成29年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。

本案は、平成29年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出予算について、農業集落排水事業積立基金積立金に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,390万6,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして、説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を345万6,000円減額するものであります。

6ページをお開きください。

歳入の繰越金は、前年度繰越金を293万4,000円増額するものであります。

7ページをお開きください。

歳入の諸収入の雑入は、消費税還付金を152万2,000円増額するものであります。

8ページをお開きください。

歳出の総務費の総務管理費は、農業集落排水事業積立基金積立金を100万円増額するものであります。

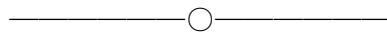
よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第50号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第16 議案第51号 平成29年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）

○議長（岩根賢二君） 日程第16、議案第51号、平成29年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第51号、平成29年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）について、説明を申し上げます。

本案は、平成29年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出予算について、国民宿舎ボルベリアダグリの備品購入に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ93万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,035万6,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして、説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を104万円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳入の繰越金は、前年度繰越金を10万5,000円減額するものであります。

7ページをお開きください。

歳出の管理費は、備品購入費を93万5,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第51号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第17 議案第52号 平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（岩根賢二君） 日程第17、議案第52号、平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第52号、平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。

本案は、平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出予算について、繰越額の確定に伴い、一般会計繰入金及び繰越金を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入予算の款項の区分間の金額の調整をするものであり、予算の総額に増減はございません。

それでは、歳入予算の説明を申し上げます。

予算書の3ページをお開きください。

繰入金は、一般会計繰入金を3万8,000円減額するものであります。

4ページをお開きください。

繰越金は、前年度繰越金を3万8,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○8番（西江園 明君） 予算の在り方についてちょっとお聞きします。

地方自治法の218条の第1項でせざるを得ないという、するものであるという説明ですけれども、こういう予算付け、歳入だけの中で、歳出は伴いませんよね。歳入だけの中の予算組み替えですよ。これを3月には当然せないかん、最終的にはせないかんけど、定例会の中に、あえてこういう予算3万8,000円の中が、片方が入ってきたから、片方だけちょっと組み替えたという、こう

いう予算も提出、その都度議会に議案として上げなければならないんですかね、その辺のところをちょっとお尋ねします。

○財務課長（仮重良一君） 今回繰越金の確定ということでの処理でございまして、たまたまこの分については歳出がなかったというようなことでございます。

繰越金の確定による財務処理ということで、今回こういう形で行うというようなことになるようです。

○8番（西江園 明君） 確認のために、その費目がたまたま繰越金だったからということですかね。繰越金が、この時期に全部、普通は繰越金は6月じゃなかったですかね、この時期ですかね。

先ほどの市民環境課の下水道は、そういうことですよ。繰越金を今回計上したということで全協でもあったんですけども、こういうのも繰越金をこの時期に、9月に繰越金が出てくるのか、繰越金という費目だったら、その直近の議会に諮らないかんという、何かそういう法的な裏付けがあるんですかね。

○財務課長（仮重良一君） 繰越金については、毎年9月の議会において提出というようなふうなようになっているところでございます。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第52号は、総務常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） お諮りします。

日程第18、諮問第3号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、日程第18、諮問第3号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第18 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（岩根賢二君） 日程第18、諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成29年12月31日をもって任期が満了する中西浩二氏の後任として、上原登氏を人権擁護委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

上原登氏の略歴につきましては、説明資料の16ページに記載してございます。
よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。諮問第3号は、適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第3号は、適任とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。日程は一般質問です。

本日は、これで散会いたします。

御苦勞さまでした。

午後1時20分 散会

平成29年第3回志布志市議会定例会会議録（第2号）

期 日：平成29年9月12日（火曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

野 村 広 志

小 野 広 嗣

青 山 浩 二

長 岡 耕 二

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
副 市 長 岡 野 正	教 育 長 和 田 幸 一 郎
総 務 課 長 武 石 裕 二	財 務 課 長 仮 重 良 一
企画政策課長 樺 山 弘 昭	情報管理課長 小 野 幸 喜
港湾商工課長 柴 昭 一 郎	税 務 課 長 野 邊 孝 蔵
市民環境課長 西 川 順 一	福 祉 課 長 折 田 孝 幸
保 健 課 長 津 曲 満 也	農政畜産課長 重 山 浩
耕地林務水産課長 立 山 憲 一	建 設 課 長 假 屋 眞 治
松山支所長 今 井 善 文	志布志支所長 山 田 勝 大
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 雅 人	教 育 総 務 課 長 徳 田 弘 美
学校教育課長 福 田 裕 生	生涯学習課長 若 松 利 広
危機管理監 河 野 穂 積	

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 吉 田 秀 浩	次長兼議事係長 中 水 忍
調査管理係長 西 洋 一	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時00分 開議

○議長（岩根賢二君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩根賢二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、市ヶ谷孝君と青山浩二君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（岩根賢二君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、3番、野村広志君の一般質問を許可します。

○3番（野村広志君） おはようございます。

真政志の会の野村でございます。

まずもって、昨日朗報が入ってまいりました。皆様御存じのとおり、第11回全国和牛能力共進会宮城大会において、本市の徳重祐太郎さんの出品牛が第3区にて優等賞第1席に選ばれたとのことでありました。市を挙げて誠にお喜びを申し上げたいなと思っております。

また、同時に出品団体表彰において、鹿児島県が首席第1位であったということで、二重の喜びがございました。まさに日本一になれたわけでございますが、5年後に開催されます第12回鹿児島大会の大きな原動力、弾みになるのではないかと、大いに期待が膨らんだところでございました。

和牛王国の鹿児島、その中において和牛の産地として確固たる地位の確立に向け、今後とも志布志を最大にPRをし、更にこの業界が盛り上がっていくことを御期待申し上げたいと思います。

では、早速でございますが、通告をしておりました志布志市の将来にとって大変重要な施策の一つでもございます教育行政について幾つかお伺いしてまいりたいと思います。

まず第1項目でございますが、市内の高等学校支援事業についてでございます。昨年度より様々な支援の充実を図っていただいているところに誠に感謝をいたすところでございますが、先般スクールバスの運行事業者より、バスの運行を減便するとの通達がなされたとお聞きいたしました。

そのことを受けて、学校でも関係地区において、地域PTAの中で説明がなされ、様々な意見が交わされたようであります。

そこで、その経緯と子供たちへの影響について、まずはお聞かせいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） おはようございます。

野村議員の御発言の中に、全国和牛能力共進会の結果についてのお話がございましたので、私の方からも一言お礼とお祝いの言葉を述べさせていただきたいと思っております。

9月7日から宮城県の仙台市で開催されました第11回全国和牛能力共進会において、第3区、若雌の部で志布志町潤ヶ野校区の有限会社徳重義種畜場の徳重祐太郎さん出品の「よりこ号」が

見事優等賞1席を獲得され、まさしく日本一の榮譽を得られたところでございます。

この大会には、9月9日、10日、議長、副議長、産建委員長、委員の方々、そして私、応援と激励に参りまして、会場で声援を送ったところでございますが、まさしく感激と感動の瞬間を私どもは味わったということでございます。

このことが、先ほどを御発言がありましたように5年後の鹿児島大会において、本市の和牛を更に今回1席の牛を基にしまして、振興を図ってまいりたい。そしてまた、5年後には更なる榮譽を勝ち取っていききたいという決意が新たに湧いたところでございます。

このことにつきまして、改めて関係者の皆様方、特に徳重義種畜場の皆様方には、感謝申し上げます、そしてまた、応援された関係者の皆様方にも感謝申し上げますながら、今後の和牛推進について、更に私どもは関係者と一同になって、5年後に向けてどのような対策が必要か、戦略が必要か、十分に検討をしながら議会の皆様方にも相談申し上げたいというふうに思うところでございます。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、野村議員の御質問にお答えいたします。

平成28年度から市内高校への支援として、志布志高校にバス通学生徒へのバス代と広報活動費を、そしてまた、尚志館高校に対しましては、広報活動費の支援を行っております。平成29年度からは英語検定、漢字検定の合格者へ、その受検に要する費用を各種検定受検支援として拡充しております。

志布志高校へ通学する生徒が利用するバス運行業者より減便が通達され、その経緯と影響等及び対応策についての御質問でございますが、経緯と影響等につきましては、教育長が答弁いたします。

対応策につきましては、志布志高校の進学校としての実績を高めていただき、そのことをもっと積極的にアピールするということで、生徒数の拡大を促進することが、バス利用者数の増加にもつながっていくのではないかなというふうに考えております。

○教育長（和田幸一郎君） おはようございます。

今議会でも教育委員長からの委任がございましたので、答弁をさせていただきたいと思ひます。お答えいたします。

平成28年度から市内高等学校支援事業補助金を開始し、初年度はバス通学支援補助金100万円、広報等支援補助金100万円、合計200万円の予算を計上いたしました。

平成29年度からは、広報等支援補助金の25万円の増額と英語検定、漢字検定等の合格者へ、その受検に要する費用としまして、90万円を予算計上しております。

平成28年度のバス通学支援補助金申請者数は9人でありましたが、平成29年度は2年生まで対象となったこともあり、7月末時点で19人の申請を受けております。

スクールバス減便の経緯と影響等及び対策等についての御質問でございますが、経緯につきましては、平成29年6月8日、バス運行業者からバスの利用状況が減少していることから、9月1日からスクールバスの便数を減便したいと説明があったと聞いております。スクールバス減便に

よって、学校到着時間が従来より10分程度遅くなること、バス内の混雑により立って通学しなければならない生徒がいること、バス発着場の変更により不便が生じていることなどの影響が出ていると聞いております。

以上でございます。

○3番（野村広志君） この路線でございますけれども、松山方面から伊崎田を抜けて志布志高校に行く関係路線になろうかと思えます。では、3便が運行されておりましたけれども、現在1便に減便されたということで、乗車人数について教えていただけますか。

○教育総務課長（徳田弘美君） 今回3便のスクールバスの対象となる生徒につきましては、4月当初学校の方で調査をいたすわけでございますが、対象となる生徒が62名ということでございます。

○3番（野村広志君） 3便で62名ということであれば、その62名が1便で通学をしなければならないという、純粋にそのまま乗車すればですけれども、それでよろしいわけですか。

○教育総務課長（徳田弘美君） はい、今回3便が1便に変更に、9月1日から変更になったところでございます。

その後の1便の乗車人数につきまして、学校側に一応お聞きいたしましたところ、平均で45名程度乗車しているとのことでございます。

なお、今朝ほど私どもも直接乗車状況を確認に行きましたところ、日によって増減があるかと思えますが、本日は38名の乗車でございました。

○3番（野村広志君） 予定としている62名、実際現状45名ぐらいであったと、平均がですね。

私も何度か見に行きまして、乗車の状況を確認したんですけれども、やはり40名前後の乗車であったと確認しているところですが。

実際に大型バスの定員は何名になるわけでしょうか。

○教育総務課長（徳田弘美君） 使われているスクールバスは大型のバスでございました。運行業者の方に確認をさせていただきましたところ、定員は70名から80名ということでございました。

○3番（野村広志君） 70名から80名、今お聞きしてびっくりしたわけですがけれども、40名ぐらいであれば、みんな座って乗車できるのか、あわせて安全面については、この定数で大丈夫ということなんでしょうか。そこら辺、少しお聞かせください。

○教育長（和田幸一郎君） 先ほど答弁がありましたように、定員は70名から80名ということですが座席数は40名ということです。

通常こういうバスの場合は、立って乗車することがありますが、安全面は確保されるということで聞いております。

○3番（野村広志君） 今、安全面は確保されるということでございましたけれども、学校まで朝早く、志布志高校の場合は課外授業等がございますので、早い時間の通学という形になろうかと思えます。そういった面では、通学、下校時も同様のことがあろうかと思えますけれども、そういった旨の負担、ストレスというのはいかばかりかなということは想像できますけれども、と

なりますと、70名ないしは80名ぐらいの定員を超えなければ、増便への対応はしないということでの見解でよろしいわけでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 運行業者の話によると、定員をオーバーしていない、今の定員に満たないような場合には、増便というのは考えていないと、そういうことでございます。

○3番（野村広志君） その数は、この定員の数という捉え方でよろしいわけですか。

○教育長（和田幸一郎君） そういうことになろうかと思えます。

○3番（野村広志君） いずれにせよ、生徒、子供たちの乗車する数を増やしていく、ないしは高校の生徒数を増やしていくということが課題になろうかと、対策になろうかと思えますけれども、何かここについて当局の方で考えている、ないしは学校側といろいろ話をした中で対策を考えていることがございますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本年度から各種検定受検への支援を始めております。

今後、大学入試や就職試験等に各種検定の効果が期待されることと、昨年度から支援しております広報等支援におきましても、学校の魅力を積極的にPRしていくということが、生徒確保につながり、そのことがスクールバス利用生徒の増にもつながってくるのではないかなと考えております。

○3番（野村広志君） 先ほど市長の方からもございましたけれども、高等学校の支援事業の中で対象路線のバスの運賃の補助をいただいているところでございます。現在、対象路線については、2分の1の補助であろうかと思えますけれども、お隣の曾於高校においては、他の市町村、ですから曾於市以外の市町村から通学している場合でも、バスの運賃の補助が適用されているようでございます。

せめて、お隣の曾於市の曾於高校に対する補償と同レベルの程度ぐらいまで、補助の在り方をこの対象路線に対して検討をしてみる考えはないか、お聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

曾於市内に居住している生徒は、中学校のスクールバスや、おもいやりバスを利用しまして、無料で通学しているようでございます。

市外の地域から曾於高校に通学する生徒につきましては、路線バス、JRを利用した費用の3分の1以内の補助が行われているようでございます。

市としましては、今年度全生徒を対象としました各種検定受検支援を行っていくところでございますが、バス通学者の補助の拡大につきましては、今後とも学校側の要望等をお聞きしながら対応してまいりたいと考えております。

○3番（野村広志君） では、少しお聞きいたしますが、実際に市外から志布志高校に補助をいただいている対象路線を使って通うと予測されている生徒数は、どの程度いらっしゃいますか。

○教育総務課長（徳田弘美君） 今回のスクールバス、対象路線を使って志布志高校に通うという生徒につきましては、市外から32名というようなふうな報告を受けております。

○3番（野村広志君） 32名ということですか。

では、この市外から32名通学されているということですので、この方々を仮に補助の対象に充てた場合は、金額に換算するとどれぐらいと試算されていらっしゃるのでしょうか。

○教育総務課長（徳田弘美君） 対象となる路線の市外生徒に2分の1補助をした場合、現段階では2年生までなんですけれども、3年生まで補助をしたとする場合は、2分の1の場合、210万6,000円程度と試算しているところでございます。

曾於市が3分の1ということですので、曾於市と同様に3分の1とした場合が140万4,000円というような試算をしているところでございます。

○3番（野村広志君） 地元の公立高校の存続ということを今盛んにいろいろ尽力いただいている中でお願いになりますけれども、市外の方々へも同様のというようなお願いでありますので、そこについて、しっかりと協議をいただければなと思っておりますが、こういった一連の動きの中で、市としては運行事業者、学校もあわせてですけれども、協議をするような場というのがございましたでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

学校側からの依頼もなかったということですのでございまして、運行业者との協議につきましてはできていないところでございます。

○3番（野村広志君） ぜひこういった不利益と申しますか、今までの通学の在り方と変わってきて、保護者の方々も対象路線の子供たちも大変に困惑をしておりますので、そういった情報をお持ちであれば、ぜひとも学校側とも十分に協議をしていただいて、また運行业者とも協議をしていただきたいなと思っております。

そういった中で、学校側の方からもお隣の曾於市並みの補助の在り方についても検討していただけないかというような話もあったようでございますので、そういったことも含めながら、検討・協議を進めていただければなと思っております。

もう1点、このバス路線の維持のためには、国庫補助があるわけですがけれども、欠損が生じた場合、県や地元の自治体や事業者において、負担の割合によって補助をしているという現状がございましてけれども、本市の場合、どの程度路線バスについて負担しているのか、金額を教えてくださいませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

地方公共交通対策事業は、地方公共交通特別対策事業補助金と地域間幹線系統確保維持費補助金の二つの事業がございまして。

地方公共交通特別対策事業補助金につきましては、廃止路線代替バス運行の13系統について、沿線自治体の運行距離割によりまして決定しており、平成28年度につきましては、1,215万2,000円を補助しております。

○3番（野村広志君） このことについては、路線バスに対しての補助であるということ、スクールバスについての補助ではないということよろしいわけですか。

○市長（本田修一君） ただいま御指摘のとおりでございます。スクールバスについては補助はしておりません。

○3番（野村広志君） ということであれば、これはスクールバスについては、学校側と契約をして運行事業者と契約を結んで運行していただいているという認識をするわけですが、路線バスについての減便であるとか、変更等々については、大分前に37路線あったものが17路線に集約されたことがございますけれども、それ以降、そういった地方交通網に対する減便ないしは運行の見直し等の話は本市の方にはきていないでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回のスクールバスの減便につきましては、市には運行业者から連絡が無くて、あくまでも学校を經由してお聞きした内容ということでございます。

今回の運行見直しがあつて以降、志布志高校からも市に対する要望等は現在のところありませんので、そのことも含めて状況の把握をした後に、対応については考えてまいりたいというふうを考えております。

○3番（野村広志君） 運行事業者は、あくまで民間の業者でございますが、この地方の公共交通網を預かっている、いわば公共性の非常に高い事業者であろうかと思えます。

本市としても、近隣の関係自治体とあわせて要望であるとか、協議の場をもつていただく必要性はあるのではないかなと考えております。ぜひとも、そういった議論の場を設けていただければなと思っております。

先ほど関係の保護者の方々や子供たちが非常に困惑をしているという話がありましたけれども、ある保護者の話の中には、志布志高校にやりたいと、子供も望んでいるということもありました。しかし、なかなかその条件、もろもろのことを考えていくと、なかなか志布志高校を選択できないというような話も中にはございました。そこには、このバス路線の問題だけではないことあるかと思えますけれども、そういった話等も学校側と十分に協議をしていただきまして、しっかりと受け止めていただきまして、学校側の要望等々も含めて受け止めていただければなど、対応に当たっていただきたいものだとお願いをしておきたいと思えます。

では、次にまいりたいと思えます。

学習指導要領についてでございます。

平成28年度12月に答申がなされ、今年3月に改訂がなされました。まさに本年度は周知徹底をしていく期間ではあるわけですが、この学習指導要領の改訂に伴い、今後子供たちの学び方が大きく変わろうとしていると言えます。

そこで、この改訂ポイントを見てみますと、「これまでの教育実践の蓄積に基づいた授業改善の必要性和、これからの時代に求められる資質・能力を育むとともに、何のために学ぶのかという意義について十分に理解し、知・徳・体にわたる生きる力を育むことが求められている」とあります。

そこで、これまで蓄積された教育実践を基に、本市の子供たちに本当に必要とされる学び方に

ついて、まずは見解をお聞かせいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今後10年間のまちづくりの指針を示した第2次志布志市総合振興計画にもありますように、本市では自然や伝統・文化、人材等の豊かな教育資源を活用し、児童生徒が高い志を持って郷土を愛し、その発展に尽くそうとする意欲や態度を育てる教育の推進に努めているところであります。

また、志布志市教育振興基本計画の後期基本計画においても、「あしたをひらく心豊かで、志あふれる人づくりと伝統・文化のまちづくり」を基本目標として、志を高める教育を推進しております。

去る、今年の3月に新学習指導要領が告示され、小学校では平成32年度から、中学校では平成33年度から新学習指導要領が全面実施されることになり、本市においても全面実施に向けた準備を進めてまいります。

詳細につきましては、教育長に答弁させます。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

今回、改訂された学習指導要領では、これから求められる資質・能力として、知識及び技能。二つ目に思考力・判断力・表現力等。三つ目に学びに向かう力、人間性等の三つの柱が示されました。この三つの資質・能力を育成するためには、これまでと全く異なる指導方法を導入するというわけではなくて、これまでの教育実践の蓄積に基づきながら、主体的・対話的で深い学びを目指して授業を工夫・改善していこうというものであります。

また、小学校において、中学年で外国語活動が高学年で外国語科が導入されますので、教員の研修時間の確保といった指導体制の工夫・充実を図りながら新学習指導要領の全面実施に向けた準備を進めてまいります。

○3番（野村広志君） 今詳しく御説明いただきましたけれども、現在確かな学力の定着に向けた検討委員会の中で、学力向上に向けた様々な議論がなされ、また取り組みが図られておりますけれども、そのような中、平成27年度から今市長からもございました5年間の志布志市の教育振興基本計画、後期のものが示されておりますけれども、この中でも確かな学力の定着に向けて、施策の方向性や取り組みが示されております。

では、この新たな学習指導要領の改訂に伴って、この示された志布志市教育振興計画の見直し等が必要な部分があったのかどうか、ということをお聞かせいただけますか。

○教育長（和田幸一郎君） 教育振興基本計画については、基本的に基本理念というのは、新学習指導要領にも沿ったものだというふうに、私どもは考えておりますので、大幅な見直しというのは考えておりません。

しかしながら、新しい学習指導要領の趣旨を踏まえながら、いろいろと重点化するべきところ、そういうところについては考えていきたいというふうに思っております。

○3番（野村広志君） では、子供たちの将来についてということで、これは文科省から出ている資料の抜粋でございますけれども、子供たちの65%は大学卒業後に現在存在しない職業に就く

と。また、今後10年から20年程度で約47%の仕事が自動化される可能性が高いとされています。

その他にも2030年までには、現在、おおむね週40時間の労働時間が、週15時間程度働けば済むということであるとか、日本の労働人口の約49%が人工知能やロボット等で代替えが可能になると警鐘を促しております。

そのように変わりゆく社会環境に、どのように教育環境が対応していくのかが、今回改訂のスタートにあったものではなかろうかと考えております。

このように予測できない未来に対応するために、社会の変化に受け身で対応するのではなくて、主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して自らが可能性を発揮していくことが重要であると言えるのではないのでしょうか。そのためには、膨大な情報から何が重要かを主体的に判断をし、自らが問い立て、その解決を目指し、周りとの協働をしながら新たな価値を見いだしていくことが必要であるとも示されております。

そこで、職業観も含め、キャリア教育の醸成について、本市ではどのような見識をお持ちなのかお聞かせください。

○教育長（和田幸一郎君） 今議員言われましたように、これからの社会に生きていくために大事なことというのはたくさんあるわけですが、いずれにしても主体的に生きていけるような子供たちを育てていかなければいけない、その大事な視点として、今議員言われましたように、キャリア教育というのは非常に大事かというふうに思っています。

本市におけるキャリア教育の取り組みについて、紹介をさせていただきます。

本市においては、志を高める教育を推進しておりますが、キャリア教育は、まさに志を高める教育の一つとして捉えまして、市内全小学校における職場見学や、全中学校における職場体験学習の実施、教育委員会主催の体験活動や研修事業の充実に取り組んでおります。

その他の取り組みといたしまして、市商工会、ロータリークラブの方々と連携したキャリアスタートウィーク実行委員会を開催いたしまして、中学生の職場体験学習に関する情報交換と連携強化に取り組んでいます。

また、港湾商工課と連携した職業に関する講話の人材リストを活用し、職業人講話に積極的に取り組んでおります。他にも志学教室、夏休み学習教室などの学力向上事業、通学学舎や土曜体験広場などの体験活動にも取り組んでおりますが、これらの取り組みが評価されまして、昨年度キャリア教育優良教育委員会として文部科学大臣表彰をいただいたところであります。

今後も、本市のキャリア教育が更に充実・発展するように努めてまいりたいと思います。

○3番（野村広志君） 様々な取り組みがなされているようでございます。この職業観、キャリア教育の醸成というのは、教育長の方からもありましたように、これから重要になってくるのかなと私自身もすごく感じております。

この他にも学習指導要領の改訂に伴って、大学のセンター試験に代わるテストとして、御存じのとおり、大学入試共通テストの検討が進められております。

2020年度から開始をするということで、現在の中学校3年生の方々から、この試験制度が変更

されるということでございます。大きく変わる点については、センター試験には無かった記述式の問題が導入をされるということや、英語については四つの技能、「読む・聞く・話す・書く」での評価が加えられるとされております。

また、知識や技能だけでなく、入学段階で求められる思考力や判断力、表現力を中心に評価するという考えがベースになるそうでございます。

それとあわせて受け皿となる大学においても改革が進んでおります。平成27年度文科省が主導して、「地（知）」これは地域と捉えてよろしいかと思いますが、拠点大学による地方創生推進事業、COC+の取り組み、支援が進んでおります。このCOC+の目的でございますが、改めて確認をいたしますと、地域のための大学として、各大学の強みを生かしつつ、大学機能別の分化を推進し、地域再生活活性化の拠点となる大学の形成を進めるとしてしております。この大学のCOC+事業を更に発展させ、地方公共団体や企業等が協働して学生にとって魅力ある就職先を創出・開拓するとともに、その地域が求めている人材を養成するために必要な教育カリキュラムを積極的に取り入れ、地方創生の中心となる人の地方への集積を目的としております。

本市においても、鹿児島大学と協定を結び、地方の公共交通網の在り方について取り組みを進めているところでございますし、鹿児島国際大学と志布志高校においては、高校生と大学生による本市の魅力や課題について、提言に向けたグループワークもスタートいたしております。

これからの子供たちの学び方の中で、こういったことも十分に注視しながら進めていく必要性があると強く感じております。

そこで、これからの時代に求められる資質・能力を育み、子供たちを育成するために各学校や教職員に課せられる課題は大変大きく、そのことで現場での先生方の負担の増になるのではないかと非常に懸念するわけですが、そこでお聞きいたしますが、この変わりゆくであろう学び方の中で、先生方への対応や、あわせて必要な人員や物的体制の確保は十分に担保されているのか聞かせいただけますか。

○教育長（和田幸一郎君） 今回の学習指導要領の改訂で、これまで以上に子供たちの主体的な学びというのが大事になってきました。その主体的な学びを育成するために、各学校に指導主事を派遣いたしまして、主体的、対話的な深い学びができるように授業改善の視点で授業づくりへの支援を行っております。

今回の改訂で、非常に私どもが懸念していることといたしまして、小学校中学年の外国語活動と、それから高学年の外国語教科については、教員の研修会を行ったり、必要な教材等について検討をしたりするなど、授業充実へ支援を行ってまいりたいと思います。

また、この外国語活動の充実のために、現在3名のALT、外国語指導助手を各学校に派遣して授業支援を行っておりますけれども、来年度以降については、例えば、日本人の英語教師等を増員することを視野に入れながら、外国語活動の充実に向けては、そういう体制もとっていかねばいけないのかなというふうに考えているところでございます。

○3番（野村広志君） 今、教育長からありました外国語については、非常に心配するところで

ございます。

特に小学校においては、従来「聞く、話す」というところから、「書く」ということが加えられるということで、非常にハードルが高くなってきているのかなという思いがしております。

どうか、ALTの先生方を含め、外国語については十分に配慮いただければなと思っております。

県の方の指導もあろうかと思えますけれども、この指導体制の充実を図るためには、必要な人員や物的体制の確保という部分で、授業の準備時間の確保であるとか、部活動の指導のガイドラインの策定であるとか、業務改革を更に進めていかなければならないのかなと思っております。このことは最近よく耳にいたします「働き方改革」でも取りざたされておりますけれども、先生方に負担のしわ寄せがくるのではないのかなと思っております。

そこで、この教育の質を向上させるために、学習効果の最大化を図るために、効果的だと言われております「カリキュラム・マネジメント」の導入については必須だと思えますが、その見解について、お聞かせいただけますか。

○教育長（和田幸一郎君） 「カリキュラム・マネジメント」と、専門的な言葉ですので、なかなか分かりにくい方もいらっしゃると思いますが、簡単に言いますと、「カリキュラム」というのは教育課程、学校の教育計画だというふうに見ていただければと思います。「マネジメント」というのは、管理運営ですので、学校の教育計画をどのように管理運営していくのかということが、「カリキュラム・マネジメント」というふうに、簡単に言いますと、そういう意味ですけれども、これまでも、この「カリキュラム・マネジメント」という考え方で各学校は、いろんな取り組みを進めているわけです。ただ、今回の学習指導要領改訂によりまして、更に主体的で深い学びをしなければいけないとか、何ができるようになるのかとか、いろんな視点がたくさん出てきましたので、この「カリキュラム・マネジメント」の推進につきましては、まず1点目に、PD SA、「Plan Do See Action」、計画をしたものがきちんと実践されているのか、それを評価して、そしてまた改善に生かすという、このサイクルをもう一回きちんと見直すというのが1点あろうかと思えます。

それから、二つ目に、いろんな方々の意見、地域の方々を含めて様々な視点で教育活動を支援してもらおうという視点も大事だろうと思えます。

もう一つ、今回のカリキュラム・マネジメントの中で言われているのが、一つの教科だけで全てが終わるのではなくて、いろんな教科を総合的に横の連携を図りながら教育活動を進めていくことによって、主体的で深い学びというのができてくるんだらうということですので、今言いました三つの視点に基づいて、これからもカリキュラム・マネジメントをこれまで以上に進めていきたいというふうに考えております。

○3番（野村広志君） 現在までも、この計画は作られているということでございましたので、更にそのことについても進めていただければなと思っております。

あと「共通理解が必要」という点でございますけれども、学習意欲を向上させ、主体的に学習

に取り組む態度を養うためには、学習習慣を確立させるための、家庭との連携が非常に重要であると示されておりました。

では、この学習指導要領の改訂や大学入試制度の変更等、有益な情報でございますけれども、こういったものが保護者や家庭と共通の理解が図られているのかどうか、その辺の見解についてお聞かせいただけますか。

○教育長（和田幸一郎君） 今回の学習指導要領の改訂とか、あるいは大学入試制度の改革ということにつきましては、まだまだ十分保護者、地域の方に周知されているとは思っておりません。今後管理職研修会等を通じて、まず教職員への周知徹底が第一であるだろうと思います。各学校において、そのあと保護者の方々への理解を深める機会を増やすとともに、あるいはPTAの方々とも連携を図りながら、教育制度改革の広報周知を積極的に進めてまいりたいと思っております。

○3番（野村広志君） よろしくお願いいたしたいと思っております。

もうすぐこのことがまいりますし、特に大学入試制度等の変更については、先ほどもお話をしましたとおり、現在の中学校3年生の方々からは変わってまいりますので、早急にこの周知徹底を図っていただき、また共通理解が図れるように進めていただければなと思っております。

では、このところで最後になりますけれども、子供たちの学び方には、先ほど教育長からありましたように様々ございますけれども、このことも改訂のポイントの中に示されておりましたが、2020年に開催されます東京オリンピック・パラリンピックの開催に関しまして、語学力の醸成や国際色豊かなグローバルな人材の育成、フェアなプレーを大切にするなどのスポーツ意義の理解や障がい者への理解、心のバリアフリーやボランティア精神の重要性など、開催を手掛かりとした学ぶべき機会の活用は、子供たちを主体的に取り組ませる良い機会になると考えておりますが、どのような見解をお持ちなのか、お聞かせいただけますか。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

2020年に開催されます東京オリンピック・パラリンピックは、スポーツを通じたフェアプレーの精神、あるいは文化や国の違いを超えた友好、困難を乗り越えて自己を高める姿など、日本人としての誇りや豊かな国際感覚など、多くのことを学ぶ絶好の機会だと捉えています。

各学校では、総合的な学習の時間を中心にバリアフリー、社会奉仕等について学んでおりますが、オリンピック・パラリンピックと関わりを持たせながら、各学校で工夫した教育活動がなされるものと期待しております。

また、同年は「燃ゆる感動かごしま国体」が、本市でも開催されますので、本大会への関わりを通して、児童生徒のボランティア精神が育まれるような取り組みも競技団体や関係課と連携して考えてまいりたいと思っております。

○3番（野村広志君） 今ありました国体をはじめとして、ぜひとも総合学習の時間等を使いながら進めていただければなと、お願いしておきたいなと思っております。

本市の子供たちが変わりゆく時代の中で、ふるさとを思いつつ、この志布志で学んだ確かな学力や体験活動を通じた学びの質の高さが、いつの日か将来の志布志市を支えていただける原動力

になると信じております。引き続き尽力いただきたいをお願いをして、次に移りたいと思います。

鹿児島県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例の制定についてお聞きをしております。

10月1日に施行されますが、これは近年自転車による交通ルール違反の増加や、自転車による交通事故等で大きなけがを負ったり、加害者となり高額な賠償請求を負うことになる事例が全国的にも多く発生していることを受け、鹿児島県議会での議員立法として条例が制定されたものでございます。

そこで本市におけるヘルメット着用と保険の加入状況についての現状をまずはお聞かせいただけますか。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

本条例につきましては、平成29年3月24日から施行されておりますが、自転車損害賠償保険等への加入、乗車用ヘルメットの着用等の規定につきましては、10月1日から施行されます。

教育委員会としましては、これまで学校に対しまして文書による周知と、児童生徒及び保護者への啓発を依頼するとともに、管理職研修会での周知、啓発を重ねてまいりました。

また、条例の施行に先立って本市の現状把握と児童生徒及び保護者への啓発も兼ねた調査を7月に実施いたしました。ふだん自転車を利用する児童生徒のうち、自転車損害賠償保険等に加入しているのは小学校で35.5%、中学校で64.5%でした。なお、自転車通学生の自転車損害賠償保険等の加入率は67.4%でした。また、乗車用ヘルメットを着用しているのは、小学校で88%、中学校で94.3%という結果でした。今後各学校において自転車は自動車と同様の車両であるということを見守り、児童生徒、保護者に更に周知を図るよう指導していくとともに、教育委員会といたしましては、定期的に調査を継続して行いながら、児童生徒及び保護者へ条例を遵守して、安全で適正な自転車の利用がなされるよう啓発を図っていきたくと考えております。

○3番（野村広志君） ヘルメットの着用率と保険の加入率をお聞きしたところでございましたけれども、ヘルメットについては、88%、94.3%だということですが、通学時には、中学生は特にそうですけれども、通学時にはほとんどの子供たちはヘルメットの着用はなされているようでございます。通学以外、休みの時であるとか、そういった時の着用の状況であるとか、そういったものが一部できていないというような声等もありますけれども、そういった啓発の在り方とか、そういうものの状況については、どの程度把握をされていらっしゃるでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 全ての学校で、自転車に乗車する際は、ヘルメットを着用するように学級活動とか、あるいは交通安全教室とか、長期休業中の集会等の中で指導しておりますが、中には児童会や生徒会で呼び掛け活動を行ったり、学校だよりやPTA広報誌等で啓発をしたりしております。

学校だけでなく、保護者や地域と連携して啓発をしていくことも大事だと思っています。

例えば、伊崎田小学校では小学校4年生を対象に保護者が審査員となって自転車講習会を行っており、ヘルメット着用はもちろんですが、乗り方指導も含めた講習を行って、合格者に

P T Aから「自転車乗車許可証」を発行して、校区内の自転車乗車を許可しています。

このように学校からの啓発はもちろんですけれども、保護者や地域と連携した取り組みを今後更に進めていき、地域で子供を守る体制を強化していきたいなというふうに考えております。

○3番（野村広志君） このヘルメットの着用等々については、子供たちだけに限定するものなんでしょうか。

それと、中学生以下のヘルメットの着用についての義務化は、保護者に対して義務付けがされているということであろうかと思えます。ですので、このことについては保護者に責任があるというようなことを、もう一度認識を新たにさせていただきたいということと、もう1点、ヘルメットの着用については、同乗させる幼児、小さい子を前に乗せたりとか後ろに乗せる、この幼児に対しても対象になっているということで、それについても保護者に義務付けがされているということでございますので、その辺についても啓発等々はさせていただきたいなと思えます。実際この条例については、中学生以下に限定するというので、よろしかったわけですね。

○教育長（和田幸一郎君） この条例については、自転車を利用する県民全てが対象ということになっていると思えます。

ヘルメット着用については、自転車利用者に対してヘルメット着用の努力義務がうたわれておりまして、保護者の義務として幼児も児童も、また生徒が自転車を利用する時は乗車用ヘルメットを着用させなければならないというふうにうたわれております。

○3番（野村広志君） 中学生以下。

○教育長（和田幸一郎君） そのとおりでございます。

○3番（野村広志君） では、実際に自転車等で重大な事故という事例が、本市の中で発生していますでしょうか。状況を教えてくださいませんか。

○学校教育課長（福田裕生君） それでは、本市の自転車による事故の数についてお答えいたします。

昨年は、下校中に歩道の縁石に自転車の車輪が接触し、転倒しました。その際、左あご裂傷を負った事故が発生しております。

今年度は、通学中に狭い十字路で、軽自動車と自転車の生徒が正面衝突をし左足を骨折する事故が発生しております。いずれの場合も生徒がヘルメットをしっかりとかぶっていたことがありましたので、命を守ることはつながっております。しかし、けがをし、その後治療を要したというような事故がありましたので、全ての学校において指導の徹底をこの際促したところございました。

以上です。

○3番（野村広志君） 本市の中でも、そういったことが起こっているということでございます。

これは被害者ということでありませけれども、実際加害者になり得るような事件、事故等は起こってなかったでしょうか。

○学校教育課長（福田裕生君） ただいま説明した事故につきましては、被害者でしたが、加害

事故については、報告を受けておりません。

○3番（野村広志君） そういった中にも先ほど説明がありました保険に加入をして、そういった方が一の場合のことを補完するわけですが、この保険については、様々な保険が民間も含めあろうかと思いますが、こういったものを推奨するというか、お勧めできるようなものというのがありますか。

○学校教育課長（福田裕生君） 保険につきましては、様々な保険会社等が行っているものがあるようでございます。必ずしも新しく自転車専用の保険に加入しなければならない、ということではないようでございます。

まず最初に確認していただきたいことは、保護者が既に加わっていらっしゃる自動車保険、それから火災保険などの特約の中で、既に自分の子供さんの自転車に関する保険に加入していらっしゃる場合もあるというふうに聞いております。ですので、まずは今契約されている保険の内容を十分に確認していただくことが必要だろうと考えております。

なお、自転車専用保険のほかには、自動車保険や火災保険等の特約、今申しあげました特約ですね。それから、PTA会員を対象にした学校を通じて加入しておりますPTA団体保険、それから自転車安全整備店、自転車を販売している整備店において加入ができる、いわゆる「TSマーク」を付帯した保険などがあるということでございます。ちなみに「T」とは「Traffic」、「S」とは「safety」、交通安全マークを付けたものについては保険が付帯されているということございました。

ですので、教育委員会としましても、関係各課や、関係機関と協力をいたしまして、自転車損害賠償保険等への加入を今後強く啓発していきたいというふうに考えております。

以上です。

○3番（野村広志君） それについては、条例も制定されていることでございますので、ぜひとも早い啓発を進めていただければなと思っております。二重に入らなくてもいいような保険、また二重に加入するというようなこともあろうかと思っておりますので、心配されている保護者の方もいらっしゃるかと思います。そういった情報については、速やかに啓発を図っていただければなと思っております。

あともう1点、条例でございますけれども、これについては罰則等々の規定はございませんでしょうか。

○学校教育課長（福田裕生君） 本条例では、罰則は設けられておりません。

○3番（野村広志君） 自転車で悲しい事故が本市でも起こらないことを願いながら、本条例の周知・啓発を徹底していただきたいとお願いしておきたいなと思っております。

では、次に移りたいと思います。

鹿児島県で制定されております「家庭の日」「青少年育成の日」「育児の日」についてでございますが、「家庭の日」については、1965年（昭和40年）5月から毎月第3日曜日に、全ての家庭が円満に明るい家庭をつくられるように、県民の自覚と意識の高揚を図ることを目的に設定がなさ

れました。

「青少年育成の日」は、1982年（昭和57年）5月から毎月第3土曜日に、青少年の育成活動及び非行防止活動を盛り上げ、青少年活動の施策の実現を期すための契機となるよう定められたものでございます。

「育児の日」については、毎月19日を「育児の日」に定め、子育てを地域全体で応援する機運を盛り上げ、県民一人ひとりが家庭や地域、職場で子育てを支えていく取り組みを積極的に行うことを目的に制定がなされております。

では、そこでお聞きいたしますが、まずは本市の具体的な取り組みについてのお考えをお聞かせいただけますか。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

児童生徒の健全育成については、家庭、学校、地域の連携の下、地域全体で取り組むことが大切であります。

「青少年育成の日」は地域による、「家庭の日」は家庭による子供の教育を見つめ直す日であり、この連続する両日を合わせることで家庭、学校、地域の三者一体による青少年健全育成活動及び非行防止活動等の青少年関係施策を実行する機会であると捉えています。

青少年育成の日には、様々な体験活動を通した青少年育成が目的であり、本市においては、各校区公民館を母体とした青少年育成会に土曜体験広場の実施を委託し、青少年に対する体験的活動を実施していただいております。

「家庭の日」については、年度当初に作成する「志アップ子育て手帳」や、年2回作成する「家庭教育だより」の配布によって、家庭教育の大切さを啓発するとともに、保護者の学習の機会として家庭教育講演会や、就学時健診等の子育て講話などを行っております。

「育児の日」については、青少年育成の諸活動の趣旨と合致する部分も多いことから、福祉課など関係機関と十分連携してまいりたいと思います。

○3番（野村広志君） 本市においては様々、家庭や校区公民館、学校等で関係者の理解の下で事業が展開されております。

現在、力を入れております学力向上と社会教育活動は密接な関わり合いの中で成立していると認識しているわけですが、この「育児の日」については少し論点が違ってまいりますので、後で少し触れますけれども、近年、学力向上が盛んに唱えられているわけですがけれども、そのような中、社会教育における体験活動においては、限定的と申しますか、周知がなかなか足りていないように少し感じられております。

様々な体験活動を通して、人格の形成や生活習慣の見直し、また社会のルールを体験の中から学んでいくことは、まさに「知・徳・体」のバランスにとって必要であると思います。

また、ひいては基礎的学力向上に向かわせるための子供たちの人間形成に不可欠であると思います。

そこでお聞きいたしますが、この「青少年育成の日」や「家庭の日」の認知度として、家庭、

保護者をはじめ、地域や行政も含めながら、どの程度理解が進んでいるのか、この認知について、学力向上と同様に、子供たちにとり必要な活動であるという認識がなされているのか、見解をお聞かせください。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

家庭及び保護者に対しては、先ほど申し上げましたように、「志アップ子育て手帳」に、「青少年育成の日」や「家庭の日」についての情報を掲載しており、その活用を通して理解は深まりつつあると考えております。

地域においては、土曜体験広場の主体となっていただいていることから、理解は少しずつではありますが進んでいると考えております。

先ほど議員言われましたように、この豊富な体験から得られる様々な経験は、児童生徒の自主性とか社会性とか協調性を育み、人間性を育てていくものであり、それらは学力の向上にもつながっていくものであります。体験活動が重要であるということについては、これまでも市の管理職研修会、あるいは各種団体の総会等の機会を通して、繰り返しお伝えしているところでありますが、まだまだ十分であるとは思っておりませんので、今後とも体験活動の充実等については、更に繰り返し理解をしていただくような対応をしてまいりたいと思っております。

○3番（野村広志君） アピール度がなかなか、少し不足なのかなという感じがしております。この周知・啓発については今後とも取り組みを進めていただければなと思っておりますけれども、この両日の強調でございますけれども、行政告知端末、行政告知放送等での呼び掛けであるとか、市報等で告知のページを設けるであるとか、様々やり方があるかと思えます。検討いただければなと思っております。

また、この「家庭の日」でございますけれども、「家庭の日の歌」というのがございます。「まああるくなった」という歌、御存じでしょうか。鹿児島県では「家庭の日」の制定の翌年に、今は亡き坂本九さんの歌で作成がなされました。当初は小学校や中学校で歌われているなど、県民のなじみの歌であるということでございましたが、御存じの方もいらっしゃるかと思いますが、時代が流れる中で歌われることが少なくなってまいりました。そのような中、先の東日本大震災で被災された方々が必死に家族で支え合う姿がテレビなどで報道され、改めて家族のきずなの大切さが再確認されて、この歌を通して家族のきずなを深めるきっかけになって欲しいとの強い願いの中で、数年前に復刻版としてCDが作成されております。歌詞の中には、ほのぼのとした家族の日常がつづられておりますが、今聞いてもすばらしい歌詞だなと私自身は思っておりますが、ぜひともこういった歌を「家庭の日」などで、家族のきずなを見直すきっかけにさせていただき、活用を図っていただければなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 「家庭の日」の趣旨そのものが、全ての家庭が円満で明るい家庭をつくっていくというのが「家庭の日」の趣旨でありますので、今議員言われましたように「まああるくなあれ」という、そのことがまさに「家庭の日」の趣旨と合致するものだろうと思っております。

残念ながら、この歌については、県内でもそんなに多分歌われていないのではないかなと思います。もう一度、私もお聞きしながら、もしそういうものが使えるのであれば、何かすごく「家庭の日」にマッチした曲であるということは、今お聞きする中では感じますので、また何か方法でもあったら考えていきたいなと思っております。

○3番（野村広志君） ぜひ聞いていただければなと思っております。CDが県の方にあるそうですので、取り寄せていただければなと思います。

もう一つお聞きいたします。先ほど学習指導要領の改訂に伴い、子供たちの学び方が変わるといってお話をしたところでしたが、子供たちを取り巻く環境の中で、先程来お話をしております「知・徳・体」のバランスのとれた子供たちを育むためには、学習環境とあわせて大変重要なのが、やはり社会教育の理解と取り組みではなかろうかと考えております。

社会の受け皿が多様に変化しつつある中で、子供たちが社会を生き抜く力を養い、様々な体験を通して得られる可能性の発見は、非常に有益なことであります。活動を通して得た体験は、子供たちのキャリア教育の醸成に大いに繋がると期待するところであります。

そこで、この社会教育での体験活動を学校の現場の先生方は、どのように捉えていらっしゃるのか、お聞かせいただけますか。

○教育長（和田幸一郎君） 体験活動の重要性についてでございますけれども、土曜体験広場や生涯学習課の主催事業に参加した子供たちの変容については、教職員のそれぞれが感じているということは耳にしております。

市の管理職研修会においても、事業の説明の際に、保護者や子供たちへの周知と参加の呼び掛けを依頼しております。

また、終了した事業に参加した子供たちの感想や、その様子を伝えることで体験活動の有用性について、今後とも継続的に先生方に向けて啓発を続けているところでございます。

○3番（野村広志君） 多くの先生方は、地域の活動や行事に積極的に参加をいただいておりますが、その一方で、地域や地元に住居をされていらっしゃる先生方も多い現状の中で、時間外の校外活動まではなかなか指導ができないというジレンマも同時にあることは十分に承知をしております。

子供たちを育む総合学習の場として、ぜひとも捉えていただきまして、多くの参加への呼び掛けを理解していただけるよう強く願っております。

他にもいくつか課題があるかと思っておりますけれども、体験活動の主体を校区公民館で行うことによって、地域間の格差が生まれやすいということと同時に、参加する子供たちや保護者が固定化されている点。また、地域や保護者の負担も非常に多くなってきているということが挙げられるのではないかなと思います。こういった課題については、どのように捉えていらっしゃるのか、見解を少しお聞かせいただけますか。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

御指摘のように地域間の格差、それから参加者の固定化、それから地域や保護者の負担感、そ

ういうのがあるのは事実だと思っております。それは非常に大きな課題だと思っております。

今後、教育委員会といたしましては、例えば、体験メニューをどうするのか、より子供たちが多く参加するような体験メニュー、それから実施時期をどうするのか。それから、地域や保護者への啓発を更にどうしていくのかというようなことを通して、より多くの子供たちが豊かな体験活動ができるような取り組みを進めていきたいと思っております。

近いうちに、社会教育委員の会があります。その中でも体験活動をいかに活性化するかということについて、また団体の皆様方からの意見をお聞きしながら、より充実した体験活動が幅広く市内全体でできるような取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

○3番（野村広志君） 市としても、いろんな体験活動のメニューというのは設けていらっしゃるかと思います。インリーダーであるとかジュニアリーダー、また子供会など様々なステージでそういったものが設けられているようでございます。学力向上の取り組みと同様に、社会教育活動の理解と積極的な支援、協力を今後ともぜひお願いをしておきたいと思っております。

では、このところで最後に「育児の日」について少し触れたいと思います。毎月19日に設けられているわけですが、市として何か、この「育児の日」についての取り組みがなされているか、お聞かせいただけますか。

○生涯学習課長（若松利広君） 「育児の日」につきましては、子育て事業に関しまして、生涯学習課とも関連がございますけれども、これまでは保健課、福祉課を中心に様々な取り組みがなされているようございます。その活動は青少年育成の諸活動とも関連がございますので、引き続き関係課と十分連携を図ってまいりたいというふうに考えております。

○3番（野村広志君） 具体的には何か取り組みがされていらっしゃるようなことがございますか。

○保健課長（津曲満也君） 保健課といたしましては、毎月19日の「育児の日」に特別な取り組みはしていないところでございます。

育児につきましては、安心して産み育てることができるよう、妊娠期の母子手帳発行時から就学前まで、保健師、在宅保健師、看護師、母子保健推進員等が健診、相談、訪問等を行って発育に応じた助言や支援及び情報提供などを行っている状況でございます。

○福祉課長（折田孝幸君） 「育児の日」に係る事業の取り組みということですが、県が「育児の日」に係る事業として推進している「鹿児島子育てパスポート事業」というのを実施しておりますが、福祉課の方が、その申請窓口となっております。

志布志市では、現在14の事業所等が登録しておりまして、パスポートを提示した子育て世帯が様々な優遇措置を受けることができるようになっております。

○3番（野村広志君） この人口減少社会といわれる中で、本市の子育て支援には多くの制度を設けながら支援をいただいているわけでございます。けれども、子供たちを産みやすく、育てやすいという社会構造にするためには、こういった「育児の日」なども周知、活用していただきまして、家庭や地域、職場で更に積極的にこのことについての周知、活用を図っていただければな

と思っております。

この「育児の日」については、保健福祉、保健課や福祉課の分野での取り組みになろうかと思いますが、幼児教育の観点から地域や社会が一体となって支援をして支えていくという取り組みは、その後、家庭教育や青少年育成教育の礎となり得ると考えております。今後とも関係機関と十分に協議、連携をしながら、この事業の推進を図っていただけるようお願いをしておきたいなと思っております。

次に移ります。

項目としては最後になりますが、防災教育についてお伺いをいたします。

2011年3月、東日本大震災をはじめ、2016年4月、昨年ですが、熊本・大分での大地震、また、記憶にも新しく、復興にはまだまだ時間がかかると思われる、今年7月に襲われました九州北部豪雨災害など、未曾有の災害が近年多発しております。こういった想定をはるかに超える大規模災害の発生に備えて、あらゆる観点からの防災教育の在り方について検証すべきであると考えております。

そのような中、先日曾於地区総合防災訓練が城山総合運動公園で開催されました。その中で地元の松山小学校の子供たちが保護者の方々と一緒になって参加をし、火災が発生ということを想定して、初期消火訓練としてバケツリレーの訓練に参加をされておりました。御覧になられた方も多くいらっしゃるかと思いますけれども、子供たちにとって大変貴重な体験ではなかったのかなと思っております。

そこでお聞きいたしますが、子供たちが実際の災害の発生を想定した防災教育の在り方については、改めて充実を図る必要があると思っておりますが、市長も実際にあの訓練を御覧になられて、総評の方でも述べられておりましたけれども、その感想、どのように感じられたのか。また、防災教育の必要性等々について、お考えをお聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま野村議員から御紹介がありましたように9月3日、日曜日に実施されました平成29年度曾於地区総合防災訓練では、松山小学校の子供たちやPTAの方々にも参加していただきました。

今回の訓練では、避難誘導訓練に加えまして、小学校の子供たちが消火器や水バケツを活用し、地域の方々と協力しながら初期消火訓練に真剣に取り組んでいる姿を見て、大変頼もしく感じたところであります。今回は実働訓練に取り組んでいただきましたが、実際に災害が起こったときに子供たちが自分で考え、判断し、行動できるために必要なのが防災教育だと考えております。自分の命は自分で守る子供を育てるために、実践的な防災教育を進めていかなければと考えているところでございます。

○3番（野村広志君） では、現在の本市の防災教育の現状について少しお聞かせいただけますか。

○教育長（和田幸一郎君） お答えいたします。

災害が発生した場合の避難訓練というのは、市内全学校で実施されておりますが、避難訓練以外に災害時におけるボランティア活動に関する学習をしている学校は6校ほどございます。

また、災害時における子供ができる役割について考える学習をしている学校は15校ほどあります。これらの学習を通して、災害後の生活、復旧・復興を支えるための支援者となる基盤を培うとともに、他人を思いやる心、互いを認め合い共に生きていく態度、自他の生命や人権を尊重する精神を育てております。まさに志の心を育む教育が今後更に重要となると考えております。

教育委員会といたしましては、土曜学習教室、志学教室とありますが、それにおいて、昨年度は、志布志市ふるさと大使の田浦天志さんを講師として、有志による熊本地震災害ボランティア活動の話をしていただきました。実際にこのボランティアには志布志中学校の生徒も参加いたしました。

また、先日の志学教室では、伊崎田中学校の山下彩希養護教諭を講師として、熊本地震災害復興支援で御船町立御船中学校へ9か月間派遣で行かれた体験を話していただきました。

参加した生徒の感想には、「少しでも自分にできることはないか考えた」、「私も自分にできるボランティア活動をやっていきたい」、「もし本市で災害が発生したら少しでも役に立てるよう、人を元気に笑顔にできるような人になりたい」といったものがありました。子供たちの志の心が育まれた講話だなと実感したところです。

このように、今後も学校内外での様々な体験活動を通して、子供たちに志の心を育み、仮に大規模災害が発生した場合には、災害後の生活、復旧・復興を支えるための支援者となる人材を育成してまいりたいと考えております。

○3番（野村広志君） 本市でも進められているようでございますが、子供たちの防災意識を高めるといふ、防災力を身に付けるということ、学習別に見たときに、できることのハードルが若干違ってまいるかとは思いますが、その役割を担っていくことは将来の防災の人材を育成するという観点から、これから求められてくるのかなと思っております。

その一つに、避難所の運営の在り方があろうかと思います。大規模災害が発生をして、避難所が開設された場合、本市においても多くの学校が避難所として設置がなされます。この避難所の運営については、静岡県危機管理局が企画開発をした防災カードゲーム「HUG（ハグ）」を用いてゲーム感覚で防災教育の避難所の運営を学ぶことができるというものがございます。

このことは、子供たちでも十分に、その意義や役割、必要性について理解が深まるものではないのかなと思っております。

この「HUG」でございますけれども、様々な避難者情報が書かれたカードを避難所の体育館や教室に見立てた平面図に、どれだけ適切に配置できるかを測るもので、また避難所で起こりうる様々な出来事をどのように対応していくのか模擬体験するゲームでございます。ゲームを通して避難者を考慮しながら部屋割りを考えたり、炊き出し所や仮設トイレの配置、生活空間の確保、視察や取材対応といった出来事まで想定をされております。

予測される一連の出来事を図面上で自由に意見が述べられ、話し合いをしながら避難所の運営

を学んでいくことができるものであります。ぜひこういったものも活用しながら、防災教育の教材を用いながら、防災の人材育成に当たっていただければと思っておりますが、お考えをお聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど、松山の城山総合運動公園で開催された曾於地区総合防災訓練で、松山町の皆様方、子供たち、そしてまた、PTAの方が参加し、大変楽しく感じたということでございますが、実は、その時に私自身は統括官ということで、全ての訓練の展示について説明を受けながら現場間近で訓練の様子を見たところでございますが、今回この総合防災訓練で、松山小学校の子供たち、そして、PTAの皆さん方が、私と一緒に訓練の場を間近に見られて、展示を見られたということについて、本当に私その時びっくりしまして、多分子供たちも消防団、警察、それから医療機関様々な関係者の方々が、真剣に防災訓練に取り組んでおられる様子を間近かに見て、何らかの感動を得たんじゃないかなと。

そしてまた、防災ヘリ、あるいはドクターヘリ、あるいはDMAT（ディーマット）、というものも初めて間近で見たんじゃないかなと。

そして、多くの子供たちが感動して、それらの方々がカッコいいというふうに思ったのではないかなと。そして、自分も将来的にはそういった存在になっていきたいという子供が、多分いたのではないかなというふうに私は思ったところでございます。

今回の総合防災訓練は、そのようなこともありましたので、今後とも、この取り組みについては、更に関係者と協議を深めながら取り組みをさせていきたいというふうに思ったところでございます。

防災カードゲーム「HUG」についてでございますが、「HUG」は避難所運営ゲームの略でございます。避難所運営を支えるための一つのアプローチとして、静岡県が開発したということでございます。

この「HUG」は、ゲームを通して災害時要援護者の配慮をしながら部屋割りを考え、また仮設トイレの配置など、生活空間の確保、またマスコミによる取材対応といった出来事に対しまして、思いのままに意見を出し合いながら話し合いながら、ゲーム感覚で避難所運営を学ぶということができるとされております。

避難所運営に子供たちが関わるということは、非常に大事なことでありますので、一番の力になってくるというふうに考えております。

このようなことから、活用しながら防災教育を進めていただければというふうに思うところでございます。

○教育長（和田幸一郎君） 先ほど、市長が答弁ありましたように、この「HUG」という防災教育の一つの取り組みというのは、私も正直なところ初めて知りました。いい取り組みをしてくださっているということで、非常にうれしく思ったんですが、私も直接、この「HUG」の様子というのは見たことないんですけれども、映像でちょっとどういうものなのかというのを確認を

いたしました。

グループごとに避難所の設置をいろいろ考えていくときに、次から次にいろんな要望がどんどん入ってくるんですね。今いる状況の中で、トイレはどこにあるのか。小さな赤ちゃんが運び込まれてきました、どうするのか。その都度その都度対応しなきゃいけないということで、本当に危機感の中で、この疑似体験ができる、そういう「HUG」という、この取り組みがあるというのを初めてしました。

学校においては、例えば、中学校レベルでは、こういうことも取り入れていってもいいのかなと思ったりもいたします。

今後また避難所での中学生、あるいは小学生の活動というのも重要視されてくると思いますので、この「HUG」体験ということを通して、更に子供たちが実際の場で動けるような状況をつくっていったらなということで、非常に今回の「HUG」のゲームのことについては、非常に有り難く思っておりますので、また、教育委員会でも勉強させていただきたいなと思っております。ありがとうございました。

○3番（野村広志君） 先ほど市長からありました防災訓練については、まさに目の前で見られたということで、生きた教材と申しますか、本当に子供たちは感動したんじゃないかなと、まさに体験、身をもって感じたことじゃなからうかなと思ったところでした。

ぜひ、そういったことを引き続き取り組みをしていただければと思います。

「HUG」については、今教育長からもありましたとおり、素晴らしい教育の教材としてあるのではないかなと、御紹介したところでした。ロールプレイングゲームのような感覚もございません。その中で、そのテーブルの中で各グループの中で様々な意見が飛び交う、まさに動画のとおりではなからうかなと思います。ああいったことが中学生、また小学生は学習別に取り組めることもあるのであれば、ぜひ検討していただければと思ったところでした。

では、もう1点お聞きいたします。

先月、我々会派の事務調査で、静岡県吉田町を視察してまいりましたけれども、吉田町は太平洋に面した南海トラフ地震などの影響が大変に心配される危機意識の非常に高い地域であり、防災においては先進地であるところでございます。

今回、一般質問でも同僚議員から同様の質問があろうかと思っておりますけれども、私の方からは、子供たちの地域防災リーダーの育成について最後に質問させていただきます。

この吉田町の取り組みの中で、「ジュニア防災士にチャレンジ」として、ジュニア防災士育成講座への募集がなされておりました。この講座は、防災に関する意識を持ち、災害から自分の身を守ることを学んだ中で、同年代の友達に防災に関する知識を伝える役割を担ってもらうとともに、将来は地域の防災活動に参加する次世代の地域防災リーダーとなる若い人材を育成することを目的に、中学校の1年生から3年生の希望者を募り防災について学ぶ講座となっているようでございます。

こういった取り組みが、将来にわたって地域防災リーダーとしての人材育成に大きく寄与して

いくものと強く感じたところでございました。ぜひとも、この志布志版のジュニア防災リーダーの育成に取り組む考えがないか見解をお聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

災害時における子供たちの役割というのは、非常に大切なものであり、復興に向けての貴重な戦力になるというふうにも考えております。

先進地では、ジュニア防災士養成講座というのも展開されているというふうに聞いております。

このような先進地の事例を参考にしながら、本市としてどのようなものが構築できるのか、今後調査研究してまいりたいと考えております。

○教育長（和田幸一郎君） 一つだけ、志布志のジュニアリーダー的な防災の取り組みについて御紹介をさせていただきたいと思っております。

毎年出初め式の時に、山重小学校の子供たちが山重少年消防クラブというのを結成しております。それで毎年披露してもらっていますが、現在16人の子供たちが加入して、月1回程度の活動しております。次世代の地域防災のリーダーを育成することは、非常に大事なことだと思います。先ほど言われましたように、先進地の事例を参考にしながら、また関係各課と協議を進めていけたらというふうに考えております。

○3番（野村広志君） まさに、この志布志の防災教育、子供たちのところにおいては、今教育長ありました山重小学校が毎年出初め式で披露していただいているということで、非常に有り難いなど、ああいった活動、動きが全市に広がっていくとすばらしいのかなと思っておりますけれども、今回この防災の中でも、防災教育について特化してお聞きしてまいりました。

なぜ今、この防災教育に取り組んでいく必要があると思われませんか。この防災教育を通して、子供たちは何を学び、体験し、活動、生かしていくことができるのでしょうか。きっと大切な何かを、この防災教育の中で得ることができるのではないのでしょうか。

今回の質問を通して、これからの子供たちの学び方が変わるという質問をいたしました。子供たちが主体的に何で学ぶのかを考え行動することが、これからの教育全般においても求められているのではないのでしょうか。

最後に、この子供たちにとって、大切な何かについて、お気持ちを市長、教育長、あればお聞かせいただき、終わりにしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

子供たちにとりましては、まずもって災害、防災の現場においては、自分の命は自分で守るということをきちんと自覚して行動してもらおう子供たちの育成というものが必要かなというふうに思っています。

そして、そのことができた後に、それでは周りを見回した時に、自分の力でも、例えば、老人の方、それから要支援者の方という方々がおられたら、自分の役割があるのではないかということを考えられる子供たちになっていくのではないかなというふうに思います。

先ほども申しましたように、曾於地区総合防災訓練に参加した子供たちは、様々な訓練の展示

を見まして、災害が発生した時には、このような様々な機関が、大人たちが、防災のために働きをしているということを実感したということでもありますので、そのことを自分がどのような形で受け止められるかということについても考える場ができたのではないかなというふうに思っています。

先ほども議員の方からも御指摘がありましたように、この訓練においては、次回以降も子供たちも積極的に参加させて、志布志の子供たちが防災においては、自分で考えることができる、自らの身については、もちろん守るということではございますが、その上に何が自分でできるか考えられる子供にしていきたいというふうに思ったところでございます。

○教育長（和田幸一郎君） これからの子供たちに求められる資質として、自分で考えて判断して行動する、そういう子供たちを育てることが大事だと思っております。自分で考えて判断し行動するというのは、まさに防災教育そのものだと思います。どういう場面にどういうことが起こるか分からない、そういう時に自分で自ら考えて行動することができる子供たちを育成するというのは、すごく大事なことだと思います。

今後とも、防災教育というのは、どんなものをあらかじめ準備しておかなければいけないのか、どんな行動をしなければいけないのか。そして、日々どういうことに気を付けておかなければいけないのか。大事なことがたくさんありますので、防災教育を通して子供たちにそのような資質を付けていながら、先ほど市長が申しましたように、自分の命は自分で守るということを基本に教育を進めていきたいというふうに考えております。

○3番（野村広志君） 教育行政について様々お聞きしてまいりました。変わりゆく時代の中で、その時代に即した教育の在り方については、しっかりと注視していかなければならないと思えます。しかしながら、子供たちが、いつの時代も変わることなく健やかに生まれ、このふるさと志布志で学べて良かったと思えるような、ふるさと志布志の構築に我々全ての大人は、その責任をもって応えていかなければならないと強く感じたところでございました。

今後とも全ての関係機関と連携を図りながら、取り組みを深めていただけることを大いに御期待申し上げます。私の一般質問を終わりにいたします。

○議長（岩根賢二君） 以上で、野村広志君の一般質問を終わります。

ここで11時45分まで休憩いたします。

○
午前11時37分 休憩

午前11時45分 再開

○議長（岩根賢二君） それでは、会議を再開いたします。

次に、13番、小野広嗣君の一般質問を許可します。

○13番（小野広嗣君） それでは、皆様こんにちは。公明志民クラブの小野でございます。

平成27年7月5日からの梅雨前線による大雨により、福岡県朝倉市、大分県日田市を中心に河

川氾濫、土砂災害等の甚大な被害が発生をいたしました。

今回の災害で被災された方々にお見舞いを申し上げますとともに、犠牲になられた方々の御冥福を心からお祈り申し上げます。

今回の九州北部豪雨は、梅雨前線の影響により、線状降水帯が発生をし、福岡県、大分県の一部地域に大きな被害を及ぼしましたが、その後も、これまでの常識をはるかに超えるような集中豪雨によって、日本列島各地で災害が起きております。

今後、同じような災害の発生が予測される中、想定外を排した従来の経験や発想にとらわれない、きめ細やかな防災対策、その仕組みづくりが急務であると思いますが、市長のお考えを伺いたしたいと思います。

次に、ふるさと納税について質問いたします。

ふるさと納税の獲得競争で返礼品の豪華さを競う傾向が激化し、返礼率が高くなり、当初のふるさと納税の趣旨からかけ離れていることを総務省は憂慮をし、返礼割合と内容の見直しを求めてまいりました。この総務省の要請に対する本市の基本的な考え方と、今後のふるさと納税制度への戦略について伺いたしたいと思います。

次に、マイナンバー制度の観点から2点質問をいたします。

マイナンバーは社会保障、税、災害対策の行政手続き等の際に活用するものであり、住民と行政間における双方の無駄を減らし、行政手続きの作業量の簡素化を図るために導入をされました。プライバシーの侵害など危惧されている側面もありますが、その運用には十分配慮をしながら、このマイナンバー制度を行政事務にフル活用することで、住民の利便性や行政事務の効率が高まるものと思いますが、本市の取り組みの現状について伺いたしたいと思います。

あわせて、マイナポータルについて質問いたします。マイナポータルは、マイナンバー制度において、政府が運営する個人向けオンラインサービスであります。住民がマイナポータルを使うようになれば、行政の情報連携により申請に必要な住民票や課税証明書が省略でき、ワンストップで、いつでもどこでも手続きができるようになります。

まず子育て分野から秋の本格運用を目指し、本年7月から試行運用がスタートをしております。活用するためには、地方自治体での手続きが必要となりますが、本市の対応状況と今後の取り組みについて伺いたしたいと思います。

次に、教育行政の観点から質問いたします。

本市は現在「学力の向上日本一」を目指した教育を推進中ですが、そういった中であって本年の施政方針には「地域とともにある学校づくりを目指し、コミュニティ・スクールの導入に加えて、小中連携を更に発展をさせ、義務教育9年間を通して、地域ぐるみで子供を育てていく、小中一貫教育の推進に着手する」とあります。議会の全員協議会の場でも説明がございましたが、その後の推進状況について伺ってまいりたいと思います。

○市長（本田修一君） 小野議員の御質問にお答えいたします。

防災対策についてでございますが、議員の御質問にお答えする前に、この度の九州北部豪雨災

害の被災者の方々に深く哀悼の意と、お見舞いを申し上げます。

さて、本市における防災対策につきましては、地域防災計画に基づいた対応を行っており、国や県の見直しに伴い、本市の計画も見直しを行っているところでございます。

また、河川の増水や土砂災害の危険性につきましては、県の河川砂防情報システムや、気象庁の情報、また11か所に設置している監視カメラの画像情報を慎重に見極め、早めの避難を呼び掛けるよう努めているところでございます。

今年度からは、鹿児島県によりまして、大隅地域の県管理河川における水防災意識社会再構築協議会が設立され、各地域の現状や課題を抽出し、取り組み方針策定のための協議が行われているところでございます。

なお、訓練につきましては、毎年全国一斉に行われます土砂災害・全国統一防災訓練の実施時期に合わせて、本市では有明町野神校区宮下地区で訓練を実施したところでございます。

今後も訓練などを通じて広く周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、ふるさと納税についてでございます。

ふるさと納税制度は、自分のふるさとなどを応援する気持ちを直接形にする仕組みとしまして、平成20年度の税制改正によって創設されました。本市もふるさと納税によって新たな自主財源確保ができたことはもちろん、都市部への物産や観光のPR、返礼品の調達を通じた地域経済の振興など、大きな恩恵を受けているところでございます。

しかしながら、自治体間の競争過熱や、ふるさと納税の趣旨に反する返礼品の送付がなされているとの指摘を受け、総務省は本年4月1日に全国の市町村に対して返礼品の在り方等について通知するとともに、5月24日に多くの寄附を集め趣旨に添わない返礼品を出している全国約100市町村に対して、見直しを求める再通知がなされたところでございます。

本市におきましても、資産性の高いものとして、赤サンゴ関係の返礼品が、価格が高額のものとしてオーストリッチかばんが指摘を受けており、返礼品の生産者に説明の上、平成29年6月30日をもって指摘された全ての返礼品を取り下げたところでございます。

また返礼割合の最高値が43.9%ということで指摘も受けており、高額な返礼品になるほど返礼割合が高い状況であったため、20万円を超える寄附区分の返礼品を取り下げたことにより、返礼割合を総務省の示した3割に近づけられたところでございます。

本市としましては、ふるさと納税制度の健全な発展による長期的な制度の維持、存続が本市の地域活性化に不可欠であることから、総務省通知に示された内容を大きく逸脱することのないよう対応しているところでございます。

また、8月に就任しました野田総務大臣が「自治体にお任せするのが当然」とし、先の総務省通知を見直す内容の発言をされており、今後の動向をいち早くつかみ、国の方針に沿った早めの対応をしていきたいと考えているところでございます。

次に、マイナンバー制度についてでございます。

本市の条例で定めるマイナンバーの独自利用事務につきましては、現在、福祉課、保健課及び

建設課で執り行っております。福祉課及び保健課で取り扱う社会保障分野の給付申請等におきましては、本市ではマイナンバー制度導入前から既に本人の同意に基づき、市が課税情報等を関係機関に直接確認することにより、課税証明書等の添付を省略することができる取り扱いをしており、住民の利便性の向上に努めておりました。このため、住民の利便性の向上という点におきましては、マイナンバー制度導入の前後で大きな変化は見られません。

また、建設課で取り扱う住宅関係の申請等につきましては、現在までに該当事例が無いところでございます。

なお、各種手当や保険給付の支給に関する事務等、国の法律で定められているマイナンバーの利用事務につきましては、課税証明書等の添付を省略することができるようになり、住民の利便性が向上しております。

内部事務におきましては、マイナンバー制度導入後は、所管課から税務課への課税状況照会手続きが省略されたことにより、事務が効率化されております。今後情報提供ネットワークシステムによる年金情報等の連携がなされれば、市から年金事務所等への公用申請手続きが省略されることにより、更なる事務の効率化が図られ、その結果、より迅速に行政サービスを提供することができるようになると考えております。

次に、マイナポータル制度についてでございます。お答えします。

社会保障番号制度に係る情報連携の本市の対応状況ですが、平成27年度より段階的に導入を進めており、総務省が管轄する住民基本台帳システム、地方税務システム及び団体内統合宛名システムは、平成28年度に総合運用テストや庁内システム連携テスト、あわせて地方公共団体情報システム機構の自治体中間サーバーとのテストを実施、本年6月に最終的なテストを終え、7月18日からの試行運用には支障がなく対応できているところです。

また、厚生労働省管轄のシステムにつきましても、国民年金、後期高齢者医療保険を除き、庁内システムの総合運用テスト、本年5月には共済組合等の医療保険者との情報連携テストを問題なく終えたところです。

今後も内閣府が定めるスケジュールに沿って、団体内連携テスト等を実施する予定となっております。

次に、教育行政、コミュニティ・スクールについてのお尋ねでございます。お答えします。

平成28年度にコミュニティ・スクールを導入した伊崎田小学校、原田小学校、志布志中学校においては、「地域と学校の連携が導入以前よりも深まりつつある」と報告を受けております。

また、本年度新たに取り組みを始めた9校につきましても、先の3校をモデルとしながら学校・地域の実情に応じて取り組みを始めたところでございます。

小中一貫教育につきましては、伊崎田小学校と伊崎田中学校を先行モデル校として保護者や地域住民を対象とした説明を行ったり、学校関係者や自治会、保護者代表、学識経験者を委員とする小中一貫教育推進協議会を設置したりしながら、平成30年4月の開校を目指し、準備を進めているところでございます。

詳細につきましては、教育長に答弁させます。

○教育長（和田幸一郎君） コミュニティ・スクール、小中一貫教育についてお答えします。

コミュニティ・スクールのモデル校として、平成28年度から取り組んでいただいている伊崎田小学校、原田小学校、志布志中学校においては、これまで以上に学校と地域が一体となった取り組みが推進されています。8月28日に今年度から取り組みを始めた9校を含めた全12校の学校の委員にお集まりいただき研修会を開催いたしました。

その中で、モデル校3校の昨年の実践を紹介していただきましたが、いずれも地域と学校がより一体感を増し、学校運営や地域の行事が円滑に行われている事例が紹介されました。今年から取り組みを始めた学校も、これらの紹介事例を参考にしながら、学校の課題に応じた取り組みが行われるものと思っております。

小中一貫教育につきましては、伊崎田小学校と伊崎田中学校を先行実施校として、平成30年度の開校に向けた準備を進めております。

昨年度は保護者、地域住民を対象とした説明会を3回行い、小中一貫教育に関して周知を図ってまいりました。

また、今年7月の定例教育委員会において、学校管理規則の一部を改正し、平成30年4月から「伊崎田学園」という名称で小中一貫教育を進めていくことになりました。現在、来年度の開校に向けて、学校関係者や保護者、住民の代表、学識経験者を委員とする小中一貫教育推進協議会を設立して、教育課程の編成や学校行事の実施方法といった具体的な内容について協議を行っているところです。

以上でございます。

○議長（岩根賢二君） ここで、昼食のためしばらく休憩いたします。

午後は、1時5分から再開いたします。



午後0時02分 休憩

午後1時02分 再開



○議長（岩根賢二君） それでは、会議を再開いたします。

○13番（小野広嗣君） それでは午前中に引き続き質問をしてみたいと思います。

市長、教育長の方から、それぞれ答弁をいただきましたので、質問通告に従って順次一問一答で質問を行ってまいります。

まず、防災対策について、市長から先ほど答弁をいただいたところでございます。

答弁の内容は、おおむね簡潔に述べていただいたわけですが、まずもって、今回九州北部豪雨災害、これは本当に大変な災害で、河川の氾濫、流木による被害、そして土砂災害と、こういったものがクローズアップされて、日々報道があったわけですが、こういった状況を受けて、我が地域でこれを受けた時にどうなるのかということをしごく思ったんですね。率直な市長の認識を

まず一番目に求めておきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市においては、平成18年に合併しまして平成18年、19年に大きな災害が発生したところでした。

その災害に比較しましても、今回の北部九州の豪雨災害においては、極めて甚大な被害であるというふうに認識したところでございます。

そのことをもって、近年集中的に豪雨が発生して、そのことによって大きな災害が発生している時代になってきているということで、本市においても、そのような形での災害が発生するのではないかということで、先般台風が襲来した時に、そのような緊張感をもって対応はしてきたところでございました。

○13番（小野広嗣君） 市長も冒頭、答弁で申されましたように、本市の防災対策というのは、地域防災計画、これを基本にしてやっていくと、そして、国・県の見直し、改定に沿って素早く見直しをしていくというふうに述べられているわけですね。

そうすると、いわゆる改定の見直し等を図る場合、防災会議に諮るというふうになっているわけですが、7月のこういう九州北部豪雨災害を受けて以降、この防災会議に対しての考え方はどうだったのでしょうか。

○市長（本田修一君） 5月23日に志布志文化会館で防災会議を開催しておりまして、見直しもこの時にしております。

○13番（小野広嗣君） それは、計画だった年間計画によった防災会議ですよ。必要に応じて改定を行っていかなくちゃいけない、国はどんどん改訂版を出していますね。後でも申し上げますけれども、そして、この7月の豪雨災害を受けて、いろんな考え方が打ち出されているわけです。そういったものを基本にして、防災会議で議論し、たたき台をつくって防災会議に諮って、素早く動ける態勢をつくるということが大切なんです。今後の計画はどうなっているんですか。

○危機管理監（河野穂積君） お答えいたします。

防災会議につきましては、ただいま市長から答弁がありましたように、5月に1回開催をしております。その際につきましては、国の見直し等に伴いまして、防災計画等を見直しをしているところでございます。

今後の計画といたしましては、今のところ11月ぐらいの防災会議の開催をめどに考えているところでございます。

以上です。

○13番（小野広嗣君） 市長自らが、いわゆる地域防災計画については、必要に応じて改定を行っていくんだと、そして、対策を執っていくんだということを述べられているんですよ。文言としてちゃんと残っていますね。そういうことからした時に、やっぱり臨機応変、当然防災会議のメンバーは多岐にわたっていますので、御都合等もありますので、なかなか大変な部分もあるかと思いますが、そこについては、やはり九州北部豪雨災害という、ああいった状況が出

ていて、その検証も今行われておりますので、その結果もどんどん上がってきていますね。そういったものを受けて、早め早めの会議を行って改定を行っていくということが大事だろうと思いますので、これはそういった方向で、11月ということで、それはそれでよろしいかなと思いますけれども、そういった方向で進めていただければというふうに思います。

地球温暖化等の影響を受けて、日本国内だけではなくて、世界中で様々な災害が起こっていると、もう想定外は許されないという状況にきておりますね。そういった中で、本当に避難情報の出し方一つとってみても、これまでの避難情報の出し方とは違う出し方も考えなきゃいけない時代に入ってきている。避難情報の在り方も変わってきていると、様々ですけれども、そういった場合に避難勧告等に関するガイドラインというのを本年1月に国が出しております。

そして、これは改訂版なんですけれども、名称を変えたものですから、これが初版になっています。これを基本にして、避難勧告等については、取り組んでいかなければならないというふうになっていますが、ここについての市長の御認識を伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） 今年の地域防災計画の見直しの中で、公的機関及び各防災関係機関の業務継続性の確保、市民に対する防災知識の普及・啓発ということで、家庭での備蓄品の見直し、あるいは避難指示、避難準備情報の名称につきまして、「避難指示（緊急）」、「避難準備・高齢者等避難開始」というようなふうに修正をしております。そのような改定につきましては、今後も引き続いて改定をしてまいりたいと考えます。

○13番（小野広嗣君） 少し今述べられました。このガイドラインの名称も変わっていますが、避難情報の名称も変わりましたね、改定になりました。

僕が聞きたかったのは、主に3点、大きくこの内容を充実させなければいけないというところが今は述べられていませんので、ちょっと申し上げると、簡潔に言いますよ。

避難勧告等を受け取る立場に立った情報提供の在り方に工夫をしなければいけないというのが1点ですよ、ここですね。

そして、2点目が要配慮者の避難の実効性を高める方法を充実させなきゃいけない。

そして、3点目がちゅうちょなく避難勧告を発令するための市町村の態勢の整備をしなければいけない。これが今回の中身の一番濃いところなんです。ここに対する考え方を聞きたいというのが、今回の質問の中でも一番大きな部分なんです。ここに対する考え方は整理されていますか。

○危機管理監（河野穂積君） お答えいたします。

ただいま議員の方からお示しがありました避難勧告等に関するガイドライン、平成29年1月に発出されております。

この避難指示等の情報というのを名称を変えたというのは、昨年10月、岩手県の大泉町で福祉施設が甚大な被害を受けて、たくさんの方々が亡くなられたということも踏まえまして、国の方で改定をされたというふうに認識をしております。

市としましても、この件につきましては、重大なことと受け止めまして、今回の台風につきましては、避難指示、高齢者等避難開始という情報を出しました。ただ、我々としましても、河川

の状況、それから台風の動きの状況、雨の状況等を確認をしながら、避難勧告の一步手前までいきそうな河川の増水というのもありました。そこまで考えて避難勧告を、ある世帯には出そうかというところまでいったんですけれども、そこにつきましては、水位が下がっていたことにより、避難勧告等は出さなかったところであります。

避難準備情報というのは、これもいつ出そうかというところで課長会等でもお話をしながら、一応予定としてはあったんですけれども、台風の動き、それから、雨の状況等を勘案した時に若干早めなければならぬという判断をしまして、避難準備情報というのは早めに出したところでございます。

以上です。

○13番（小野広嗣君） 避難勧告情報を出す時に、今述べられましたけれども、今後のこととして、日々刻々と災害状況は変わっていきますね。その中で、情報を早く、的確に、繰り返し放送をしなければいけないというか、情報伝達をしなければいけないと、そういう時に一番大事になってくるのは、そこに住んでいる居住者、あるいは要援護者というか、そういった方々に分かりやすい説明、分かりやすい伝達ということに努めなければいけないとなっていますね。

そして、そのための伝達文の例、洪水の場合はこうですよとかいうのが示されているんですね。そういったことの検討というのを、それ以降防災対策の観点からされているのかどうかお聞きしたいと思います。

○危機管理監（河野穂積君） お答えいたします。

議員御指摘のように、ガイドラインの中で情報伝達文の例というのがございます。その中には、冒頭で「緊急放送、緊急放送」というようなことを述べて、避難準備情報であるとか、避難勧告であるとかというのを放送するということになっております。

今回台風の関係で、避難準備情報を出した時には、通常の放送といいますか、そういった形で行ったところではありましたけれども、今後、そういった危機的状況等、気象情報等も勘案しながら、そういった緊急性等も判断をして、臨機応変にそういうところの情報のお知らせは、今後行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○13番（小野広嗣君） ぜひそういった方向でやっていただきたいと、警報の出し方一つでも人命を危うくするわけですからね。そういったことに対する指針もしっかり出されているわけですので、それをしっかり議論しながら、本市においては、地域性が違うわけですから、どういう伝達の在り方がいいのかと、あくまでも国が示しているのは、そういった伝達文の見本みたいなものですからね。やっぱり本市として、しっかりそこを議論していただくということが大事。

そして、少しだけ先ほど触れたんですけれども、施設関係の高齢者施設であるとか、そういった施設における運営、そして、避難関係、こういったマニュアル等の作成をする場合に、行政当局としっかり連携を取りながら、行政当局は、そこにしっかり手助けをしていくという方向性があるんですけれど、志布志市においては、その状況が今どこまで進んでいるのか、お示しをい

ただければと思います。

○危機管理監（河野穂積君） お答えいたします。

現在、本市におきましては、そういった避難関係の要援護者施設でありますとか、そういったところの関係機関との連携を図るべく、避難所の運営マニュアル等も含めて、そういった協議を行っているところではあります。

ただ、まだそこは成熟をしていないというのが正直なところでありまして、これから先もっともっと協議を深めながら、安心・安全に避難できるような、そういった避難態勢の在り方というものを構築していきたいというふうに考えております。

以上です。

○13番（小野広嗣君） はい、分かりました。

ぜひそういう方向で前向きに取り組んでいただきたいんですが、この情報提供の在り方ということであれば、一昨日、全国共進会で3区で1席と、大変におめでたい状況があつて、そのことが繰り返し本市でも放送されますね。そういった場合に問い合わせ等も結構ありましたけれども、畜産業に携わっているとか、あるいはこうやって行政絡み、議員とか、そういった方々であれば、よく理解をできるわけですがけれども、一般の方々は何かおめでたいのかとか、どういうすごさなのかというのが、あの放送では全然分からない。淡々とただ流しているだけなんです。やっぱり情報伝達をするときに、この日本一がいかにすごいのかと、どういうことなのかと、簡潔に説明が入った放送であれば、全然理解が違うわけですよ。そういったことも少し問われた部分もあったんですよ。だから、情報伝達の在り方というのを本当に真剣に取り組んでいただかないといけないなと思いますが、市長どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

防災計画の中においては、様々な専門用語的なものがたくさんあるかというふうに思います。そのことについて、市民の方々においては、その言葉の意味というものについては、認識が高いとはいえない内容もあるかというふうに思います。

そのようなことを勘案しますと、このことは訓練等を重ねるとか、あるいは広報等を重ねるとか、そしてまた、様々な場面において、このような情報については、このような内容を示しておりますというような説明をしていくことが必要かというふうには思っているところでございます。

ということで、実際にそのような内容の伝達放送をする場合には、より分かりやすい形での放送を心掛けるよう申し伝えたいと思います。

○13番（小野広嗣君） 今の市長の答弁のとおりだろうと思いますので、そういった取り組みを求めておきたいというふうに思うわけですが、今回の最大の被害の原因、これは当然集中豪雨ですよ、瞬間的な集中豪雨、予測もしない豪雨。そういった中に流木災害という状況で河川が氾濫をしていったということですが、これが最大の特徴だというふうに言われているわけですね。

そういった中で、こういった流木災害をどう防いでいくのかということ、そういった災害が起

きる危険箇所の掌握ということが、すごく大事。鳥取県なんかは、こういったのを受けて、県全域で8月17日には、もうその調査に乗り出すという方向性を決めてるんですね。鹿児島は遅れているなと思いますけれども、そういった観点から見たときに、この流木による被害がすごかったということを知った時に、市長はどういう所見をお持ちですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

森林が、そのまま流出してしまっているというような内容でございまして、森林ということであれば、通常は普通の雨だったら雨水を吸収して、堅ろうな雨にも耐えうる地域というふうになるところでございしますが、そのような常識を覆すような形での森林流出となっているようございます。

そのような災害を見たときに、本市においては、現在、木材の輸出が盛んにされておきまして、森林の伐採や皆伐がされている山がたくさんあるところがございますので、これらに対する対応、対策というものは、きちんと捉えなければ、九州北部であったような水害というのについても、大きな被害が発生する可能性があるというふうには思ったところがございます。

○13番（小野広嗣君） 対策案の例として、一つだけお示しをしておきたいと思いますが、これは本市だけで取り組めることではありませんけれども、例えば、5年ほど前も九州北部豪雨災害があったんですね。そういった中で、大分で夕田橋という所が、橋に木材等が全部絡まって、その地域を氾濫状態にしたというのがあって、そして、それ以降、精査をして三つ橋をですね、この柱これを3本を1本にしたんですね。そうしたら、今回の災害では全部抜けていって一切災害が起これなかったということで、これは大成功した例だというふうになっておりました。そういうことも考えなきゃいけないんだなというふうに思ったものですから、ちょっと提示をさせていただきました。

あと、市長の方で言われている中に、災害被害予測調査というのをしっかりやっていって計画を立てていくんだというふうに述べられているんですよ、その件はどこまで進んでいるんですか。

○13番（小野広嗣君） 多分出ていないということで、すぐ答えられないということであれば、実際思いとして市長は、これまで述べられているわけですがけれども、このことは、まだなされていないということよろしいですか。こう言われているんですよ、「災害被害予測調査の結果を踏まえた計画策定を行うなど、各種計画やマニュアルの作成を行う」というふうにはっきり述べていらっしゃるんですね、そのことに対してどうなのかと問うてるわけです。進んでなければそれでいいんですよ。

○危機管理監（河野穂積君） ただいまの災害予測調査、今現在、総務課の方でやっておりますのは、津波に関する災害被害予測調査というのをやっております。

昨年概略の浸水域の調査をしまして、本年具体的な対策等を講じるための調査を現在行っているところがございます。その中には、もちろん河川の関係も若干、津波の場合は河川を遡上していくという関係もございまして、そういったところの調査というのは、現在実施中でございます。

以上です。

○13番（小野広嗣君） いわゆる、災害被害予測調査というふうに市長がうたってらっしゃいますので、これは河川に限らず全てにおいて被害が予測される所の調査を行って、それに基づいた計画を策定して、ちゃんとお出ししますというふうになっていますから、ここについてはですよ、責任を持って、これ急ぐべき事業だと思うんですよ、計画だと思うんですよ、どうですか、市長。

○市長（本田修一君） ただいま担当の方で答弁いたしましたように、津波についての災害被害予測調査については進んでいるということであるようでございます。

今後においては、土砂災害等についても災害被害予測調査を進めてまいりたいと思います。

○13番（小野広嗣君） 今おっしゃったように土砂災害に関して、今回木材の被害等が相当出ているんですね、このことによって。そういったことによる被害予測ということも、しっかりとらまえていただかないといけないという思いで質問をさせていただいているところでございます。

そういった取り組みを急いでいただきたいなというふうに求めておきたいと思います。

人材育成ということ言えば、危機管理室を置いていただいて、危機管理監がいらっしゃるわけですが、本来は、その下に本庁、各支所、これまで耐えず言ってきましたけれども、そのフロアごとに、全く危機管理監と同じ指揮に立った人材をそろえていかなきゃいけないというのが私の思いでもありますし、以前研修させていただいた先進地でも、そういった取り組みをしっかりとやっていました。意識が全然違ったんですね。そういった意味では、この内閣府を中心にして、防災のスペシャリスト養成講座というのをずっとやっています、これは国の方でも人材をつくりたい。そして、地方自治体の中からも、そういった人材を出したいということで、ここ4年ほどずっと続けてやっています。こういった制度があるんですが、まだ本市では、このことに取り組んで、手を挙げていないという状況でございます。そのことについての市長の認識はどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

防災対策は、一つの部局でなく、特に大規模災害発生時には、市役所としては、総力を挙げて対応しなければならない事項でございます。

そのためにも、必要な研修は実施していかねばならないと感じております。ただ、今議員御提案がありましたような養成研修についても視野に入れながら、今後このことについては、考えてまいりたいと思っているところでございます。

○13番（小野広嗣君） せっかくこういった制度があるわけですので、地域ごとの防災リーダー、そういった研修というのはずっとあるわけですが、統括監を担うぐらいのレベルの取り組みということが、ここでなされていきますので、今回の制度改正、いろいろと改定をやっていますけど、首長の研修というのが入っていますからね、新たに。このことは申し上げませんが、わざわざそこまで入っています。そういう時代なんだなというふうに思うんですね、認識を変えていかないと、そのことは求めておきたいと思いますが。

大きな災害を受けると、どうしても避難所という問題が出てきます。そういった時に避難所に

まつわる運営をどうしていくのか、人材をどうしていくのかという問題があります。

実際これまでの災害で、災害の初動時において、やっぱり自治体の職員が一生懸命されるわけですね。されるがゆえに、本来やるべき仕事がおざりになって大変な状況になったという例がずっと起こっているんですね。職員の皆さんというのは、災害時、大変な時に業務継続計画を作って、それに則ってやっていくという方向があるわけですが、実際災害が起これば、その初動時においては、その地域に居たりする場合、その避難所の運営とかに一生懸命関わっちゃうんですね、そのことで本来やるべき仕事がおざりになって、かえって不幸な結果を招くということがあるわけです。

ですから、そういったことを避けるために、国が、この避難所運営マニュアルというのを作成をして、市町村にもその方向性を求めているんですが、その在り方について、今どうされているのかお示しをください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

避難所運営マニュアルにつきましては、志布志市避難所運営マニュアルというものを作成いたしましたので、そのことについて、今後対応していくための準備をするところでございます。

ただ、このことにつきましては、先ほども述べましたように、11月の防災会議において、それぞれの所管においての取り組むべき内容について協議をしていくということにしようとしているところでございます。

○13番（小野広嗣君） ということは、たたき台になるものとしては、やっと出来上がっているけれども、防災会議に諮るといふふうになっていますので、11月の防災会議にかけて、そこでの議論を経て、正確な防災マニュアル、これを作っていくと。そして、それに則って、事が今後進んでいくわけですね。

その中にも関連していくんですけど、どうしても災害が起こりますと、その地域の方々がほとんどですよ、よそからみえてる方っていらっしやらないわけで、ほとんどが、滞在型もありますけれども、そういった場合、そういった中の方々から地元の方々の中から、その避難所を運営していくリーダーなるものをつくり上げていかなきゃいけないわけですよ。この方向性というのは、後段でも同僚議員からも多分出てくるとは思いますので、簡単に触れておきたいと思いますが、避難所運営マニュアルが、そうやってたたき台としてあるとすれば、今私が述べた観点、その観点については、市長はどのようにお考えになっていらっしやるんでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先程来お話がありますように、初期においては市の職員、あるいは消防団の皆様方が避難所においては避難される方々に対して、様々な取り組みをされるということになるかと思えます。

しかしながら、いったん避難生活に入るとなれば、避難所の中で班の編成ないし代表者等をしまして、避難所の運営に避難者が自ら当たっていただくというような形の取り組みをするための段取りが必要かというふうに思います。

○13番（小野広嗣君） 今市長が申された段取りになっていくと思うんですが、今後はですよ、

今度はそのマニュアルをもとに避難所設営、そして、その運営の在り方の訓練、こういったものに発展していかなきゃいけないわけですね。

そういった時の人材育成ということを、やっぱり念頭に置きながら事を進めていっていただきたいと、これは求めておきたいというふうに思います。

あと、一方で災害時になると、今度は応援隊を受け入れなきゃいけないね。このことに対して、本年の1月に地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン、これが通知をされているんですけども、これを受けての検討というのは進んでいるのでしょうか。

○危機管理監（河野穂積君） お答えいたします。

まずもって、本市ではまだ受援計画というのは策定をされておられません。

現在、そのことに向けても、もちろん進めていかないといけないというふうには思っております。

災害時受援計画につきましては、議員御指摘のとおり、関係各機関からの応援を迅速、また効率的に受け入れることで速やかな復旧・復興を図ることが期待されております。

先ほど申しましたように、まだ策定をされておられませんので、今後策定に向けて協議を進めて取り組まなければならないというふうに強く感じているところであります。

以上です。

○13番（小野広嗣君） 今、危機管理監の方からも、そういった答弁でありますので、今の答弁のとおり取り組みを進めていただければというふうに思っております。

あと、先ほど答弁で市長が言っていただきましたね。こういう答弁が冒頭出てくると想定してませんでしたけれども、石井国交大臣が7月の災害、これを受けて、「防災意識社会に変えていかなきゃいけない」というふうに言われているわけです。

そして、それ以前、本年、昨年の熊本、そして台風10号、こういったものも受けて、市長が言われた水防災意識社会にも対応していかなきゃいけないということで、国、河川事務所、県、そういったものが連携をして地方自治体と協議会をつくっていかなくちゃいけないという流れの中で、本年5月29日に実際行われていますね。大隅河川国道事務所、ここで行われているわけです。ここに副市長と危機管理監と係長と3人、参加していただいています。ここでは、本年中に大隅地域の取り組み方針を、その年度内を目標に策定をするというふうに言っているんですが、その後の状況はどうなっているんですか。

○危機管理監（河野穂積君） お答えいたします。

大隅地域の県管理河川における水防災意識社会再構築協議会、これは5月29日協議会が開催されました。

そして、7月24日に各市の防災担当課長等を幹事とする第1回の幹事会が開催されたところでございます。その幹事会におきまして、地域における現状、それから課題等の抽出というのが行われて、意見交換があったところでございます。

今後のスケジュールといたしましては、12月に第2回目の幹事会、そして、明けて来年1月に

は第2回の協議会というのが開催されて、取り組み方針の策定がなされるという予定であるというふうに伺っております。

以上です。

○13番（小野広嗣君） ということは、第1回目の協議会で立てた目標どおりに、事は進んでいるという理解でよろしいんですね。

分かりました。

お出しできる情報があれば、そこで協議された内容等もできれば、そういう目標が決まった段階でお示しを、年度内に大体示されるということですので、お示しをいただければというふうに求めておきたいなというふうに思います。

あと、様々ですよ、国は市町村における災害対応の虎の巻だとか、市町村のための水害対応の手引きを本年の6月に出してますね。こういった防災に対する情報をいっぱい出してくる中で、本市もホームページを見ると、トップ画面の所に「防災情報」で入ってて、そこから入っていくと、様々なところにリンクができるようになっていきます。あまりにも量が多いもんですから、特別そこに関心がある人じゃないと、なかなかかなというぐらいの量になっているわけですが、市民の方に防災対策として啓発も兼ねて、やはり毎月情報を落とせるような体制、こういったことは大事ななと思います。年に1回とかじゃなくてですね。

なぜ、こういうことを言うのかというと、市長、9月1日は防災の日ですよ、そして8月30日からでしたか、この1週間、防災の週間というのがありますけれども、本市も防災講演会とか避難訓練だとか、様々なことで防災に対しては取り組んでいらっしゃるけれども、この9月1日の防災の日を中心とした動きをここ数年ずっと見ていますけれども、ここに合わせたの動きというのは全く無いんですよ、これはなぜなのでしょう。

○危機管理監（河野穂積君） お答えいたします。

9月1日は、御指摘のとおり防災の日となっております。その前後で防災週間という位置付けもされているところであります。この間の取り組みと申しますと、今年は曾於地区の総合防災訓練というのが9月3日に実施をされたところであります。

議員御指摘のとおり、防災の日であるとか、防災週間であるとかというお知らせというのが、ちょっと足りないような状況であったのかもしれないと、今は感じているところであります。

1年を通して、防火防災記念日というのが23項目ほどございますけれども、その時々によって、情報発信をしていければというふうには思っております。

ただ、防災の情報でありますとか、交通安全の情報でありますとか、そういったものは定期的に安心・安全メールで配信はさせていただいているところでございます。

以上です。

○13番（小野広嗣君） この9月1日ということ言えば、安倍総理を筆頭に国、官民挙げてですよ、この防災の日ということをやはり意識付けの日として活用しようということに取り組んでいるわけですよ。

そういった流れの中で、ずっと過去の流れまで遡って見ましたけれども、あまりこの9月1日という日に特化して取り組みを行ってないまちだなというふうに思ったものですから、そこは市長どうですか、今こういう質問をお聞きになって。

○市長（本田修一君） お答えします。

先ほど担当監の方で答弁いたしましたように、防災の日については、特別そのような取り組みはしてなかったということではございますが、週間として9月3日に大隅曾於地区消防組合との共催で曾於地区総合防災訓練をしたということで、この日は、たまたま土曜日でございましたので、日程がこのようになったのかなというふうに思ったところでございます。

防災の日が定められ、そして国を挙げて、このことについて取り組みがされますので、地域の訓練等については、また別途協議をするところではございますが、この日においても、何らかの形で市民の皆様方に防災の日としての認識を高めていただくような取り組みはしてまいりたいと思います。

○13番（小野広嗣君） ぜひそういう方向で、9月1日、あるいは防災週間を中心とした啓発、意識付けといいますかね、それに取り組んでいただきたいと思います。

一つ先進地というか、取り組み事例を紹介させていただきます。

全国あちこちの自治体で、この防災対策に対して家族での、いわゆる我が家族防災会議の日とか定めてやっているんですよ。それも年1回じゃないんですよ、毎月の第2日曜日だとか、そういったものを決めて毎月、年12回、そういった防災、家族会議の日として定めてやると、そこに会議ができるためのチェックシート等も細やかなやつです、見てみましたがけれども。ここまで取り組むのというような細やかなもの、年間使えますので、結局それを全部年間の家族会議で使えるようになっているんですが、その情報プラス、その毎月の例えば、第2日曜日の家族会議の日には、防災行政無線でそのことを徹底して流す。そしてSNSも使う、携帯メールでも送る、そして広報も毎月情報を流しているんですよ。そうして防災意識を家族で養っていこうという取り組みをやっているんです。もっと細やかに本当は言いたいんですけど、時間がないからはしょって言ってますけど。こういった取り組みというのは、すごく大事だなというふうに思うんですが、市長どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今お話がありましたように、家族単位での防災意識を高めるために、防災のための訓練をするというようなことについては、本市においては、何ら提唱はしてないところでございます。

今後、そのことについては参考にさせていただきたいというふうに思います。

○13番（小野広嗣君） ぜひですね、この9月1日、防災の日ということの意識付けもそうですし、今申し上げたようなことを日常的にやらないと、それはやらないよりいいですよ、学習もそうだし、訓練もそうですし、やった方がいいです。だけれども、やはり繰り返し繰り返し学ぶことによって、あるいは取り組むことによって、自分の意識の中に、落ちていくんですね、ちゃんとね、ストーンと落ちていく。これが無いとやはりいかん、そういうふうに思うものですから、

ぜひ前向きに検討を加えていただきたいというふうに思います。

あと、今回すごく勉強になったなと思ったんですけども、実はうちの政党の方でも、毎年ここ7年ほど各種団体のトップを呼んで、要望政策懇談会というのをやってるんですよ。これも8月に行ったんですが、20何団体来ているもんですから、一遍にできないもんですから、2グループに分けて、私も1グループの方におって、そこで承っていたんですが、そうすると災害の応援に行った方々の声が、その中で出てきましてね、これまでの。これは土地家屋調査士協会の方々、あるいは測量士協会の方々、こういった方々とお話をしていくと、ぜひお願いしたいというのが、地方公共団体にも、やっぱり国・県として動いて欲しいなというのは、筆界未定の問題、これがすごく災害で応援に行っても手に負えないわけですね。

そして、結局筆界未定であっても、そこに周りに人がいなければいいんだけど、そこに住んでる人の横がそういう土地であったりすると、どうしようもなくいじれない、手付かずの状態です。災害現場があるということをつぶさを感じてきたんですよということで、これ本当に悩ましいし大変な仕事だけど、各地方自治体においても、この筆界未定の問題に対して、国も制度を少し敷いてもらわなきゃいけませんけれども、「現場での対応方をよろしくお願いします」というようなお話もありました。その辺について、どう思われますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

災害における場面での土地家屋調査士との業界との協定は結んでいるところでございます。

ということで、今お話がありますように、実際に災害が発生した場合には、その方々のお力もお借りしながら、原形復旧を早く果たしていくということになるかと思っております。

今お話がありました筆界未定地については、それこそ平常時において、何らかの形で解決しておかなければならない事項かなというふうには思うところでございます。

○13番（小野広嗣君） 市長がそういう認識でありますので、少し安心をするんですが、まさしく平常時ですね、地籍関係の取り組み等も含めてですね、少しずつでも前へ進めていかなければ災害の時に大変な状況になるという認識を持って、今後、防災対策の分野でも、そのことを置いて考えていって欲しいと思います。

あと、今回きめ細やかな防災対策というふうに、あえて、この「きめ細やかな」というのを言葉として入れた背景がございまして。

実は、これは災害時に飲料等を確保するために、自動販売機等の契約を行うということがありますね。そして、それはあちこちの自治体でもやっているし、うちでも、そういった検討も、これまでもなされてきておりますし、実際本庁舎にも、そういった動きはありますね。私もお願いをしたこともあるわけですが、そういった中で、特にですね、市長。災害対応方のカップ自動販売機というのが一番求められているというふうに言われています。これは100mlぐらいのカップですね、ちょっと小さいんですけど、こちらがコーヒー等を飲める平常時の自動販売機ですが、災害になるとスイッチ一つで表示が全部パッと変わって、お湯とか水とか飲めるようになるんです。

そして、これは東日本大震災以降、これはすごく災害ごとに貢献をしまして、数でいえば

2011年以降、すごい数でこれは使われているんですね。これはやっぱり提携型なんですけれども、温かい飲料が大変有り難いんだと、カップラーメンのお湯でも困っている所はそれでできると。

そして、女性の視点から見ると、粉ミルクですね、これを作るのに100mlというのは、ちょうどいいらしいですね、これでやれると。清潔なものだから、そのまま処理ができると、様々なメリット等があるんですよ。これは情報提供として述べているんですが、これ後で差し上げますけれども、こういった取り組みをしている自治体が確実に増えているということで、これは自治体と、これを提供している業者との提携になってきます、災害協定、このことについて御認識を伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在の段階では、そのような業界の方からの提案というものについては、市にはまだ届いていないところがございます。

私どもの方で、改めて、そのことについては研究いたしまして、取り組みを始められればというふうに思います。

○13番（小野広嗣君） この質問は、実はうちの政党のメンバーで、これは大事と思った議員は、多分6月ぐらいから取り上げ始めていると思います。それでまた普及も進んでいるのかなという部分もありますので、検討方加えて前向きに進めていっていただければと思います。

あと、防災関係だけにとらわれているわけにはいかないんですが、1点だけ市長にお話をしたいことがございます。

市長も御存じかもしれませんが、五百旗頭真（いおきべまこと）という教授を御存じですよ、神戸大学の名誉教授、そして防衛大学校長、そして今は熊本県立大学の理事長ですよ。そして、3・11の時には、防災対策の議長まで務めて一生懸命災害対策に取り組まれた。専門は政治学、法学博士なんですけれども、この方が著された本が「大災害の時代」という本があるんですね。これは実は、大変な本でございまして、昨年の6月に出たんですが、この先生自らが、実は、あの阪神大震災で家は全壊。そして、大切なゼミの学生まで亡くされていますね。そして、何とされているのかというと、「何でこんなにも、かくにも大災害が私につきまとうんだ」って述べられています。なぜかという、阪神・淡路大震災で自分の家が全壊、そしてゼミの学生は亡くすという悲しみ。そして、東日本では国の要請で、そういった災害現場で取り組む、そして最近では熊本の県立大学の理事長になって、しばらくして、去年の熊本地震ですよ。すさまじい状況を経験されて、そして、書かれている本ですので、大変な思いのある発言がする述べられていますけれども、そのことを詳しく述べるいとまはありませんけれども、その中で阪神・淡路大震災の時のことが少し出てるんですよ。

僕は、ああこういうこともあるのかと思ったものですから、あの時には、ほとんど家屋が倒壊して圧死してるんですね。それでも生き埋めになって、まだ生存者がいっぱいいた状態ですね。その中で、ある地域では、その生き埋めになっている生存者を全部救い出した地域、生存者がいるのに救い出せなかった地域、これがあったんですね。それを多くの自治体の職員が証言してい

たものを整理していくと、その答えは一つ出てくるんですよ。何かと、生存者を救い出したその地域にあったものは、地域のコミュニティをまとめる祭りがあったということなんですよ、小さな祭り。それが、ずっと歴史的に築き上げてきたコミュニティの力だと「祭りの効用」ということで書かれていますけれども、こういう視点もあるんだなと、防災対策に、こういう視点というのを必ず入れなきゃいけないなというふうに読みながら思ったんです。

自主防災組織等を組織率は100%だ、どうだこうだと言いますけれども、そこに人的な交流、つながりが本当にきずながあるのか無いのか、これによって全然違うんだということを学んだ事例なわけです。市長どう思われますか。

○市長（本田修一君） 地域のきずなということでやれば、そのような祭り等が盛んにされていて、そして、しっかりと伝統行事として受け継いでいただいているような地域においては、きずなが高いのではないかなと思います。

それが実際の大災害の場面できずなが発揮されて人命救助につながったということについては、今初めて教えていただいて気付いたことですが、そういったことがあるとなれば、私どももそういった形で平日頃からの地域の在り方というものについては、また違った形での取り組みが必要というふうには思います。

○13番（小野広嗣君） 分かりました。一つの気付きとして私自身も気付かされたものですから述べたところでございます。

市長も、そういった後で出てくるコミュニティ・スクールの問題も出てきますけれども、そういった地域を挙げての取り組みということに、すごく力を注いでいच्छゃると思いますので、そういった機運の醸成ということに関して、手を打っていただきたいなと思っておりますので、そこは求めておきたいと思います。

次に入りたいと思います。

ふるさと納税の関係でありますけれども、先ほど市長の方からも、これまでの状況等はお示しをいただきました。28年度の結果は入りの部分はよくお聞きをしています。そして、市から出ていく分、市の市民が納税されている部分、あるいは歳入歳出で見たときに歳出として、ふるさと納税を成功させるために計上している経費、こういったものもでございます。そういったものを見たときの収支というものが、しっかり分からないといけないなと思いますので、そこらを御説明方いただければと思います。

○税務課長（野邊孝蔵君） 平成28年中に志布志市民の方が、他の自治体にふるさと納税として寄附された額は1,710万7,500円、寄附者数は172名となっています。

最近のふるさと納税の制度の関心の高まりとともに、他自治体に対する寄附額も増えている状況でございます。

なお、このことにより、今年度に市民税の税額控除となった額は680万9,612円となっています。

以上です。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） ふるさと納税の平成28年度の寄附額22億4,690万5,455円に対

しまして、返礼品の委託、PR費用、そういったものの歳出予算が12億7,146万2,060円となっております。

歳出割合が約56.58%となっているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 先ほど市長の方から総務省の見直し等を受けての取り組みと、協議した結果を述べていただきましたので、そのことは理解をしたわけです。

そういった中で、本市において換金性の高いものであるとか、そういったものを精査したときに、先ほど述べていただいたようなことがあります。よく言われるのは、ふるさと納税で出したものの転売とか、そういったこと等の問題が指摘されるんですが、うちの方では、そういったうちから出したものの転売情報とか、そういうのは分かった部分というのはあるんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

高額な返礼品があったことはありましたが、そのことについて転売等があったということについては、現在のところ情報としては無いところでございます。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 総務省からの通達を受けた案件では、資産性の高いものとしてサンゴ商品、そして価格が高額なものとしてオーストリッチ商品が指摘を受けたところであります。

そして、返礼品の割合が最高値で43.9%という指摘を受けて、そういった指摘に対しましては、対応をしたということで、現在そういった取り組みをやっているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 分かりました。

少なくとも、総務省の高市さんの時代ですが、その通知によって、本市が受けた影響というのをどのように分析をされていますか。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） サンゴ関連の取り下げ状況については、寄附額が500万円のコースから1万円のコースまで商品を全て取り下げております。

また、オーストリッチ商品につきましては、100万円から3万円のコースまでの商品を全て取り下げたところでございます。

影響といたしましては、サンゴ商品の昨年度実績が369件の4,582万円、オーストリッチ商品が11件の276万円、合計4,858万円に対しまして、今年度サンゴ、オーストリッチ商品を6月30日に取り下げたところですが、それまでの実績がサンゴ商品が37件の1,036万円、オーストリッチ商品が5件の50万円、合計1,086万円でした。こういった数字から言えば、昨年同様、それ以上の影響があると考えられるところでございます。

○13番（小野広嗣君） ということはですよ、見直しを受けて、市長を中心に議論をして、そして、そのことによって志布志市も影響を受けていますよね、実際ね。そういう影響を受けている中で、今回補正予算を出されていますね、こういった見込みというのは、やはりどんぶり勘定で出されるとは思わないけれども、こういったものを根拠にして、今回の補正額になったのか、今ここまで議論してきたことも含めて背景にあると思うんですよ、お述べになっていただければと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今、担当課長が申しましたように、高額商品に対する影響というのは差し引いて3,000万円ほどあるということになろうかと思えます。

その額は、昨年の22億5,000万円の中で考えますと、ごく割合の低い内容になろうかというふうに思います。

ということで、私どもの方としては、総務省の指示に基づき、3割返礼率にしようということを取り組みをしているところでしたが、そのことについては、28年度においても、かなりその率に近い内容であるということをございますので、ただいまお話ししましたような高額な物の返礼品についての返礼率を下げるということで、3割になるというような今年度の取り組みでございます。

平成29年度7月末でいきますと、本市へのふるさと納税寄附額は約6億円でございまして、今年4月に総務省から通達されましたふるさと納税に係る返礼品送付等に関する留意事項に対しまして、ふるさと納税市場では、5月以降寄附控えが来ている状況の中でございしますが、本市においては、寄附額が前年度対比110%で推移しているところでございます。

このことにつきましては、寄附控えにつきましては、総務省通達によりまして、「通達価格の引き下げ」というマスコミ等の情報から4月に寄附の駆け込みがあったと。そしてまた、その後5月以降に返礼品の調達割合を3割に落とす自治体が現れたということで、寄附者においては各自治体の動向を見守っている状況ということをございます。

この動向を踏まえまして、寄附の駆け込みが予想される年末期である12月に、昨年度を上回る寄附額の増を見込んでいるところでございます。

そしてまた、新たに株式会社高島屋と連携しまして、寄附額増対策にも取り組んでおり、高島屋の約20万人のゴールド会員に対するふるさと納税PRについてもPRを進めながら、寄附額の増を見込んで今回提案をしようとするところでございます。

○13番（小野広嗣君） あらかた理解はしたところでございしますが、市長、先ほど述べられたように高市大臣の時に、ああいう見直し、そして今度は8月に大臣が交代をして、「自治体にお任せする方がいいんじゃないか」というトーンになってきたと、そうなってくると、また検討をしていく価値はありますよね。そうしてくると、この積算も変わってきますね。そうすると12月に、また補正できっちりめどをつけていかなきゃいけないということになるんだろうなというふうには思うんですね。

やっぱり、僕は思うんですけども、うちはまじめな自治体だったんだなというふうに思いますが、全国でも100何団体が指摘を受けている中で、草津町の町長のことは御存じでしたかね。

感謝券というのを発行していて、それを取りやめなさいと注意を受けたけれども、全く聞かないと、総務省に乗り込んでいって、かなりの議論をしています。課長級とやり合いまでしていて、なだめられても聞かないというようなところ、地方創生の意義にかなっているというふうに胸を

張っていらっしゃるわけです。そして、全く話を聞かないかという、「国民だとか市民だとか、そういった方々からも批判の声がすごく上がるのであれば一考はするけれども、上から目線の総務省のやり方だけでは従うわけにはいかない」と言っつつばねているんですね。そうすると、同じような取り組みをしているところからも「一緒にやってみましょう」という声がダーッといっているんですね。

そして、国民の中からも、「中央政府と地方自治体、同等じゃないかって、ずっと戦いなさいよ」という激励の数の方が多いんですね。だから、やっぱりこういったことというの、すごく大事なというふうにも思うんですよ。そういった中で、今度大臣が8月、そういう方向を示されていますので、そういった、ただ言うがままではなくて、地方創生の趣旨にかなった、あるいはふるさと納税の趣旨にかなった取り組みであれば、元の状況へ戻すとか、そういったことも考えてもいいのかなというふうにも思うんですから、今述べさせていただきますけど、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

4月1日の総務省の指導ということにつきましては、真摯に従うということで、すぐさま6月いっぱいにおいて高額商品については、取り下げをさせていただいたところでございます。

しかし、その後、野田大臣が誕生いたしまして、新しい方向性が示されたということもございまして、その方向に合致した形での本市の取り組みというものは、今協議をして業者の方々とも対応を進めようとしているところでございます。

お話になりました自治体の首長さんのお話というのは、ニュースとして知っていたところでございますが、本市としましては、そこまでしなくても別な形で粛々と取り組みをすること。そしてまた、志布志の特産品について多くの方々に理解をしてもらいながら、志布志の返礼品について対応してもらおうというような取り組みをしておりますので、今後とも例年以上の形での推移になっていけばというふうに思うところでございます。

○13番（小野広嗣君） 分かりました。

あとインターネットを通じて、このふるさと納税のベスト10だとか50だとか、いろいろ載っていますね。そういった所を先進地、うちもすごいことになってきているわけですが、そういった所に対しての情報、あるいは視察とか、こういった取り組みは、どうされているのか、そこをちょっとお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ふるさと納税の「ふるさとチョイス」というサイトがございまして、そちらの方での取り組みで、九州地区の納税自治体での取り組みを協議、一緒に考えながら取り組みを更に高めようということで、9月22日、23日において、志布志市と大崎町で開催がされるところでございます。

このことにつきましては、私どもが直接的に運営会社のトラストバンクの方に申し出まして、ぜひ九州地区においては、このような取り組みをさせていただきたいということでございまして、鹿児島県内の自治体においては、多くの方々が来ていただきまして、共にこのふるさと納税について、先進的な取り組みを高めていただいて、そして全国からの応援をもらえるような体制づく

りはいかにあるべきかということ協議して、できれば鹿児島県全体が浮揚するような流れになれば有り難いなというふうに思っているところでございます。

その他にも様々なサイトにおいて、取り組みは深めているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 今市長が言われたのは、この件ですよね、この件は理解をしています。これは持ち回りですもんね、ずっとね。九州の中での持ち回りとして、今回鹿児島県、そして大隅地域というふうになっているということではありますが、今市長も言われました申し込みの窓口として、「ふるさとチョイス」、「楽天」、そして「ANA」、こういったところが窓口になっていますけれども、ここでの割合はどうなってるんですか。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 現在割合までは、ちょっと今計算できていないところですけども、9月11日現在で3万6,552件の7億5,572万8,801円と寄附額の実績が出ているところです。

その中で、「ふるさとチョイス」が2万2,087件の4億5,935万701円、「楽天」が8,831件の1億6,191万円、「ANA」が1,369件の2,830万100円。それから、「ふるなび」が771件の1,182万円。特設サイトが2,856件の6,743万6,000円、それから電話等による寄附が638件の2,691万2,000円となっているところでございます。

○13番（小野広嗣君） そういった割合等を含めて、後で計算もできますので、委員会でしっかり出していただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そういったことを受けて、このインターネットを通じての、他にも方法はあるわけですけども、申込窓口、こういったものの拡充が随時なされてきてるわけですが、今後の展望はどうなっているんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども申しましたように、まずもって、大手のポータルサイト「ふるさとチョイス」との提携を深めると。そしてまた「メディアミックス」において広告代理店と契約をしております。電通と契約をしておりますので、こちらの活用を深めると。

そして、将来の特産品振興も視野に入れた大手百貨店の高島屋とも新たに連携をしていくと。それから総合的な調整役の物産振興アドバイザーも活用していくと。そして、首都圏への特派員等の設置も考えていきたいということでございます。

新たにまた、SNSのサイトについても、今協議を進めているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 今市長の答弁をお聞きしまして、この件に関しましては、相当な検討を加えて新たな取り組みがなされていくというふうに理解をして安心したところでございます。

その件は理解をいたしました。

あと1点、本市でも、企業版のふるさと納税の募集というのをもう始めているわけですが、なかなか難しい部分もあるのかなというふうに思っているところなんですけど、現状を少しだけお示しください。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 企業版のふるさと納税につきましては、企画政策課の方で担当しております。

メニューを幾つか準備をしまして、そのパンフレット等を作りまして、今、事業所等については、宣伝をしているところでございますが、具体的な契約は、まだ無いところでございます。

○13番（小野広嗣君） 僕は手元に資料を持っていますけれども、その使い道ですよ、どういふふうに使えるんだというのを案内されていますね。ここの検討というのは、もう少しされた方がいいのかなというふうに思います。大きく2点ですよ。項目とすれば6項目か7項目あったと思いますが、まだそういうものが無いとするならば、この企業版ふるさと納税については、先進地の情報もしっかり入れながら取り組んでいかないといけないんじゃないかなと思います。

市長、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話がありましたように、企業版のふるさと納税につきましては、しっかりとした目的がなければ、なかなかそのことについては、前に進められるような内容になって無いということでございます。

本市においては、今担当課長が申しましたように、まだメニューをそろえているというような段階でございますので、今後そのことにつきまして整理を深めて、そしてまた、本市とつながりのある企業に、それぞれの個々のお願いはしてまいりたいと思います。

○13番（小野広嗣君） 市長、本当にこのふるさと納税有り難い話ですよ、ホームページにも新しく届いた納税者の声、あるいは広報等にもこれまでも寄附者から寄せられた温かいメッセージとか載ってて、ああいったのを定期的に僕も読ませていただくんですけど、本当に有り難いなと思いますね、温かい声が寄せられていますね。「志布志市という名前、初めて知った、覚えやすい」って、だから納税しっかりやりますとか、「まちで道案内を頼んだら、すごく親切にしてください。だから今後もずっと志布志にするんだ」とか、あるいは「役所に電話で問い合わせをしたら、それがすごく丁寧だった、うれしかった」と、だからやるんだとかですよ。ああいう声を聞くと本当に職員だけではなくて、志布志市内全域で、このことを盛り上げていかなきゃいけないなとつくづく思いました。そういった意味で、今後ますます軌道に乗せていけたらなという思いで、今回質問させていただきました。

次へ移りたいと思います。

マイナンバーの関係ですが、先ほど現状までの取り組み状況をお示しをいただきました。端的にお聞きしますけれども、マイナンバーの通知が行って以降、自主的にマイナンバーカードの発行というのをお願いし、活用ができるわけですが、本市において、スタート以降、マイナンバーカードの数、交付数と、そして現状における課題、こういったものがお示しできれば、お願いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

7月31日現在で申請者数は2,486件、申請率は7.73%でございます。

○13番（小野広嗣君） その申請交付数と課題ということもお聞きしたかったわけですが、この現状を見て、市長はどのように認識されるんですか。

○市長（本田修一君） ただいまお示ししました数字につきましては、県内の市のレベルでいきますと一番低いということでございます。今後何らかの取り組みをしながら、更に申請を高める、そしてまた、交付率を高めるということに努めてまいりたいと思います。

○13番（小野広嗣君） 市長も冒頭述べられたように年金事務所との関係であるとか、税の関係であるとか、今後様々に活用が広がっていくマイナンバーカードですね、その周知が深まれば深まるほど、その数は増えていくわけですが、やはり、市民の中には不安感も当然持たれている方もいらっしゃるわけですが、丁寧にこれを周知し説明をしていく努力が足りないから、この数になっているんじゃないかなというふうには僕は思うんですね。県下で一番低いということであれば、なおさらですね。そこに対しての今後の広報・啓発の在り方について、どういう検討がなされているのか、お示しをください。

○市長（本田修一君） マイナポータルが始まっておりますので、それにも対応するというところで、市ではタブレット1台が配置されております。そしてまた、昨日新しく支所に配置すべき2台が届き設置を行いました。

このタブレットからは、マイナンバーカードの申請もできます。そして、カメラ機能も付いているということでございますので、このタブレットを活用しまして、マイナンバーカードの申請補助を行い、マイナンバーカードの普及・向上に努めてまいりたいと考えております。

○13番（小野広嗣君） 国が示した、このマイナンバーカード普及の鍵というのが3点ありますね。一つが後で述べますマイナポータルですね、一つがコンビニにおける交付、いわゆるコンビニ交付に対しての取り組み、これ交付税措置、平成30年までにやりますよとなっていますが、ここに対する認識はどうなんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

コンビニ交付につきましては、セブンイレブン、ローソン、ファミリーマートということで、全国5万3,000店あるということでございまして、現在志布志市では、志布志市の電子計算組織管理運営委員会で検討中ございまして、平成30年度の基幹システム更新時に検討してまいりたいというふう考えております。

○13番（小野広嗣君） ということは、国が交付税措置をしますよという平成30年度中に、これは完了するという理解でよろしいですね。

はい、分かりました。

あと、この促進の在り方について、3点示している中で、国が「地域経済応援ポイント」という制度の導入をとということで、今年の5月2日に、その運用の在り方の説明会を自治体にして、早い自治体は、この9月からスタートなんですよ。本市は、まだそこまで当然いってないわけですが、ここに対する認識を聞きたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま御指摘の事業については、まだ本市においては、準備ができていないところでございます。

今後、認識を深めながら取り組みに向かっていきたいと思えます。

○13番（小野広嗣君） 取り組みはしていないというのは、当然僕もそうなんだろうなと思ってはいますけれども、この地域経済応援ポイント、いわゆる、マイナンバーカード普及のために掲げられた三本柱の一つ、このことについて中身はよく分かっていらっしゃるんですかね。市長じゃなくてもいいんですよ。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま御指摘の内容については認識をしていないところでございます。

○13番（小野広嗣君） 担当課は、どうなんですか。

情報として持ち合わせてなければ、それはそれで結構ですよ。それを述べていただければいいんですよ。

○市民環境課長（西川順一君） 私たちのところは、マイナンバーカードの交付を担当しておりますが、今議員御指摘の点については、承知していないところでございます。

○13番（小野広嗣君） であれば、後でしっかり勉強していただくと、市民環境課うんぬんというわけではないですよ。これは地域経済対策でもあるんですよ。ですから、総合的な政策でもありますので、これ少なくとも、このマイナンバーカードを普及させるための柱なんですからね。国も大きな予算を組んで進めているんですよ。5月には説明会をやって、運用マニュアル等も用意しているんですね。

そして、9月以降に各地の自治体でもスタートするということになっています。だから、少しそこに対する情報が遅いようですので、ちょっと情報を入れていただければというふうに思います。

あと、マイナポータルですけども、これ7月の時点までに、やらなきゃいけない取り組み、これはサービスの検索であると。そして、この対応が今後必要なシステムを、整備を行った際の交付税措置の第1要件になると言われています。

そして、申請様式の印刷が可能かどうかということがまた大事で、これは自治体の負担は伴わないので、ここまではしっかりやっていただきたいと。

3点目が実際の電子申請が可能ということになっていきます。保育園の入園申請時に利用できるような体制をお願いしたいというふうにして、国からきてるわけですが、これをやっていただくことが地方交付税措置の第2要件というふうになっていますが、本市は今どこまでいってるんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話のように、今後、様々な分野について手続きが簡便化されるということでございまして、15の手続きにおいて、概要や必要書類、所管部署について確認ができる状態でございます。

申請書の印刷や電子申請ができるまでには、まだ至っていないところでございます。

本市の申請の方法につきましては、県の電子申請共同運営システムを活用した申請方法を採用

ため、県とも連携を取りながら、今後取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 市長、今言われたとおりなんですけれども、このマイナポータルのサービスを受ける3段階の中で1段階は、うちはクリアしてるんですよ。ところが、この印刷可能、予算が伴わない、この部分に関しては、鹿児島県の14市町村はもう対応しているんですよ。そこで、ここがうちは入っていない。このデータを見た時に何で遅れているのかなというふうに思っ、て、不思議でならなかったんですが、そこはどうなんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま県内の状況につきましては、14の市町ができるようになっていくということでございまして、誠に遅れていることについては申し訳なく思うところでございます。

志布志市においては、県の電子申請共同運営システムを介した手続きを進めているということで、今月中に各種設定を行うという予定にしております。

その上で、今月末に予定しております子育てワンストップサービス関連を中心としました鹿児島県電子申請共同運営システムの職員向け操作研修会での研修を踏まえまして、順次申請が可能な状態へ移行したいというふうに考えております。

○13番（小野広嗣君） 遅れを取り戻していただきたいなと思いますけれども、一般紙にも、これ8月31日にこういった記事が出ているんですよ、もう。こういったものが市民の目に触れているんですね、普通に。当然、今後問い合わせ等がくる、でも、うちは対応していないということになっちゃおかしいじゃないですか。だから、こういう問い掛けをしているんですね。

そこについては、今市長が答弁されたような方向で、ぜひとも頑張っていただきたい。やっぱり子育て支援の関係から、ワンストップでできると。そして、こういったことに対応できるのかということ、こうなりますよということをやっぱり市民の方に、今後丁寧に落としていくとか、お伝えしていくということ、今うちに、もう検討されていると思いますけれども、積み上げていっていただきたい。そこを要請をしておきたいと思います。

この件は、もう少しあるんですが、次へ移りたいと思います。

小中一貫教育の関係でございしますが、先ほど流れは、教育長の方からお示しをいただきました。思うんですが、よく分からないのが、小中一貫教育と、それは制度的には分かりますけれども、小中連携がありますね、ここの捉え方をどう理解すればいいのかというのは、少し分かりづらいなど。当然、6年制と3年制度という違いはありますね、そこを変えずに進めていくということもあるんですけれども、具体的にどう違うのか、メリット、デメリットみたいなのお示しいただければと思います。

○教育長（和田幸一郎君） 小中連携教育と小中一貫教育の基本的な違いということですが、小中連携教育というのは、現在もうどこの市町村でも行われている形態だと思います。具体的に言いますと、小学校、中学校が定期的にいろんな連携を取りながら教育活動を進めていくというようなことで、いろんなところで積極的に行われているのが小中連携教育と言われているも

のであります。

今回、私どもが行おうとしている小中一貫教育と申しますのは、教育目標、それぞれが学校の教育目標はあるわけですが、その教育目標を実現するにあたっては、一応9年間という長いスパンで考えながら、子供たちを育てていこうという形になりますので、具体的に言いますと、校長、教頭はそれぞれの学校におりますが、これまで以上に小学校の先生方と中学校の先生方が、かなり緊密に連携を取ることになろうかと思っております。そう申しますと、先生方の連携とともに、今度は子供たちも小学校、中学校で活動する場面というのが、これまで以上に多くなるというようなことになろうかと思っております。

あわせて小学校、中学校の教育目標そのものは、それぞれの学校にあるわけですが、先ほど言いましたように9年間という長いスパンで教育活動を営みますので、子供たちが、段差なく小学校、中学校へスムーズに行けるといふ、そういうメリットもあるんだらうと思っております。大体そういうところで、小中連携教育と小中一貫教育の違いというのは、あるんだらうと思っております。

なお、義務教育学校とは違いますので、そこら辺は、よく誤解を招くところがあると思っておりますので、以上でございます。

○13番（小野広嗣君） 小中連携でも、本市が目指している目標を達成することができないわけではないんじゃないかという思いもあるんですよ、そこらはどうですか。

○教育長（和田幸一郎君） 小中連携教育というのは、あくまでも、どちらかというとな面的な部分での連携ということに多分終わってしまうんだらうと思っております。具体的に申しますと、そうしょっちゅう小学校、中学校との連携が取れるわけではないので、学期に何回か話し合いをして、取り組みを進めるということで、具体的な例を申し上げますと、例えば、松山地区でいうと松山中学校と三つの小学校が定期的集まって、ちょっと話し合いをして、共通の実践事項を決めたり、お互い授業を見せあったりというようなことで、小中連携を進めていくということになります。今度小中一貫教育になりますと、例えば、今回伊崎田小・中学校が小中一貫教育を進めていくわけですが、このことについては、常に教育目標の見直しを含めて、教育活動等も非常に具体的に進めていくことになりますので、より小中連携教育以上に様々な面で具体的な活動というのができてきますので、そういう意味では、9年間を見通した教育というのが、これまで以上に具体的に推進できるということになるんだらうと思っております。

○13番（小野広嗣君） 少し理解は進んだと思っております。

この小中一貫教育のメリット、デメリットというのは、当然こちら側も押さえています。勉強していますので、ここでそのやり取りをする必要はないと思っております。

そういった中で、先ほど教育長の方からも伊崎田地域の小中一貫教育、「伊崎田学園」というような名前まで出たわけですが、そうしていった場合に、結局志布志市内の小・中・高のモデルになっていかなきゃいけないと、まずですね。そういう方向性がある中で、モデルとなるような9年間を通したカリキュラムというものを作り上げていかなきゃいけないというふうに思うんです。

ね。

そうしたときには、今の小学校と中学校の先生たちが寄り合って、そのことを協議していくということも大きいし、地域も大事だと思いますし、もろもろの部分が重なって進んでいくものだと思いますが、そこは今どこまで、特色のあるカリキュラムという方向で行ったときに進んでいるのでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 現在、小中一貫教育を進めるにあたって、伊崎田小学校、伊崎田中学校の教職員、それから地域の方々を含めて、小中一貫教育推進協議会というのを立ち上げております。これまで何回も話し合いをしておりますが、その中で、特にやっぱり一番大きな課題は、先ほど議員言われましたように、教育課程をどのように編成していくのかということになるんだろうと思いますが、その教育課程をどう推進していくのかということについて、これまで3回ほど協議をしております、これからも進めていくことになるんだろうと思います。

先ほどの伊崎田学園の名称につきましても、私どもが、こうするというのではなくて、あくまでも協議会の中で、こういう名称がふさわしいのではないかなということで提案がありまして、それを教育委員会の方で最終的に決めていったと、そういう形を採っております。

教育課程の編成というのは、非常に難しい部分がありますので、今それに向けて伊崎田小学校、伊崎田中学校の先生方を含めて熱心に協議を進めているという状況でございます。

○13番（小野広嗣君） 7月に会派の方で、この小中一貫教育に関して視察に行かせていただきました。

そして、これは長野県の大町市という所でございますけれども、伊崎田と同じ、いわゆる施設一体型ではなくて分離型みたいな形ですね、ほとんど同じ敷地内という状況でありました。そういった中で、様々な取り組みをしているんですが、市の教育方針、市長の施政方針中にもあるんですが、小中一貫教育と保育、幼稚園、そういった小学校連携との関係ということもずっと言われていますね。そこではですね、行った所では、やはりそこに保育園がございまして、小中一貫校と保育園と一緒に運動会をするんです。保育園が別にやるのではなくてですね、一緒に運動会をやるような取り組みをしていました。こういったことというのは議論されているんですかね。

○教育長（和田幸一郎君） 具体的な例を申し上げますと、伊崎田小学校の場合は、伊崎田保育園がございましてけれども、小中連携を進めていくときに、いつも保育園の先生方も一緒になって、伊崎田小学校、中学校、そして保育園も一緒になった形で、できるだけ連携を取ろうというような取り組みを進めております。

今度の日曜日、伊崎田小学校初めて、小学校と中学校と校区一体となった運動会が開かれますが、その中にももちろん保育園の子供たちも参加するという形になるんだろうと思います。

そういうことで、市の方としては、幼・保・小連携ということについては、私が、こちらに赴任してから、やっぱり保育園、幼稚園、小学校、中学校との連携というのが、これまで無かったので、特に保育園、幼稚園、小学校との連携というのは、年に2回ほど開催いたしまして、幼稚園、保育園の考え方を小学校の先生方も知る。また、小学校の先生方も保育園、幼稚園の教育の

ことについて関心を持ってもらうというような形で、年2回幼・保・小連携というのを組み立てて取り組みを進めている、そういう状況でございます。

○13番（小野広嗣君） 市長の方も述べられている、このコミュニティ・スクールという観点、そして、地域が一体となって学校づくりをする。そこには幼稚園、あるいは保育園等の視点も必ず入っていなければいけないというふうに思うものですから、改めてお聞きをしたところでございます。

少しお聞きをしたいんですが、伊崎田学園というふうになっていったときに、例えば、校歌であるとか、制服であるとか、そういったものも変わっていくんですか。

○教育長（和田幸一郎君） 基本的には伊崎田小学校、伊崎田中学校という名称は、そのままでございます。

一般的には、公的には伊崎田小学校、伊崎田中学校という名称はそのままでございます。ただ、愛称といった言い方がいいかどうか分かりませんが、やはり小中一貫教育を進めていくということであれば、それなりに何かインパクトのあるものを、名称がやっぱりあった方がいいだろうというようなことで、「伊崎田学園」という形に決まったわけでありませう。

制服等については、従来と変わりございません。

それから、歌については、小学校と中学校の校歌がありますが、その協議会の中で、できたら何か愛唱歌といいますか、そういうのもできたらいいなということで、協議会の方が何か話し合いを進めているようでございます。鹿屋の花岡小・中学校、花岡学園は、そういう愛唱歌というのが出来上がっておりますけれども、そういうことについても協議会の中で、今議論を進めているような状況でございます。

○13番（小野広嗣君） 分かりました。そういう方向で今進んでいるという状況が大分見えてきたような気がいたします。

この件では、いろいろとこれまでも教育長にお話をしました。その小中一貫教育を進めていく上で、視察先もそうですけど、これは独自に決められるわけですけど、9年間を継続した学習の中で、いわゆる年度ごとですよ、4年だとか、2年だとか、3年だとか、そういうふうに決められますよね。そこを視察先では、最初の4年、ホップ・ステップ・ジャンプというふうに捉えながら、その4年間、ホップ・ステップ・ジャンプのたびごとに取り組む課題等をしっかり明確にしていたんですね。こういったことというのは、当然考えていらっしゃるんだろうと思うんですが、その辺はどうなんですか。

○教育長（和田幸一郎君） 9年間の長いスパンで教育活動を進める上にあたって、今の子供たちの発達の段階を見たときに、例えば、大体の3年、4年、2年、どういう形で教育活動を展開していくのかということについては、これからの課題になるんだろうと思います。

しかしながら、やはりそこら辺については、子供たちの実態を十分把握しながら、慎重に進めていかなければいけないんだろうと、そういうふうに思っております。

○13番（小野広嗣君） 分かりました。

この小中一貫教育を推進していく上で、特に危惧するのが、伊崎田地域を中心に、まずスタートすること、これは理解をするんですが、やっぱりこのことにおける学校間格差が生じてはいけないなど、そのことに対する配慮が一番求められていくなというふうに思うんですが、その視点はどうでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 私は基本的には、例えば、今回の小中一貫教育を進めるにあたって、保護者、地域、そして学校の要望というものを優先しながら進めていきたいというふうに考えておりました。

今回の小中一貫教育の推進にあたっては、伊崎田小学校、伊崎田中学校の学校の方が、ぜひやりたいという声が上がってきました。それにあわせて、やっぱり地域、家庭の協力なしには小中一貫教育はできないだろうということで、何度か説明会も行った結果、ぜひ地域の方も小中一貫教育に取り組んでいただきたいという声があったので、今回モデル的に先進的に小中一貫教育を進めることになりました。

先ほど議員言われましたように、同じ市で、一方は小中一貫教育がある、一方は小中一貫教育が無いということについての格差、そういうことについては、やっぱり教育委員会としては十分配慮していかなければいけないだろうと思います。

ただ基本的には、モデル的に伊崎田小・中学校を進めていく上で、やっぱり成果もあるだろうし、課題もあるだろうと思います。他の地区を進めるにあたっては、他の地区が、ぜひ私どもの所も伊崎田小・中に倣って、小中一貫教育を進めて欲しいなというような声等が要望として上がってくることもあり得ると思います。そういうときには、やはり主体的に教育委員会も、また考えていきたいなと思います。

今のところ伊崎田小・中学校の小中一貫教育の成果と課題というのを十分見極めながら、あと、それぞれ他の中学校区の保護者の声、地域の声というのを十分聞きながら、丁寧に進めていきたいなというふうに考えております。

○13番（小野広嗣君） 教育長の方から、「しっかり丁寧に進めていきたいんだ」ということでございますので、そういった取り組みを、視点を持って、このことは進めていっていただきたいというふうに思います。

あと、市長の方からも教育長の方も、地域コミュニティ、これを大事にするコミュニティ・スクールですね、このことについて、しっかり取り組んでいる最中ですが、これを見た時に、学校運営協議会の設置ということと一対をなすわけですね。そういった場合に、この目的が特に三つほどありますけれども、これはしっかり今モデルとして進んできているわけですが、そういったものを受けて担保されていると理解してよろしいんですか、三点。

○教育長（和田幸一郎君） コミュニティ・スクールというのは、学校運営協議会が設置されている学校をコミュニティ・スクールというわけですが、学校運営協議会ということについて、今言われました三つのポイント、教育方針というのをきちんと認めるということ。それから、学校運営に参画をするということ。それから、三つ目に教職員のいろんな人事等に関しても意見

を述べることができる。というこの三つのことについては、学校運営協議会を進めるにあたって必ず、毎回、学校には説明しておまして、それを基に学校としては、それじゃあ導入しましょうという形を取っておりますので、今の三つのことは、きちんと理解した上で学校運営協議会というのが設置されているということになると思います。

○13番（小野広嗣君） 今言われた中身というのは、僕は存じ上げていますので、ただ、それが担保されていない、活用されていないという、コミュニティ・スクールとして設置されても、それが機能していないというところが多いんですね、現実ですね。

意見・具申等もしっかりなされている活発な所もあれば、そうでない所もあるという、この格差が、またいろんな学校間格差を生むなという心配をするものですから、そこらについてお聞きしているんですが、どうですか。

○教育長（和田幸一郎君） このコミュニティ・スクールの導入にあっても、3年間という長い目で導入を進めていこうという考え方に立ってお願いをしたところでした。28年度の3校、原田小学校、伊崎田小学校、志布志中学校につきましては、「ぜひ自分たちの学校ではコミュニティ・スクールを導入したい」ということで、手を挙げてもらいました。それぞれの学校に課題がやっぱりあると思います。原田小学校の場合は、どうしても児童数が少なくなっていく、そういうところをぜひ学校運営協議会で協議してもらいたいということがありました。

伊崎田小学校につきましては、小中一貫教育の進め方とか、あるいは地域の教育力を更に高めたいという声もあつての手を挙げたところでございます。

志布志中学校は、多くの小学校から子供たちが来るわけで、生徒指導上の課題もありますので、そのことをぜひ学校運営協議会で解決できたらなというようなことで手を挙げたわけであります。

今年度9校が、また手を挙げましたけれども、この学校につきましても、多分、今議員言われましたように、それぞれの学校の課題というのがあるんだろうと思います。そういう課題解決のために、地域の方々の協力をお願いしながら、取り組みを進めていきたいということで、今回9校がぜひ導入したいという形になったわけでございます、あくまでも学校が主体的に、自分の学校には、こういう課題があるので、学校運営協議会で地域の力を借りて、取り組みを進めていきたいというふうになっていると思います。

ただ、確かに三つのことは担保されているわけですがけれども、まだ十分に、そこら辺が理解されていない部分があると思います。そういうことを含めて、私どもとしては講演会をしたり、それから先進的に進めている三つの学校の事例発表をしたりして、お互い具体的な中身が分かるような形で進めていけたらなというふうに、今取り組みを進めているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 分かりました。

先ほど防災のところでも、祭りの例を通して市長ともお話をしたところございましたが、こういった地域の活力といいますかね、地域の方々の力をお借りして強くしていくということは大事なんですけども、特定の方だけが協力していくというケースが、どの地域でも見られていくわけですね。そうではなくて、やはり広く人材を確保して広げていくということにならないと、

地域コミュニティ力というのは付かない。そして、コミュニティ・スクールに結びつかないというふう思うんですが、その辺はどうですか。

○教育長（和田幸一郎君） 先ほどの質問の中で、「土曜体験広場の課題というのは、どのようなのか」という質問に対して、私お答えしましたが、やっぱりどうしても地域間格差があるというようなことで、指導者への負担がかかっているというのは、それは現実だと思います。

学校においても、学校に協力できる人というのはなかなか、登録はたくさんしておりますけれども、なかなか全ての方々に協力をもらえてないという状況がありますので、だからこそ、こういう学校運営協議会というのが必要なんだろうなというふうに思います。

今後の課題として、どれだけたくさんの方々が学校運営協議会の意義を理解して、学校に対して支援をしていただくか。あわせて学校の方もまた一方的に支援を受けるだけではなくて、地域の方々に対して、いろいろと双方向の関係をつくっていくという視点も忘れてはいけないのかなということで、学校には指導しているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 双方向の関係、そして、情報共有の在り方、そういったものが進んでいくといい関係ができていくんですね。

こういったコミュニティ・スクールが軌道に乗っていくと、教育委員会に何を望むのかといったら予算措置になってくるんですよ。活発な所は、いろんな仕事をされていくもんですから、そのことによって予算が欲しいとなってくる。その橋渡しをしなきゃいけないのが教育委員会ということが、例を見るといっぱい出てるんですね。そこに対しての検討とか、されているんでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 例えば、土曜体験広場でいいますと、以前は各地区の差がかなりあるというようなことで、土曜体験広場では、それぞれの地区に予算を配分して、どの地区も平等に体験活動を進めて欲しいというようなことで取り組みを進めております。

予算措置ということでいいますと、これからできるだけ、それぞれの学校の要望を受けながら、たくさんの方々に、いろんな活動に参加してもらいたいという思いがありますが、このことについては、また市長部局の方とも、市長の方とも相談しながら、できるだけ学校で様々な体験活動ができるように取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

[小野広嗣君「終わります」と呼ぶ]

○議長（岩根賢二君） 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。

ここで3時5分まで休憩いたします。

○
午後2時53分 休憩

午後3時04分 再開
○

○議長（岩根賢二君） 会議を再開いたします。

次に、2番、青山浩二君の一般質問を許可します。

○2番（青山浩二君） 改めまして、こんにちは。会派、真政志の会、青山でございます。

先週からこの話題でもちきりございましたけれども、メディアでも大きく取り上げられています。

そして、本日同僚議員も市長も取り上げました第11回全国和牛能力共進会、これが宮城県で開催されました。私も所管する産業建設常任委員会の所属でありますので、委員会のメンバーと市長、議長と共に視察、応援に行っていました。

この共進会は、全国の優秀な和牛を5年に一度、一堂に集めて改良の成果や、その優秀性を競う全国大会で、全国の代表牛、約500頭が出品されるまさに全国大会という名にふさわしい、すばらしい大会でありました。この大会で優秀な成績を収めることで、その和牛ブランドの市場価値が全国的に高まるため、参加する県にとっては、まさに威信をかけた大会となっております。

今回から新しく設けられた高校生の部で、本県代表の市来農芸高校の牛が全国5位という、すばらしい成績を収められました。

また、本市からも志布志町の徳重さんが出品された牛が激戦区である第3区、若雌の部で見事に優等賞第1席、いわゆる優勝、日本一を勝ち取りました。本当におめでとうございます。という気持ちとともに、関係者の皆様におかれましては、大変に御苦労されたことと存じます。このような貴重な体験をさせていただいたことに、心より感謝申し上げます。

そして、5年後の全共は鹿児島県で開催されることが決まっております。このことをきっかけに本県の、そして、本市の畜産業界も更に発展していけばと願っております。

それでは、通告しておりました男女共同参画社会の実現について、そして、県立志布志高等学校への支援について、この二つの項目について、一問一答方式で質問をしていきたいと思っております。

まず、男女共同参画についてでございます。男女共同参画社会とは、皆さんも御承知のとおり、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会を形成すること」と、こういうふうに定義されております。これまで性別を理由に、不当に排除されてきた分野への参加促進のため、性差別をなくし、様々な制度を整備する社会構築のため、女性の職業への参加と、男性の家庭の参加を促す施策が最大のテーマであります。女性への暴力の根絶や、男女共同参画による地域社会の活性化など、あらゆる分野が対象になっております。

今話したように、幅広く、あらゆる分野が対象になっておりますので、今回の質問では、市役所や学校現場での女性管理職登用の問題と、女性活躍推進法に論点を絞って質問していきたいと思っております。

まずはじめに、国において1999年6月に男女共同参画社会基本法が施行されてから、本市においても様々な計画を策定し、また実施していると思っておりますが、市長の男女共同参画に対する認識、そして、それに対するこれまでの本市の取り組みをお示ししたいと思っております。

○市長（本田修一君） 青山議員の御質問にお答えいたします。

平成11年に制定されました男女共同参画社会基本法は、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思で社会のあらゆる分野で活動に参画する機会が確保され、共に責任を負うべき社会を形成することを目的としております。

私といたしましても、男女共同参画社会の実現には家庭や職場、固定的役割分担意識や根強い社会通念や慣行、しきたり等が女性の自立や社会参画への大きな課題になっているようです。

まず、性別にかかわらず、お互いを認め合い尊重し合うことが重要であると考えています。

本市のこれまでの取り組みにつきましては、平成19年に男女（ひと）がともに輝くまちづくりプラン、平成24年には第1次のプラン、そして、DV対策基本プランを策定しております。

現在、平成29年度におきまして、第3次男女（ひと）がともに輝くまちづくりプラン、第2次志布志市DV対策基本プラン、女性活躍推進計画を策定中であります。

この計画の中で、これまでの目標値の達成度が低かったもの、国が改定した第4次男女共同参画基本計画で評価されたものを勘案しながら、そして、しっかりと市民の意見を反映したものにしていきたいと考えております。

○2番（青山浩二君） 今、世の中は大きく変わってきております。近年においては、防災対策においても、特に女性の視点での対策が必要であり、急務であると言われ取り組まれております。

一般社会、学校教育、保育、福祉、介護問題もしかり、女性の視点が必要になってきます。また、視点だけでなく、女性が直接携わっていく時代、いわゆる女性の力というものが必要だと思います。

国の政策の中にも男性中心型労働慣行等の変革と、女性の活躍ということがしっかりとうたわれており、男女間の隔たりをなくし、雇用参画の推進を掲げております。それに伴い全省庁的に男女共同参画推進の体制を強化し、男女共同参画意識の普及啓発を図り、男女平等教育の推進を行うとしております。

これからの本市をより良くするためにも、女性の資質、能力を生かすために、政策や答申の立案、決定の場への共同参画をする機会確保の仕組み、その環境の整備が特に必要だと考えております。

私は、この男女共同参画の推進のためには、まずは先進的に市役所内での女性管理職の登用を積極的にすべきだと考えますが、市長の考えをお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市役所内における女性管理職の登用につきましては、志布志市の女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画、また志布志市人材育成基本方針におきまして、女性の管理職登用を推進する方向性等を打ち出しているところでございます。

つきましては、昨年度から導入している人事評価制度も活用しながら、女性、男性の別なく、公平公正に見極めながら管理職登用を図っているところであり、今後もそのように努めてまいります。

○2番（青山浩二君） 国の内閣府、男女共同参画局では、社会のあらゆる分野において、2020

年までに、平成32年でございますけれども、「指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標を掲げており、地方自治体においても同様の取り組みが期待されているところでございます。

3年前になりますが、平成26年3月議会において、同僚議員の同様の質問に、当時の総務課長でございましたが、「現在の係長級以上が168人いて、うち女性の占める割合は24人の14.3%である」と答弁しております。あれから3年経過いたしまして、今現在、どのように変化してきているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成29年4月1日現在、係長級以上が161名おりますが、うち女性の占める割合は21人の13.0%でございます。3年前と比較しますと、女性の占める割合が1.3%減少しているということでございます。

○2番（青山浩二君） 係長級以上が161人、うち女性が21人、割合で13%という数字でございましたけれども、もうあと3年しかございません。2020年までに30%を達成できそうですか。私としては、ぜひとも30%の大台を達成して欲しいという気持ちはありますが、市長の強い気持ちというものを聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

2020年といえば、もう間近でございますが、30%大台の達成というのは、大変難しいというふうに考えますが、なるべく、その目標には近づけるよう努めてまいりたいとは考えております。

○2番（青山浩二君） なるべく近づけていただきたい。これは国が、こうしてくださいというふうにお願いを各自治体にもしているわけですから、近づける、もしくは超すというような、そういう強い気持ちで臨んでいって欲しいというふうに思います。

また、同じく平成26年3月議会で課長級での女性登用のやり取りの中で、市長は、このようなことも答弁しております。「課長級では、平成29年度で2人から3人の6.5%の目標を持っています」というふうに答えております。それから、まだ続きます。次の答弁では、「そして、その6.5%ということについても、もしかすると、まだ高い数字で達成度が図られるということになるのではないかと考えている」とも答えております。

平成29年度は、まさしく今現在でございます。そして課長級といいますと、この議場にいらっしゃる方々になるわけですが、現状どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

当時においては、2人から3人ということを目標に考えていたところでございますが、現状といたしましては、まだ課長級の女性職員はいないところでございます。

○2番（青山浩二君） 登用するように努力というものはしているかもしれませんが、私から見ても、まだまだ積極性が足りないのではないかと感じるようになってまいりました。

この市役所においても、高い志と、その職にふさわしい高い能力を持っておられる女性職員の方々は多数いらっしゃいます。ぜひ市長、今現在の状況については、どうすることもできませ

るので、反省するところはしっかりと反省をし、そして答弁の重みというものをしっかりと感じながら、今後の目標については、2020年までには30%に近づけるのではなく、先ほど言いましたが、30%を超すというような高い目標を掲げて、そして、課長級についても最低でも3名から4名程度いれば望ましいのかなというふうに思いますので、そういう目標を掲げていただきたいというふうに思います。

市長の思い、もう一度お聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成29年4月1日現在で、全職員が328名であります。そのうち女性の職員が82名で、割合にして25%となっております。そのうちで、40歳以上の女性職員は49名、15%となっております。したがって、30%目標達成につきましては、中長期的に長い目で取り組んでいかなきゃならないのではないかなというふうに考えます。2020年までに30%を超すというのは、大変難しいということでございますが、女性職員のみを対象とする研修や、自治大学校、市町村アカデミー等の外部研修への派遣などに取り組み、女性職員を多様なポストに配置するなどしまして、目標達成に向けて努めてまいりたいとは考えるところであります。

○2番（青山浩二君） ぜひですね、そのような様々な研修、それから女性に対する登用、しっかりと高い目標を持って実行して行って欲しいというふうに思います。

女性が職業生活において、その希望に応じて、十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法が、平成27年8月に制定されました。これにより、国、地方公共団体及び労働者301人以上の企業は、平成28年4月1日までに、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定と、その公表が新たに義務付けられることとなりました。

そこで、本市は女性活躍推進法に基づき、どのような計画を策定し、女性の活躍をどう推進していくのか、まずお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成28年4月に施行されました女性活躍推進法は自らの意思によって、職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが重要であるため、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るものであります。

本市でも、平成28年3月に志布志市女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画を策定し、この計画の中で、女性職員の活躍の推進に向けた数値目標等を掲げております。

また、今年度第3次男女（ひと）がともに輝くまちづくりプラン、第2次志布志市DV対策基本プランを策定中ではありますが、あわせて女性活躍推進計画につきましても併冊するよう努めているところであります。

○2番（青山浩二君） 今、答弁にあったような推進が実現していけば、非常に喜ばしいことであるかなというふうに思います。

そして、ある一定期間経過をいたしましたら、そのことが実現できているのか否か、このこと

を評価しなければならないと思いますが、評価の方法等についても考えておかなければいけないというふうに思います。その評価の方法についても、少しお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

女性活躍推進法によりまして、毎年7月に取組状況を公表することになっております。本年度もホームページ上ではありますが、取組状況を公表しております。

公表内容は、大きく分けて二つあります。

女性の職業選択に資する情報、これにつきましては、女性職員の採用割合及び採用試験の女性受験者の割合、女性職員の割合となっております。

もう一つは、特定事業主行動計画に基づく取り組みの実施状況を公表しております。

内容としましては、計画に四つの目標を掲げておりますが、それぞれの目標に対しての取り組み状況でございます。

また、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため行動計画評価委員会を設置し、本計画の策定、変更、本計画に基づく取り組みの実施状況、数値目標の達成状況の点検、評価等について、協議を行うようになっております。

○2番（青山浩二君） 今答弁にありましたような、その評価をしっかりといたしまして、このことが推進されているのか、しっかり検証する必要があると思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

近年、女性を積極的に採用していきたい、そのために女性が働きやすい環境も作っていかねばならないという民間の事業主も増えてきております。特に、本県の民間事業所においては、女性の戦力化ということを採用時に意識の中に置いている企業も少なくはありません。

そんな中、女性活躍推進法ができたことによって、これまで以上に女性採用が積極的に行われるようになってきております。民間事業所は、そのように努力してきているように思いますが、市役所における女性の採用というものは、どのようになっているのか、お示しいただきたいと思ひます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この3年間の状況について、お示ししたいと思ひます。

平成27年4月採用職員の6名中2名が女性職員でございます。割合としては33%でございます。

平成28年4月採用職員の8名中4名が女性でございます。割合としましては50%でございます。

本年4月採用職員の11名中2名が女性職員でございます。割合としては18.2%でございます。

○2番（青山浩二君） 今数字を答弁していただきましたけれども、男性や女性関係なく優秀な人材を採用していただきたい、そう思っております。

その中で、女性の採用率が上がっていけば、非常に喜ばしいことだと思っておりますので、このことも念頭に置きながら、採用試験を実施して欲しいというふうに思ひます。

先ほど言った女性の採用の数字、27年が6人中2人、28年が8人中4人、29年が11人中2人という数字でしたけれども、この数字ももっともっと上げて欲しいというふうに思ひます。

このことについて、積極的に努力して欲しいと思いますけれども、また本年に限りましては、11人中2人、採用率18.2%、ちょっと低いのかなという気がいたします。もっともっと上げていかなければならないと思いますが、今後の今年度試験を受けて来年採用という方々についても考えていって欲しいと思います。市長、どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

職員採用にあたりましては、一次試験において教養試験、作文試験、専門試験を実施します。そしてまた、二次試験において、個別面接及び集団討論試験、三次試験においては、個別面接を実施しております。

全ての試験において、性別にとらわれることのない公平公正な競争試験を実施しているということでございます。そういうことではございますが、女性につきましては、積極的に応募してもらえるような門戸は開いていると。そしてまた、採用についても、試験についても特段に男性だけ重視しながら試験制度を採っているわけではないということでございますので、今後とも平成28年4月採用の職員のように採用の職員の半分以上が女性ということになるような、元気な女性の応募があればというふうに考えるところでございます。

○2番（青山浩二君） 今、答弁にありましたように、平成28年が50%、半数の方が女性が採用されたということですので、それに近い数字で、今後も採用していただければというふうに思います。それが女性の励みになるというふうに感じますので、ぜひともよろしく願いたいというふうに思います。

それでは、この質問の最後に、もう1点だけ、男性職員の育児休業の状況についてお聞きいたします。

最近では、育児休業を取得する男性が全国的に見て増えてきております。仕事と生活の調和、いわゆる「ワーク・ライフ・バランス」、この言葉は市長もお聞きしたことはあると思いますが、このことの実現に向け、家事はできる方がする。そして、育休も半分ずつ取得するという発想が若年層の御夫婦には、ごく自然な考え方になってきているようでございます。

私は、この発想は男女共同参画の観点から見ても、大変素晴らしいことだと感じておりますが、市役所において、過去に育児休業を取得された男性職員は何名いたのか、お示しいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

合併前の旧有明町において2名おりました。1名は4か月間、1名は2か月間の育児休業を取得しております。

合併後においては、育児休業を取得した男性職員はいないところでございます。

○2番（青山浩二君） 今答弁のとおり、2名の方が取得されているようでございます。2名というと、「2名しか取得されていません」というような表現が正解かなというふうに思いますが、今後は、もっともっと増えていくように期待をいたします。

そして、その2名の方も取得する際は、相当プレッシャーがあったんじゃないのかなというふ

うに感じます。周りからどんな目で見られるだろうか、または出世に響くんじやないだろうかなど、相当悩んだことだというふうに思います。

でも私は、そういう勇気ある行動をとった方々こそ、上の立場に立ち、後に続く人たちを育成する立場、指導する立場になっていただければ、男女共同参画の発展も近づくのではないかというふうに感じてなりません。そのためにも、職場環境をしっかりと整えることが大事でありますし、また復職してきた時も、しっかりと迎え入れることも大事になってくるかというふうに思います。そういった職場環境の構築も視野に入れて欲しいと思っております。

そして、できれば育児休業を取得された職員が復職してきた場合、これは男性、女性問いませんけれども、現在の管理職の方々や、これから取得される可能性がある職員に体験談というものを話せる機会を設けてみたらというふうに思いますが、このことは、出産に対する不安、育児に対する不安の解消や、職場で同じ環境にある方々の情報交換の場にもなり、かつ管理職の方々の理解度を深めることにもつながると思っておりますし、ワーク・ライフ・バランスへの実現への確かな一歩になるような気もいたしております。

市長どうですかね、講演会というといったら大げさになりますが、体験談、こういったものを聞く機会なんかを設けてみたら面白い取り組みだと思いますが、どうお考えでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたように、職員の中にも、かつての育児休業を取得した職員がいるということでございますので、職員研修等の場で体験談を聞くということによって、取得しやすい雰囲気づくりもできるのではないかなというふうに思っています。

私自身も更に取得しやすい職場環境づくりに取り組んではまいりたいというふうに考えます。

○2番（青山浩二君） 市長が、市役所がそうやって積極的に動けば、それに伴い、民間事業所もついてくる、そういう気がしてなりません。

そして過去に答弁したことについては、しっかり責任をもって実行して欲しい、というふうに願っております。

それでは、次に、教育委員会へも通告しておりましたので、質問をしていきたいと思っております。

女性管理職の件で、3年前の教育長答弁では、「本市においては、女性校長が2名、教頭が4人の計6人の女性管理職がいる。以前に比べれば、かなり増えてきていますし、今後は全体的に増えていく傾向というのが実態だと思っております」というふうに教育長は答えております。あれから3年経過いたしました。現在、本市での状況はどうなっておりますでしょうか。

また、教育長の男女共同参画社会に対する考えというものも、お聞かせいただけますか。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

平成29年度の本市の小・中学校における女性管理職は、小学校が校長2名、教頭1人、中学校は教頭1人で合計4人となっております、全管理職のうち9.5%の割合となっております。

男女共同参画のことについての考え方ですけれども、私自身は、優秀な人材には男女の差はないというふうに思っております、女性管理職が増えるということは、すなわち、他の女性への

励みとか、あるいは憧れにもつながっていくんだろうと思います。

そういうことで、今後男女共同参画社会の実現に向けて、女性管理職というのは、今後更に増えていくということも県の考え方としてあろうかと思っておりますので、そういう考え方で進めていけたらというふうに思っております。

○2番(青山浩二君) 今答弁にありましたように、数字的には若干下降気味であります。30%にはほど遠い気がいたしております。こちらも残念な気持ちもありますけれども、ただ学校現場においては、管理職の登用というものは、県の教育委員会も絡んできますので、一概に教育長の権限でどうのこうのというわけにはいかないというふうに思います。

ただ、やはり3年後を見据えて、県教育委員会にもしっかりとした意見、要望というものは、言っていただきたいと、そういうふうに思いますが、教育長どうでしょうか、そういう要望を言い続けていただければ。

○教育長(和田幸一郎君) 議員が今言われましたように、教職の人事異動というのは、県の教育委員会が行っているものでありまして、一概に簡単にできるものではないわけでありまして、県の方は全県下のバランスを考慮しながら、配置をするということになると思います。

以前よりも若干1人、2人少なくなっておりますけれども、私自身は女性管理職について、県の方からも依頼があったときには、学校の実情やら把握して、女性管理職のこちらへの配置ということについては、積極的に考えていきたいというふうな考え方を持っております。

今年度の本市の割合は9.5%ですが、大隅地区全体でも、今のところ同程度の割合になっておりまして、県の方も女性管理職の登用ということについては、様々な教育長会でも、いつも話しておりまして、県全体も県の方としても女性管理職を今後積極的に登用するという動きは示していると、そういう状況でございます。

○2番(青山浩二君) 言い続けるということが大事であろうかというふうに思っておりますので、よろしく願いしておきたいというふうに思います。

また、道徳の教科化が小学校では平成30年4月から、中学校では平成31年4月から開始になるのは、もう皆さんも御承知のとおりでございます。

本市においても同和教育をはじめ、人権教育の充実のための取り組みを推進していることと思っております。各学校においては、男女共同参画社会の観点からなる男女平等教育について、確かな共通理解を図り、子供たちのそれぞれの発達段階に応じた男女平等を推進する教育の実践というものがなされていると思っておりますが、具体的にどのようなことを実践しているのか、お示しいただきたいと思っております。

○教育長(和田幸一郎君) 道徳のことに関わっての御質問でございますけれども、第2次志布志市総合振興計画には、全ての人々の基本的人権を尊重していくためには、市民一人ひとりが人権を身近な問題として捉えることができる機会づくりが重要であり、あらゆる機会や場を通して、そのライフステージに応じた人権教育や意識の啓発を進める必要があることや、性別に関わりなく、互いを尊重し、自らの個性と能力を発揮することで、あらゆる分野で活躍できる社会の実現

に向けた男女共同参画推進が重要であることが示されております。

各小・中学校においては、児童生徒一人ひとりがかけがえのない存在として認められ、それぞれの個性や能力が発揮できるよう、人権に配慮した環境の充実に努めております。

男女平等の推進を意図した教育活動としては、例えば、学級活動において、性別に関係なく係の仕事を担当したり、運動ゲームのチームを男女混合にしたり、学習活動の班編制を男女混合にしたりするなどしています。

また、教職員は学校内外において、男女共同参画等について研修をしております。

○2番(青山浩二君) 今教育長が答弁されました男女平等教育の中で出てくる課題、問題には、どのようなものがあるのか。

また、その問題解決のために、どのようなことを実践しているのかお示しいただきたいと思えます。

○教育長(和田幸一郎君) 男女平等教育というのは、性別による固定的な役割分担意識を無くして、男女が互いにその人権を尊重する態度を身に付けるなど、男女平等意識を育むことを目指す教育のことです。

そのためには、まず子供の頃から男女共同参画の理解を深めるための取り組みが大切であり、その教育に携わる大人の意識が非常に大切であるというふうに考えています。

子供たちへの教育と同時に、私たち大人が男女共同参画を正しく理解して、男女共同参画の視点に立った教育を推進することが、平等教育の課題解決につながっていくものだと思います。

そのための取り組みとして、例えば、学校においては、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間といった全教育活動を通して、男女平等教育というのを行っています。

具体的な例で申し上げますと、例えば、男女が協力して活動することや、名札、シール等の色を統一したり、集会活動等での男女混合で整列をしたり、靴箱やかばん棚の配置など、日常生活の中で男女平等の価値観の形成に負の影響を与えている事柄がないかを常に点検しながら、必要に応じて見直しを行っている、そういう取り組みをしているところでございます。

○2番(青山浩二君) ぜひですね、そのような課題等への取り組みを継続して行って欲しいというふうに思えます。

そして、男女平等教育の充実に更に図って行って欲しいというふうに思えます。

それでは、次に移ります。

学校現場において、男女別で分かれた名簿が使用されている場合と、今では大分浸透してきている男女混合名簿の学校、日本全国を見ても様々だと感じております。

本市の小・中学校における現状は、どのようになっているのか、まずお聞かせいただけますか。

○教育長(和田幸一郎君) 男女混合名簿についての考え方でございます。

男女共同参画の理念というのは、重要なものでありまして、学校においても、この理念に基づく様々な教育活動が展開されるべきであると考えております。このことを踏まえまして、各学校

においては、実際に男女差別意識が助長されることにつながらないように、男女の違いをしっかりと認識させた上で、互いの理解や協力が必要なことを十分に配慮した教育活動がなされることが大事だと思っております。

学校で使用する名簿については、教育活動を円滑に進め、事務の効率化や名簿の性格等を考慮し、使用目的や用途に応じて作成していくものであり、各学校の判断により男女別名簿、男女混合名簿のいずれかが使用されております。いずれの名簿の使用においても、学校としての統一した考え方のもとで、使用目的に応じた使いやすいものであり、教育的な配慮をしていく必要があると考えております。

○2番（青山浩二君） それでは、今言われた小・中学校の混合名簿、それから男女別の名簿、小学校、中学校は何校使っているのか、何校使っていないのか、その数字が分かれば教えてくださいたいと思います。

○学校教育課長（福田裕生君） お答えいたします。

今教育長が答弁いたしましたように、名簿には様々な種類がございますので、その使用目的、内容等に応じて使い分けをしているのが現状でございます。

例えば、毎日日常的に使っております健康観察簿だとか、児童や保護者が直接配布して使ったりする名簿を男女混合名簿にしている学校は6校あるというふうに把握しております。

○2番（青山浩二君） 今課長答弁のありました6校、これをもう少し具体的に、小学校何校、中学校何校、そういうふうにお答えいただけますか。

○学校教育課長（福田裕生君） ただいま答弁いたしました6校につきましては、全て小学校でございます。

○2番（青山浩二君） はい、分かりました。

私たちは、昔は男子が先、女子が後だった時代、いわゆる男女別で分かれた名簿、そのことが学校方針の一つにすぎないと思いき、漫然と名簿順に従ってきた人が多いわけでありまして、また、それが当たり前だと思っていたわけでもございます。

私たち親の世代、そして、もっと御年配の方々の世代では、男女混合名簿というものには違和感が大きいように感じます。ただ、今の世の中、男女共同参画について大きく世界観が変わりつつある中、このままではいけないと、私個人としては感じております。名簿が男女別になっている場合、そのほとんどが男性が先になっております。つまり、名前を呼ばれるときでも、何かをする時でも名簿順に行う場面では、必ず女性は男性が終了するまで待たなければならない。これは、女の子は男の子の順番が終わるのを我慢させる無意識的な教育として働いているようにも感じます。もっと言えば、男子の方が上、そして男子の方が優位という発想が義務教育プラス高校、この12年間で無意識に刷り込まれていく、そういう気がしてなりません。

そこで、この男女別で分かれた名簿、そして男女混合名簿について、どのような考えを持っているのか、教育長の考えをお伺いいたします。

○教育長（和田幸一郎君） 先ほど冒頭で答弁いたしましたように、男女別の名簿ということに

については、学校が学校事務を円滑に行うために便宜上分けているということで、必ずしも男女差別を意図したものではないというふうに考えておきまして、学校もそういう考え方に立って、場合によっては男女混合名簿を使ったり、それから男女別の名簿を使ったりということになっているんだらうと思います。

ただ、男女共同参画社会の趣旨というのを十分に踏まえた教育活動を行っていくということについては、男女混合名簿の使用について、名簿の使用目的とか用途とか、事務の効率等に関して、各学校の状況に応じて学校で判断されるべきものであるというふうに考えております。大事なことは、男女共同参画社会の趣旨を十分に踏まえながら、その具体的方策の一つである男女混合名簿の作成使用については、学校が判断しながら、人権教育という視点で男女の差別が無いような取り組みを進めていくことが大事なんだらうと、そういうふうに考えております。

○2番（青山浩二君） 従来の学校では、男女の違いだけで待ち時間など、日常的な動作一つ一つで女性軽視、そこまではいきませんが、こういったものを強く感じさせられる場面もあるように感じます。これで男女共同参画という社会が本当に実現できるのだろうか、との疑問も持ち上がってきます。これからの社会は、子供たちを男らしく、女らしくだけではなく、自分らしく、個人の「個」、このことを大切に育て、男女平等の社会をつくる必要があると考えます。

そのための一つの取り組みとして、男女混合名簿があります。私は、これを活用すべきだと思いますが、先ほども6校、課長答弁でありましたが、このことを全ての学校で取り入れることは可能じゃありませんでしょうか。お考えをお聞かせください。

○教育長（和田幸一郎君） 先ほど答弁いたしましたように、男女別の名簿ということについては、各学校が学校事務を円滑に行うために便宜上分けたものであるということになります。したがって、例えば、学校規模によっては、小さな学校の場合は男女混合名簿というのは割と使いやすいでしょうけれども、大きな規模の学校になると、男女混合になりますと、例えば、一つの活動をするについても非常にやりにくい部分というのもありますので、そこは各学校の判断にお任せしたいというふうに思っております。

そこに男女混合にすることによって、あるいは男女別の名簿にすることによって、そこに差別が助長するような、そういう考え方というのは教育の中で、きちんと子供たちにも、また教職員にも促していかなければいけないんじゃないかなと、そういうふうに思っております。

○2番（青山浩二君） 子供は日常光景や、日常生活の中で、意識というものは無意識に育っていくものであると私は思っております。いくら「男女は平等だ」と言葉で教えられたところで、家庭や学校での現実が、それとはほど遠ければ「絵に描いた餅」で終わってしまいます。たかが名簿、されど名簿です。

県内では、まだまだ採用率の低い男女混合名簿でございますけれども、大学では当たり前のようにな定着しつつあります。この志布志から発信して、学校現場での男女共同参画の取り組みが全県的に広がっていけば、この上ない喜びだと感じますので、ぜひ積極的に、そして前向きに考

えていって欲しいというふうに思います。

最終的には学校の判断、校長の判断ということになろうかと思いますが、校長会等で、この取り入れている6校、この校長先生方から混合名簿を取り入れた時のメリット、こういうものがあるんですよというような、そういった話を聞く機会、話をする機会、こういったのも協議の議題に上げていただきたいというふうに思いますが、そういったところは可能でしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 男女混合名簿を取り入れてる学校、あるいは取り入れてない学校、いろいろあるわけですが、校長先生たちの考え方として、学校として統一した見解を明確にして名簿を使用する。あるいは教育的な意義も大事にする。あるいは使用目的に応じた使いやすいのにする。それから保護者の理解を得る。そういうこと等が、これから男女混合名簿を使用するにあたって、大事にしなければいけない視点だなという考え方を持っている校長先生方がいらっしゃると思います。

今後そういうことも参考にしながら、本市としての取り組みについては、また指導してまいりたいと思っております。

○2番（青山浩二君） 全ての人々が、その人権を尊重され、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を築くことは、私たちの願いでございます。

そして、その社会こそ男女が対等な構成員として、自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画し、喜びと責任を分かち合うことができるのが、男女共同参画社会であるというふうに思います。

更に、第3次、「男女」と書いて「ひと」と読みますけれども、第3次男女（ひと）がともに輝くまちづくりプラン策定に向け、男女共同参画推進懇話会から市長のもとへの提言書が上がってきているというふうに思います。提言書の内容をしっかりと読んでいただき、そのことが反映されるようなプランを策定していただきたいと思います、というふうに思います。

本市において男女共同参画に対する高い意識を持つまちづくりを目指し、また、そのような社会に一日でも早くなって欲しいということを願いましてこの質問を終わります

それでは、次の質問に移ります。

次の質問に入る前に少しだけ話をさせていただきたいというふうに思います。

最近の一般質問において、一つ特徴的な傾向にあるのが同じ課題、同じ問題において、同じ定例会にて複数の議員が質問をする、こういったケースが最近多いような気がいたします。有害鳥獣被害対策問題にしても、福祉タクシーの問題にしてもそうですし、そして、本日午前中、同僚議員が質問をし、今から私も質問をいたします志布志高校のスクールバスの問題もそうです。なぜ複数の議員が同じ質問をするかといいますと、それだけこの問題が喫緊の課題であり、そして市民の関心が高いということに尽きると言えます。

午前中の同僚議員の質問と重複する部分が多分にあるかと思いますが、私は私なりの視点で質問をしていきたいというふうに思います。

今回この質問をするにあたって、志布志高校の校長先生に直接、話を聞いてまいりました。そ

の話を聞きながらでしたが、切実な訴えもありましたので、同僚議員の皆さんも一緒になって、そして、市長をはじめとする行政側の力をお借りしながら、この問題解決に向けて頑張っていこうというふうに思っております。

まず、この問題の経緯をお話いたしますと、本年6月にスクールバス運行事業者の本社の方、そして、鹿屋営業所の方が来校されたようでございます。内容は、通告書に書いてあるように、ここ数年において、利用人数が以前にも増して減少傾向にある。運行経費の増加やバス利用者数の減少に伴う運送収入減、損失額は年々増加傾向にある。企業努力で経費削減等をしながら運行をしているが、収支改善には至っていない。このような理由により、志布志高校のスクールバス運行事業の路線維持は困難になった。そして、結論としてスクールバスの便数の減が決定となったようでございます。このことに関しましては、2年に一遍、運行事業者と高校側とで、これまでも話し合いが持たれていたようでございます。2年前までは、なんとか高校側も願いをして便数の減だけはやめていただいたようでございますが、しかしながら、今回、運行事業者も会社組織でございますので、会社存続を第一に考えていかなければなりません。経営判断ですから仕方ありませんので、高校側も納得しなければならないという決断に至ったようでございます。このことは、もう既に2学期から、9月1日から始まっております。

これが今回の問題の経緯でございます。まず、市長、教育長、今回のこのスクールバスの問題に対して、通告を出していただきましたので、今はもう内容も熟知していると思います。この問題について、いつの時点で知ったのか。

また、この問題について、どのように感じたか、お聞かせ願えますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

スクールバスの減便につきましては、今回この一般質問がある中で、教育委員会から連絡を受けて、具体的内容を知ったところでございます。

このスクールバスの運行見直しのお話を聞きまして、改めて志布志高校の生徒数の確保が大きな課題であること。そしてまた、スクールバスで通学する生徒へのどのような影響があるのかということについては、危惧したところでございます。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

平成29年6月8日に、先ほど議員言われましたように、志布志高校へバス運行业者の方が来られて、バスの利用状況が減少していることから、9月1日からスクールバスの便数を減便したいとの説明があり、その後学校側が保護者への説明をするということをお聞きして、私どもは保護者の方から聞いて、7月13日に志布志高校へ伺ってお話をお聞きしたところです。

このスクールバスの運行見直しにつきまして、運行事業者も十分協議をされての結果であると思われませんが、先ほど市長が申されましたように、改めて志布志高校の生徒数確保への取り組み、あるいはスクールバス通学生への影響、今後の支援の在り方等について考えたところでございます。

○2番（青山浩二君） 今お二人の答弁を聞いて、市長も教育長もお互いに問題意識というもの

を持っておられると感じましたので、少しは安心をいたしました。

それでは、朝の登校便について、一つ例を挙げてみます。午前中も議論されましたが、これまでは末吉発、松山、伊崎田経由が1便、岩川中森園発、伊崎田経由が1便、大隅月野発、これが1便、合計3便ございました。この3便をそれぞれのライフスタイルに応じて、62名の生徒が利用しておりました。見直し後は、今は末吉発、岩川、松山、伊崎田経由の1便になっております。3便が1便になったわけでございます。この1台のバスに、今朝方の話にありましたように、平均で45名程度の生徒が利用しているようでございます。ただ平均でありますので、多いときには五十数名の生徒が利用していると聞いております。この五十数名の生徒が大きなバッグを持ちながら乗るわけでございますが、バスの中の様子は容易に想像がつかます。

首都圏で見られる満員電車、満員バス、あの光景に近いんじゃないかなというふうに思います。毎朝、これでは子供たちも非常に疲れると思いますし、後から乗る子は、ずっと立ったままになってしまいます。朝からバスの中は大変な状況だと思いますけれども、市長、この状況をどのように感じますでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

学校に通学状況についてお聞きしましたところ、学校到着時間が10分程度遅くなっていると。そしてまた、1年生から3年生までの全ての生徒が乗るとなると、62名ということで、座れない生徒もおり、混雑した状態であるということでございます。

議員の中のお話でもありましたように、午前中の別の議員との質疑の中で、現在この1便になった減便されたバスに乗っているのは、平均が45名程度ということでございますので、そんなに混雑した状況ではないのかなというふうには思うところでございます。

○2番（青山浩二君） 市長は「そんなに混雑した状況じゃない」というふうな見解でございますけれども、45名、まだ平均ですので、五十数名乗ることもあろうかと思えます。子供たちは大きいバッグを二つぐらい持って乗車するわけでございます。本当に大変な状況だと思いますので、市長に聞いたわけでございますけれども、市長も1回見られてみてください。大変な状況だと私は想像すると思えます。

私は、この問題が分かってから直接県の担当者と話す機会がありましたので、県で支援はできないものか話をしてみました。その時の県の担当者の答えは、「前例が無い」、また県は「数十校の県立高校を持っている。一つの高校だけに例外的に支援はできない」というような回答でございました。「一つの高校だけに例外的に支援はできない」という回答には一定の理解も示すわけでございますが、仕方のない部分もあるのかなというふうに思います。ただ「前例が無い」という回答は、私はあまり好きではないフレーズでございます。前例がなければ、前例を作ればいいじゃないかというふうにも思っております。しかも、いい意味での前例ができれば、市民にとって喜ばしい出来事ではないでしょうか。市長にとっては、そんなことは無いと思えますが、前例が無いからできないといったような答弁は避けていって欲しいというふうに願います。

そこで、市として、この志布志高校のスクールバスの問題について、一步中に入り込んで見直

し前の便数に復帰できるよう、支援をしていただくような取り組みはできないものか。市長の気持ちをお聞かせ願えますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市としては、学生、地域住民の交通手段の確保を図るために、公共交通対策事業としまして、バス運行业者に対しまして、地方公共交通特別対策事業補助金及び地域間幹線系統確保維持補助金を補助しているところでございます。

今回の運行見直しがあつて以降、志布志高校から市に対する要望等はございませんので、そのことも含めまして、今後の状況については、対応を考えてみたいというふうに思っています。

そしてまた、このことにつきましては、教育委員会とも十分状況を把握した上で考慮していく内容というふうになるかと思えます。

市としましては、当然この路線の減便ということについて、何らかの対応を考えなければならぬということではございますが、そのことについては、例えば、志布志高校だけの問題なのかということも十分あわせて考えていかなければならない立場であるということも御理解いただければというふうに思えます。

○2番（青山浩二君） まだ志布志高校から、そういう協議の申し込みが無いからまだしていないということではございますけれども、午前中の質問にもありました高校、それから運行业者、そして市当局、高校と運行业者が、それぞれ市長のもとに協議をして欲しいというような要望がありましたら、問題解決に向けての第三者協議というものを実施することはできるのでしょうか。

○市長（本田修一君） そのような要望、要請がございましたら、当然対応はしてまいりたいと思えます。

しかしながら、先ほども申しましたように、基本的には、本市においては志布志高校の通学のバスの生徒のみの問題ではないということもございしますので、そのことも十分考慮しながら対応はしていきたいということではございます。

○2番（青山浩二君） はい、分かりました。

市長の前向きな答弁がありましたので、早速志布志高校の校長先生に、このことは伝えていきたいというふうに思えます。

それでは、関連がありますので、少し角度を変えて質問を続けていきたいと思えます。

今、志布志高校には、先ほど話した末吉、松山、大隅、伊崎田方面からバスに乗る生徒が62名、その他にも、鹿屋、大崎方面からや、宇都鼻方面からバスに乗る生徒と、形態は様々でございすけれども、全体のバス利用者は128名ということになっているようでございます。

今、市は高校の支援事業として志布志市内の生徒に限って、バス代2分の1補助というものをしておられます。この128名の利用者の中で、志布志市内の生徒は三十数名でございすので、残りの市外からのバス利用者、90名弱ですね、この生徒は補助がもらえていない状況だというふうに思えます。このことは、保護者間、生徒間でも「不平等感があり、不公平だよ」という声を

よく耳にいたします。

まず市長、補助金について、志布志市内の生徒だけでも補助があるということは、一步前進したとは思いますが、今のこの状況をどう思いますか。また、市長には、市内の方々からの不満の声というものが届いたことはないでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたが、本市には県立高校の他に、私立の高校もあります。

また、市外の高校に通学している生徒もおります。そのこともあわせて、どのような方法が最も効果的であるか検討してまいりたいと考えております。

現在の段階では、市外から通学する生徒及び保護者からの不満の声は届いてはならないところでございます。

○2番（青山浩二君） 市長のもとには、まだ声は届いていないということですが、私たちの周りには、やはり私にもそういう声はいっぱい届いております。今回、市長に届けたことによって、また少し改善ができればなというふうに考えております。

隣の曾於高校の話いたします。

午前中もありましたけれども、曾於市は、知っているとは思いますが、曾於市以外のバス利用者、JR利用者の生徒にも補助金を出しております。このことは、生徒確保の観点からも非常に素晴らしいことだというふうに思いますが、市長は、この曾於市の取り組みについては御存じだったでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

曾於市内に居住している生徒は、中学校スクールバスや思いやりバスを利用して、無料で通学しております。

市外の地域から曾於高校に通学する生徒へは、民間バス、タクシー利用の定期券回数券購入費の3分の1以内の補助を行っているということでございまして、曾於高校においては、まずもって、曾於市内の子供たちを最大限優遇しているというような内容になっているというふうに思っております。

○2番（青山浩二君） 私の周りに、こんな生徒がおられました。「どこの高校に進学するの」というふうに尋ねたところ、「僕は、曾於高校に行きます」と答えました。その子は、「曾於高校のあの学科にあって将来の夢を達成したい」と話してもくれました。これは立派な進学理由でございます。

そして、まだまだ続きます。「曾於高校は曾於市以外の生徒にも通学補助があるから」、というふうにも答えました。これを聞かされたら返す言葉が出ませんでした。子供も、こんなことを考えているのかと、驚きさえ感じました。

市長、このままでは高校生、どんどん市外に流れていってしまいます。補助金制度が充実しているから、あの高校に進学する。これも立派な進学理由の一つであるというふうに思います。

本市のこの制度の見直しをし、志布志市外の生徒にも補助ができるように考えることはできま

せんでしょうか。

○市長（本田修一君） 本市においては、各種検定受検支援及び広報等支援というものを重点的に支援しているところでございますが、今お話になっております市外の生徒の確保のために交通費を補助するということについては、私は多分競争になるというふうに思っています。こちら側が半額にすれば向こう側も半額、全額にすれば、向こう側も全額するという流れになるのではないかなというふうに思っています。

そういうことで、私としましては、志布志高校の魅力を最大限上げていただくための事業については、その内容を協議しながら検討はしてまいりたいというふうに思うところでございます。

○2番（青山浩二君） そういった競争も生まれると思います。

ただ曾於市は、曾於市以外の子供にも3分の1程度出しておりますので、同額程度3分の1ぐらいの補助はしていてもいいんじゃないかなというふうに思いますので、またいろいろ再考して行って欲しいというふうに思います。

今、志布志高校は生徒定数1学年160名でございます。普通で考えると全学年で40名の4クラスだと考えますが、最近では定員割れも顕著でありまして、3年生は4クラスでございますが、1、2年生は3クラスでございます。10月には、来年度の募集定員が発表になりますが、募集定員160名の4クラス、このことを死守しなければなりません。これは私一人でできるものではありませんので、市がスクールバス支援、それから市外生徒への支援、こういったものを充実していき、取り組みをしていけば、このことをきっかけに生徒が少しずつでも増加傾向になるのではないのでしょうか。私はそう思っておりますが、市長どう思われますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本年度から各種検定受検支援と、そしてまた、鹿児島大学では2017年度入試から外部の英語検定を活用しまして、一定の成績、英検1級に達した受験生については、センター入試の外国語を満点とみなすなど、大学入試に考慮されております。今後、入試や就職試験等に各種検定の効果が期待されるということでございます。

そしてまた、昨年からは支援してきています広報等支援についても、学校の魅力を積極的にPRしていくということが必要ではないかなということで、市としては補助をしようということでございます。

ということで、先ほども答弁いたしましたように、この生徒数確保につきましては、なんといっても志布志高校の魅力を最大限上げることが、生徒数の確保につながっていくということでございます。

そしてまた、このことは、私は多分、志布志高校においても、定員割れした形で応募がされているわけでございますが、本来なら応募した生徒は定員が割れているわけでありまして、全員合格というふうになるはずなんです、それは全員合格になるとは限っておりません。それはなぜかという、志布志高校に入学する生徒については、ある一定の基準が求められているということでございます。ということになれば、志布志高校に行きたいということになれば、市内の中

学校の成績を学力を上げていくということが、志布志高校の定員確保につながっていくということになるかと思えます。そのことを私は教育委員会とも協議しながら、進めてまいりたいというふうに考えております。

○2番（青山浩二君） 今市長の強い思いを聞きました。今志布志高校は、募集定員160名の4クラスを維持するため、様々な取り組みをしております。その中でも、生徒確保対策会議というものがございます。これは教育委員会の方々にはメンバーに入っていると思っておりますので、内容はよくお分かりだと思います。

その他にも、学校評議員、市内中学校長、塾の先生、大崎町教育委員会、志布志高校PTAの同窓会、また様々でございまして、総勢18名程度で構成されているというふうに伺っております。この生徒確保対策会議、この方々は生徒確保のためにも真剣に話し合っておられます。

また、平成24年3月、大隅地域の公立高校の在り方検討委員会が、「今後の公立高校の在り方について」ということで、県教育委員会に提言書を出しております。市長は、この委員会のメンバーであったと記憶しております。志布志高校に対する提言は、「普通科の中心校として、これまでの進学実績を踏まえ、生徒のニーズに応える進路指導体制の更なる確立を図り、1学年4学級以上の維持に努めるべきである」としっかり書かれております。市長、ここをしっかり守っていただきたい。そのためには、様々な施策を打ち出さないといけないわけですが、それができるのは、執行権者の市長です。どうですか、5年前になりますけれども、この在り方検討委員会のその当時の気持ちを思い出して、様々な策を市として打ち出してみる気はありませんでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

大隅地域の公立高校の在り方検討委員会に参加しておりまして、その当時から高校の在り方について、県内全域で新しい方針が示されたところでした。

その結果、曾於地区においては、3校の高校が1校になり、そして有明高校も閉校になったということがございます。

そのような流れの中で、今志布志高校においても学級数が減る事態に陥りそうだということであるわけですが、このことにつきましては、今後、平成23年度において10年間で大隅地区の中学校の卒業生数が460名減少するという、そういった少子化の影響がもろに出てきている内容であるというふうに思っています。

志布志高校においては、明治42年に設立され、その当時、県内で8番目の中学校、志布志中学校という形で設立され、この地域においては名門校でございます。そしてまた、伝統と歴史があり、地域の方々が誇りを持っている学校でございます。そのような学校が、こうして定員割れになって生徒募集がなかなかうまくいかないということについては、深刻な状況だというふうには思うところでございますが、このことは、まずもって志布志高校自体で魅力ある学校を作り上げてもらうということが肝要かと思えます。

そして、そのことでもって、市内の中学生のうち望む子供が、全て志布志高校に入れる学力を

付けるために、本市の教育委員会とともに取り組みを高めていきたいということでございます。

○2番（青山浩二君） どうなるか分かりませんが、募集10月ですね、発表になります。募集定員が1クラス減になると120名、3クラスになります。こうなると、まさに負の連鎖が始まってきます。教員が2名程度削減されるようでございます。そこで気になるのが、例えば今、英語教諭が4名いると仮定いたします。2名削減のうち1名が英語教諭であったなら、今後は3名で全学年の英語の授業を担当していかなければなりません。これは、私の前回の一般質問においても関連いたしますが、教職員の多忙化の一因にもつながっていきます。ただでさえ忙しい先生方なのに、これ以上は無理があると、現場からは聞こえてきます。こういう負の連鎖にもつながっていきます。こうならないためにも、何かしなければならぬというふうに思います。

先ほど言った生徒確保対策会議、教育委員会は会議のメンバーに入っておりますが、これに市当局も混ざって、より大きな会にして、その市の大きな声を県に届けることができたというふうに思いますが、生徒確保対策会議、これに市当局も構成員として入ってみてはどうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

専科の先生が減ってしまうということについては、重大な問題であると思います。そのようなことにならないために、今お話がありました生徒確保対策会議に要請がございましたら、参加して考えてまいりたいというふうに思っています。

そしてまた、補習、補講について取り組みがされているようでございますので、その補講についての対応が、私どもとしても可能なものがあれば、対応はしていきたいというふうに思っております。

○2番（青山浩二君） 「要請があれば市当局も構成員として入っていただける」こういう返事をいただきましたので、これもまた、すぐ高校の校長先生に伝えていきたいというふうに思います。

今回質問した志布志高校が抱える課題、問題は高校だけの問題ではないというふうに思います。学校の衰退は、地域の衰退に直接影響してくると思います。これは、私たちは近年急速に進んでいる小・中学校の統廃合で嫌というほど味わっております。スクールバスの確保、市外生徒への通学補助、この決断こそが、私たちが目指す募集定員160名、4クラスの維持に必ずつながっていくと信じています。動くのなら今しかありません。

そして、公立高校の在り方検討委員会がまとめた提言を必ず守っていただきたいと、心から思います。

市長、教育長、最後に、この今回の質問を受けて総合的にどう感じたのか、今後、志布志高校を守っていくためにどういう取り組みをすれば一番いい道なのか、感じたこと、思ったことをお聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども述べましたように、志布志高校は、本市の伝統ある、誇りある高校でございます。その伝統ある高校は、いかにして培われたかというものを考えたときに、そこには、そこに集うさ

っそうたる高校生がいて、そして勉学に励み、スポーツに励み、そして地域を愛する子供に育っていく風景があるからこそ、地域の方々は伝統ある学校として誇りに思っているというふうに思うところでございます。

今後においても、そのような学校であって欲しいということは、地域の皆さんが全員を思っ
ていらっしゃると思います。

そして、先ほども言いましたように、ここに集う学生は、生徒は、学力がかなり求められる生徒でございます。そのような学校に、これからも高校の方が取り組んでいただいて、そして、多くの生徒が、中学生が魅力ある高校だということを感じられる高校にさせていただくことが大切な要因だというふうに思います。そのことについて、私どもは市としましては、取り組むことができる内容があれば、取り組んでいきたいということでございます。

そして、私どもの立場としましては、志布志高校は、そのような伝統ある高校ではございますが、他にも高校がある。そしてまた、本市から他の地区に行っている高校生もいるということも考慮しながら対応をしていかなければならないということについても御理解をいただきたいということでございます。

○教育長（和田幸一郎君） 私が、教育長に就任しましてから、この志布志高校の支援ということについては、たくさんの議員の方々が一般質問をされました。それほど志布志高校のことについて、熱い思いを持っていらっしゃるんだなということ常々感じております。

今、教育委員会といたしましては、生徒確保対策委員会に参加をしておりますけれども、そこで高校のいろいろな意見や要望をお聞きしながら、今後の在り方について検討していきたいというふうに思っています。

私といたしましては、市として様々な支援を行っている。それだけで生徒確保ができるということではないと思います。先ほど市長が言いましたように、やっぱり志布志高校の魅力というのをどう発信していくのかという、そのことがやっぱりもっと強調されなければいけないんじゃないかなというふうに思っています。

志布志高校としましては、今年は挨拶日本一の取り組みということで、一つ大きなアピールしました。先日私は体育祭に行きました。その体育祭に志布志中学校の生徒、それから香月小学校の6年生の生徒が来ておりました。あの子供たちが、志布志高校のあの体育祭の堂々とした入場とか、あるいは大きな歌声とか、ああいうのを聞いた時に、改めて志布志高校ってすごい学校だなということを感じだと思えます。そういうことで、志布志高校に行きたいなど、そういう魅力を更に発信していただく、市は市として支援するけれども、学校は学校として取り組みを更に強めていくということが大事なんだろうと思います。

市長から学力向上の話が出ましたけれども、志布志高校は普通科の学校であります。曾於高校は、他の学科もありますので、そういう意味で曾於高校を選択する場というのは広がるわけですが、志布志高校の場合は、普通科しかございませんので、いかに進学実績を上げるのかということも、高校の魅力を発信する一つの方法だと思います。

したがいまして、中学生の学力向上ということについては、私ども教育委員会も大きな課題でありますので、子供たちにきちんとした学力を付けて、志布志高校に多くの生徒が行き、そしてまた、自分の望む学校に行けるような、そういう形が今後展開できればいいかなというふうに思っています。

以上でございます。

○2番（青山浩二君） 学校という組織は、常に人の入れ替わりがあるため、継続的な活動を支える地域ぐるみの支援態勢づくりが重要であるというふうに思います。

そして、キーパーソンの存在が高校再建の成功のポイントとなっているのだというふうに感じてなりません。そのキーパーソンに市長、教育長にもなっていただきたいというふうに思います。もちろん高校も自分で努力をし、先ほどから言われている魅力ある学校になるように努力はいたしますが、本市に1校しかない公立の高等学校を未来を見越して存続、そして、発展させていくためには、まさしく今動かないと手遅れになってしまうような気がいたします。そうならないために、今一緒になって頑張りましょうという提言を今回いたしました。

そして、私の今回の質問が何かのきっかけとなればと切に願いまして、私の一般質問を終了いたします。

○議長（岩根賢二君） 以上で、青山浩二君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） ここでお諮りいたします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって本日は、これで延会することに決定しました。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） 明日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、御苦労さまでした。

午後4時34分 延会

平成29年第3回志布志市議会定例会会議録（第3号）

期 日：平成29年9月13日（水曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

長 岡 耕 二

小 辻 一 海

平 野 栄 作

八 代 誠

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
副 市 長 岡 野 正	教 育 長 和 田 幸 一 郎
総 務 課 長 武 石 裕 二	財 務 課 長 仮 重 良 一
企画政策課長 樺 山 弘 昭	情報管理課長 小 野 幸 喜
港湾商工課長 柴 昭 一 郎	税 務 課 長 野 邊 孝 蔵
市民環境課長 西 川 順 一	福 祉 課 長 折 田 孝 幸
保 健 課 長 津 曲 満 也	農政畜産課長 重 山 浩
耕地林務水産課長 立 山 憲 一	建 設 課 長 假 屋 眞 治
松山支所長 今 井 善 文	志布志支所長 山 田 勝 大
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 雅 人	教 育 総 務 課 長 徳 田 弘 美
学校教育課長 福 田 裕 生	生涯学習課長 若 松 利 広
危機管理監 河 野 穂 積	

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 吉 田 秀 浩	次長兼議事係長 中 水 忍
調査管理係長 西 洋 一	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時00分 開議

○議長（岩根賢二君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩根賢二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、市ヶ谷孝君と青山浩二君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（岩根賢二君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、14番、長岡耕二君の一般質問を許可します。

○14番（長岡耕二君） 皆さん、おはようございます。

会派、真政志の会の長岡でございます。

通告しておりましたので、一括して質問し、その後、順次質問させていただきます。

その前に、今回宮城県で開催されました全国和牛能力共進会に早朝5時からハードスケジュールの中、市長をはじめ議長、そして、産業建設常任委員会の皆さん方、激励応援ありがとうございました。畜産農家の一人としてお礼と感謝を申し上げます。

会場で日本一という感動を覚えました。市長が「日本一になる」ということをいつも言っておりますが、この感動を会場で味わうことができました。

そして、鹿児島県も総合優勝ということで、5年間は日本一ということでもあります。

次の大会が鹿児島で開催される、それに対して本当に鹿児島が一つになって大会が盛り上がるんではないかというふうに考えています。

これで、今からは畜産のまち志布志と、言えるのではないかと思います。

飼料工場もありますが、食肉加工場も二つあります。そして、農家も優秀な農家がある。そして、鹿児島県と宮崎県、そして大分、ここの飼料は、この志布志から運んでいるということがあります。そして、農家も優秀な農家が日本一をとったということで、大変有り難いことでもあります。

そして、報道機関を見ますと、今、鹿児島は日本一になったことで、かなり盛り上がっております。これが5年間続いて、どこまで続くか分かりませんが、大変いい材料ではないかと思えます。

それでは、通告しておりましたので、最初一括して質問させていただきます。

まず、道路維持管理について質問いたします。

最近、道路に関する苦情や相談が特に多いですが、その中において、道路愛護に関する県知事表彰を受けた自治会があります。表彰を受けた経緯など、市民へ周知して、市全体で取り組みを広げる考えはないか伺います。

また、これまでに、このような表彰を受けた個人、団体が、どのぐらいあるのか伺います。

次に、県道及び市道の維持管理について伺います。

潤ヶ野小学校付近の歩道、通学路は草が生い茂り、子供の歩ける状態ではありませんでした。新学期が始まる前に、草刈り清掃をお願いいたしましたが、そのまま新学期を迎えることになりました。繰り返しお願いしましたが、実行されずに、大変残念な思いをいたしました。

現状と管理状況をどのように考えるのか伺います。

次に、県道今別府串間線について伺います。

一部では、4 t 車以上の車両通行止めが1年以上続いております。このように、修復が長期にわたる要因と現状、更に今後の見通しについて伺います。

また、この県道今別府串間線は、全体的に未改良のままで管理が行き届いていない状態であり、住民からは、「歩いて墓参りにいく時、車が来ても避ける場所が無い」、「大変危険である」という指摘も受けております。

そして、お盆の帰省客の中には、「久しぶりに帰ってきたらふるさとの道路が荒れていて、とても悲しい」という意見もあります。「ふるさと納税は、たくさんもらっているはずだが、このようなどころには使えないのか」という声も聞きます。このような道路維持管理について、市民からも多くの苦情が寄せられると思います。今までのような対応の仕方では、市民の納得できる状態ではありません。ほとんどが県道の問題ではありますが、隣接する串間市、そして曾於市と比べたとき、道路状況に、あまりにも大きな差があり、市として何らかの対応は考えられないか伺います。

今後、道路維持管理にあたって、どのような考えであるか伺います。

後は、また順次質問させていただきます。

○市長（本田修一君） おはようございます。

それでは、長岡議員の質問にお答えいたします。

道路の環境整備、維持管理に対する地元住民の関心は極めて高く、要望に少しでも早期に応えられるよう鋭意努力しているところでございます。

しかしながら、道路の美化清掃等については、道路管理者だけでは万全と言えず、地元住民の日常の協力があって初めて十分な効果が上がるものと思われ、そのような中、今年度においては、志布志市から天堤自治会が表彰を受けたところであります。このことにつきましては、9月の「市報しぶし」に掲載しているところでございます。

志布志市としては、今回の受賞に至る経緯などを詳しく掲載する、またはBTVテレビ等の協力をもらいながら周知の拡大を図ってまいりたいと考えております。

そしてまた、過去の受賞者でありますが、平成元年以降、2団体と個人3人の受賞がありました。その中で個人の3人が、平成28年度に国土交通大臣表彰を受賞しております。このことにつきましては、平成28年度「市報しぶし」9月号に掲載しているところであります。

次に、県道の潤ヶ野小学校付近のことについてのお尋ねであります。お答えします。

議員の指摘される潤ヶ野小学校付近の道路の歩道についてでございますが、この路線は主要地方道日南志布志線、県道3号線であります。この道路の維持管理については、鹿児島県が管理しておりますので、要望等があれば鹿児島県に要望して早期の対応をお願いしているところでございます。

次に、県道今別府串間線についてのお尋ねでございます。お答えいたします。

議員の指摘される県道今別府串間線につきましては、昨年6月の豪雨により、前川養魚場付近の県道が崩壊し、一時全面通行止めになったところですが、県に確認したところ、当箇所については、数日で復旧作業を実施して通行可能な状態になったが、この区間に複数の箇所で路肩決壊等が発生し、大型車の通行が困難であると判断したため、通行規制を変更する際、全面通行止めから4t車以上車両通行止めに切り替え、現在に至っております。路肩決壊箇所等については、順次復旧を進めており、今年度中には復旧を終え、4t車以上の車両通行止めを解除したいと考えているとのこととあります。

○14番（長岡耕二君） 本当に県道について市長に答弁をいただくのは、ちょっと迷ったんですが、今の県道の維持というものを大変市民は、いつも苦情があるように、相談があるように、やはり問題視しているところが多分にあるような気がいたします。

そして、私が通告をしたタイミングに合わせて清掃も始まった、タイミングが合ったのかなというふうにも思います。そして半分ぐらいは、通告したから、これで半分は答えが出たのかなという感覚もあります。

そして、市民の場合は、地域の道路というものは、県道、市道の区別じゃなくて、やはり要望は地域住民の要望として受け止める必要があるのかなというふうにも考えています。

最初の表彰された天堤自治会の皆さんは、県道を自分の地域の部分を1年に何回ともなく清掃されております。土手払い、そして木の葉なんか落ちてくるときは、ほうきでごみを集めるといような感じで、一生懸命美化に努めております。表彰されて当然だろうなというふうにも考えます。それを見ながら通行する時、何でこういう公表をしたのかといいますと、自分たちもやはり自分の周囲は土手払いせないかなというふうにも自分も気付くことが多分にあります。やはり、市長が言われたとおり、行政だけでは管理できない広い市道、県道でありますので、地域の皆さんの協力もいただかないと進まない状況であろうというふうにも考えています。

そして、このように表彰されたときの状況を公表し、市民、各自治会の皆さんも、そういう形で広まっていけば有り難いなというふうにも考えています。市長の答弁の中にも、そういうところがありましたので、今後も広報などを通じて、やはり市民の協力を得ながら美化に努めるということも大変大事なことはないかなというふうにも市長との意見も合いましたので、これは良い答弁をいただいたということで、次に入りたいと思います。

潤ヶ野小学校の歩道というのが、本当に歩道ではカンレンカズラ、こっちでいうそういう感じで、歩道は歩ける状態ではありませんでした。そして、夏休み前に学校のPTAの皆さん、そし

て、「私はあの歩道がああだから、孫を学校まで送っていくんですよ」と言うじいちゃんもおられました。それを聞きながら、夏休みに入り、夏休みの初めに県に相談し、新学期が始まる前までの掃除をお願いしました。そして、うちの市役所の建設課の担当の方にも県の方に報告してくれということでお願いいたしました。そうしますと、県の答えといたしまして、「業者に委託してあります」という感じで、何回ともなく、私だけじゃなくて、自治会長、そして、公民館長もそういう感じで、ちょっと電話してくださいということで相談しましたが、やはり同じ答えでした。そういう感じで、やはり伝わっても実行されないというのを残念に思い、今日一般質問をしたわけですが、そういう連絡というものをどういう形で今後進めていかれるのか、ちょっと伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

県道につきましては、限られた維持管理予算の中で、交通の安全性の確保や環境整備の必要性等から優先順位を判断しながら伐採等の維持管理を実施されているということで、今後も適切な維持管理に努めてまいりたいということを伺っております。

現状としましては、今お話がありますように、対応が追いつかないということであるようでございます。特に、県道においては、年1回の伐採作業がされているということでございまして、その時期時期にピタリと合った形での清掃作業、伐採作業がされていないということで、市民の方々に御不便をお掛けしているというふうには思うところでございます。

それに比較しまして、市道の維持管理につきましては、常日頃から自治会において、市道愛護清掃伐採作業のお願いや、そしてまた、市道につきましては、特に要望があった所については、特に伐採作業等については、優先して対応をしておりますので、県道に比較して、市道についての苦情というものは少ないということでございます。

今後も市民の皆様方から県道について、伐採作業等の要望があった箇所については、直ちにないでまいりたいと考えております。

○14番（長岡耕二君） 本当に市長が言われるとおりであります。私もうちの市役所の職員の皆さんにも相談するし、そして私だけではなく、相談を受けた公民館長、そして自治会長にも、「ここに電話すればいいですよ」という感じで伝えるんですが、やはり同じ答えしか返ってこなかったと。そして、期間的には3か月ぐらい置かれたということもあります。やはり、お盆に帰省された人が何のことで寄られたのかなと思えば、道路のことでした。やはり自分たちが見ている以上に帰省客の方々は、そういうふうに捉えておられるんだなというふうに考えています。ぜひそういうところも、1年に1回ということではなく、今までは、志布志町の時は町道は2回ほど集落で払うという感じで補助金をちょっと出したりしておりましたが、今1回だけ補助金が出るという形であります。

私なんかも農業をしながら、土手払いをやっておりますが、年に2回ほど土手払いしても苦情がくるというのが現状であります。やはり、そういうところも予算の範囲内であるかと思いますが、そういう今後の配慮もお願いしようかというふうに考えています。その点については、どの

ようにお考えでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたように、市の窓口にて伐採の相談があった場合は、管理者である県、大隅地域振興局曾於駐在に連絡して地権者へ伐採の同意などの依頼を市の方でも対応しながらお願いしているということでございます。

市民から直接県に依頼された場合には、県から市の方へ連絡がありまして、現地確認及び地権者への連絡を県とともにしているということで、危険箇所から作業がされているというようなことでございます。

市においては、今ありましたように、市民の方々の自治会での道路愛護の作業もしていただきながら、業者の方にも管理委託をしながら市道の維持については努めているところでございます。

しかしながら、県においては、そのような形で、体制がとられているところでございますが、実態としては全線がいい形で管理ができていないというのは、現状であるようでございます。

○14番（長岡耕二君） 行政もそういう努力をされておりますが、やはり地域住民の方々が不自由しているというところは、今後も見直しが必要な気がいたします。ぜひそういうところも、維持管理、そして、いろいろとお願いする県の方へのお願いも引き続きお願いしたいと思っております。

次に、4 t 車以上の通行止めというものが、1年以上続いている。この地域は、改良も進まずに今、維持管理もおろそかになっておりまして、普通乗用車同士の離合も、ちょっと厳しいような状況であります。今までは、ある地域では、いつも1年に2回ほど、私なんかも産建委員として陳情に行きながら改良を進めてまいりましたが、離合場所、そういう所が造られるくらいで改良が進んでいないというのが現状であります。

維持管理もですが、改良の進み具合がちょっと鈍いというふうには感じておりますが、市長の見解をちょっとだけ教えていただければ有り難いというふうには考えています。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど答弁したとおりでございますが、この区間に複数の箇所でも路肩の決壊等があり、その部分を修復しながらということで、今、進められているようでございます。そしてまた、4 t 車以上の車両通行止めということになっておりますが、今年度中には復旧を終えて4 t 車以上の車両通行止めを解除したいということにされているようでございますので、今しばらく辛抱して待っていただければというふうに思うところでございます。

○14番（長岡耕二君） ぜひそういう形で進めて欲しいと思っております。

私も維持管理について通告しておりまして、同僚議員もそういう感じではありますが、いろいろな地域を見てもみると、やはり維持管理が足りない所がかなり多いようであります。

私も朝ちょっと走る機会が多いですので、朝夫婦で散歩される部分も同僚議員が質問されますが、田之浦地域であります。そこも、ガードレールも見えないぐらいかなり繁茂して、そして歩道もそういう状態であります。昨年は、「歩道だけでもやってくださいよ」という感じで、昨年までは歩道を夫婦で早朝歩かれる姿を見ましたが、今年は全然見ません。そういう所も志布志市内

には、かなり多いような気がいたします。

そして、そこは私の記憶の中では、1年に1回もガードレールの方は払ってないなというふう
に考えています。やはり、そういうところがかなり散見されますので、そういうところは注意し
ながら要望を重ねて欲しいと思いますが、そういう要望、そして今後の維持管理について、どの
ような形で、今から進めていかれるのか、その部分をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

県道の維持管理につきましては、議員の御指摘される区間だけでなく、市内においては、他の
区間でも他の路線でも同様の内容があるということでもあります。

先日開催されました大隅地域行政懇話会においても、改めてそれらの区間の早期の対応を強く
要望はしているところでございます。

また、土木協会や各種協議会において、引き続き継続して働き掛けをしているところでござい
ますので、特に危険な箇所については強く要望を重ねているところでございます。

○14番（長岡耕二君） ぜひ要望を重ねながら、少しでも住民が安心して生活できる道路を維持
して欲しいということをお願いして、質問を終わりたいんですが、やはり行政だけでは管理が行
き届かない状態もありますので、やはり地域の皆さんの力も借りながら、ちょっとでもいい形で
進めて欲しいということをお願いして、簡単ですが質問を終わらせていただきます。

○議長（岩根賢二君） 以上で、長岡耕二君の一般質問を終わります。

次に、5番、小辻一海君の一般質問を許可します。

○5番（小辻一海君） 皆さん、こんにちは。

公明志民クラブ、小辻一海でございます。

議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

その前に、昨日から同僚議員の皆さんが、うれしい話題として取り上げられ、栄誉をたたえ感
謝の意を表されていますが、私も第11回全国和牛能力共進会に産業建設委員として、激励に参加
させていただきました。本市の若手後継者、徳重祐太郎さんの「よりこ号」が、若い雌牛が集ま
る激戦3区で1席という日本一を獲得、感動の瞬間を目の当たりにして目頭が熱くなりました。
この感動の場を与えていただいた徳重さんをはじめ、関係者の皆さんへ厚くお礼申し上げます。

それでは、事前通告に従いまして、順次質問してまいりますので、執行部の誠意ある明確な答
弁をよろしく申し上げます。

今回は、今までの一般質問に対するその後の取り組みについてという点と、執行者の対応の在
り方について、大きく3項目について質問してまいります。

市長の任期もあと5か月、私たち議員も当然そうでございますけれども、市長もその間、全力
で精一杯の努力をされるだろうと思うところでございます。私たち議員も今期中に、自分たちが
一般質問したその答えが、どうなっているのかということについて、皆さん、その答えを引き出
したいということは、それぞれの思いであろうと思います。一般質問に対して、その後の進捗、
途中経過がどうなっているのか、目に見えてこない。また、別な方向から考えますと、執行部の

一般質問に対する取り組みの姿勢が問われているのではないかと思うところでございます。

我々議員も市民の生活や福祉の向上を願って一般質問という形で、政策論争を市長と繰り広げているわけです。答弁されたことについては、執行者として責任を持って取り組んでいただきたいと思います。

また、我々議員も一般質問したことについては、責任がありますので、担当課へ出向いて調査や進捗状況などを聞いたりして、市民の方へ納得のいくように説明報告していくのも務めてございます。執行部側も状況や計画などの進捗、途中経過なり、報告や知らせることが我々議員に対しての誠意ではないかと思いますが、まず、市長の一般質問に対しての基本的な考え方をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 小辻議員の質問にお答えいたします。

一般質問に対する基本的な考えということでございますが、当然今議員が述べられたように、議員の方々も市民の声、そしてまた、市の将来性というものを様々な角度から考えられて一般質問をされることと思います。そのことにつきましては、私どもも真摯に受け止めて、市として取り組むべき課題につきましては、直ちに取り組みながら執行をしていく。そしてまた、解決できるものにつきましては、直ちに取り組みたいということでございますが、様々な事業を抱えているということで、全てのことについて、直ちにできるということでもないということについては、御理解いただいているのではないかなというふうに思います。

そしてまた、議会と執行部は、市政の両輪という言葉がありますように、私どもは、先ほども申しましたように、一般質問、また様々な場面での提言というものを受け止めながら、市政運営のために資しているということでございます。

○5番（小辻一海君） ただいま答弁をいただきましたが、定例会での答弁が実行されているか、また我々議員の一般質問に対して誠意を持って市長が取り組まれているか、ちょっとそのあたりが疑問に思うところでございます。

では、一般質問に対するその後の取り組みについて、まず道路行政について、3点ほどお伺いいたします。

まず1点目は、県道115号、塗木大隅線の田之浦郵便局前から尾野見宮下地区に通ずる約3.4kmの、未改良部分の県道改良についてでございます。

昨年の9月定例会の質問で申し上げましたが、市長も重要路線として認識され、全線に渡って拡幅改良については、「事業費的に厳しいものがあるので、局部的な改良を優先的に事業導入することを県単道路整備事業で要望していく」と答えられましたが、県に、どのような要望活動の取り組みをされたのか。県は、どのような計画で取り組もうとしているのか、今後の改良計画見通しについてお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

県道塗木大隅線の大野原地区につきましては、平成24年度に県単道路整備事業に新規採択され、同年に測量設計業務を行いました。用地取得ができない箇所があり、工事が着手できなかった

ところであります。

しかしながら、今年度用地交渉が進み、用地取得ができたことから、来年度から工事に着手する予定であると大隅地域振興局曾於市駐在から伺っております。

また、大越地区につきましては、今年度測量設計委託を実施したところですが、同一路線で大野原地区の整備を優先することから、大野原地区の進捗状況を勘案し、検討してまいりたいというふうに伺っております。

○5番（小辻一海君） 今後の改良計画見通しについて答弁をいただきましたが、非常に有り難いことだと思っているところです。

市長は、前回、先ほどもなんですけれども、「この路線の整備計画の答弁で大野原地区が事業採択になったが、諸事情により用地取得が困難な状況になり事業が中止されている状況である」と答弁されました。事業採択まで進み、県が測量を実施した後に用地問題が生じたことに疑問を感じましたので、いろいろと調べてみました。問題解決を建設課の道路担当職員の方をお願いして、県担当職員、地権者と協議していただき、問題が解決して登記まで終了したということでした。

原因の中身は、ちょっと長くなりますので、省略しますが、地権者の方は市長の前回の答弁、また今回の答弁でもありますが、多分不快な気持ちを持っておられますよ。市の管理区域外の事業においては、念入りに調査されてから答弁された方が良いと思います。

22年間中断していたこの区間の整備事業計画が動き出したわけですが、県の道路整備になると、市としては自分の管理区域と違いますので、要望活動だけになりがちです。早くから市が正確な情報や問題の経緯などを把握して、交渉の手助けを行っていたら、まだ早く道路改良事業が進んだのではないかと思うところです。

そこで国・県の管理区域の事業においては、市が問題解決に率先して取り組み、早く解決を図るべきだと考えますが、市長の考えをお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今ほどお話になられた区間につきましては、その内容について、私自身も初めて、その経緯について認識したところでございます。そのことが、今回了解を得られて事業が着工できるようになったということについては、本当に有り難い話でございます。

そのようなことで、まだ早いうちから、その内容について、お互いが理解し合いながら取り組むことができれば、もっと早くできたのかなというふうには思ったところでございます。

ということで、国・県の事業においては、市が市民の声を聞きながら、事業の実施について申達したり要望したりする場面が多いところでございます。当然そのことについては、市も関わってまいりますので、私どもの職員についても協力を積極的に行いながら、事業推進には努めているところでございます。

○5番（小辻一海君） 国・県の管理区域の事業路線整備になると、市の管理区域と違いますので、大変難しい立場だと思えます。

この県道110号、塗木大隅線は、工事が中断して22年の歳月が経過して、ようやくこの長いトン

ネルから光が見えてきたような気がしているところでございます。

地域に住む人にしてみれば、最優先は、やはり我が地域の路線だと思います。市民の一番の思いで地域も大変喜んでいただいているところでございます。

そこで全面的な改良には、まだまだ期間がかかりそうに思いますが、原因はどうか、中断して22年の歳月が経過したわけですので、地域にとりましては、一日も早い全面改良が悲願でございますので、市長自ら県へ出向くなり、あるいは地元選出の県議とも連携を強めながら一日も早い全面改良の要望をお願いし、不可能を可能にするのが市長の政治力だと思いますが、市長の今後の取り組みについて考えをお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども申しましたように、国・県の事業についても積極的に市職員は、協力しながら事業推進に努めているということをお申し述べたところでございます。

その中で、私の力が必要となれば、当然職員は私にも出向いて欲しいという要請がございますので、その時には積極的に出向いてまいりたいというふうに思います。

今お話になった路線のみならず、他の路線においても、長年止まっている所がございます。そして、そのことについても、それぞれの地域の事情、そしてまた、所有者の事情というのがございますので、そのことについて、内容を把握しながら慎重に対応しながら、事業推進に努めてまいりたいというふうには考えているところでございます。

○5番（小辻一海君） 地域にとりましては、一日も早い全面改良が悲願でございますので、期待して次に入ります。

道路行政について2点目になりますが、国道220号線、上天神のガソリンスタンド前T字路付近への歩道と信号機設置について、お伺いをいたします。

前回の一般質問後も何回となく小さな事故が発生しているとも聞いており、大きな事故を危惧しているところでございます。ここは再三、歩道、信号機の設置の要望書が提出されている所で、早急な歩道、信号機設置が待たれるところですが、このT字路に対して、「危険性について関係機関と交通事故多発地点特別対策現場診断や通学路交通安全推進会議を実施して、安全対策について協議を進めていく」と前回の答弁でしたが、かなり期待して待っておりますが、いまだに方向性が見えてきておりません。安全対策について、どのような協議がなされたのか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

国道220号、外岩戸ガソリンスタンド前の歩道の設置につきまして、大隅河川国道事務所に確認しましたところ、平成28年度に市から要望を受け、現在、現道の課題整理のため調査を進めているということでございます。

今後は、地元の意向が確認でき次第、大隅河川国道事務所における交通安全対策事業の新規事業箇所として、平成30年度の予算要求等を進めているということでございます。

次に、信号機の設置については、信号機設置場所の確保のためにも、歩道設置が必要であると

いうことで、歩道設置整備を行いながら、公安委員会へ信号機の設置に向けた要望をしていきたいというふうに考えております。

○5番（小辻一海君） 市長、現実問題として港から都城市へ行き帰りの大型飼料車や、コンテナ貨物車が往来して、交通量が多い所で、過去にも車の出会い頭の事故が多く発生しています。新聞、テレビ等で、児童生徒を含めた悲しい、痛ましい交通事故が報じられますが、そのようなことになっては手遅れです。地域の歩行者の安全と、特に児童生徒の安全確保を図っていくことが必要だと思いますが、安全対策協議会が開催されてから、このT字路において、どのような安全対策の取り組みをされたのか、お尋ねいたします。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当課長に答弁させます。

○建設課長（假屋眞治君） お答えします。

今まで通学路交通安全推進会議では、警察、それから県、国を交えまして、どのような方策がいいかというような議論など、それから現場についての状況の確認というのは行っているところでございます。その中で、当然コンビニの前の歩道が長かったりとか、いろいろございまして、今後、当然要望書を受けて、私どもは国の方へ要望していくということで、今年も8月に国土交通省と大隅河川国道事務所と意見交換会がございまして、その中でも早急に、この所に歩道の設置と、それから信号機について設置をお願いしたいということで要望活動に努めているところでございます。

○5番（小辻一海君） 協議内容は、大体分かりました。

市長は、前回の答弁で「特に通学路になっているので、歩道の拡幅というのが必要で、歩道を拡幅するとなれば、地元の方々の全面的な協力が必要になる」と申されました。「地元の協力を全面的に賜りながら、この地点の歩道の拡幅、信号機の設置について現地調査を行い、用地確保が可能か調査を行う」と答弁もされております。今まで、この地点に関わる現地調査と地元の方々との協議がどのようになされたのか、お伺いいたします。

○建設課長（假屋眞治君） 用地の件につきましては、具体的には今のところ進んでないんですけども、大隅河川国道事務所の方で、今後新規事業に向けて予算獲得をするという方向で、先ほどありましたとおり、地元の意向確認が必要だということで、今後その同意書の取り方について大隅河川国道事務所と協議をするということで進めているところでございますので、今後、進んでいくことになろうかというふうに考えているところでございます。

○5番（小辻一海君） また、ある市民の方から、「あのT字路は車両が多く、近くで死亡事故もあり、この地区も多くの住宅が建ち並び、児童生徒の通学路にもなっているのに、早急な歩道、信号機の設置が待たれている所で、昨年、一般質問をしていただき有り難かった」という電話をいただきました。一般質問をして1年経って、どうなっているのか何も見えてきていない状況で、早急に歩道、信号機の設置を待たれている市民の皆さんに申し訳なく思っているところです。

このように協議の結果や進捗状況をお聞きしなければ、途中経過も今どうなっているかも状況が分からない状況です。交通事故多発地点の特別対策現場診断や通学路交通安全推進会議を実施

して、昨年の11月に要望書を提出されたとお聞きしておりますが、今まで何回にわたって要望書の提出や国・県公安委員会と協議をされたのか。

また現在、国道事務所や県公安委員会のT字路付近への歩道と信号機の設置について、もう少し具体的に進捗状況をお伺いいたします。

○建設課長（假屋眞治君） 昨年度一般質問がありました時に、その前に天神自治会、上天神自治会、志布志市東区公民館老人会クラブ健康会の連名で市に要望書が届いております。その後、議員の一般質問をお受けしております。

そして、私どもの方は、大隅河川国道事務所宛てに、歩道の設置に関する要望書を平成28年11月に提出しているところでございます。

その後は、今年の2月に大隅河川国道事務所の所長を含め、課長さん方との意見交換会もございましたので、その中でも図面を作りまして、歩道設置、信号機設置についてお願いしますという要望をしております。

また、今年の、先ほど申しました8月につきましても、大隅河川国道事務所、それから志布志公安、そして、市長をはじめ、副市長、それから関係課長がそろった意見交換会の中で、またもう一回この件について、他も含めてですけれども、歩道設置、信号機設置について、よろしくお願ひしますというような要望をしているところでございます。

信号機につきましては、公安になりますので、当然付ける場所というものが出てきますので、歩道ができないと、なかなか付けられないという事情がありまして、まずは歩道を設置することを急がないといけないというふうに考えているところでございます。

○5番（小辻一海君） ただいま課長の方から「信号機設置をするためには、歩道を先に設置しなければならない」という答弁をいただきましたが、その歩道設置の概略な予算的なもの、国の進捗状況、そのあたりはどうですか。

○市長（本田修一君） 先ほど答弁いたしましたとおり、平成30年度の予算要求ということで、河川国道事務所においては、進められているということでございます。

○5番（小辻一海君） 国道事務所では、平成30年度をめどに歩道設置の要望の予算を獲得できるということですね。少しは前へ進んでいるようで、安心したところです。

安全対策は、私はやはり歩行者優先のまちづくりをするという時に、どういう思想で臨むかということにもつながる話だと思っています。

市の方でも歩道と信号機の設置が、あの地域の歩行者の安全と、特に児童生徒の安全確保ということが課題であることをしっかりと認識していただき、市民の要望として一日も早い歩道と信号機設置の実現をしていただき、先ほど申し上げましたが、不可能を可能にするのが市長の政治力だと思いますので、最後にもう一回、歩道と信号機の設置への強い意思をお聞かせいただいで、次に入らせていただきます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

大変なプレッシャーというふうに思ったところでございます。私一人では、とてもこのような

今まで滞っていた大きな課題についての解決というものはできないということでございます。

関係者の方々、地域の方々こそぞって皆さんが寄って知恵を出し合いながら、そしてまた、その状況について理解をし合いながら進めていかなければ、この事業推進の国の方も、なかなか乗ってこないということが現況かというふうに思います。

私としましては、そのような場を作っていくながら、ただいま議題になっております国道220号線の歩道の拡充、そしてまた、信号機設置については、今まで以上に大隅河川国道事務所と連絡を取り合いながら、そしてまた、状況を聞いたときには、特に地域の方、地権者の方の御理解をいただきながら進めていかなければならない内容というように伺っておりますので、そのことに心を配りながら取り組みをしてまいりたいと考えます。

○5番（小辻一海君） はい、分かりました。

では、道路行政の最後になりますが、先ほど同僚議員からも同じような質問があったということは、この地区の市民の方々から、それなりに苦情、相談が多く寄せられた結果だと考えるところでは。

重複するところもあると思いますが、先ほどの答弁をお聞きし、私なりに質問してまいります。

県道3号、日南志布志線、県道65号、南之郷志布志線の草木の伐採と高所伐採についてお伺いします。

今回、この2路線の県道が長期にわたり草木に覆われ、安全のため設置されているガードレールも見えなく、危険であるから地域歩行者の安全と、特に2学期に入る児童生徒の通学路の安全確保ということから、地区の代表者関係の方々が要望書の提出まで考えている状況を聞いております。

先ほど、同僚議員も一般質問で切実に要望されましたが、市長は、一般質問の通告後に、この路線の確認をされたようですが、潤ヶ野、八野、田之浦、森山、四浦地区で開催される行事に出会される時に、この2路線を利用され、道路状況はお分かりになっていると思いますが、市のトップとして利用された折、道路現状をどのように感じ取られたかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話がありましたように、今回の一般質問を受けまして、この路線についての確認はしたところでございます。確認しましたところ、あまりにもひどすぎるという感想は持ったところでございます。

ただ、何でこんなふうになっているかという、先ほども答弁しましたように、県では年に1回しか清掃作業、草刈り等について、環境維持についての作業はしていないということで、順次その路線についての整備が進んできているわけですが、本市において、この路線については、まだまだその時に至っていなかったというふうに感じたところでございます。

ということで、市民の方々が大変不快に思っているらっしゃる、また難儀をされているということについては、十分感じたところでございます。

○5番（小辻一海君） 市長も、この2路線の安全確保が失われていることは認識されているよ

うです。

県道は、当然県の管理区域ですので、市としては草木の伐採と高所伐採の要望を県の方へお願いするしかないわけです。

市の道路所管である建設課の担当者が、パトロールで目に付き要望されるのか、市民の方が市の方へ苦情、相談のお願いがあって県へ要望されているのか。あわせて、県へはどのような形で何回ぐらい要望活動や市民からの苦情、相談を報告されたのか、お伺いします。

○建設課長（假屋眞治君） お答えします。

市の維持係としては、パトロールしている中で気付いたものについては、県の方へ照会をかけますが、その数字については、ちょっと把握していませんが、市民からは、特に日南志布志線、南之郷志布志線を含めまして、39件ほど今年問い合わせ、草刈りの依頼がきているところがございます。

ということで、これにつきましては、所管が曾於駐在の方になりますので、そちらの方へ7件ほどメールで図面を付けたりして、後は電話で連絡を32回ほどしているというような状況でございます。

○5番（小辻一海君） ただいまの答弁で市民からも39件、それから、いろいろとあり、電話で32回ですかね、提出されているようです。

県道65号、南之郷志布志線は、私自身も毎日と言ってよいほど利用しますので、安全対策として設置されたガードレールが草木で覆われ、見えなく危険な箇所が多すぎることは感じていましたので、地元選出の県議や建設課の方へ出向いて、何回も県への要望をお願いしていたのですが、先ほどの同僚議員とも同じく、なかなか事が進まなかったもので、私は地域振興局建設部の曾於駐在の方へ出向いて担当者の方とお会いしまして、この2路線について、危険な箇所だけでも早急にどうにかならないかというようなことを御要望申し上げてきたところでした。

県道65号、南之郷志布志線においては、1週間前から草木の伐採が危険な箇所を中心に始められておりますが、草木で覆われた箇所が多く、港からと都城市への行き帰りの大型の飼料車やコンテナ貨物車が道路中央を走行して、大変危険な状況になっています。

また、県道3号、日南志布志線においては、昨日から作業に入られたが、まだ生徒の通学路の安全確保が失われていると聞いています。

市長、市のトップとして、その地域への思い入れがどれだけあるかということです。先ほど申されました大隅地域懇話会の要望活動だけではなく、自ら地域振興局、建設部の曾於駐在へ出向くなり、あるいは地元選出県議とも連携を強めながら、真剣に信念を持って取り組んでいただきたいと考えます。

今回、この2路線の地域出身議員2人が、市民から要望を受け一般質問しているわけですので、地域の声として早急に草木の伐採など、計画的実施の要望を再度していただきたいと考えますが、そのあたりの取り組みについてどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現場を見まして、本当にひどいなというふうには思ったところでございます。そのことで議員の方も働き掛けをしていただいたということも、有り難く思うところでございます。

私の方でも、また進捗について確認をしながら、作業の実施を早くしてもらうように要請したいと思います。

○5番（小辻一海君） 県道については、お願いします。

市道路の維持管理については、何回も一般質問で取り上げられ、市では努力されているとは思いますが、なかなか市民の苦情、要望に応えられていないのが現状で、あらゆる路線で草木の伐採と高所伐採などに関する道路の維持管理について、苦情、要望などを受けております。

交通基盤になる道路の状況、状態が市民にとって利便性が保たれているかどうかを管理、見回りするのが国、県、市のそれぞれの責務だと思います。

また、市民の方にしてみれば、最優先はやはり我が地域の道路だと思うことは、市民の思いであり、日頃生活する中で常に目に付くことから、不備や改善点についての要望が多いと考えます。

先ほどの質問と重複するとは思いますが、もう一回、市民からの道路に関する要望に対して、どのように対処されているか、お伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先程来お話がありますように、国・県の管理する道路につきましては、速やかにそのことについては担当の方からも、それぞれの所管の方に要望を上げるということでございます。そしてまた、処理が遅れているときは、また再度電話等でも確認するというような対応をとっているということでございます。

市道においては、それこそ生活路線ということになりますので、様々な形での要望、そしてまた、苦情等があるということについては、承知しているところでございます。

しかしながら、私どもとしましては、県道、国道より随分と市民にとっては、使い勝手の良い形での管理がされているのではないかなというふうには思っているところでございます。

そのような管理はしているところでございますが、それでも要望、苦情がございましたら、直ちに対応はしているということでございます。

○5番（小辻一海君） 草木の伐採等、高所伐採など、道路維持管理に関する要望、対処について、答弁をいただきました。

市道もおおむね940路線と数が多くあると聞いております。大変苦勞されているとは思いますが、先ほど申しましたとおり、市民の方にしてみれば、最優先は、やはり我が地域の道路だと思うことは、市民の思いであり、市民から要望が出された場合、時間を要する場合は、遅れる理由などを説明していただければ、どうしても無理なことについては、それ以上のことは市民の方も求めないわけですから、早急に対応ができない理由を説明していただき、何か月後に対応させていただきますと、一言あれば市民の方も安心、納得されると思いますが、即時に遅れる理由の説明など、対応が図られているのか、そのあたりの対応についてはどうですか。

○建設課長（假屋真治君） お答えします。

苦情を受けまして、特に多いのが、夏場の草払いが、「うちの所の前ができてないよ」という問い合わせがきます。これにつきましては、当然昨年みたいに台風が何回も来た時は、杉の葉の回収があったりとか、いろいろありまして、昨年は特に遅れたようなふうに認識しております。その時につきましては、地元の方の御意向は分かるんですけども、しかしながら、台風が来ている中で、まだなかなか回り付かないと、遅れますということは、その時には申し上げたりしているようなことでございます。

しかしながら、件数多くて中には、そういう余裕がなくて、そういうことが伝えられなくて、2回ぐらい電話がきたりするようなこともあるようではございました。しかしながら、そこら辺の遅れる事情につきましては、今後もちろんと説明をしていきたいというふうに思っております。

○5番（小辻一海君） 市民が納得のいく理由説明の即時対応をお願いして、次に入ります。

環境行政についてお尋ねします。

地球環境に最も関係の深い、生物多様性地域戦略策定に向けた取り組みの状況ですが、先般8月に発行された市議会だよりの最後に掲載します「編集後記」でも地球温暖化の影響ということで少し触れさせていただき、議会定例会では3回目の一般質問となります。

今、各地で降雨量の変化や異常気象が多発し、植物への影響や森林の消滅、生物種の絶滅など、地球温暖化が問題となり、地球環境が大変危惧されているところです。地球環境に最も関係の深い生物多様性地域戦略の策定については、前回の質問答弁で「2020年までに重点策として取り組む」と答えられましたが、現在そこに向けた取り組みが目に見えてこないところですが、現在の取り組み状況をお示しいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

生物多様性地域戦略につきましては、議員御指摘のとおり、平成32年度を策定目標に現在進めているところでございます。

これまでの取り組み状況でございますが、志布志市生物多様性地域戦略策定検討委員会設置要綱を定めまして、8月30日に第1回目の志布志市生物多様性地域戦略策定検討委員会を開催したところであります。

今回、市内外の委員9名に委嘱しまして、地域戦略の策定意義や、本市における生物多様性の現状と課題を協議していただき、平成32年度策定を目標に委員に協力をお願いしたところでございます。

今後、年数回定期的に開催いたしまして、平成32年度策定に向けて、計画的なスケジュールに基づき、取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○5番（小辻一海君） ただいま8月30日に志布志市生物多様性地域戦略検討委員会の会議をされたということですが、9名の委員の構成はどのようなメンバーになっているのか。また、市においての関わり方はどのようになっているのか、お示しいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

メンバーとしましては、学識経験者として、鹿児島市在住の元鹿児島県立博物館長の福田

晴夫さん、県自然保護課担当係長の柊山卓也さん、多様性の保全に関心のある市内在住の7名の方々、そして、市衛生自治会代表の方ということでございます。

今後も適当な方がいれば、参加をしていただきたいというふうに思っております。

この方々に市の生物多様性地域戦略策定の必要性を語り、そして、その後委員独自の思いを語っていただいて、市が策定する方向への協議を今後していただくことになるということでございます。

○5番（小辻一海君） 委員の9人の構成メンバーを答弁いただきましたが、環境省では生物多様性地域戦略の策定目標に、5項目について具体的に取り組むべき内容を細分化して策定を義務として定めています。

また、策定された地域を調べてみますと、策定に至るまで3年から4年の期間が必要とされているようですので、早急に役割分担を決め、専門的な部分は専門委員の方をお願いして、行政分野でできる様々な分野、農業、林業、漁業、河川、環境教育等々の業務担当課も連携できる庁内部会などを設置して取り組むことが策定へ向けて重要になってくると考えますが、環境担当課だけで十分対応できるのか、そのあたりの市長の考えをお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在のところ、そのような体制というものについてはできていないところでございますが、生物多様性の保全の重要性に鑑みまして、情報の共有及び内容検討のために、関係課長で構成する庁内検討委員会を今後設置して協議を進めてまいりたいと考えております。

○5番（小辻一海君） 庁舎内では、早期をお願いいたします。

本市においては、生物多様性の保全、普及啓発等をボランティア活動として取り組まれている個人、団体の方々が多くいらっしゃいます。当然その方々の協力の中で生物多様性地域戦略策定に取り組むことになってくると思いますが、今後ボランティア活動として取り組まれている方々に、策定に向けた活動経費として、幾らかの補助を検討する考えはないか。また、ボランティア活動経費の補助については、前回の答弁で「内容を検証し、環境配慮、ゾーニングを参考にしながら市で対応することを検討していきたい」と答えられていますが、その後どのように協議され、補助に取り組まれているのかお伺いいたします。

○市民環境課長（西川順一君） 当初予算におきまして、需用費におきまして若干の予算と、そして、報償費といたしまして若干の予算を計上し、そのようなボランティアの方たちに対して、何か援助できないかということを考えて計上しております。

そして、そういう何か物とか、調査に必要な物があつたら、ぜひ言ってくださいねということもお話をしているところでございます。

以上です。

○5番（小辻一海君） 当初予算で考えられているようですので、よろしく申し上げます。

生物多様性地域戦略を策定するためには、国・県、事業者、民間団体、市民など、参加、連携して生物多様性の重要性を認識するとともに日常生活に関し外来生物を適切に取り扱うこと、生

物多様に配慮した物品、役務を選択することなどにより、生物多様性の及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めることが重要となってきます。

そこで、市民への生物多様性の保全や生物多様性地域戦略の役割説明や周知が重要になってくると思いますが、どのような説明や周知を進められていくのか、お伺いして次に入ります。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市民に対しての関わり方でございますが、具体策につきましては、次の検討委員会で検討することになると思われまます。現在も行われている動植物の観察会への参加推進、動植物の現況調査、そして、市の広報誌などの活用を行いながら、このことについては、主流化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○5番（小辻一海君） では、最後の質問になりますが、職員による自治会使送業務について問うものであります。

このことについては、昨年9月定例会の一般質問と、今年3月の定例会の議案質疑の中で、お聞きしたところですが、質疑においては制限がございますので、答弁に理解しにくいところもありましたので、前回の質疑内容と重複する点もあるかもしれませんが、そのことを踏まえてお聞きしたいと思います。

職員が自分の業務に専念でき、仕事のしやすい職場環境を創ることは大事ではないかという意味で質問させていただいたわけですが、現在も自治会使送業務が総務課であるにもかかわらず、事務分掌にも使送業務を定めていない各課や、市長の職務命令管轄外の委員会など、職員がこの業務を行っています。前回の答弁では、「このことについては、十分精査・検討して直ちに整うような形にしていきたい」と答弁をされていますが、その後どのように改善され、取り組まれているのか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

職員及び行政事務連絡委員に対する当該業務に関するアンケートを実施しまして、意見集約を図ったところでございます。

その結果、総務課と支所担当課と協議いたしまして、庁舎間、職員間の事務負担の平準化を図るため、配送の担当区割りを見直すとともに、これまで毎月12日と26日としていた使送日を今年度から毎月第2、第4水曜日に固定するなど、職員の意見を参考にしながら改善を図ってきたところでございます。

○5番（小辻一海君） ただいま自治会使送業務について、改善された取り組みを答弁いただきましたが、業務の手法が改善され、職員が自治会使送業務を行うことは一つも変わっていないところです。万が一懲罰委員会を開催するような大きな事故等が起きた場合は大丈夫か危惧するところです。

志布志行政改革大綱の中でも、民間委託への推進を示されています。

また、職員の業務量の問題、メンタルヘルスの問題や大きな事故等を考えた場合、事が起きてからでは遅いのです。市長、自治会使送業務を今後民間委託へ移行される考えはないか、お伺い

します。

○市長（本田修一君） 自治会の使送業務につきましては、総務課が担当ということにはなっているところですが、使送の内容については、全ての所管において、その使送便が利用されるということになっているところですが。そのようなことから、それぞれの職員が分担しながら、使送業務については取り組みをするということを今やっているところですが。

お話がありましたように、交通事故が発生した場合ということですが、使送業務につきましても、他の業務と同様に、当該業務中に発生した事故については、責任の所在につきましては、事故当事者の職員にあるということですが。

○5番（小辻一海君） 市長は、自治会使送業務を引き続き職員へお願いしていくという考えのようですね。

事務分掌や、組織編成などの見直しを図ってこられたことは理解しています。なかなか職員の望まれるとおりに行くということは、無理なことも分かっています。仕事において職員が不安を感じることは、市長の管理者としての責任だと思っています。

前回、各課の業務事務分掌について課長会や職員組合から見直しや委託への切り替えなど、検討事項の提出はなされていないかとお尋ねしたところ、「今のところ届いていないと」答弁されました。

前回に引き続き再度お尋ねしますが、使送業務見直しは、職場環境改善等について見直しや委託への切り替えなど、職員組合あたりから要望事項は提出されていないかお伺いします。

○総務課長（武石裕二君） お答えをいたします。

ただいま御質問がありました職員組合等からの協議と申しますか、交渉につきましては、これまで総務課長交渉という形で、組合の方も職員のアンケート等の実施をされているということもお聞きをしております。

組合といたしましても、このまま続けるのかどうかという質問もありましたし、また、今御質問ありましたとおり、「非常に負担を感じる」という職員の声もあるということで、組合としては、できるだけ理解はするんだけど、委託ができないかというようなことは、交渉の中では出てきております。

ただ、市長から先ほど答弁でありましたとおり、これにつきましては27年度、それから28年度を見まして、29年1月から非常に職員間、あるいは課に偏りがあるというようなこともございましたので、支所、地域振興課含めて協議をいたしまして、平準化を行い、本庁、支所、職員含めてなるべく偏らない形でのお願いを現在しているところですが。

以上でございます。

○5番（小辻一海君） 前は、「今のところ届いていない」とのことでしたね。これだけの職員の方が、私にもお願いがあるわけです。おかしいなと思い、組合の役員の方にお聞きしましたら、自治会使送業務が開始されたときから団体交渉のたび、改善に向けての要望を提出して交渉しているとのことでしたよ。届いていないとのことでしたが、ちゃんと団体交渉の中で、いくら総務

課長交渉であっても市長への団体交渉ですよ、協議事項として組合側から提示されているのではないですか。今回は、団体交渉の中で協議事項として組合側から提示しているとの答弁でしたので、職員側からも改善要望があるのだと認識しましたが、質問には誠意ある明確な答弁をお願いしますよ。

職員組合の交渉事は、職員の声です。改善策がとられていないから毎回のように団体交渉の中で協議事項として上がってきていると思いますよ。なかなか職員の望まれるとおりにいくことは難しいとは思いますが、納得のいく協議が持たれ、職員の不安の無い中での業務としての理解の下、進めていただきたいと思いますと考えますが、市長はどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

組合員の方々との団体交渉につきましては、様々な要望があるところでございます。要望事項が多数ございまして、そのことについては、その案件ごとに回答はしているということございまして、全ての要望事項について組合側のとおりに応えるということについては、かなり厳しいところがあるところでございます。

私としましては、職員の組織である組合については、意見は真摯に承るということではございますが、そのことを市民の方々が、どのような形で思いを至すのかということについて、考慮しながら対応をしているところでございます。

今回の使送便の在り方については、他の自治体でも職員が担っている自治体もあるということで、本市でもこのような取り組みができないかということで検討を重ねた結果、取り組みを始めたところでございますが、その取り組みの内容についても見直しをしながら、より公平な形で職員が、それぞれの自治会に出向きながら、自治会の現状等について、あるいは自治会での会長さんとの対話を通じて、市の在り方というものについても認識が深まるのではないかと。そしてまた、特に若い職員においては、様々な自治会があるということ認識していくのではないかなということ考えながら、このことについては、取り組みをお願いしたところでございます。当然そこには業務が課題になると、負担が課題になるということはあることではないかとございまして、そのことについては、いつもその内容について把握をしながら、事業の推進をお願いしているところでございます。

現在のところ、そのことについては、大きな負担が生じている内容ではないというふうに認識しているところでございます。

○5番（小辻一海君） 市長、私が言っているのは、前の質問では、私が言ったのは、職員組合からそういう業務量に対しての自治会業務に対しての要望はなかったのかと聞いたんですよ。――

○議長（岩根賢二君） 時間がかかりますか。

答弁準備のため、しばらく休憩いたします。

○
午前11時42分 休憩

午前11時50分 再開
○

○議長（岩根賢二君） 会議を再開いたします。

答弁に、しばらく準備がかかるということでございますので、これから昼食にしたいと思いません。

午後は、1時から再開いたします。

○
午前11時51分 休憩

午後0時59分 再開
○

○議長（岩根賢二君） それでは、会議を再開いたします。

○5番（小辻一海君） 先ほど前回の質問に対しての市長答弁について言及をいたしました、会議録を確認しましたところ、私の認識違いでありましたので、その部分については削除していただき、別な視点から質問をさせていただきます。

各課の業務、事務分掌について、職員組合あたりから見直し、委託などの検討事項は提出されていないか、お伺いいたします。

○総務課長（武石裕二君） 組合からの要望については、毎年度統一要求書というものがございます。

その他に、その市の独自の交渉事についても、随時、先ほど私の方で申し上げました団体交渉等については、総務課長交渉という形でできております。その中で、職員、それから非常勤、嘱託職員等の改善、そして介護休暇についてとか、昇給等についてとかということについては、それぞれ協議をしてございますし、また、いつも昼休みの窓口の対応等についても、昼間市民の方々が来られるので、それについて対応をどうするのかということについては、引き続きそういった形での事務改善とかというのは、毎回団体交渉の中では交渉をしております。

ただ、いずれにいたしましても、まだ継続的な協議ということで、引き続き現在も協議中ということで御理解いただければと思います。

○5番（小辻一海君） もろもろのことについては、職員の声として協議を前向きに検討していただきたいと思います。

では、先ほど市長の答弁の中にもありましたけれども、職員を対象にアンケート調査をされたわけですが、職員の方へ公表されているか、そのあたりの考えをお聞かせいただきたいと思います。

○総務課長（武石裕二君） お答えをいたします。

アンケートにつきましては、職員を対象に実施をしたところでございます。その公表について

は、先ほども答弁いたしました、平準化を図るとかということもございましたので、それを改善する協議資料として、このアンケートを実施してございますので、公表には至っていないということでございます。

○5番（小辻一海君） 職員を対象にアンケート調査ということでされたわけですので、職員の方は、その調査を確認して、自分なりに考えられて、理解され、ストレス的なものも少しは解消されるものではないかと思うところですので、職員アンケートをぜひ公表はできないか、お伺いしたいと思います。

○総務課長（武石裕二君） 先ほど答弁をいたしましたとおり、当初からこのアンケートにつきましては、内部資料という形で、それを基に平準化を図って、しっかりと使送業務に当たっていただきたいという思いが最初はございましたので、当初より公表はしないという形でございますので、アンケートについては公表は差し控えたいというふうには考えております。

○5番（小辻一海君） はい、分かりました。

市長は、自治会使送業務を引き続き職員へお願いしていくという考えのようですが、使送業務の時、交通事故等が発生した場合の対応はどのように処理されていくのか、お伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

使送業務において、他の業務同様に従事しているものというふうを考えておりますので、当該業務中に職員が交通事故を起こした場合の責任所在につきましては、事故当事者である職員にあるものと考えております。

○5番（小辻一海君） 車同士で人身につながらない交通事故等は公用車利用ということだったですね、ですので、市の自動車保険などで対応されていくでしょう。

では、あつてはならないことですが、職員の方も人ですから、万が一重大な過失事故が生じ、懲罰委員会が開かれ、懲戒処分された場合は、退職勧奨の適用も無くなり、最悪を考えると、職員が職まで失うことになるかもしれないことが予想されます。これも自分の、市長は全体の仕事というような、業務量というような考えでしょうけれども、職員は事務分掌の中で仕事をしているわけですので、そうなれば自分の業務の中で起きたことであれば諦めも付くでしょう。自分の業務以外で起きたことについては、その職員もですが、命令した上司もいろんなことで後悔すると思います。

前回の質疑においては、それぞれの所管、先ほども申されましたが、所管の課において責任の内容について責めを負い、自治会使送業務担当の総務課は責めを負うことは無いということですよ。そのことについて、お考えをお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

自治会使送業務に限らずに、これまでもイベント支援業務についても、各課の職員に業務として従事していただいているところでございます。その他にも、例えば選挙の業務とかあるわけでございますが、よって、事務分掌規則上規定されていない事務であっても、市の執行機関、相互

間における事務従事について、各行政委員会の長と起案による協議を行っておりますので、市長部局の職員同様に各行政委員会の職員においても、職務上の命令により、自治会使送業務に従事することができるというふうに考えているところでございます。

○5番（小辻一海君） 市長、地方公務員法第13条、平等取扱の原則に反しないかと、ちょっと疑問に思うところです。自治会使送業務を各課の事務分掌に定めなさいと言っているのではないです。総務課も自治会全部の発送文書を各自治会に配布するのは、人員不足で大変でしょうから、他の課に協力をお願いされていることは理解しています。志布志市事務分掌規則の第2条第1項に1、2、3号を定め、特に3号では常に前向き姿勢で相互に協力し、組織を弾力的に運用するように努めることと定めてありますので、課長会などで協力し合う確認が示されたら、課長は各課の代表として会に出席されているわけですので、大きな行政組織の決まり事として庁舎内で意思の疎通を図り、協力し合って住民サービス等を遂行していくことは、大事なことだと思います。しかし、その過程において、職員が業務責任の在り方に疑問を抱くようなことはメンタルヘルス問題等が生じてきますので、もう少しそのあたりの考えをお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたように、当該業務につきましては、総務課の職員のみでは困難ということでございまして、その業務において、各課また各行政委員会に協力をお願いしながら業務として分担していただくということについては、市長部局の職員同様に各行政委員会の職員においても、職務上の命令で使送業務に従事することはできるというふうに考えるところでございます。このことにつきまして、改めて整理しながら職員に周知させていきたいと思っております。

○5番（小辻一海君） では、最後になりますが、職員への自治会使送業務については、職員の業務量の問題、メンタルヘルス問題、職員命令権の問題。また、一番危惧するところが、担当部署でない業務で重大な過失事故を起こし、懲罰委員会が開かれ、懲戒処分される最悪の予想がされるなど。また、水道課においては、少し疑問があるところです。公営企業法で運営される水道事業においては、地方財政法第6条で独立採算で事業費に充てて運営するとなっておりますよね。独立採算で事業を運営されている水道事業の職員が一般会計の業務を行うことは、一般会計へ事業運営費を支出しているとなるのではと、ちょっと考えるところですが、水道事業、水道職員の自治会業務は、ちょっとおかしいのではと考えます。そのあたりを調べてみてください。

また、今回提案された議案第50号の下水道管理特別会計の補正予算でもありましたが、全員の職員ではないでしょうが、自分の業務もおろそかになる状況が発生しているのに、他の所の担当業務まで対応していくのは大変だと思います。

このように数多くの問題が出てきているようです。事が起きてからでは遅いので、早期に民間委託へ移行するなど考えはないか、再度お聞きして一般質問を終わります。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

水道事業につきましては、独立の形態ということではございますが、市長が水道事業の管理者を兼ねているということで、市長が認める業務ということになろうかというふうに思います。

今お話がありましたように、様々な面からの課題があるということについては、今後私どもはそのことについても、あらゆる方面からの対応を考えながら、改めて職員には周知をしていきたいというふうに思います。

○5番（小辻一海君） ちょっと質問を終わりたいということだったんですが、ちょっといいですか。

先ほど、水道事業においては私も分かります。市長は、その団体の長ですよ。だから、その団体の長であるから、組織命令して職員にお願いするということに理解しているということですね。

私の言っているのは、団体でいいんですけど、先ほど言うように、自治会使送業務は、一般の市の業務ですよ。それを水道事業は独立採算の事業ですから、その事業の団体の長であっても、一般会計の方の事業を運営されるかということです。

というのは、水道事業の職員は、その職員、独立採算で運営されているところの職員ですよ。その職員が、一般会計の事務の方へ支出、その運営を協力するというのは、支出しているということですよ、それができるかということです。

だから、そこで先ほど言ったのは、調査をしてくださいということだったんです。

○市長（本田修一君） ただいまの御質疑があった部分につきましても、詳細に調査をいたしまして、職員の方に周知していきたいとしたいと思います。

○5番（小辻一海君） はい、分かりました。

では、私の一般質問を終わります。

○議長（岩根賢二君） 以上で、小辻一海君の一般質問を終わります。

次に、7番、平野栄作君の一般質問を許可します。

○7番（平野栄作君） 皆さん、こんにちは。

ちょうど一般質問も折り返し地点になりました。なるべく早く切り上げたいとは思っておりますけれども、今回は私、真政志の会の代表を務めさせてもらっております。これまで政務活動費等を活用しながら、いろんな所を視察・研修をさせていただいております。それを基に、今回会派の代表として防災の面で質問を行わせていただきたいと思いますと思っております。

まず、当会派につきましては、8名で構成しております。

議員経験の少ない1期、2期生が6名を占めている関係で、議員としての資質向上と政策能力の向上に向けて、日々お互いに研さんをし合いながら議員活動に努めているところです。

いろんな意見を市民からいただきます。それをどういう形で市政につないでいくのか、新人とか、経験が浅いと、なかなかそこが熟知しておりませんので、難しい部分があります。そういうところを仲間同士で、どういう形でつないでいこうかというのを日々定例会等で話しながら活動をさせていただいているところです。

昨年度から政務活動費が導入されたことから、本市の課題となっている公共交通関係、議会でのタブレット活用、農産物の海外輸出の現状等について。そしてまた、商店街活性化、また震災

関係といたしましては、熊本地震発後の状況と復興の現状。そしてまた、危機管理室が設置されましたが、その体制についてなど。

また、先般におきましては、防災面で先駆的な取り組みをしていらっしゃる静岡県の吉田町にもお伺いして視察をさせていただきました。これまでににつきましては、これらの研修を通じて、会派員が個々に一般質問を行っていましたが、今回、経費等をいただいて視察をさせていただいているということを市民の皆様方にもお伝えし、そして、会派として、どのような活動をやっているのか、この点についても質問を通して報告をすべきだということで、この質問に至ったところです。

まず、その前に、私、通告上で「29年1月に復興状況について再度視察を行った」と通告書に書きましたが、これは「4月」の間違いですので、ここについては、訂正方をお願いしたいと思います。

まず、平成28年4月に発生した熊本地震の現状について、そして、発生2か月後の6月に益城町や熊本市内での被害状況の視察と、熊本市内でのボランティアによる避難所の運営等について視察を行い、本年4月に入り再度熊本市危機管理室及び益城町の復興状況等についても現地に赴き視察をいたしました。

また、周辺を移動する際に断層に沿って被害家屋が集中している現状等を視察させていただいたところです。

当地区におきましても、以前から言われております東海南海地震の発生が叫ばれている中で、津波避難訓練の実施や防災組織の拡充、避難階段の設置等は進んでいるものの、市民の防災意識が高まっているかという面におきましては、私個人は疑問が残っているところもあります。

これらの点について、我々の会派といたしましても、もう少し市民への意識向上を図っていく施策をとっていくべきではないかというような点について協議がなされました。

その中で、まず1点目ですが、これまでも防災意識向上を図るべきといった質問が多数あったと思いますが、具体的にどのような箇所が強化されてきているのか。また、市民の防災意識の高まりをどう認識しているのかについて、まずお尋ねをさせていただきます。

○市長（本田修一君） 平野議員の御質問にお答えいたします。

本市では、今年度6月に有明地区で土砂災害防災訓練を、9月に松山地区で曾於地区総合防災訓練を実施しました。11月には志布志湾沿岸部で地震・津波防災訓練を予定しております。

今回の地震・津波防災訓練では、以前議員から御提案がありましたシェイクアウト訓練について広く呼び掛け、沿岸部のみだけでなく、市全体の取り組みとして実施し、防災意識の向上を図りたいと考えているところでございます。

また、曾於地区総合防災訓練の様子とともに、防災に関する特集記事を市報9月号に掲載しているところでございます。

このように様々な手法を活用しながら、今後も引き続き防災意識の向上を図ってまいりたいと考えております。

○7番（平野栄作君） 28年3月に質問した時に、自主防災組織の組織率が、これは27年4月1日現在で83.6%。そして、その時に自主防災組織の稼働率、稼働の内容等については、把握をしていないというような回答がありました。

そしてまた、組織率を上げる取り組みを最優先して実施しているというような回答をいただいたところですが、その点について、稼働率等について把握されたのか。そして、組織率を上げる取り組みを進めているということでしたが、どれほど組織率が高まっているのか。その点についてお聞かせいただきたいと思います。

○危機管理監（河野穂積君） はい、お答えいたします。

自主防災組織の組織率につきましては、平成29年4月1日現在で84.4%となっております。

また、稼働率につきましては、現在のところは、そういった自主防災組織に対する補助でありますとか、活動費というものを申請をいただいて支出をしておりますけれども、その際の実績報告等で確認をしております。

ただ、現在のところ、この組織の中で、どれくらいのもが実際に個別に訓練をしているとか、そういったものについての把握というのは、現在までできていないところではあります。

○7番（平野栄作君） 若干、組織率は上がったということですが、その活動内容が伴っているのかどうか、そこがちょっと危惧されるころだと思います。

私なんか、あちこち足を運んで視察をさせていただきました。熊本市にも行ったんですけれども、熊本市で危機管理室の状況を聞いた時に、やはり地震の後の訓練には、非常に参加率が良く、率先して参加をしているということだったんです。

ただ、震災前の意識というのが、どうだったのかなど。起こってからでは、その災害の規模によって、大変な状況になると思うんですよ。ですから、私がいつも提言しているのは、いかに意識を高く持ってもらうかと。無いことに越したことはないんだけど、あったときのことを考えて、後で後悔するよりは、とっさに自分で自分の命を守る、そういう体制を自分の心のどこかに持っておく、そういうことが必要だということで、盛んにこのことについては、お願いをしているところなんです。

先ほども市長の方に資料としてお渡しをしましたが、静岡県吉田町におきましては、「千年に一度の災害対応」と、トップクラスの災害対応をするんだと、それはどこが決めたか、トップダウンです。町長が決めて真っ先に取り組みされた事例でした。避難タワーを15基、約3年間の間に整備をされております。公的な建物の耐震化は90%以上が地震がきても大丈夫な造りになっているという判定を受けているということでした。

そしてまた、防災公園を整備をしている。そしてまた、まちのあちこちに避難道路を整備をして、避難しやすい体制を作っている。住民の命を守るというのを大基本として施策を進展されているということです。

このようなことで、そこに住まれている住民の方々の意識というものも高まっていくんではないのかなと思っています。

我々のところでは研修を行った際、報告書の提出を義務付けておりますが、全部は紹介できませんけれども、ここでは、北オアシスパークといいますけれども、「防災公園について、災害時の避難場所や仮設住宅地、物資供給拠点として大きく期待される拠点施設は、本市においても提言をしていきたい施設であると感じた」というのがありました。また、津波避難タワーですが、これが定員500から1,200人収容できる施設でしたけれども、これが沿岸部に15基設置済みです。総工費60億円ですが、様々な補助金を活用して、町の持ち出しは2億円程度で済んだようです。「この町長のフットワークの良さが際立った」という意見もありました。

また、ここ吉田町は防災課という部署が24年1月1日設置されたのですが、そこには現在7名の職員がいて、うち女性が1名、その1名の方は栄養士の資格を持っているということでした。

やはり、トップの意識の持ち方というのが、その市町村を左右していくのかなと。この吉田町につきましては、津波に特化した対策ということですね、そこに重点が当てられております。

我々志布志市におきましては、沿岸部も持ち、山間部も持っている状況ですので、訓練等も、今お示しいただいたように、土砂災害対策の訓練も取り組まれているということでしたが、できれば我々にも連絡をいただければ、そういう状況にも立ち会えたのかなと。自分の隣なんですけれども、情報が無かったというのが、ちょっと惜しいなと思ったところでした。

今後もまた訓練等については拡充をしていくということですが、まだ様々な部類で工夫をしながら、そして、硬くならずにはですよ、その防災というものに取り組めるような意識付けというものが必要になるのではないのかなと思うんですが、その点について、市長は何か良いお知恵等はお持ちではございませんでしょうか。

○市長（本田修一君） 先ほど議員の方から吉田町の資料をお示しいただいたところでございます。

その資料をざっと見た時に、南海トラフの地震により津波が発生して、その被害に遭う地域ということでもありますので、かなり大きな津波が来る地帯かなと、20mぐらいは来るのかなと思ったら、案に相違しまして、最大9mというふうになっております。としますと、本市においては、最大7mということが想定されておりますので、少しうちより状況が厳しいだけでありながらも、今お話があったような内容の津波対策が直ちにとられたということについては、誠に敬服するところでございます。

私どものまちにおいては、今年度において計画を策定しながら、来年度に設置に向けていこうというような取り組みでございますので、かなり取り組みが立ち遅れているなというふうには思ったところでございます。

今後においては、様々な先進地の事例を参考にさせていただきながら、本市でも取り組みを高めてまいりたいと考えます。

○7番（平野栄作君） もうちょっと力強い何かがあってもよかったかなと思うんですけれども、確かに遅れている点については、仕方のないことなのかなと思いますけれども、でも考えてみてください。「その隣にある所はどうなんですか」と聞いたら、全く意識が違うということでした。

避難タワーについても、今から建設するような話だったんですけども、だから、その地区においても、それだけ意識が違うんですよ。

だから、我々の地区においては、この志布志湾を抱えていて、7mの津波といいましても、予想ができない高さまでくる可能性もあるわけですよ。実際起きてみないと、どういうことになるか分からない。起きてみないと分からないことを想定しながら、何かをやっていかないとけないということです。ですから、物的なもので対応できないのであれば、人的な意識の高揚しか私は無いと思うんですよ。何かがあったら、自分の命は自分で守る。だから、ここについて何をしていくのか、そういうことを事細かく周知をしていく、それができる体制づくりをしていく。私なんかは、それが一番の基本ではないかなと思っております。

ですから、そこに対して訓練に参加することも必要です。ただ、起こらないという思いじゃなくて、起こった時はどうするかということをいつも仮定しておく必要があるんじゃないかなと思います。それについて、どういう形をとっていくのか、そこが一番の要ではないかなと思います。

そしてまた、そこにトップがですね、やはり市民の命を第一に考えるんだという意識を持って施策に取り組んでいく。そういうことによって、また市民の意識の向上も図られていくんじゃないかなと思っております。

今、市長の方からは、そういう回答でしたので、また今後新たな取り組みというのを模索していただきたいと思います。

それでは、次に移りますけれども、避難看板や階段の設置等が進められておりますが、目標というのがあると思いますが、どの程度目標を持っていらっしゃるって、達成率がどの程度にきているのか。また今後、この事業について、どう推進していくかについて、お尋ねをいたしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

避難看板及び階段等の設置につきましては、目標を掲げているわけではございませんので、達成率については、お示しできないところでありますが、看板設置につきましては、今年度避難経路を示した看板等につきましては、必要な場所を選定し、設置を進めているところであります。

また、階段等の設置につきましては、地域の実情などを考慮しながら調査・研究をしてまいりたいというふうに考えます。

○7番（平野栄作君） はい、分かりました。

これは沿岸部についてですね。

山間部におきましての、そういう避難誘導するような看板とか、避難所等については、あらかじめ指定がしてありますので、そういう地震、あるいは同僚議員からもありました豪雨災害、こういうものが発生する危険性は十分抱えているわけです。

その危険性も年々高まってきているわけですが、沿岸部については、そういう対策がどんどんとられておりますが、山間部について、そういう対策は必要とは感じておられないか。その点、お尋ねします。

○市長（本田修一君） 先ほど看板につきまして、お話ししましたが、今130か所に設置されているということでございます。

山間部につきましては、津波の避難についての対応はされていないということでございますが、ハザードマップにつきましては、従前から整備がされておりますので、各家庭に配布はされているところでございます。

○7番（平野栄作君） 配布はされていても、とっさの場合ですよ。それと、そこを通りかかった方々にも周知を、どこに逃げればいいのか、そういうのが全く分からないんじゃないのかなと思うんですよね。

だから、どうしても片一方に寄るんじゃないくて、総体を見ながら、どういう形をとっていくのかということも考えないといけないのかなと。

それと、今朝ホームページ上から、防災の画面から入って行って、避難マップだったですか、あれをちょっと見たんですよ。それで、あれは3段階ですか、旧町ごとに分けてある分と市内の全部が載ってる分があったんですが、よく見たら大崎町の我々のある原田地区ですね、東下で切れてるんですよ。あの後に、まだこんだけスペースがあるんですよ、うち。どれを見ても、そこで切れているようでしたので、ちょっと残念だなと。というのが、自分の校区がどれぐらいの標高にあるのかというのを調べたかったんですけども、地図に出てきませんでした。

そこは、やはり地区の皆さんが見たら、ちょっとがっかりされるんじゃないかなと思いましたが、そこは確認して見ていただきたいと思います。

今言いましたように、どういう災害が、どこで発生するか分からない。そしてまた、うちはその沿岸部もあるし、山間部もある。そういう中で総体的な意識付け、そして避難の誘導、そういうものも必要になってくる地区になっていくと思うんです。その地区地区で、やはり避難についての考え方とか、そういうものも持っていらっしゃると思うんですけども、市全体もそれ何かを吸い上げてですよ、避難路としては、こういうものがあるんだよというものなんかを、やはり沿岸部だけじゃなくて、山間部等においてもやはり出していくべきなのかなと。

というのが、我々の地区、本当平坦な所なんですけれども、大雨が降ると道路が冠水するんですよ。というのは、お分かりだと思いますが、お茶畑があって、ハウスがあって、そういうものが全部道路に寄っていきます。冠水して走れないぐらいの所も出てきます。実際、見て自分もびっくりしたんですけども、実際そういう所も出てくるんですよ。そうした場合に、水は低い方に流れるわけですから、我々は低い方に行けないですもんね。そういう、本当こんな所だと思う所で、そういう被害が出そうな感じまでになりますので、やはり各地区、沿岸部という考えじゃなくて、山間部においても、そういう危険性をはらんでいるんだということで、やはり総体的な形で、そういう避難誘導の形、そしてまた避難所という看板の設置とかですよ、そういうものもやっぱり取り組んで行って、また更に、その校区等でも、どういうところが危険なのか、そういうことをもう一回吸い上げて、そういうものを地図上に落とししていく、それをまた配布していく。そういうものも必要ではないかなと思います。そこをもう一回お願いします。

○危機管理監（河野穂積君） はい、お答えいたします。

議員御指摘のように、確かに本市の避難看板等の対策につきましては、沿岸部の津波に特化したものに偏っていたのだというふうに、今改めて感じたところであります。

確かに九州北部豪雨のように、いつどこで大きな災害が起きるか分からないということを考えれば、市内についても、そういった避難看板、避難誘導看板、避難所の看板というのは広く設置すべきではないかと、今改めて思ったところでございます。

改めて市内を調査させていただきまして、そのことについても取り組みができないか、調査・研究してまいりたいと考えます。

以上です。

○7番（平野栄作君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

どうしても、大きい所に目が行きがちなんですけれども、住民は全て市内の枠の中に入っているわけですので、人口割りでいくと、そちらが多いのかもしれないけれども、やはり山間部の方にもたくさんの方がいらっしゃいます。そういう方々にも、やっぱり意識付けをしていく。

そしてまた、更にそういう危険性がある所にお住まいの方には、更に自分たちの意識も高めていくような、そういう形での何か活動が展開できればいいのかなと思っておりますので、その点については、今後また検討していただきたいと思ひます。

次に移りますが、これは熊本等を見て感じたところなんですけど、津波や山林崩壊等、そういう災害が発生した時に家屋等が相当損傷を受けたりします。また、災害ごみの処分及び仮設住宅を早急に整備をすることが必要になってくると思ひますが、そういう時の対応策というのが、こういう防災会議の中で、検討されているのかということについて、お尋ねをしたいんですけれども、この災害については、いつ発生するか、どういう規模で発生するか、どの時刻に発生するかによって被害が全然違ってくると思ひますので、あらかじめそういうことを予定して、というか、そういう場所を指定しておくということは、まず考えていらっしゃると思ひんですけれども、実際何か起きた時に、緊急的にも置けるような場所とか、もし被災した方が避難所生活がまず先なんでしょうけれども、その後、復興に向けて住宅等を建設する場合、そういう用地等をです、よくニュースで見ますと、学校等が使われているようなんですけれども、吉田町については、また後で同僚議員が質問すると思ひますけれど、保育園とか、いろんな施設を避難場所にできるようにしているんですね、ものすごい取り組みです。

ですから、我々の所にも、こういう運動公園があったり、開田の里公園があったり、いろんな開放的な部分があります。こういう所を緊急的なものにもできるんじゃないかなというふうに個人的には思っているんですけど、そういう想定があるのか無いのか、そこについてお尋ねをさせていただきます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

津波や山林崩壊等によりまして、家屋の損傷に伴う災害ごみの処分につきましては、災害の規模及び種類によって対応していこうと検討はしております。

そして、実際の市民の災害ごみの出し方は、どうあるべきかということで、収集、運搬の在り方はどうあるべきか。そして、災害ごみの仮設置き場はどうあるべきかということについて。そしてまた、その処理はどうあるべきかということについては、今後、協議検討してまいりたいと考えます。

○7番（平野栄作君） 今後、そうですね、予定していないわけですので、来ない方がいいわけですから、予測するのは非常に難しいと思いますけれども、もし発生した場合に、益城町でも道路を塞いでいるんですよね。それが一時的に敷地内に押し込められて、道路をまず通れるようにして、その後に運び出しているという現状でした。あそこは、地盤沈下を起こしていましたので、1mぐらいの土のうが、ずっと川には積んである状況でした。

そして、2回目に行った時は、大分片づいてはありましたけれども、全て片づいているわけじゃない。そして、高台の方に木材と家屋の損壊したものが一時仮置きですかね、そういう形で積んであったんです。ですから、もしこれが本当に起きた直後に、それを判断していくということでもいいのかなというのを非常に思ったところでした。

ある程度そういう広大な面積のある所で、他に支障の無いような所をあらかじめ選定しておいて、もし何か起きた時には、即そこを活用していくようなシステムも先に創っておくことで、地権者との交渉、そういうこともスムーズにいくのではないのかなというのを思ったところです。そこは、いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市民の災害時における災害ごみの出し方、規模によっては、いろいろ異なっているというふうに思いますが、基本的には分別せずに仮設置き場まで自分で持って行く。あるいは、各世帯は、家の前の道路に出し、市が収集運搬するということになるかというふうに思います。

そしてまた、仮設住宅地につきましては、直近の更新でございますが、平成25年でございますが、それから3年過ぎておりまして、本市における候補地のリストの見直しを実施しております。

市内全体で候補地が22か所となっております、建設可能戸数が881戸でございます。

昨年度行いました仮設住宅候補地の選定は、今述べたとおりでございますが、被災した建物の廃材、流木ごみなどの仮置き場についても検討はしております。しかしながら、明確な箇所の設定までは、まだできていないところでございます。

○7番（平野栄作君） 想定はされているということで、明確なところはこれからだろうと思えますけれども、やはり災害が発生すると、住民の方々も、そういうものを早く片付けたいという意識は働くんじゃないかなと思います。そういうことも考慮していくと、なるべく短期間のうちに、そういうものが処理できるような所をすぐ造っていくじゃないですけども、当たっておいで災害に備えておくことも必要ではないかなというのを、こういう視察を通じて感じたところでした。

それと、熊本の場合は、断層に沿っての地震でしたので、断層帯の所は、本当に家がめちゃくちゃになってるんですけども、その隣は全くどうもないというような状況もありました。そう

いうのを見た時に、やはり被災地、被災を受けた所と被災を受けて無い所、被災を受けて無い所は、そのバックヤードになるんだというような意識付けも、また必要なのかな。ここで言えば、津波が来た場合について、この有明地区ですか、志布志の高台の方が、その受皿になるんだよというような、意識もまた持つことによって、その避難所運営とか、そういうことにも生かしていけるのかな、そういう意識をやはり住民の方々も、もしここで起きたら、我々が引受先になるよとかいうものも持てれば、また違った形での避難所運営等もできていくんじゃないかなと考えておりますので、ぜひ、その点については、これからでしょうけれども、また協議をしていただければ有り難いなと思っております。

それと、この防災については、最後になりますけれども、本市における規定では、「避難所の開設及び運営は、当該地区消防分団員、避難所担当員及び災害対策要員の中から、災害対策本部長が指名した者が行う」というふうに規定されているようです。「避難所の開設及び管理は、本部長の命令により総務班長及び救助班長の指示に基づき行う。この場合、総務班長及び救助班長は、救助業務の具体的な計画を立て、各避難所業務が円滑に行われるよう指導する」とあり、地震直後に果たしてこういうもので機能するのか、非常に不安に思えてなりませんでした。

防災上、避難所はあらかじめ指定されておりますので、その地域において開設から運営までを任せられる人をその地域で育成していく、そういう必要があるのではないのかなと思っております。

昨日の同僚議員の質問の中におきましても、「地域での人材の育成が必要ではないか」という質問に対してまして、「開設時には、消防団や市職員が当たるが、避難生活に入れば、運営を担当する方が必要になる」というような回答のやり取りがありましたけれども、消防団にしても、市職員にしてもしかり、すぐそういう所に駆けつけられるのか、そういうところも非常に疑問に思うところです。

また、そういう地域に、そういう人材を育成することによりまして、公民館等との連携を図りながら、また自主防災組織の活動の組織率を高めること。そして、活動内容の活性化を図ること、そういうことができるのではないかなと思っておりますが、その点について、市長の見解をお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市で定めております「志布志市避難所運営マニュアル」によりますと、発生直後につきましては、避難所の報告や救援物資等の要請を速やかに行えるよう、避難所施設の運営に当たっている職員、消防団員が中心になってするということで、まずもって避難所近隣に居住する職員、あるいは消防団員が初期の態勢を確立するとなっております。

その後、班の編成をして代表者を選出するというところでございますので、避難所に避難されている方々によって、様々な担当、役割を担っていただくということになるかと思っております。

その責任を担っていただく方につきましては、公民館の役員の方々とか、自主防災組織の役員の方々とか、そのような方々になるのではないかなというふうには思っております。

○7番(平野栄作君) 公民館の役員がよく引き合いに出されますけれども、公民館の役員って、そういう知識は持っていませんよ。

そしてまた、我々も消防団で活動させてもらっていますが、消防団員についても、こういう避難所の開設というような切羽詰まった状況の時に、対応できる団員が何人いるのか、ものすごく疑問に思うんです。

そして、近くにいる市職員についても、すぐその地区でいられるのかどうか。一旦は招集がかかって、市役所等に駆け付けられないといけないんじゃないかなというものも危惧するんです。そうした場合に、その地域にそういう特化した人材の育成をしておけば、もし何か仮にそういう災害等があった、台風災害の時には消防団員とかがいて詰めておりますけれども、最初に行って多数の方が避難してくるわけですので、そういうものがパニックにならないような形で誘導等もできていく。そしてまた、専門的な知識を持っているわけですので、そういうものが生かしていくのかなと。

そして、普段においては、やはり校区公民館との連携をとる。そしてまた、自主防災組織の育成を図る。そして、活動の促進を図っていく。そういう形で活用ができていくのかなと思うんです。

私も議員になって初めて防災士が少ないからということで、声を掛けられまして取りました。その後、NPOの方にも所属させていただいております。しかし、当地区におきましても、何十人という方が、その防災士の講習は受けられているんですけども、NPO法人の方にも防災の方に登録していらっしゃる方も少ないです。議員では、私と丸山さんですね、活動される方は五、六人のメンバーです。名簿上は十数人いらっしゃるんですけども、そして、一緒に受けた方々の中には、市職員の方々もいらっしゃいます。そういう方々は、指導役となって、その地域なんかの後継者を育成していく、そういうことにもつながっていくと思うんです。

そしてまた、昨日も吉田町なんかでは、ジュニアのそういう研修も受けているということでしたけれども、我々の地区でも、やはりそういう形で、子供のうちから防災というものを意識して、これは大きくなってどこに住もうが、やはり自分の身の周りにいつ起こるか分からない課題ですので、そういうものに素早く対応するという、それと命をいかにして守るかということ、命の大切さ、そういうことを気付かせる面からも、そういうものについての育成は、喫緊の課題だと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

避難所開設においては、開設当初は職員、あるいは消防団員が、その運営に当たるというふうにしております。

開設当初も当然ではございますが、その後において、地域の避難されておられる方、自ら様々な役割を担っていただけて分担して避難所の運営をしていただくということに定めているところでございますが、お話のとおり、現在の段階では、まだその育成というところまでは、手が付けられていないところでございます。

今後このことにつきましては、消防団員も、そしてまた、市の職員も運営マニュアルに沿った形での対応ができるような研修等を重ねながら、地域の方々にもそのことについて周知をしてまいりたいというふうに思うところでございます。

○7番（平野栄作君） 熊本市内で、民間の方々と一緒に、ちょっと教えてもらったんですけども、やはり学校に集まったと、そうした時に知識が無いわけですよ。食料をどうするか、食事をどうするか、そういう時に飲食店の人が、自分たちが持っている物を出し合って、まず避難している方に出したと。結局、物資というのは、すぐには届きませんので、そういう形でやりくりをしながら、まずは「食」というものについては、そういうノウハウを持った方が当たったというような話も聞きました。

だから、その地域地域によって、そういう特化した技術を持っていらっしゃる方がいれば、そういう部分については助かるんですよ。だから、それが網羅できれば一番いいんでしょうけれども、なかなかそういう状況にはないと思います。

ですから、ある程度知識を持った方を各地区に育てていくことが、やはり今高齢化の中で、まだ今後は厳しくなっていくと思いますけれども、この自主防災組織をつくるんじゃなくて、100%活動できるような体制に持っていくためにも、そういう牽引役の方をまずは育成していく。

そしてまた、学校でも防災授業とか、いろいろな活用法があるようですけども、そういう中で子供たちにも、そういう防災意識を持ってもらうような取り組み、そういうものが本当に必要になってきている状況にあると思います。

また、先ほども言いましたが、近年どこでどういうものが発生するか分からない。今回の台風にしても、進路予想が大きく、本当全く違う方向に来ているわけですので、こういうことに今この世界はなってきております。

ですから、いかなる場合にも対応できるようにというのは無理があるのかもしれませんが、そういうもしもの時に対応できる人の育成も喫緊の課題ではないかと思いますが、そこをもう1回、市長の見解をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現状で申しますと、市においては、まず災害、あるいは災害が発生しそうな場合には、警戒本部、対策本部を設置いたしまして、その本部体制による職員によって稼働をしていくと、対応していくということにしているところでございます。

ただいま議論になっている内容につきましては、大災害が発生した時についてございますので、全職員について、そのことに認識が深まるような形にしなければならないというふうに思うところでございますが、現段階では対応担当の職員のみしか、そのような意識の向上は図られていないということでございますので、今後においては先ほど申しましたように、職員、そしてまた、消防団員についても、そのような、いざという時に、いかに対応すべきかという訓練等について、取り組みをしてまいりたいと思います。

今の段階では、まだ取り組みをする、訓練をする計画も無いということでございますので、ま

ず計画を作成しまして、取り組みをしてみたいと思います。

○7番(平野栄作君) 今後ということでしょうけれども、なるべくどうせ取り組むんだったら、総体的に防災の底上げを図るといようなことで、やっぱりマンパワーの育成、これが必要ではないかなと思います。我々も公民館でいろいろやっておりますけれども、なかなか今、本当不足しているのを感じております。ですから、もう一人、二人、一緒になって盛り上げてくれる人がいればなと思うところです。そういう方がいらっしゃれば、公民館でもその部分というものをやっていけるんじゃないかなと思うんですが、現状ではなかなか難しいところがあるなと思っております。

また、それと今後は高齢化というものが各地区でも進展していくと思いますので、そこの方々を今度は救助する、そういう形にもなっていきます。ですから、そういうことになると、自主防災組織というものを、自治会単位ではなく、校区単位等の大きな形、枠組みの中で考えていかなければならない。それをして行くということは、もし何かがあった場合は、我々はどういう行動をとるんだということに直結していくと思うんですね。そういう一つ流れを作るためにも、一つの知識を持った方を各地区に配置をしていく、そういうことをしていくと、また流れとしてはいいんじゃないかなと。そのうちに市長の方が体制づくりをしていただければいいのかなと思います。

その点、最後よろしくお願いします。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

先程来からのお話の中で、静岡県吉田町の事例もお話されまして、そのまちのトップの姿勢が、そのような災害に対する対応の体制を直ちに構築できたかどうかということにつながるというようなお話があったところでした。

本市、また私自身としましても、実際3・11が起きた時には、まだ遠い遠くの話かなというふうに思っていたところでした。

しかしながら、昨日来から災害についてのお話が、議論があるところですが、近隣、特に九州北部において大雨が降って、山崩れ等が起きて大災害が発生しているということが度重なっているということを思いますと、本当に、これは急いでしなければならない内容なんだというふうに改めて実感するところがございます。

そのようなことで、今回、今年度より危機管理監を設置いたしまして、その危機管理監を中心に津波対策、防災対策については、専門的に研究をさせておりますので、その危機管理監を中心にしながら、市民の皆さん方についても意識が高まるような訓練等、そして周知の方法を考えてまいりたいと考えております。

○7番(平野栄作君) 昨年だったですかね、大崎町で極地ゲリラ豪雨があったですね、100何mm降って、自分たちの所から数kmしか離れてないんですね。志布志市の中でもそれが現実起こり得るわけですよ。本当、何km先で100mmぐらいの大雨が降って、他の所は影響は無いと、そういうことも考えられ、その地域においてはどうするかということになりますので、この御時世、やは

りこの問題からは逃げて通れないし、その意識付けというのは、トップダウンでいくのか、そこあたりをよく考えていただいて、要は市民の命をいかに我々が守っていくかということ。そして、我々の力では守りきれないのが現実です。ですから、そこあたりは十分市民の方々に浸透させていく、そういう取り組みを我々はするしかないなと思っておりますので、ぜひ今後その点については、努力をしていっていただきたいなと思っております。

来年で改選になりますが、我々もこの会派制を導入しまして、やはり同僚議員、私の時には一人でしたので、あとは全部先輩でしたから、気軽に話をするというのは、なかなかできにくい状況でしたが、この会派制を採らせてもらって、いろんな疑問点をぶつけられるようになりました。そしてまた、いろんな部分で市の職員の方から指導を受けたり、分からないところは指導を受けたりしております。

今後についても、ぜひこの会派制の導入は進めていただいて、そしてまた、政務活動費についてもいろんな問題が出ておりますが、私たち今使わせてもらっていますけれども、やはり外部を見ることで、先駆的な取り組み、なぜできているのかとか。いろんな部分で勉強になる所があります。ただ、地域性もありますので、それを一概にうちでやれと、これはいいよと言っても、なかなか難しい部分もありますので、やはり行って見て、良いところを取ってきて、この市に生かしていく。そういう部分で、この政務活動費、有り難いなと思っているところです。

来年改選になりまして、またこういう会派が増えまして、その中でより多く議論の場ができれば、また議員としての活動にも役に立つのかなと思っているところです。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

このE S C O事業という形で通告を出したんですけれども、昨日から今朝にかけて、志布志と伊崎田の方から電話がありまして、この中身を見られたんでしょう、防犯灯について、電話をいただきました。

いろいろクレームというか、問題があるよねということで、二人とも大体同じような方向での意見でした。これは総務常任委員会の方で視察をさせていただきましたけれども、この事業につきましては、中身については市長もお分かりだと思いますが、各地で導入が進んでいる事業であります。

そしてまた、我が市におきましては、旧町の取り扱いが継続しているということで、非常に第三者から見て、ちょっと不便じゃないかなというところがありますので、この点について、ぜひ改善していただきたいという思いで質問をさせていただきます。

まず、インターネットで「防犯灯」というのを検索いたしますと、「防犯灯とは、夜間不特定多数の人が通行する生活道路で、暗くて通行に支障がある場所や、防犯上不安のある場所に設置される電灯のことで、設置場所の状況に応じて、電柱に共架したものや、専用の柱（照明柱）を建て取り付けを行うタイプのものがある。市町村が設置・維持管理の全てを行う場合、市町村が設置し自治会・町内会によって維持管理されている場合、設置・維持管理の全てを自治会・町内会が行う場合等、設置と維持管理の方法は市町村により様々な形態がある。自治会・町内会が設置

や維持管理を行っている場合は、市町村が費用の一部を補助している場合が多い」とありました。これは、うちの市においても同じかなと思っております。

ただ、この維持管理する枠が松山地区では、公民館単位であって、有明、志布志においては、その自治会単位ということ。

それと、設置数についても、バラツキがあるのかなと思っております。

それと、もう1点が、この自治会・公民館分については、総務課が窓口になるわけですね。そしてまた、市道等に付いているものについては、建設課が窓口になっております。その場合、窓口が二つに分かれます。第三者が見たときに、どこが所管しているのかが、よく分からないんですよね。自分なんかも市道のつもりで建設課に行くと、「いや自治会の管轄ですよ」とかいうのがあったりします。

そしてまた、自分の時も自治会長をさせてもらった時に、12個あるんです、うちの自治会に。請求が来るんですよ、どこにあるか分からなかったんです。ですから、市に聞いて図面に落とし、誰でも分かるように、これが我々の自治会の所管の街路灯ですよというのを示した経緯もあるんですが、そういう形で、いろいろ窓口が多すぎて困っている。それと、いろんな方から苦情等もあります。「昼間つきっ放しですよ」とか、「ついていませんよ」とか、そういうものをたくさん、この街路灯については、御意見等をいただいているんです。

また、先般松山地区で議会の「市民と語る会」がありましたけれども、その中でも松山町は公民館が設置・管理している。設置が約3万円で年間電気料も払っている。設置については、市と折半、電気料も市から助成があるものの、公民館の予算では新設の要望に対応しきれていないので、新設する場合の補助の上乗せがあれば、有り難いといった要望というか、意見もございました。

そしてまた、これは私の地区なんです、有明地区なんです、設置済みの防犯灯が故障などで交換の必要が生じてきております。自治会戸数の減少、収入の減で交換費用の支出が大きな負担となってきております。そしてまた、一部には、廃棄され利便性が低下している事例も見受けられる箇所があります。

そしてまた、小学校の会合等に出席する機会があるんですが、通学路上の防犯灯が経年劣化により点灯しない状況が発生している点や、新規設置要望、そういうことについても相談を受けることがあります。この点については、教育委員会の方にも要望があるのではないかなと思うところですが、そこで、まず市長の方に、本市における街路灯、防犯灯の設置数、それと管理の状況、今も二通り言いましたけれども、またその他に何かあるのか、あったらお示しをいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

街路灯の設置数につきましては、松山町が146基、志布志町が781基、有明町が1,044基の計1,971基であります。

防犯灯の設置数につきましては、松山町で268基、志布志町で1,353基、有明町で889基の計2,510

基で、合計で4,481基になっております。

なお、維持管理につきましては、街路灯は建設課及び各支所産業建設課で、防犯灯につきましては、松山町が公民館を中心に、志布志町と有明町が自治会で行っているところでございます。

○7番（平野栄作君） はい、分かりました。

4,481基ということですね。合併後10年が経過していますが、この部分についての取り扱いというのは、一元化が図られていないというような形です。また、この維持管理面につきましても、市が管理しているわけなんですけれども、毎年毎年立木の枝等によって、光が遮られているというような形での一般質問もありましたし、また市民からのクレームもたくさんいただいているところです。

また、先ほども申しましたが、学校内では通学路への防犯灯設置についての要望もまだまだたくさんあります。新たに、また道路ができて便利になったのは良いけれども、山道、山の中を通っているために、電柱等も無くて防犯灯が付けられないという形で、夕方早くその部分が暗くなるので、下校時が心配であるという親の方の意見もありました。

教育長は、管内の学校の通学路上の防犯灯について、直接教育委員会への要望は無いというようなことでしたけれども、設置・管理状況について、どのような認識をお持ちなのかをお尋ねをしたいと思います。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

現在、街路灯や防犯灯の新規設置に関する要望というのは、直接教育委員会へはありませんけれども、学校は保護者や地域の方から新規設置の要望を受けております。学校が受けた要望については、学校から直接建設課や自治会長に伝えたり、学校運営協議会や公民館での議題として検討し、市に要望を出したりしております。

通学路における街路灯や防犯灯は、防犯上の観点からも必要に応じて設置されることが望ましいと考えております。

設置経費や電気料、維持管理費など課題もありますが、子供たちの安全を守るという観点からも通学路における街路灯や防犯灯の増設について、関係課と協議していきたいと考えております。

○7番（平野栄作君） 直接は無いということですね。はい、分かりました。

現在も、この要望を受けた時もだったんですけれども、現在もまた、そういう新規に設置要望というのが自治会、公民館から出されていると思うんですけれども、その要望に対して、設置計画とかあれば、それをちょっとお示しいただきたい。

それと、今の4,481基だったですか、この設置の状況を市長は市民のニーズに適合しているとお考えですか。その2点お聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

街路灯の設置につきましては、自治会やPTAなどからの要望に基づきまして、年に5から6基の街路灯を予算の範囲内で整備しております。

また、自治会等が設置する防犯灯につきましては、設置費用に対して2分の1の補助金を交付

しており、随時申請を受け付けているところでもあります。

なお、自治会が設置した防犯灯設置の補助金交付実績は、平成28年度は14基、志布志町が13基、有明町が1基、平成27年度は26基、志布志町が20基、有明町が6基でございます。

旧町ごとに、それぞれ設置数が違うところがございますが、必要と思われる箇所については、引き続いて要望が来ているということでございますので、そのことに対応はして行きたいというふうに思っているところでございます。

○7番（平野栄作君） 要望はあるということで、毎年設置をされているということですね。

このつきっ放しの状況とかというのは、市長は目にされたことがありますか。

○建設課長（假屋眞治君） お答えします。

まず、街路灯の話になりますけれども、これにつきましては、管理の方法が灯数の関係もありまして、灯具が切れてないかという確認については、有明地区では3業者に委託をしております。それから、志布志地区につきましては、1業者に委託をしております。松山は灯数が少ないものですから、連絡があった都度、それについては、把握をして修繕なりをしております。

消えている状況を保守点検しておりますので、ついている状況というのをなかなか把握できていないと、つきっ放しをですね、という状況はあるようでございます。

しかしながら、私も昨日もちょっと通ってまして、1か所ついてるなというのを確認したりはしているところでございます。それにつきましては、点滅器の不良とかがありますので、その場合は、点滅器につきましては、九電の貸与品になりますので、九電に連絡するなりをするようにしているところでございます。

○7番（平野栄作君） 市長は目にされたことが無い、うちに来てください、何箇所かありますので。

センサーだと思うんですけれども、これがどうのこうのじゃないんですよ、これは前1回、建設課だったかな言ったことがあるんです。そしたら言われた言葉が、「うちは電気料の契約をしておりますので、つこうがつくまいが1基幾らです」というのを言われました。その時に環境面で進んでいる志布志市が、こんなことでいいのかというのを思いました。

そして、昨日から今日にかけて2人、電話をいただきました。その方々も、それを言われていました。結局、うちの所は畑の中で遮光するものは無いんですが、言われた所については、木の枝等が垂れてきて、多分センサーを塞いでいるんだろうというような所があるということでした。

ですから、やっぱり気付かれている方は、そういう面も見えていらっしゃるんだなということをつくづく感じたところでした。

本当、環境面に力を入れている志布志市としては、こういう街路灯、防犯灯の設置もなんですかけれども、やはりそこまで気を回すべきなのかな。

それと、先ほど言われたように、切れている部分については、私も聞いておりました。夜中に回るからですね、昼間のものは分からないということだと思いますけれども、やはりそこらあた

りも、もしあれば、つきっ放しとかあれば、連絡をくださいとかというのも何かの時に流しておけば、情報として入ってくるわけですので、そういうことも若干配慮をすべきではないかなと思うところでした。

それと、この防犯灯について、私実際付けたんですよ、平成5年か6年だったと思います。ふるさと創生資金を活用してですね。この時に高崎さんだったかな、担当課長補佐だったかな、その時に、ずっとシールを付けて回ったのを記憶しております。

確か、平成5年か6年かだったですので、もう20年を経過しております。見ると、カバーが外れているもの等、たくさん見受けられております。この器具があと何年もつんだらうと。そして、自分の所を見た時に、新しく変わっている物については、まだ数個しかありません。そうすると、この先何百個というものを更新していくということになります。そうするとばく大な費用が発生するなと思っているところです。

ですから、そういう経費が今後必要になって来るわけですので、今後、このESCO事業、これを研修させてもらって、今後こういう事業に移行することによって、電気料の削減なり、そしてまた、維持管理の一本化なり、そういうものができていくのかなと思っているところなんですが、その前に、今防犯灯の維持管理については、業者が行っていたり、職員の方がやっていたらっしゃると思うんですけども、今現在、この防犯灯の維持管理上の問題点をどう捉えていらっしゃるのかということと、今の4,481基の電気料というもの、これの推移とかいうものを持っていらっしゃるのか、その点をお示しいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

街路灯の維持管理につきましては、街路灯の数が多くきめ細やかな管理に苦慮している状況でございます。

電気代につきましては、平成26年度の電気料は、有明町が370万円、志布志町が510万円、松山町が80万円、約でございます。合計約960万円でございます。

平成27年度は、有明町が約340万円、志布志町が約480万円、松山町が約70万円、合計で約890万円でございます。

平成28年度の電気料では、有明町が約310万円、志布志町が約440万円、松山町が約60万円で、合計で約810万円となっております。

また、防犯灯維持管理助成の実績につきましては、平成26年度は2,479基で421万円。平成27年度は2,505基で425万円。平成28年度は2,510基で426万円というふうに推移しております。

○7番（平野栄作君） 電気料が若干ずつ減ってきている、この要因はどこにあるんですか。

○建設課長（假屋眞治君） お答えします。

若干故障した分からLEDにw数を下げて変えているというのもございますけれども、その影響というのは、そこまで無いのかなというふうには思っております。

九州電力の方にも問い合わせをしたんですけども、電気料というのが基本定額ですので、基本料金があって、その他に今度は燃料費調整額というのがあって、原油が下がると、それが今で

言うと40wで21円ぐらい減額になっています。その他に増額になるのが、再生エネルギー賦課金というのもありまして、これが太陽光とかなんでしょうけれども、42円がプラスになっていて、今274円という現状になっています。これが、また上がることもあるんですけども、たまたま今は少し下がる傾向にあるということでした。

○7番（平野栄作君） はい、分かりました。

それでは、今後老朽化が進んでいく、その更新について、自治会とか校区公民館の所も、そういう傾向にあると思いますが、そこについては、やはり自治会の持ち出しの2分の1、公民館の2分の1、それが継続していくとなると、なかなか廃棄していく方向になると思うんですが、その点の認識はいかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在の段階では、廃止ということは、あまり無いということでした。更新、修繕ということになるかと思えます。

街路灯の修繕につきましては、平成26年度で316基を修繕し、うち8基をLED化しました。平成27年度は301基を修繕し、うち24基をLED化しました。平成28年度は、407基を修繕しまして、うち29基をLED化しております。

ということで、数は限られておりますが、だんだんLED化に進めてきているということになります。

○7番（平野栄作君） これは市の方で持ち出しをされているということですね。

今回、総務委員会の方で研修をさせていただきました。むつ市におきましても、街路灯、蛍光灯からLEDの10w型に変えたということでした。

このESCO事業というのがEnergy Service Company（エネルギーサービスカンパニー）の略称ということで、ESCO（エスコ）という形での事業ということです。

内容といたしましては、市と契約したESCO事業者が従来型の防犯灯を一斉に、街路灯、防犯灯あわせてLED化しまして、LEDの防犯灯に交換する工事と、その後の10年間に係る維持管理業務をあわせて行うというものです。

市は、電気料がその分、LEDによって削減されますので、その削減された分で事業者が運営をしていくという内容になっているようです。

初期投資等がありますけれども、それを10年間で分割していくということで、支出割合を抑えられるというような事業でした。

そしてまた、ESCO事業者、顧客の光熱水費の使用状況の分析、改善、設備の導入といった初期投資から設備運用の指導や、装置類の保守管理まで、顧客の光熱水費、経費削減に必要な投資の全て、あるいは大部分を負担し、顧客の経費削減を実施するとなっています。

そしてまた、これにより実現した経費削減実績から一定額を報酬として受け取るものでありまして、5年から10年程度の長期間をかけて投資を回収、利益を確保するというものであります。設置経費及び電気料の削減、維持管理に要する人的経費の削減を考慮すると、本事業への移行も、

本市にとっては選択肢の一つであるのではないかなと思っております。

それと、耐用年数を迎つつある大多数の器具を一斉にLED化に移行する。そしてまた、これを民間が保守管理することによって、市役所における人的なコストが削減されていくというようなメリットもあるようです。

また、全国的に見ますと、横浜、川崎、青森、弘前、秋田市等についても導入されているようです。管理の一元化、省エネ対策、耐用年数対策、地域要望を満たすといった観点からも本市での導入を検討すべきないかと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） 今回、補正予算をお願いしております地球温暖化防止実行計画改定事業で計画を見直す際に、ESCO事業の導入についても、温室効果ガスの排出削減の一つの方策として検討をしていくような記載をしていきたいと考えております。

なお、電気代の削減効果や、委託料及び工事費等の予算で、事業実施が可能なのか調査研究をしてみたいと思います。

そしてまた、全国的にESCO事業者による省エネルギー診断を受けるということになっているようでございますので、本市においても、このような形での推進はしてみたいというふうには思います。

○7番（平野栄作君） ぜひですね、良い事業だと思いますので、導入をしていただきたいなと思います。

というのが、我々もよく耳にするのは、やはり設置数がまだ足りないんじゃないかなと。ですから、このむつ市でも8,000基を超える設置数でした。それと、毎年電気のこういう、こちらでいえば九電さんとかでしようけれども、メーカーさんとかが、20基から30基ずつ寄贈してくれるというようなことで、むつ市については、毎年100基をめどに増設をしていくというような考え方でした。そしてまた、位置図、こういうものもコンピュータで管理をすると。

そして、器具等についても、やはり不具合等が発生して、何万時間かの時間に対して切れるものがあるんだそうです。そういうものについては、その製造メーカーと設置者が協議をして取り替えをしていく。そしてまた、そこでその原因が何だったのか、そういうものを検証していくというようなことでした。

今後、自治会が管理をするのもしかりなんでしょうけれども、なかなか高齢化、少子化、そういう観点から難しくなってくる。それと、蛍光灯1本換えるのにですよ、大体600円ぐらい業者さんに頼めばかかります。3.6mの脚立に乗って、届くか届かないぐらいの位置ですから、高齢の方はちょっと難しいなど、自分でもやってみましたけれども、やっとカバーの留め具を回せるぐらいで、やっと換えられるぐらいの高さですよ。ですから、なかなか民間で管理するというのは、そういう側面からすると、やはり危険性を伴うなど、やはり経費が無くなると、そこまでやらざるを得なくなりますので、電球1本で済むなら、そういう形になるのかなと思いました。

今、計画に盛り込むということでしたので、できれば、盛り込んでいく方向で検討していただきたいと思います。

最後に、市長の意見を聞いて終わりにしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員御指摘のとおり、E S C O事業が開始されている地域においての数を本市と比較しますと、かなり厳しい状況かなというふうには思ったということでございます。

また、事業者の方から改めて提案等があるかと思っておりますので、そのことについては、検討してまいりたいと思います。

○7番（平野栄作君） 前向きな答弁をいただきましたので、ぜひ期待したいと思います。

この部分については、市民の方が大変期待されていると思っておりますので、ぜひですね。

それともう1点は、できれば子供たちもいますので、隅々まで明かりが届くような明るい志布志市になっていただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（岩根賢二君） 以上で、平野栄作君の一般質問を終わります。

ここで、2時45分まで休憩いたします。

○

午後2時32分 休憩

午後2時45分 再開

○

○議長（岩根賢二君） それでは、会議を再開いたします。

次に、4番、八代誠君の一般質問を許可します。

○4番（八代 誠君） 改めまして、皆さんこんにちは。

会派、真政志の会、八代誠でございます。

まずは、第11回全国和牛能力共進会宮城大会において、本市の徳重祐太郎さんの出品牛が第3区で優等賞、第1席、更に出品団体表彰においては、鹿児島県が首席第1位ということで、本当におめでとうでございます。そして、お疲れさまでございました。

さて、国土交通省は、8月10日、東九州自動車に（仮称）志布志有明インターチェンジが新設されると発表いたしました。

完成時期については、明確にはしておりませんが、志布志港や隣接する本市の臨海工業団地からのアクセス向上により、物流機能の強化が期待されています。ちなみに、このインターチェンジの総事業費は、用地費用を含んで、約4億3,000万円であり、国が約1億8,000万円、市が2億5,000万円負担していきます。

市の財源は、補助金が1億5,000万円、起債を9,000万円充当し、一般財源については、1,000万円の前定だということでもあります。

しかし、この東九州自動車道整備にかかる市内建設業者の受注率は依然として低いと、私は考えています。このことについては、今定例議会の全員協議会においても話題となり、発注者へ市内業者に対しての門戸を更に拡充していただけるよう、市長、そして、議長をはじめ志布志市議

会の総意として意見が届けられればと考えています。

また、8月26日には、志布志文化会館において、志布志港国際バルク戦略港湾整備促進大会が開催されました。多くの来賓が出席され、出席された来賓からは、高規格道路整備あるいは高速道路整備に関する整備促進大会はあらゆる場所、そして、タイミングで開催されますが、港湾整備に関する促進大会に出席すること自体が大変珍しいんだよという話があったそうです。

国が認める重要港湾を有している自治体、志布志市であるからこそ開けた大会なのかなというふうに感じたところでした。更にですね、志布志市が今後大きく発展していってくれればなというふうに感じています。

それでは、通告書に基づきまして、一問一答により質問してまいります。

今回は、防災行政について、1点に絞ってお聞きいたします。

まず、津波避難対策緊急事業計画であります。これまで複数の同僚議員から「津波避難タワーは、設置できないか」という質問がありました。

市長は、「予算措置を含めて検討しますよ」というふうに答弁されたわけですね、過去。このことを受けまして、今年のちょうど1年前の9月議会で丸山議員が「進捗状況を示して欲しい」という質問に対して、市長は「調査を実施し、その調査結果を受けて、津波避難対策緊急事業計画を作成します」というふうに答弁されております。

確かに、28年度の当初予算には、災害被害予測調査委託ということで、事業費540万円が計上されておりました。計画策定に伴う地震及び地震による津波が与える影響について、調査結果がどんなものになっているのか、まずお示しをいただきたいと思えます。

○市長（本田修一君） 八代議員の御質問にお答えいたします。

平成28年度に津波・河川浸水予測及び避難困難区域設定について調査を行ったものです。

県の予測調査も行われていたところですが、地形などの情報をより詳しく再計算し、浸水予測などの精度を向上させた結果が出されたところです。

前川河口付近から菱田川までの沿岸部の地域に避難困難地域が設定されたところでございます。

調査結果を基に避難困難地域の解消に向けた対策を検討してまいります。

○4番（八代 誠君） まず最初に確認をしたいことが1点あります。

昨日、小野議員の質問にあったんですが、災害被害予測調査、今回行われた調査なんですが、地震・津波の調査であって、水害、ですから大雨等が降った場合の被害の調査については、対象外であるということでありました。私も、そういうふうに認識をしていますが、市長の答弁について、私は水害による被害調査は防災会議において、別途スケジュールを決定していきますよというふうに、私は昨日聞き取ったところでした。28年に実施された調査は、地震による津波被害の調査ですよということなんですが、「じゃあ水害はどうなるんですか」という質問に対して、「別途スケジュールを立てて決定していきます」というふうに私は聞き取ったところでした。

市長このことについて、もう一回、やり取りが早くてですね、「ん」、というところもありましたので、もう一回このことについて、お示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在実施しております災害予測調査につきましては、津波に関するものであります。

昨年度実施した調査を基に、より具体的な被害想定を行うこととしております。

この調査については、津波による被害予測調査ですので、この調査及び計画には、土砂災害に伴う被害予測を盛り込むということは現在のところは考えていないところでございます。

土砂災害に伴う被害予測調査につきましては、広範囲に及ぶと考えられますので、関係各課が連携を図りながら進めていければと考えまして、実施する方向で検討したいと答弁したところでございます。

○4番（八代 誠君） はい、分かりました。

それでは、28年度に実施されました津波による災害被害予測調査では、鹿児島県が以前シミュレーションした予測をより具体化して、今回その調査を行ったということで理解すればよろしいですかね。

内閣府が南海トラフ地震が起これば、こんな形で津波が押し寄せてきますよというシミュレーションがあって、それを鹿児島県が独自にシミュレーションをしました。結局、この志布志市が今回行った調査というのは、何を基本にしたシミュレーションをやって調査をしたのかということをお尋ねしたいと思います。調査された基の資料というのは、鹿児島県がやった調査ですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

避難困難地域でございますが、津波の到達時間までに避難対象地域の外に、避難の必要性が無い安全な地域でございますが、ここに避難することが困難な地域ということでございます。

また、震度と津波の想定であります。鹿児島県が実施しました予測調査による計算条件と同じ条件で、南海トラフ巨大地震ケース11を用いて調査したところであります。

そして、津波による浸水については、津波浸水面積が県の調査結果では590haでありましたが、本市の調査結果では554haとなりました。

なお、津波が川を遡上して浸水する結果も報告されているところであります。

○4番（八代 誠君） 市長が言われた「浸水する面積」をhaで、お答えいただいたんですが、このシミュレーションの震度というのは、鹿児島県は6弱という形でシミュレーションしているようですが、まずその基礎となった震度は、今回市で実施した調査は、やはり6弱なのかというのが、まず1点と。

シミュレーションによる津波の想定高さというのは、最大何mということになっているんですかね。

それと、先ほどの鹿児島県は浸水する面積が590ha、今回調査したら554haということだったんですが、割合というか、志布志市の全体の面積に対して、どの程度の割合なのか、何%とか、何割とか、そういう数字では出ませんか。554haというのは、志布志市の全体の面積に対してどれくらいなのか、そこをちょっとお願いします。割合は後からでもいいですよ。

○議長（岩根賢二君） 割合の他の答弁があるでしょう。

○危機管理監（河野穂積君） はい、お答えいたします。

今、御質問いただいた内容につきましては、県の想定をしているものと同じものを使ってはおります。ただ、その浸水の割合というものにつきましては、確認をして答弁をさせていただきたいと思います。

震度は6弱です。

それと最大の津波高というのは、同じく7mということになっております。

浸水の面積、これも確認をしてから答弁をさせていただきます。

以上です。

○4番（八代 誠君） それでは、次の質問に移っていきませんが、28年度の予算、私たちがいただく予算の資料には、この災害被害予測調査は、基礎的資料の作成という形でありましたが、調査したわけですから、もしかしたらというふうに思うんですが、この調査をした委託先というのは、調査結果に対する提言というものは無かったんですか。こんなふうにした方がいいよ、こんなことをやった方がいいよということがあれば、提言があったとすれば、どんなものがあつたのか。そのことについて、お示しをお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

調査結果による避難困難地域の解消に向けて、津波避難施設の設置について、提言があつたところですが、避難困難地域の更なる具体的な調査を行いまして、対策を講じてまいりたいと考えます。

○4番（八代 誠君） はい、分かりました。

それでは、この事業といたらおかしいんですが、今年度も津波避難対策緊急事業計画を策定しますよということで、今年度の当初予算には108万円計上されております。この津波避難対策緊急事業計画書、これは委託されるんですか、それとも自前で作っていくんですかね。

○市長（本田修一君） お答えします。

今年度予算につきましては、計画作成に必要である具体的な調査を昨年と同様の調査委託先に依頼しておりまして、更に具体的な被害想定を行うということで、避難困難区域解消に向けた対策につなげてまいりたいと考えております。

○4番（八代 誠君） 調査委託先は一緒ということですが、計画書作成は昨年委託された、今年も一緒ということですが、計画書作成自体は、どうされていくんですかね。

○市長（本田修一君） 作成につきましては、委託先ということになります。

○4番（八代 誠君） では、この計画書作成の現時点での進捗というのがつかめておりますかね、つかめていれば、その進捗について、お示してください。

○市長（本田修一君） お答えします。

今年度更に具体的な被害想定による避難困難区域解消に向けた調査を行いまして、津波避難対策緊急事業計画に反映させるところでございます。

県に相談しながら、また既に作成済みであります宮崎市の進め方を参考にさせていただきな

ら進めているところでございます。

○4番(八代 誠君) まだ作成中であるということで、よろしいですかね。であれば、確かこの計画書については、国の方に6月と10月でしたかね、計画書ができてから提出されるというのが。であれば、この計画書作成が委託されているのであれば、今年度中にできるのか。そこら辺の今後の行程、どんな形で示していけるのか、今後の行程について、お示し願いたいと思います。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

調査結果や当該地域の意見などを津波避難対策緊急事業計画に反映させまして、県と協議してまいります。早い段階でお示しできるよう努めてまいりたいと考えております。

○4番(八代 誠君) 市長は、早い段階でということなのですが、今のところ県と打ち合わせをしながらということで、その計画書が完了する時期については、まだ不明瞭だということで、よろしいですか。そこについて、お願いします。

○市長(本田修一君) 計画書につきましては、年度内完了ということでございます。

○4番(八代 誠君) この計画書、本当に熟議がされて、計画書ができていくと思うんですが、最初は案という形になるわけですかね、そのことが示されて、対象地域でいろんな意見を集約されて、修正された後に計画書というのは完結していくのかなというふうに思うんですが、そういった形でよろしいですかね。

○危機管理監(河野穂積君) ただいま議員から御質問いただいたようなスケジュールというか、そういった形で進めていきたいというふうに考えております。

○4番(八代 誠君) 私たち、先ほどの平野議員からもありましたように、委員会あるいは党派で防災の先進地研修に行かせていただいております。そういった所を視察して見ますと、避難施設を設置する際には、要配慮者の方々が、どの地域にどれくらいおられるか、そういった細かい配慮も必要になってきますよというような案内がありました。更に詳しく見ていくと、先進地における避難タワーの設計書ですね、見ていくと、避難タワーの面積を決定する場合に、その係数に「要援護者比率」というような言葉も目にします。「必要な面積に余裕を持つんですよ」という意味だそうです。

私たちは、避難施設というと、ついコンクリート構造を想像してしまうんですが、私は盛り土による避難施設も検討すべきではないかなというふうに考えます。宮崎港内には、約1,300人が避難できる「避難高台命の丘」という施設があると聞いています。これは宮崎県が2016年10月26日に完成させたものでありまして、想定津波高9.8mに対して高台の標高が13.5mだということでした。避難スペースは直径が43mありまして、避難スペースの面積は1,300㎡というような形になっています。

この盛り土で避難施設を造っているんですが、宮崎の方で進んでいる東九州自動車のトンネル工事から「ずり土」という表現をするらしいんですが、トンネルで発生した捨て土ですよ、それを全て利用して完成したということでありました。事業費が7,600万円であります。ですから、コンクリート製の避難タワーに比べると大分格安でできているな、形は円形になっておりまして、

角を造らないということで、津波を受け流す構造になっているんですよというようなことでした。高台には、あずま屋があって、あずま屋の下にはベンチがありまして、そこを間仕切りすれば防災トイレとして利用できるんですよというような話も聞いたところでした。

コンクリート製のタワーについては、静岡県の方に伺った時には、設置箇所が道路管理者がどこなのか、国なのか、県なのか、市なのかというようなことで、いろんな手続きが必要になってくると。更には照明施設自体は設置はできますが、倉庫など、つまり先ほどお話ししましたトイレ、あるいは備蓄品倉庫などは、建築基準法に引っかかってしまって設置ができないというようなことを話していただきました。

ここで質問に入ってくわけなんですけど、先ほど大地震が発生してから本市に7mの津波が来るんですよということでしたが、地震が発生して、本市に到達するまでの時間ですね、それはどれくらいなのか、どんな結果が出たのかということが、まず1点と。

避難施設ができた場合に、避難施設に避難者が行きますよね、避難施設に避難者が、そこにずっととどまらなければならない時間、1時間なのか、5時間なのか、1日なのか2日なのか、そこから辺のシミュレーションができていいのか。海ですので、浮遊物の流出、発生というものもあるわけなんですけど、地震が起きました、津波が押し寄せてきました、それまでの時間と、避難所に避難してから、そこにとどまらなければならない時間というシミュレーションができていけば、そこをお示してください。

○市長（本田修一君） お答えします。

国土交通省港湾局から出されている「港湾の津波避難施設の設計ガイドライン」を参考に、避難者1名に対し、1㎡が必要であると判断しております。ただし、避難者2名に対して1㎡が用いられることもあるようです。

次に、津波が到達するのに要する時間は、市東部の沿岸部は30分程度で到達し、その後、志布志港や前川河口付近、そして、市西部の沿岸部、菱田川河口付近に到達する結果となっているところですよ。

津波避難施設等にどれだけの時間とどまればいいのかということに関しましては、津波は繰り返し押し寄せてきますし、津波の影響で移動することで、危険が生ずる可能性がございますので、何時間で大丈夫とか、何日経っても大丈夫といったことではなく、安全が確保されるまで、そこにとどまっていただく必要があるというふうに考えているところであります。

○4番（八代 誠君） 私たちが静岡県吉田町に視察に行った際の避難者の必要な面積というのが0.5㎡という数字を示されました。本当に志布志市とは違いまして、本市は地震発生から、早い所で約30分、吉田町は5分ということでした。なので、まず避難施設に避難をしてもらわなければならない。

しかし、今市長が言われたとどまる時間というのは、安全が確保されるまで、そこにいなければいけないということですよ。ですから、志布志市は一人に対して1㎡を確保していくのかなというふうに答弁では思ったんですけど、一人1㎡で足りると思いますか。座ったり、あるいは御

高齢の方がおられたり、ただでさえ病気の方がおられる、この0.5㎡、1㎡、どんな形で確立されていこうとされているのか、0.5㎡で足りるのか、1㎡で足りるのか、そこらについては、どんなふうを考えておられますか。

○市長（本田修一君） 一人当たりの避難者に対しましての必要な面積でございますが、1㎡というふうにお答えしたところでございます。

今お話がありましたように、吉田町においては0.5㎡というような形でいち早く避難タワーが設置されたようでございます。その土地その土地の状況がございまして、私どもとしましては、このことを基準として、今後も考えてまいりたいというふうに思います。

○4番（八代 誠君） 本当に、その土地その土地のここは考え方で私もいいと思います。他が0.5㎡でやっているから0.5㎡、1㎡というのを国が示しているから1㎡ではない。安全率というのは、多めに見ておく必要があるというふうに感じましたので、このことについては、今後計画書を作成される場合に大きな意味を持ってくるような気がしますので、ぜひそのことについては、注意をお願いしたいと思います。

コンクリート製の避難タワーということで、否定しているわけではありません。今、市長が言われるように、そういう避難施設を造るのであれば、建設しようとする、検討している地域に用地の余裕があれば、盛り土等でもいいのではないかとすることが必要なんじゃないですかということで、申し上げましたので。ただ冒頭、バルク戦略港湾の話をしたしましたが、これは本格的に工事が進んでくると、しゅんせつによる大量の土砂が発生すると考えられます。先ほど宮崎の「命の丘」の話をしたんですが、総事業費7,600万円かかっているわけなんですけど、宮崎市自体の負担というのは1割だったということでした。国の補助が3分の2、残りの24%を宮崎県が負担したということでありました。宮崎県が主体になって、この事業をやったらしいんですけど、宮崎市がいち早く計画書を作成していたので、そういう比率で事業ができたということでありました。ですから、やはり本市も津波避難対策緊急事業計画は、急いで作成すべきだなというふうに思っております。そこについては、よろしく願いいたします。

それでは、次の項目、避難所について、質問をしてまいります。本市が公表しております避難場所一覧表があるんですが、避難所です。緊急時の避難場所について、本市が公表している、その種別と箇所数について示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

避難場所につきましては、避難所として使用する施設や、津波の際の避難場所としての高台や緊急避難ビルがあり、避難所として使用する施設は、46か所であります。高台が7か所、緊急退避ビルが7か所あるところでございます。

○4番（八代 誠君） 私が持っている資料には、一次避難場所と二次避難場所というものがあるんですが、その違いを分かるように説明をしていただけますか。避難場所にも一次、二次というのが、どうもあるんですが、その違い、何で一次と二次があるんだろう、その違いをお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えします。

避難所の一次開設は、台風など段階的に災害の発生が予測される場合に、優先して開設する避難所です。

また、二次開設は、一次避難所のみで対応できない場合など、必要に応じて開設する避難所と考えております。

○4番（八代 誠君） 私が印刷した資料には、二次開設される避難場所については、頭に「災害救助法が適用された場合」というふうに書いてあるんですね。災害救助法には、自分も調べたんですが、適用基準があって、志布志市の場合は、津波あるいは大雨で60世帯以上の家が失われた場合には、災害救助法が適用されますよというようなことなんですが、そういう調査、あるいは国等への申請だと思うんですが、かなり私、時間がかかると思います。ですから、本市が示している一次避難場所と、二次避難場所、二次避難場所の頭には「災害救助法が適用された場合に開設するんですよ」というふうに書いてあるんですけど、本市は、災害救助法が適用されるまでの時間、期間というものをどの程度だというふうに想定されているんですかね。

○市長（本田修一君） お答えします。

災害救助法が適用されるまでに、どれだけの時間を要するか分かりませんが、第二次開設避難所は災害救助法が適用されるような災害が発生すれば、災害救助法の適用の有無には関係なく、すぐにでも私の判断により必要に応じて開設してまいります。

災害救助法は、あくまでも判断基準でありまして、一次開設避難所のみで対応できない場合などは必要に応じて開設してまいります。

○4番（八代 誠君） 今市長が言われたように、本当に災害救助法、そんなの関係なくでいいんじゃないかなと思うんですよね。ここに災害救助法が適用された場合には、二次避難場所を開設しますよ、いや、そうじゃないでしょう。市長が、即判断されて、二次開設所も一次開設所も同時に開設される場合がありますよという資料にしていきたいというふうに私は感じたところでした。

そして、避難場所としては指定はされていますが、大地震が発生して津波が懸念されて、避難場所として、多分適さないだろうという避難場所、耐震化されていない避難場所というのがあるんじゃないですかね、どうですか、そこをお示しいただきたいと思います。

それと、災害予測調査委託が終わったわけですから、調査の結果を踏まえて、この避難場所は最新のものとして更新されたんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

津波が懸念される避難所は46施設のうちの9施設でございます。避難所46施設のうち38施設が耐震基準を満たしているということが確認されております。

残りの8施設につきましては、耐震診断が未実施でありますので、実施していただくよう施設管理者と協議を実施したいと考えております。

○4番（八代 誠君） 今回昼食時間に台風18号ですかね、急に曲がってきて、また鹿児島県ち

よっと危ないのかあというふうに思いますが、水害については、こういう予報というもので前もって、その危機というのは、ある程度把握ができるわけです。なので、一次避難所があって、その後、二次避難所を開設しますよという流れというか、工程については、私理解ができます。

しかし、大地震とか、大地震による津波による被害の場合は、先ほど言いました災害救助法が適用される判別になっているというのも、やっぱりちょっとおかしいなという気がするのが1点と。現在本市が採用している避難所一覧表には、津波の場合には使用できませんよ、そこはちょっと適用外ですよというバツ印が付与してあるんですね。例えば、香月地区公民館、夏井地区公民館等があるんですが、しかし、昨日も小野議員の質問の中にありました。「今、災害を語る時に想定外はナンセンスですよ」というふうに言われたのが、非常に印象に残っています。

現に去る9月3日に、松山町の城山公園で実施されました曾於地区総合防災訓練では、「台風接近に伴う大雨で、大雨洪水警報が継続して発令されています。志布志市松山町で震度6弱を観測した地震が発生しました」という想定で訓練が実施されました。

市長、この避難所一覧表の見直しというのは、適さないんだったら除外すべきだというふうに私は思います。その見直しについては、どうですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

様々な災害が発生するというところでございますので、地震や津波等に限らず、災害の種類に応じた避難所の開設に努めているところでございます。

耐震性を満たしていない避難所なども含めまして、議員から御指摘がありました避難所の大幅な見直しにつきましては、地域の御意見や防災会議での意見も伺いながら協議をしていきたいと考えます。

○4番（八代 誠君） 方法は、二つほどあると思います。

今、先ほど話しましたように、耐震性能が法の基準を満たしていない施設というのは、一覧表から排除してしまうか、排除しないのであれば、水害が先に起こった場合に、そこに避難されているのであれば、地震が起こったよという二次避難の手順書を作ればいいと思います。

ですから、そこら辺の想定される被害に対しての手順書というもの、マニュアルというものを確実に作っていかないといけないんじゃないかなというふうに考えています。

本当に、先ほどちょっと実名をあげて申し訳ありませんでしたが、海沿いの方々は高台の方まで、わざわざ台風なのに避難してくださいよというのは、やはりちょっとどうなのかな。しかし、台風が接近している時に、地震が起こらないというのは絶対あり得ないわけではないですので、そういった形で実際松山の城山公園では訓練をやっていますので、訓練で想定してて、じゃあ避難所はどうか、そんなふうになってないじゃないかということなんです。なので、避難所も水害で一次避難したところに、地震あるいは大地震があって津波が押し寄せて来るよということがあった場合には、二次避難所への移送についての手順書等をしっかり整備していただきたいと思いますが、この点については、どうですか。

○市長（本田修一君） 先ほども答弁いたしましたように、その災害の規模に応じて、避難所の

開設については、私の方で開設を決めていくということになりますので、その時その時の状況を把握しながら、避難所の開設に努めてまいりたいと思います。

○4番（八代 誠君） それでは、次に、避難所の環境整備について質問していきます。

本市は、避難所に市内の小・中学校を指定してあります。ここで文部科学省は、今年の4月時点で、この環境整備について調査を実施しておりました。例えば、「備蓄倉庫はありますか」、「飲料水の備蓄はあるんですか」、「多目的トイレは設置されていますか」、「通信装置はありますか」、など複数の項目に対しての調査があったんですが、「鹿児島県はほとんどの項目で全国平均を下回った」という記事が地元の新聞に8月30日付けで掲載されておりました。このことについて、先ほど言われた今年度策定する計画書、避難所として指定しているわけですから、こういった環境整備も計画書には反映されていく予定ですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

備蓄については、避難施設全てに飲料水や非常用物資などを備蓄しているわけではございません。市の本庁、各支所の庁舎に備蓄品を保管しているところでございます。

また、多目的トイレやマンホールトイレ等の整備についてでございますが、被災地でのトイレについては、非常に重要な課題であると認識しております。

したがって、トイレの課題をいかに解消していくことができるか、調査研究をしております。また、計画書は、津波に関する地域に限定されるため、反映せず市内の小・中学校の全体に関わることで、教育委員会と協議しながら、できるところから対策を講じてまいります。

○4番（八代 誠君） 今、市長が言われたとおり、津波被害に対する計画書ですので、まず、そういう該当する所から順次整備をしていただきたいと思いますというふうに思います。

それでは、最後に緊急時の応急仮設住宅候補地の在り方について質問していきます。

まず、通告書にありますように、本市においては、市内の小・中学校の校庭が候補地になっております。

一覧表には、優先判定が設定してあります。優先判定がBになっている小・中学校、ほとんどの学校が判定がBになっているわけなんです、A判定候補地には459戸が住宅建設可能となっておりますよということなんです、もし500戸を超えるような大災害が発生した場合に、「優先判定Bの小・中学校校庭のうち、いずれかを選択しなければならない」というふうになっています。

応急仮設住宅を仮に設置してしまうと、先ほども平野議員の中にありましたが、益城町に行ってきました。応急仮設住宅、建設してから2年3か月ですかね、国の方が面倒見てくれるよという制度があるみたいなんです、とてもじゃないけど、そういう期間では移動ができません、できないだろうというようなことでした。東日本大震災についても、益城町の担当が言われるには、5年経っていても、まだ建っていますよというような話を伺ったところでした。

ですから、市長が候補地として小・中学校校庭が応急住宅候補地として適正だと、他に無いからということなんでしようけれども、適正だと考えておられますか。

○市長（本田修一君） 近年、全国的に自然災害が発生しており、災害が発生した場合、住宅を喪失した住民に対しまして、まず第一に応急仮設住宅などの安全な住まいを迅速に提供する必要があるということがございます。

鹿児島県地域防災計画においては、応急仮設住宅建設候補地については、災害時に速やかに用地を確保するため、あらかじめ市町村が把握をすることとなっております。県においては3年ごとに候補地リストの更新を行っており、昨年度に直近の更新、平成25年度であります。それから3年を迎えることから、本市において、候補地リストの更新をしているところでございます。

市内における建設可能な敷地箇所及び建設可能戸数は、22か所、881戸となっております。平成25年度に比べて1か所の増及び102戸の建設増となっております。

御質問の小・中学校の敷地につきましては、22か所うち、学校敷地は14か所、そのうち2か所、田之浦中、四浦小が使用されていない敷地となるので、実数としては12か所となります。

建設可能戸数は、236戸となります。全体戸数の3割程度に抑えて計画をいたしました。また、学校敷地につきましては、長期間建てられない区域としております。

また、鹿児島県地震等防災被害予測調査に基づく本市の必要仮設戸数は、794戸と判定されておりますので、今回の候補地リストの881戸で可能であるというふうに考えております。

○4番（八代 誠君） 今、市長が答弁された881戸なのですが、田之浦中学校は貸し出しされるんですよね。ですから、ちょっと数字が違うんじゃないかなというふうに感じるころなのですが、30%以下に抑えていくんだということではありますが、この表の中に庁舎前広場、市営グラウンドという位置が表示されてるんですが、この庁舎前広場というのは、どこのこと、市営グラウンドというのは、どこまでを指しているのかお示してください。

○市長（本田修一君） お答えします。

庁舎前広場とございますが、その場所は、市役所本庁舎下の敷地でございます。現在駐車場になっているところでございます。

市営グラウンドというのは、市役所本庁舎横の市民グラウンドでございます。

○4番（八代 誠君） またここで、昨日小野議員とのやり取りの中でありましたが、本市には大災害が発生した場合の受援計画という、応援に来られた方々に対しての計画は策定されていないということであったわけなのですが、大災害が仮に発生した場合に、自衛隊あるいは鹿児島県警、そういった公的な組織、そして、日本中どこでも見受けられたボランティアの方々が来られるわけですよね。その方々が使用するというか、されるエリアというのは、今志布志市はどこを想定しているんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

具体的に、どこに関係機関が、どこをどのような形で使用するかということについては、決めておりませんが、災害対策本部や現地災害対策本部の周辺の敷地を使用していただくことが現実的かなというふうに思っております。

関係機関と協議し、事前にエリアを確保できるようにしてまいりたいと考えております。

○4番（八代 誠君） 私は、大地震が発生して津波が押し寄せてきた場合には、やはりここが本部になっていくのかな、私自身は、一番安全な所ですから、そういった形になると、多分ベースというのは、さっき市長が言われた市民グラウンドあたりがキャンプ地になっていくのかなというふうに考えます。

すると、さっきの仮設住宅建設予定地というのは、もっと面積が減ってくるわけですね。自衛隊あるいは、そういう公共的な組織というのは、さっと来て、さっと引き上げるんでしょうけれども、そこら辺の数字と、どうなっていくんだろうという組み合わせというのが本当かみ合っていないんじゃないかなという気がしているところです。

ちなみに、最後の質問になっていくわけなんですけど、開田の里公園、あれだけの敷地があるんですけど、応急仮設住宅候補地としては入ってないですね。その原因というのは何なんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

応急仮設住宅候補地に限らず、大規模災害時に備えて、より広大な土地の確保は必要であるということでございます。

開田の里公園につきましては、現在市民の憩いの場として使用されているところで、現在のところでは応急仮設の住宅用地としては、考えてないということでございます。

○4番（八代 誠君） 私は、前日も提言したんですが、開田の里公園の桜山辺りを造成して、公園一帯を応急仮設住宅候補地にすべきだと考えています。

桜が咲く時期には、本当に市民の方々をはじめ、庁舎を訪れる方々の目を引き付けて、心まで和ませてくれています。しかし、あそこの地層については、表土が本当に薄くて土壌のほとんどが岩盤であるように見受けられます。樹木が生長していくには、決して適しているとは言えないんじゃないかなというふうに考えています。ですから、造成するといっても、樹木自体を桜だけではないですので、樹木移植を優先して桜山を造成して、公園一帯を応急仮設住宅の一つにすべきじゃないかなというふうに考えています。造成時に発生した土砂については、前段でお話ししましたように、タワーではなく、もし避難高台の建設とかがあれば、そういった高台に流用していく、あるいは工業団地の盛り土として流用していけばいいというふうに考えるんですが、そのことについて、市長どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

桜山につきましては、かつてキャンプ場として整備され、そしてまた、体育施設として管理がされておりました。合併時においては、キャンプ場としての用途を廃止して、地区公園という位置付けから建設課の所管としております。

その後、一時的な管理をするため、平成25年に所管替えを行い、生涯学習課所管としていところでございます。

現段階で特に何らかの形で、この桜山を利活用しているということではないところでございますが、市の商工会の有志によりまして、3月から4月にかけて花見のためにちょうちんを設置さ

れて、花の名所として市民に親しまれているということでございます。

今、御提案がありましたように、この桜山につきまして、その桜山の土を避難のための土塁として使用するという点については、検討はしておりませんでした。本日いただきました資料等を参考にしながら、また研究はしてまいりたいと思います。

○4番（八代 誠君） 私も、今年の3月に質問した際には、圧倒的に高規格道路整備、それから東九州自動車整備道路、土が足りないという状況だったと思います。

しかし、今度はバルク戦略港湾の改修が始まると、しゅんせつ土がかなり大量に出てくる。本当に自分たちの、この志布志というのは、ガラッと半年で環境が変わってきたなど。ですから、私が言いたいのは、いろんな角度から今回計画書を作成される場合にも、検討をしていただいて、良い形の計画書作成ができればなというふうに思って、そういった提言をしたところでした。

ただ、しかし先ほどお話しましたように、避難所、あるいは仮設住宅候補地、どうしても、この表を見ると、市の土地、あるいは教育委員会が管理する土地なので、ここが無難だな、鹿児島弁で言う「うってちけ」ですよ、それではちょっといかんというふうに私は思ったところでした。ですので、そういったことではなく、しっかり誰が見ても、ちゃんとした避難所、あるいは建設用地になっているなど一目で分かるような一覧表を作成できればなというふうに考えています。

先ほどもお話しました台風接近の話ですが、前回8月5日、6日あたりに台風5号が襲来した際には、本当に行政告知端末等で再三事前避難の呼び掛けが、まだやっているというぐらいあったところでした。今回も大きな台風みたいですので、避難あるいは注意喚起等には、前回同様に徹底した案内をしていただきたいなというふうに思います。

それが1点と、冒頭でお話しましたように、常任委員会、あるいは会派で研修に行くことができました。吉田町を見に行っただけですが、志布志とは地形をはじめ自然環境、そこの歴史文化。津波が5分で到達する。うちは30分、ぜんぜん環境が違うんですね。しかし、平野議員が先ほど言いましたが、防災に関して先進地と言われる自治体では、そこの首長さんが、こういうことを、「私が預かる市民や町民は、誰一人として犠牲にしてはならない」ということを強い決意をもって取り組まれているということで、町自体が防災に対して一致団結しているということでございます。

もちろん説明をしていただいた職員さんも、日本一だというふうに思っているわけですよ。ですので、私たちも一団体だったわけなんですけど、日本中から視察がやって来る。

そしてまた、そういう防災に関する業者といたらおかしいかもしれませんが、いろんな情報をどんどん持ってくるらしいです。ですから、現在取り組んでいる防災対策が、どんどんどんどん研ぎ澄まされていく、すごい相乗効果なんだなというふうに感じたところでした。

先ほど平野議員も言ったように、本田市長に志布志市民の一人も犠牲にしないんだという強い意志をもって防災行政のかじを取っていただきたい、強いリーダーシップをもって取り組んでいただきたいというふうに思います。

最後に市長、そこら辺の意思をお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先般襲来いたしました台風5号につきましては、1週間ほど前の予測からして、本市あるいは本土を直撃するというようなことで、また台風自体が大きいということで、大変緊張して、その進路について注視したところでした。幸い本市をそれて通過してくれたおかげで、被害がほとんど無かったところでございますが、そのことについては、市民の皆さん方にも緊張を持って、また情報収集については、それぞれの方が御自身で情報収集しながら対策をとっていただきたいという思いであったところでございます。

今回また台風15号が襲来する予測が、本市を通る予測が示されております。このことについても注視を怠らずに情報については、伝達を市民の方々に中断なくやってまいりたいというふうに思っています。

そしてまた、議員の皆様方が研修に行かれた地域で首長さんが、「誰一人として自分の町では犠牲者を出してはならない」という固い決意のもとで防災対策について、津波対策について、取り組みをされたということについては、本当にお話を聞きながら敬服するところでございます。

私どもも、その地、またその首長さんに倣いながら本市においても、そのような精神で今後の防災対策については、取り組みを高めてまいりたいというふうに考えるところであります。

○議長（岩根賢二君） 答弁漏れがございましたので。

○危機管理監（河野穂積君） 大変失礼いたしました。

先ほどの御質問の中で答弁漏れがございましたので、答弁をさせていただきます。

まず、本市における浸水面積の割合でございますが、行政面積290.28km²のうち、5.54km²ということでございますので、割合としましては、1.9%ということになります。

それから、浸水深さでございますけれども、この浸水深さにつきましては、志布志市では最大津波高7mということが言われておりますが、浸水深さにつきましては、その地形と、それから建物の状況等々ございますので、一概に何mということは、言えないところでございます。

以上です。

○4番（八代 誠君） 分かりました。ぜひ事前情報については、あんまりしつこくやりすぎて非難があったという、いわゆる空振りですよね、ということで非難されたという報道も、たまに目にしますが、やはり私は、そのことに対しては、市長が強い意志を持って、事前情報を徹底して流していただくということに努めていただければと思います。

以上で、私の一般質問を終了します。

○議長（岩根賢二君） 以上で、八代誠君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで散会いたします。
どうも御苦労さまでした。

午後 3 時53分 散会

平成29年第3回志布志市議会定例会会議録（第4号）

期 日：平成29年9月14日（木曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

丸 山 一

市ヶ谷 孝

小 園 義 行

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
副 市 長 岡 野 正	教 育 長 和 田 幸 一 郎
総 務 課 長 武 石 裕 二	財 務 課 長 仮 重 良 一
企画政策課長 樺 山 弘 昭	情報管理課長 小 野 幸 喜
港湾商工課長 柴 昭 一 郎	税 務 課 長 野 邊 孝 蔵
市民環境課長 西 川 順 一	福 祉 課 長 折 田 孝 幸
保 健 課 長 津 曲 満 也	農政畜産課長 重 山 浩
耕地林務水産課長 立 山 憲 一	建 設 課 長 假 屋 眞 治
松山支所長 今 井 善 文	志布志支所長 山 田 勝 大
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 雅 人	教 育 総 務 課 長 徳 田 弘 美
学校教育課長 福 田 裕 生	生 涯 学 習 課 長 若 松 利 広

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 吉 田 秀 浩	次長兼議事係長 中 水 忍
調査管理係長 西 洋 一	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時00分 開議

○議長（岩根賢二君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩根賢二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、市ヶ谷孝君と青山浩二君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（岩根賢二君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、9番、丸山一君の一般質問を許可します。

○9番（丸山 一君） 一般質問も3日目となりましたので、市長、あと3人ですので、頑張っていたきたいと思います。

通告に従い質問をいたします。

まず、コアジサシの保護を徹底すべきと思うがという点について質問をいたします。誠意ある答弁を求めるところでございます。

市長、ここに8月27日付けの新聞の切り抜きがあります。これを見られたでしょうか。

○市長（本田修一君） おはようございます。

丸山議員の御質問にお答えいたします。

ただいまお示しになられた新聞記事は見た記憶がございます。ちょっと内容については十分とは言えませんが、コアジサシについての営巣についての記事だったというふうに思います。

○9番（丸山 一君） それでは、市長と担当課長にお伺いしますけれども、コアジサシを実際見られたことはあるんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私自身は、新若浜が完了したのが、確か平成21年になるわけでございますが、その時に後背地の方が湿地帯ということで、そちらの方にも飛来してきたということで、見たこともございます。

また、その後においても、何回かは見ております。

○市民環境課長（西川順一君） 今回のそういう新聞報道、あるいは自然保護推進委員からの連絡を受けまして、やっと今回見させていただきました。

○9番（丸山 一君） 実際、この志布志湾に確か僕の記憶では、12年ぶりだと思うんですよ。新聞等には80年と書いてあるんですけども、僕が最初いろいろ協議した中では8年だなど思ったんですけど、実際には、今思ってみると、確か市が発足した年に、菱田川河口の右岸側に100羽ぐらゐのコロニーができて、そこに標識ロープが張ってありまして、僕は確認に行ったんですよ。その時に、真ん中に軽トラが1台通れるぐらゐのスペースの通路みたいなのが造ってありまして、菱田の人たちが投網に行くのに開けてくれということで、多分開けたと思うんですよ。僕

は、そこを中間ぐらいまで行った時に、親がブンブン飛んでまいりまして、これはやばいなと、子がふ化しているなどと思って、僕は引き返した記憶がありますので、確か12年ぶりだと思います。

実際、飛んでいる姿を見ていますと、普通の鳥は真っ直ぐ飛んでいくんですけども、コアジサシの場合は、上下運動をしながら飛んでいくんですよ。飛んでる姿も非常にきれいなんですよ。ですから、野鳥の会とか撮影、カメラを持って追いかける人たちがいらっしやる。ああいう人たちにとっては、対象物としては最高だということで、かなりいろんな所で、いろんな問題が実際起きてるんですけども、実際きれいなんですよ。12年ぶりに来たもんだから、うれしくてしょうがなくて、いろいろ保護活動をやってまいりましたけれども、そのことについて、ちょっと質問をいたします。

今年の6月になりまして、コアジサシが100羽ほど、この海岸に来ているよというのを志布志湾岸野鳥ネットの代表の方から電話がありまして、行きまして、確認をしましたところ、確かに安楽川、菱田川河口にたくさんおりました。

そこで代表と保護対策を協議をいたしまして、県に申請をして柵を立てる許可をいただきました。ロープを張りました。市の市民環境課と、大崎町は企画調整課でありましてけれども、そこで打ち合わせをいたしまして、コロニーの回りや、コロニーから150mぐらい手前の所で、くいを打ってロープを張って、近付かないようにということをやりました。その時に市の方で作っていただいたのが、これであります。「コアジサシの営巣中ですので、バイクの乗り入れを控えてください」と、「また騒いだり近寄ったりするのも控えてください」というお願いみたいなのを下げたわけです。そうでないと、ただロープが張ってあったばかりでは、これは何やと言われるから、この下の方に希少動植物の関連の所があって、絶滅危惧種であるよということが書いてあります。これは市の方で作っていただきまして、標識ロープの所にずっと下げていったんですよ。

6月の中旬から約1か月になりますけれども、1日大体少ない時で三、四回、多い時で五、六回見に行きました。志布志町のM氏も毎日来てくれまして、僕は横瀬の方まで行く時間がなかったもんですから、M氏には大崎町横瀬海岸まで行っていただきました。

大体3か所で100から120ぐらいいるんだらうというのは確認をしております。この市民環境課で作ったものに対しましては、国際希少動植物であるということを書いていたわけですがけれども、僕は約1か月海岸に行った中で担当課の職員は、花火の4日前に1回会っただけなんです。ですから、担当課の職員というのは、どういうことを仕事としてやるのかなと。市民環境課の対応というのが、何を主眼にして置いているのかなというところがあるんですけども、市民環境課の対応について、ちょっとお伺いをいたします。

○市民環境課長（西川順一君） 私たちとしても、今、生物多様性の地域戦略を練ろうということで集まっていたいて、そういうコアジサシをはじめ、ウミガメとかについても、本当にいろんなつながりの中で、みんな人間生かされているんだなということを実感しながら、こういうコアジサシの保護とかいうことについても、しっかりと取り組んでいかなければならないというふ

うに考えております。

ただ、私たちのそういう現地へ行った回数が少ないということについては、ちょっと反省しなければいけないところがありますけれども、そういういろんな生物を守っていくということについては、一生懸命頑張っていこうと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

○9番(丸山 一君) 約1か月、少ない時で三、四回行っているわけですがけれども、その中で担当課の職員は、くい打ちの時1回来ました。大崎町の職員は三、四回来たかな。

僕が思うに、希少動植物を守るためには、市の職員も一生懸命せんないかんじゃろうと思うんですよ。デスクワークだけが仕事ではないと思うんですね。

やっぱり、現場の方もいろいろ対応を考えていただいて、それなりのことをやってもらわないことには、私一人が安楽川、菱田川を行ったり来たり行ったり来たりしているわけですがけれども、その隙間を狙って来るやつがいるんですよ、実際の話が。

菱田川河口のところも、大崎町との町境の所に駐車場を僕らが造っていますけれども、そこにくいを打って、ロープを張って、この札を下げている。それでも、黙って見ていますと、その札を標識ロープを越えて行こうとした人がいたんですよ。「あんたはどこに行くのか」と、「前の方に」と言ったから、「前の方に行ったら、標識ロープが張ってあって、ここに表示をして、乗り入れしてくれるなどしてあるだろ」と、「あなたは字が読めないのかよ」と。そういう時に不思議なんですけれども、薩摩弁ではなく、標準語で言うんですけれども、ちょっと強い口調で言ったんですよ。何の権限があってあなたは中に入っていくのかと。誰かに頼まれているのかと。数の確認とか、そういうことをするのかと。わざわざここに入らないでくださいよとしてあるのであれば、入る必要ないだろうかと。手前の所で、双眼鏡や望遠鏡なんかでのぞくと見えるじゃないかよと、実際12組、今、抱卵してるよと。それをわざわざ中に入っていく必要があるのかと言いましたところ、黙って下を向いてたんですよ。

後で聞いて見ると、日本でもかなり有名な団体に所属している人でありました。

それと肩からカメラを下げた人がおまして、それが大体でかいやつですが、こんな長さぐらいで、20cmぐらいの望遠ですね。それを持って行く人がいるわけですよ。その人は、巢から飛び上がっていく所を下からこう、1秒間に何十枚か撮れる良いカメラを持っているんですよ、200万円か300万円ぐらいするらしいんですよ。それで追っかけているわけです。「一、二枚撮ったらいいだろうと、入らんでくれよ」と言うんだけど、僕が昼飯のため帰った後、気になったから飯食ったらすぐ走って行くと、もう入っているわけですよ。それで、僕が駐車場で頑張ってるものだから、帰るに帰れないわけですよ。俺から怒られるのが分かってるから。

だから、本当このことに関しては、子供より始末が悪い。ですから、私一人ではなかなか難儀なところがあるので、できれば市の職員の人たちも、そういう所に付いて説明をしたり、対応をしたりすることをしていただければと思います。来年度は、コアジサシは来るかどうか分かりませんけれども、やっていただきたいと思います。

環境省が出しました「コアジサシの繁殖地の保全・配慮指針」の中にもいろいろあります。こ

の中に参考資料がありますけれども、この中に海岸には、釣りをしたり、投網をしたり、サーフィンをしたり、カメラ撮影をしたりする人たちがあって、いろんな問題が起きているということは、実際環境省の指針の中にも指摘をされております。ですから、来年もしも飛来した場合には、それなりの対応を考えなくちゃいけないだろうということで、再度確認をしておきます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今御質問のとおり、6月から志布志湾岸の通山海岸、菱田川河口及び横瀬海岸にコアジサシの飛来があったと。そしてまた、100羽から120羽飛来があったというふうに議員の方のお話でございます。

市においては、志布志湾野鳥の会からの連絡を受けまして、7月上旬に日南海岸国定公園における工作物の設置許可申請を県の自然保護課に行いまして、安楽川右岸の通山海岸入り口と、海岸の営巣地手前に侵入防止柵と看板を設置しまして、コアジサシに配慮し、人及び車の立ち入りを遠慮するよう掲示したところでございます。

しかしながら、ただいまお話がありましたように写真撮影や散歩などといったことで、海岸に立ち入る方がいたということで、通山海岸ではコアジサシが、ふ化できなかったということを知っております。

次年度につきましては、自然保護推進委員及び自然保護団体の方々と情報交換を行いまして、近隣市町とも連携を図りながら、環境省の「コアジサシ繁殖地の保全・配慮指針」を活用しまして、保護対策に改めて検討して進めてまいりたいと考えております。

○9番（丸山 一君） 今年は何月に飛来したんですけれども、実際は野鳥の会の人たちに聞きますと、日本には大体4月末から5月にかけて来るんだと、ここ辺りは5月には来るだろうということですので、来年からの対応は5月になったらしていただきたいと思っております。

そこで、ウミガメにつきましては、保護条例というのが確か県の方で作成をされておられるんですけれども、コアジサシについては、保護条例とか無いような気がするんですけれども、そのことについてお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在のところ、個別の動植物の保護を目的としました市単独の条例を制定するというものについては、考えは無いところでございます。環境省の「コアジサシ繁殖地の保全・配慮指針」を活用しまして、専門家並びに関係者の意見を聞きながら保護対策を検討してまいりたいと考えております。

○9番（丸山 一君） 確か保護条例は、ウミガメについてはあるんですけれども、コアジサシは無いんですよね。あとは環境省の、今答弁がありましたとおり、指針というのがあるわけですよ。ですから、それに基づいて、今はやるしかないのかなと。ただ、僕らは今回で思ったんですけれども、できれば県の方でも絶滅危惧Ⅰ類に県は指定しているわけですから、できれば県の方にも保護条例というのを策定していただくために、市の方でも、できれば働き掛けていただきたいと思うんですけれども、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話がありますように、コアジサシにつきましては、国際希少野生動物種に指定されており、環境省のレッドリストでは絶滅危惧Ⅱ類、県のレッドリストでは絶滅危惧Ⅰ類ということでございますので、今お話しになられた内容についての要望は、県の方にはしてみたいと思います。

○9番（丸山 一君） 保護条例ができますと、私のような真面目な一直線の男は、保護監視員というのに指名をしていただければ一生懸命やりますよ。時々はけんかもやりますけれども、相手が誰であろうとどうということはないですよ。守るためには誰かが犠牲になって一生懸命やらないと駄目なんです。ただ遠くから眺めていたって駄目。実際、6月になって一丁田海岸の所で、ある男性が海岸に出て行ったから堤防の上から見ていたんですよ。そしたら、柵がしてある所を通り過ぎて、今度は波打ち際をずっと歩いていったから、帰りは波打ち際を帰ってくればいいのか、上で抱卵しているのになと思っているところに、今度は帰りは抱卵をしている真ん中を来たんですよ。だから、俺は上から「やめてくれ」と、「下の方を海岸にもう一度帰ってくれと」でかい声で言ったんですよ。そしたら下の方から「何を言っとるとか」と、えらいやかましい声で言われまして、気の小さい私は小さくなってしまったんですけども、実際そういうこともあるわけですよ。それで上がってくるのを待ってて、「何だおまえは」と言ったら、地元の私の後輩でありまして、知らないでそこを通ったわけですよ。ですから、知らしめるためには保護条例というのをちゃんと作成をして、保護監視員をつくって、それでちゃんと「入っちゃ駄目ですよ」ということを柵を設けてロープを張って、そこにこういう札を下げていくことによって、来年度は何とかなるんじゃないかと思うんですよ。そのためにも、ぜひ条例作成というのは大事だろうと思います。

7月22日に志布志のみなとまつりがあったですね。その4日ほど前までに一丁田海岸では、2組が抱卵をしてたんですよ、それは志布志町のM氏とずっと楽しみにしてまして、あと二、三日うちにふ化するなどと。でも花火がしおかぜ公園で打ち上がると、これは大変なことになるなという心配はしてたんですけども、ある家族連れが1組入りまして、そのうちの子供がふ化しているそばを通っちゃったんです。僕は、その時菱田川の河口にいたんですよ。そしたら、それでいなくなっちゃったんですよ。

ただ心配しているのは、6月に来たものが7月末にふ化して出ていくわけですから、そのタイミングというわけです。花火の日時と場所ということがあります。これが通常であれば5月に来るわけですから、そしたら7月末には、もうある程度大きくなって飛び回って帰っていく時期になるんですよ。ですから、花火の時期も来年どうなるか分かりませんが、そういうところも協議会の方で、できれば打ち合わせをしていただきたいなと思うんですけど、どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

7月の当初に、コアジサシの話をお聞きしまして、7月14日開催の実行委員会で、そのことについては、協議をしたところでございます。

結果としましては、開催後の様子を見て、来年度開催の判断材料にしたいということでございますので、また来年の状況を見ながら、このことについては協議をさせていただければというふうに思います。

○9番（丸山 一君） 今年の花火の駐車場が工業団地1工区、2工区だったですよ。そして、そこに駐車させられた人たちが出ていくのに2時間もかかっちゃったということなんです。ですから来年度は、あそこは建物が建つでしょうから、多分駐車場にはならないと思うんですけども、そういうことも含めて、できれば協議会の方で、いろいろ対策を考えていただければと思います。

実際、一丁田海岸で抱卵をしていた所と、しおかぜ公園と距離を測ったんですよ。そして約2kmあったんですよ。2kmあった所で、あれだけの音量で、あれだけの光ですると、多分抱卵をしている時には、親がびっくりして飛び立つから、そこで卵を痛めるであろうと。それで、ふ化している時に、まだ小さいうちには、今度は音にびっくりして、光にびっくりして、パニックになるんじゃないかということがあります。ただ、時期的なものがありますので、またそこは我々の代表の方と膝を交えて対応していただければと思います。

それでは、次にいきます。

公営住宅の跡地につきまして、公営住宅は撤去後の跡地が放置をされまして、草が多く繁茂しております。そこを整備して子供たちの遊び場にする考えはないかという点について、お伺いをいたします。

草が繁茂しておりますので、そこをボランティアの人が「丸山さん、あんまり見苦しいが」と、「刈ってあげよう」と言って乗用型の草刈り機、乗って草を刈るやつがあるんですけども、それで2回ほどやってくれたんですよ。ところが、7月、8月の暑い時に汗びっしょりかいて、やってもらうのに非常に気の毒で、あとは頼めないなと思っていたところを、今度は、その跡地の中の方に住んでいる人たちの中から、今度は線路跡地に出て行くのに、草が高くて、ちょっとそこは上りですので、出づらいという相談がありまして、そこは市の方をお願いをして16日に刈りますということになったんですけども、そういうことを考えますと、できれば市営住宅跡地は、整備をされて、子供たちがちょっと遊べるような広場にしていいただければと思うんですけども、どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市では、現在45団地に587戸の市営住宅を管理しております。そのストックの効率的かつ円滑な更新を実現するために、平成24年3月に志布志市公営住宅等長寿命化計画を策定しまして、計画的に建物の維持管理、改善、建て替え、用途廃止等を実施しているところであります。

ただいま御質問の通山住宅跡地につきましては、合併時に策定しましたストック総合活用計画のもと、建て替え対象団地として整備計画を策定し、平成23年度までに2棟10戸の整備を行いました。

跡地に残っていた政策空き家を平成25年度に3棟7戸、平成26年度に2棟6戸の解体撤去を行

いました。

現在空き地となった土地を建設課が管理している状況でありますので、引き続きこのまま管理をしていきたいというふうに考えております。

○9番（丸山 一君） 建設課の所管になっていることは知っているわけですよ。ところが建設課所管になりましても、言わない限り来てくれないんですよ。それで、市民の人たちからは「出づらい、見づらい」と「危ない」ということ言うんだけど、なかなか草刈りをしてくれないという事情があります。ですから、僕が言っているのは、そこを草刈りをして、それでシラスなんかを入れて、10cmか15cmでいいんですよ。フラットに仕上げ、子供たちが気軽に来てドッチボールやサッカー、ソフトのまねごとみたいな、ああいうことができるような場所にしていただけないかという提案なんですよ。そんな難しいことじゃないですよ。立派な運動場にする必要もない。ただ、フラットに仕上げ、いつでも子供たちが来て遊べるような広場が欲しいんですよ。

ですから、草刈りするのはなかなか大変ですので、本会議の初日でも言いましたけれども、一応、草を刈った後に10cmぐらいになった時に、除草剤なんかを振って枯らしてしまえば、遊ぶのに何も支障は無いわけですよ。ですから、気軽に子供たちが来て遊べればいいなど。そしたら、近くのじいちゃん、ばあちゃんたちも散歩にも来たり、肆部合では、よく集会場の周りを散歩するおばちゃんたちが、今は下に移ったから、そこは今してないですけども、元の場所の時は、毎日五、六人のおばちゃんたちが来て、ずっとウォーキングをしていたんですよ。

ですから、そういう場所にも使えるんじゃないかということで提案をしているんですけども、どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど答弁しましたように、この住宅用地につきましては、新しく住宅を整備しまして、空いた所ができたということでございました。空き地になっているということでございます。

この地につきましては、今議員の方も御指摘がありますように、建設課の管理ということになっているところでございます。

管理につきましては、適正な管理ということで維持管理を行っていききたいということでございますので、また状況として、管理の状況が悪いということがございましたら、すぐさま、こちらの方に教えていただければ、対応はしてまいりたいと思います。

ただ、今後につきましては、用途の廃止を行った住宅用地につきましては、行政財産から普通財産に所管換えを行って、その跡地利用につきましては、庁内関係課で検討・協議を行いまして、利活用の用途があるのかという判断を行いまして、その後、不動産運用検討委員会において、今後の跡地利用の対応についての協議をするということでございます。

今、議員のお話がありましたように、子供たちの遊び場的なものをということになれば、多分建設課所管のまま、管理についてきっちりしておけば、そのような形での市民の方々の利用が可能かなというふうには思うところでございます。

○9番(丸山 一君) 市長、市営住宅跡地は、海拔4mぐらいなんです。通山小学校の敷地と大体一緒ですから、そうなりますと、住宅とすれば市営住宅を建てることにはならないかと思うんですね。不動産的な価値もいろいろありますけれども、海拔4mの所に、今から市営住宅を建てるのはいかがなものかと。建ててしまった物はしょうがないですよ。今からあそこに建てるということは、僕とすれば考えられないなと思うんです。

それと、これを言ってきたのが、スポーツ少年団の父兄の人たちから「何とかして欲しい」と「何でや」と言ったら、学校が終わったら、そのまま学童保育に行くんですよ、50人ぐらい行きますよ。そしたら、子供たちも遊ぶ時間がないわけですよ。土日学校が休みの時は、どこにいるんだろうと、ぜんぜん周りで子供たちの笑い声とか、遊び回っている声が聞こえないんですよ、すごく寂しい限りで。よくよく聞いてみますと、そういう遊ぶ場所が無いから、個人個人の家でゲームをして回ってるんだと、親も少々迷惑しているということだったんですよ。であれば、そういう気軽にぼんと来れるような広場があれば、そういう心配も無くなるんじゃないかというのがスポーツ少年団の親たちの意見でありました。

実際、今、通山小は170人ぐらいですけども、僕らの時は約500名ぐらいいたわけですね。ですから、その当時はゲーム機も何もありませんので、いろいろ工夫をしながら遊び回っておりまして、学校から帰った時には、かばんを投げたら飛び出していたわけですね。親から言われたことも何にもしないで、薄暗くなる頃、そーっと帰ってくると、えらい怒られたり、実際そうだったんですよ、僕らの頃は。ところが今の子供たちは、遊ぶ時間が無いということです。であれば、気軽に来れるような場所にしてあげればいいじゃないかと。であれば、建設課の方でフラットにシラスを入れて対応していただければ、あとは僕らがやりますよ。実際、草刈りをしてもらった時も、乗用型ですから故障したら困るからと言って、「外回りはしなくていい、中の方だけ刈ってくれ」、外回りは住宅跡地ですから水道のメーター跡があったりとか排水口があったりとか、ブロックが積んであったりとか、いろいろするから機械を壊すと困るから中をしてくれと、外回りは俺がやってやるよと言って、俺がずっと草刈りしたんですよ。そしたら、いろんなものが出てきたから、そこに僕は竹を立ててピンクのテープをずっと立てていったんですよ。「次からする時は、ここはしないでいいよと、それ以外の所をやってくれ」と言って。ところが7月、8月の、このくそ暑いのに2回もしてもらったら、3回目は頼めなかったんですよ。ですから、再度建設課の方で整備をするということでもありますけれども、大丈夫ですかね。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

先ほどの答弁の中では、まだ整備するということの答弁はしてなかったところですが、今、議員がお話がありますように、地元の方々が協力して、維持管理というものをしていただけるといえることがあるとなれば、シラスを入れる程度だったら簡単にできるかと思っておりますので、そのことをもって、議員を先頭とする地元の方と協議をさせていただければというふうに思います。

○9番(丸山 一君) 面積的にも、そんな広くはないから、3か所ですから2,000㎡ぐらいかな、であれば一応建設課の方でフラットにシラスを入れて仕上げてくれれば、あとは僕らがなんとか

しますよ、そんなの。難しいことじゃないんですよ。できれば前向きに対応をお願いしたいと思います。

○市長（本田修一君） 地元の方と協議しながらということで、お話し申し上げましたが、少し担当の方も協議をする内容について発言をさせたいと思います。

○建設課長（假屋眞治君） 今、シラスを入れるということでのお話があったところですけども、今のその中で面積を2,000㎡ということをお話をされたんですが、実際、私どももここをどの程度あるかなというのをちょっと調べてみました。そうしましたところ、約なんですけど、1,600㎡ほどの面積がございます。

その中に道路みたいなものがありまして、そうしますと、左側の方は大体道路よりも高く、右側の方が道路よりも低いような状況ですので、その辺も踏まえて、協議をさせていただきなというふうに思っております。

○9番（丸山 一君） 今、課長答弁にありましたとおり、大体僕は概略で2,000㎡ぐらいだろうと言ったわけです。ですから、実際は1,600㎡、しかも、その中で中間の道路より右側か左側かでいいですよ。ちょっと遊べるような広場というのを整備していただければということで、いろいろ地元の自治会長なんかには僕は指令しますので、その中で、今草刈り機を持っている我々世代がいっぱいいますから、その人たちが協力をしてやっていきますので、前向きに、そこは検討していただきたいと思います。

次に、農業を取り巻く環境保全について、お伺いをいたします。

1990年代から殺虫剤や農薬などに使用されておりますネオニコチノイド系農薬が全国的に普及をしておりますが、ヨーロッパでは、2013年から3種類は禁止になっているわけですよ。ところが日本では、まだそこまではしていない。ところが日本の中でも、僕がいろいろ調べた中では三つのJAが代替品に実際変えているわけですよ。ですから、我が市においても、そういうことは考えられないかということでお伺いをいたします。

ここに「現代農業」の2014年6月号があります。ここにネオニコチノイド系農薬に頼らない防除を目指すJA佐渡ですよ、ここはトキを放鳥したもんだから、トキが例えば甲殻類であったり、小魚であったりを食べたりするのに農薬をまいていたらまずいだろうということで、JA佐渡が音頭をとりまして、ここは代替品に変えたわけです。その時のコメントが出ていますけれども、このネオニコチノイド系農薬は、ニコチンの化学構造を参考に作られた殺虫剤であり、作物内部への浸透性が高く、また持続性があり、害虫の神経に作用して駆除する防除効果の高い農薬ではある。その適用は、水稻や園芸、果樹など、全国的に使用されている。適正な使い方であれば問題は無いんですけども、蜜蜂や赤トンボなど、害虫以外の影響も不安視をする人たちがいっぱいおられる。そこでJA佐渡は、トキが放鳥されたことを契機に、これはやめようということで、やめましたところ、生物多様性の島を守るということで、国内外で高い評価を受けております。

また、JA長崎と兵庫県のJAたじまにおきましては、県からの要望でスタークルという農薬は使わないでくれということで回収をして、フォルテ粒剤にしてみたところ何の問題も無かった

ということが、この「現代農業」に載っておりました。

また、号は変わりますけれども、ニコチノイド系農薬と赤トンボ、蜜蜂の影響については、太陽光にさらされても分解されない、紫外線に当たっても分解されないということです。そして、残効期間が非常に長いということで、蜂の群れの大量死に直結しているのではないかということ、を石川県立大学の人たちや、宮城大学の人たち、金沢大学の人たちが、ちゃんとデータを出して指摘をされておるわけですね。

実際、今蜂を飼っている私の仲間の中でも、早期米の田んぼの近くに家がありまして、そこで蜂を飼っておりました。ところが全滅しちゃったんですよ。それは2年続けてですかね。ですから、それも航空防除の後だったんですよ。だから、絶対これはあるなど、稲は蜜は出しませんが、花粉がいっぱい付いていますので、よく行っているのは分かっているんですよ。「やばいんじゃないかな、この場所は」と僕らが言ったら、案の定大量死してしまいました。

志布志の市街地では、一つの群れを飼って、一生懸命やっている人がおられたんですよ。ところが6月末か7月の頭ぐらいの時に箱の周りでいっぱい死んでしまったということで、どうしてやらかいという話があって、多分それが農薬を使った影響で、みかんか何かに群れが行ってて、そこで殺虫剤か何かをかけられて、必死で帰ってきたところ、そこで死んでしまったというんじゃないかと。その人は心配でしょうがないもんだから、半袖半ズボンで、ずっと巣箱を見ていたところ、今度は生き残った連中が飛びついてきて追っかけられたと。その人は、半袖半ズボンでありながら100mぐらい追っかけられて、10数か所刺されて、「多分あんたが人相が悪いからだろうよ」と僕は冗談で言ったんですけれども、実際そういうことが起きたんですよ。地球規模的に見ても蜂がずいぶん減っているということは指摘されているわけです。ですから、僕は3年前の9月議会において、「ニコチノイド系の農薬はやめたらどうか」ということを言ったわけです。

再度、市長の見解をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市において、水稻航空防除事業につきましては、無人ヘリ等による水稻の病害虫の防除を行っているところであります。

早期水稻が7月上旬に1回、普通期的水稻が7月下旬、8月下旬、9月中旬の3回実施しているところです。

防除に使用する農薬の選定については、毎年水稻航空防除連絡協議会の構成員であります各地区の防除組合の代表の方を参集し、検討の上、決定することになっており、今年も農家代表の20名の方々と打ち合わせ会を行い、ネオニコチノイド系のスタークルという農薬を使用することで決まったところであります。

ネオニコチノイド系の農薬は、県内の航空防除協議会の8割では使用されており、病害虫であるウンカやカメムシ、ツマグロヨコバイ等の防除に有効です。また、このスタークル剤は、水生生物及び人に対する毒性が弱いということや、散布から収穫日までの期間が7日間と短いことから、当該農薬に決定しております。

農薬選定につきましては、今後も協議会の意見を聞きながら、慎重に進めてまいりたいと考えております。

○9番（丸山 一君） 今市長が答弁されましたけれども、ここに金沢大学の准教授の記事が載っております。これは、スタークルが、赤トンボ等については、相当効いているということが、実際にデータに基づいて実証されておりますので、参考にしていただければと思います。

実際僕らが小さい時から考えますと、今僕らはトラウマ、トラウマと言っているが、あれは何というんだろうね、オニヤンマですかね、がほとんどいなくなっちゃったんですよ。私も一丁田の下に田んぼを6反作っていますけれども、あそこにおっても、たまにしか見ないんですよ。それだけ影響を与えてる。ただ赤トンボは、いっぱいいますよね、あれはいっぱいいます。

ただ、でかいトンボがない。ですから、影響がゼロというわけじゃないし、多大な影響があるというのが、この金沢大学の准教授のデータに基づいた検証で載っていますので、ここは参考にさせていただきたいと思います。

2年前の水稲航空防除連絡協議会の私もメンバーですので、そこに出席をいたしました。会議のいちばん最後に、その他のところで「何かありませんか」と言われたから、そこで今実際振っている航空防除の薬剤をネオニコチノイド系でないのに変えてもらえんじやろうかという、僕は提案をしたわけですよ。そこに居並ぶ人たちの前で、「僕は蜂を飼っているからそう言ってるんじゃないよ」と言ったら、みんなから笑われたんですけども、実際その影響があるから、なんとかして欲しいと僕はそこで提案した。そしたら、会議が終わって、協議会の終わった後の運営会議において、「そこは、またいろいろ検討します」という返答だった。ところが、それから2年経つのに何ら変更が無い、方向性の変更が無いわけですよ。

ですから、思ったんですけども、誰が農薬を決めるんだろうと。県なのか、市なのか、JAなのか、農家なのか、そこをちょっとお示しをください。

○農政畜産課長（重山 浩君） 稲作の航空防除につきましては、非常に高齢化が進んでおりまして、農家の期待も高いところでございます。

今、危被害関係もありますもんですから、防除地区でしっかりと地区ごとに対策を採ってもらえる所を対象に防除を行っております。その地区の代表者の皆様に薬剤の特性を申し上げまして、薬剤が有機リン系を含め、ネオニコチノイド含め、数種類あります。その中の特性を説明して、農家の皆さんに選択をしていただくというようなことでございます。

今のスタークルにつきましては、収穫の1週間前まで使えるということでありまして、他の作物に与える影響が少ないということで、選択をしているところでございます。

○9番（丸山 一君） 今課長答弁にありました。スタークルについての実証例が、金沢大学理工学部の山田という人の実証例が5ページになって載ってるんですよ。その中で、かなり影響があるよということは、実際うたわわれているわけですよ。ですから、答弁にありました、あまり影響は少ないじゃないか、ということではなくて、影響は非常に大きいということを実際言われているわけですから、そこはできれば、もうちょっと考えていただきたいなと思います。

実際、今までやってきたものを方向性を変えようというのは、かなり勇気がいることであって、そこはなかなかできないかなとは思いますが、実際、今までもいろんな実証例があるし、メディアなんかでもしょっちゅううたわれている。ヨーロッパなんかにおいては、蜂が相当死んでしまって、果実類はどうするんだと、実のなるものは必ず花を付けて、そこに蜜を付けて、蜜蜂が来て受粉をするわけです。そういうサイクルが無くなってしまうと、ヨーロッパでは非常に心配している。それで6年ほど前から、それを止めたんですよ、ヨーロッパでは。アメリカでは、まだそこまではないですけども、何という植物かなあれば、テレビで出てましたけれども、果てまで何とかという花がいっぱい咲く時期があって、そこにアメリカ全土から100万箱ぐらい、100万群ぐらい蜂を連れてきて受粉をさせるということがある。ところが、そこでも非常に足りなくなって、実際困っているというのが、実際テレビ等が出るんですよ。僕は、特にそういうのは興味があるからよく見ているんですけども、ですから大量死も僕らの仲間の中でも何人もそういうことを実証例が出ているわけですから、航空防除に関しては、ぜひともスタークル等はやめて代替品に変えたらどうかということなんです。

J Aたじまでも、J A佐渡でも、J A長崎においても、代替品に変えた所が何ら支障は無いと。例えば、稲の苗床にもいっぱい使いますよね。あれも実証例が出ているんですよ。全然支障は無いということなんですよ。

ですから、そういう事例が実際出ているわけですから、我が市においても、水稻航空防除連絡協議会においては、ぜひそういう方向になって欲しいというのが、僕の要望ですけども、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

水稻航空防除連絡協議会につきましては、市、そしてまたJ Aの鹿児島農協、あおぞら農協、曾於畑かんセンター、曾於農業共済組合、県酪農協同組合、農業委員会、農業公社、茶業振興会、土地改良区、地区防除組合の代表者ということで、各関係される機関の方々がお集まりになられて、その上で薬剤を決めておられるということでもありますので、また、この会においても、しっかりと、そのことについては発言はしてまいりたいというふうに思います。

ただ、2年前議員が、このことについてお話があらわれて、その後も検討されているようでございますが、例えば、ネオニコチノイド系の農薬を使わない場合ということで、航空防除の農薬の種類については、水稻航空防除連絡協議会での話し合いの中で決めていると。

そしてまた、この協議会の中で必要であれば養蜂農家さんの意見を聞きながら、農薬を選定する体制を構築していきたいということにはなっているようでございます。

ただ、このネオニコチノイド系以外で、トレボンエアーというものがあるということでございますが、トレボンエアーという種類を使った場合には、使用する場合の課題としまして、散布してから収穫までの日数が14日間と長くなっているということで、早めに散布しなければならないと。

そしてまた、散布の適期を逸する可能性があるということで、その収穫時期となっている野菜

やお茶、その他の作物にもドリフトした場合には、14日以上収穫できない状況になっているというところでございますので、多分また、こういった内容についても検討がされた上で、現状に至っているのではないかなというふうに思ったところでございます。

また改めて、ネオニコチノイド系の農薬についての使用について、協議はしてもらうようお願いは申し上げていきたいと思えます。

○9番（丸山 一君） ここに現代農業2014年の6月号があります。そこに、「ネオニコチノイド系殺虫剤に頼らない防除を目指す」ということで、JA佐渡の取り組みが4ページ載っています。その後ろにJA長崎、JAたじまの分も載っている。その中で、今言われたことが、いろいろ載っているんですよ。

ですから、なかなか今まで既成事実としてずっとやってきたものを、じゃあこれに変えようかというのは、なかなか難しい面があるんですよ。ですから、そこを市の方でリーダーシップをとっていただいて、いろんなことが実際あるわけだから、こういうふうに変えたらどうでしょうかということを提案をしていただければ、ああそれはしょうがないなということになるかと思うんですよ。ただ裏付けが何もなくてすると、なかなか大変ですので、実際この記事が出ているわけです。全国版ですから、これは、相当見られているんですよ。

ですから、そういう裏付けの資料等を示しながらやっていただきたい。

それともう一つ、ここに8月29日の切り抜き、僕はこういうのが好きですから持っているんですけども、これは「蜂蜜、蜂広く農薬汚染」と書いてあるんです。「ネオニコチノイド系基準値超え」と、実際僕らは今グループを作って、蜜蜂をいっぱい飼っていますけれども、その蜂と蜂蜜のネオニコチノイド系農薬が基準超えであるということで、この新聞が出たわけですよ。これは困ったなというのが僕の見解です。

実際4年ほど前から僕は飼い始めて、今まで0.05%ぐらいしか流通していなかった地蜂の蜜を広くあまねく皆さんに提供してあげようということでやってきた。

そして、日本国内においても、京都の辺りとか、滋賀県の辺りでは、日本蜜蜂は全滅している地域が実際あるんですよ。その人たちからも、ぜひそちらで増やして送って欲しいという要望があって、群れを増やしてきたんですけども、実際こういう新聞が出ますと、今度は我々が飼っている蜂にニコチノイド系農薬の残留が高いのであれば、売れないんじゃないかということになるわけですよ。ですから、いや、これはどうしようかなと現在思っています。

それと、ある程度量が集まるようになりましたので、市のプロジェクトに参加をしようということで、今準備をしている最中に、こういう新聞が出たわけですよ。これはどうしようかと今実際悩んでおるわけですけども、人間が毎日食する分に対しては、支障は無いという記事であるんですけども、風評被害でこういうことが起きると非常に困るわけですよ。ですから、もうちょっと市長、踏み込んで対応策を考えていただきたいと思うんですけども、どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたように、薬剤を変えるということになれば、別な薬剤の効用というも

のがどのようなものかということが大きな課題になろうかと思えます。

そしてまた、その使用基準についても、かなり厳しい内容になってくるのかなというふうには思っています。ただ、今記事でお示しになられたように、蜜蜂について、広く汚染が影響があって、全滅の地区もあるということについては、多分このことについては、全国的な問題として捉えて考えなければならないということになろうかと思えます。

そしてまた、逆に言えば、私どもの地域において、そのことが克服されれば、養蜂家の方々にとって、良い環境がつかれるのかなというふうには思うところではございます。

改めて、このことにつきましては、水稻航空防除連絡協議会の中で協議をさせていただければというふうに思います。

○9番(丸山 一君) 今市長がいろいろと前向きな姿勢で言われましたけれども、実際、今、市のプロジェクトに自分たちのグループで参加しようということで準備しています。保健所に行ったりとか、県の方とも打ち合わせをしたり、大体準備が9割ぐらい整ってきたかなど。そしてまた市の税増収につながるじゃないですか、しかも志布志の蜂蜜というのを今度は全国に発送できるわけです。日本一までにはならないでしょうけれども、九州一ぐらいの規模になるような数は僕は準備いたします。そしてまた、かなり志布志のPRにもつながるんじゃないかと、そのためには、こういう新聞に出るような記事が出てしまって、そこを汚染されているんじゃないかと言われれば返答に困るわけです。うちは、ニコチノイド系は使っていませんよということ言えば、信頼度が非常に上がるんですよ。ですから、ぜひここは、いろいろ述べてまいりましたけれども、我が市においては、JA佐渡とか、JAたじまに倣って、できればそういう方向性でもう一度やっていただけないですかね。最後に答弁を求めます。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

議員のグループの方々が、日本蜜蜂の蜂蜜をふるさと納税に返礼品として提供されるということについては、本当に期待していたところではございます。それが本当に志布志ブランドにつながっていけば有り難いなというふうに思っております。そういったことも含めまして、水稻航空防除連絡協議会で協議をさせていただければというふうに思います。

○9番(丸山 一君) 私が先ほど言いましたとおり、今市長が言われたから言いますけれども、ふるさと納税の返礼品の方に充てようというのは、僕は飼いはじめて4年ですが、1年経った時に思ったんですよ。ああこれは市のために何とかなるなということで、僕が一般質問をしたのは、ちょうど3年前です。飼いはじめて1年経った時です。市のブランドとしてどうかと、そしてまた、市長が同調された。それはぜひ「素晴らしいことだからやってくれ」と、いろいろ準備がありましたので、3年かかって、今やっと形になってきたんですよ。

ですから、そこで市の税増収につながることになるんじゃないかと、しかも志布志市のPRになるんじゃないかということで、一生懸命やって来たんですけども、これが形になりつつありますので、今市長が「真剣に取り組む」と言われましたので、できれば水稻航空防除連絡協議会の中においては、担当課を含めて、いろいろ協議をしていただいて、日本の農薬メーカーはすご

いんですよ、いろんな種類がある農薬は、その中でネオニコチノイド系に代わるものは絶対ある、JAたじまもJA佐渡も実際やっていて、変わりはないということが記事に載っているわけですから、そういうことを参考にされて、ぜひ真剣に前向きに取り組んでいただきたいのですが、どうですか。

○市長（本田修一君） 先ほどもお答えしましたように、協議会でただいまお話があった内容のようなものについても、協議の材料として提供しながら協議会全体での方向性を決めてもらう努力はしてまいりたいというふうに思います。

○9番（丸山 一君） 前向きな方向性をということを言われましたので、安心して質問を終わります。

○議長（岩根賢二君） 以上で、丸山一君の一般質問を終わります。
ここで、11時15分まで休憩いたします。

○
午前11時04分 休憩

午前11時14分 再開
○

○議長（岩根賢二君） それでは、会議を再開いたします。

次に、1番、市ヶ谷孝君の一般質問を許可します。

○1番（市ヶ谷 孝君） 今週、昼、議員活動とは別の団体にいろいろと参加をさせてもらっていて、その会議の中で、私が議案をつくったり上程をしたりして、皆様から御意見をいただく機会がいろいろと多くて、昼間、市長のこの一般質問であったり、本会議での答弁であったり、切り返しを拝見しながら、夜は自分が逆の立場になって、いろんな意見をいただいて、それに対して答えを返していくという昼夜逆転といいますか、それぞれ立場が逆になって毎日を過ごしていると。ああなるほどな、市長の様々な一般質問に対する答弁であったり、切り返し、やはり熟練の技があるなと思いつつながら、常に感じて、自分もああいう打たれ強さと、切り返しの巧みさ、やっぱり学んでいくべきだなと思ったところでもございました。割とこれは、本気で思っていることですので。

そういう今週1週間を過ごさせてもらいまして、4日目、今週木曜日なんですけれども、そういったことが影響しているのか、今朝一般質問を今日やるというのは、もちろん分かっているんですけども、起きてから何か感覚が鈍くて、寝ぼけているのとは違うんですけども、どうしても今日は一般質問をするぞという緊張感がわいてこなくて、ずっと何か、逆に焦ってないことが焦るといいますか、まずいなと思いつつながら、本会議場まで来て、先ほども過ごしていたんですけども、ようやく本会議場のピリッとした空気を感じてですかね、少しおなかを壊しまして、トイレに行って、なるほど心は感じていなくても、体は正直なんだなと思いつつながら、今この場に立たせてもらっております。そういった形で、今、体に故障を抱えておりますので、執行部から気遣いのある答弁をいただければいいなと思っておりますのでございます。

改めまして、こんにちは。会派、真政志の会所属、市ヶ谷でございます。

本日は、通告書に基づきまして、移住定住政策をテーマに3項目につきまして質問をさせていただきます。

同僚議員の御配慮により、十分な時間を午前中残していただきましたので、切り良く終われるよう、執行部側のしっかりとした答弁をいただければと思っております。

それでは、まず、通告書の第1項目、移住定住政策を効果的に推進するためには、本市における人口動態を、こちら「世帯」となっておりますけれども、これは「世代」です。20代、30代の「世代」であります。世代ごとにしっかりと把握し、その分析結果をもって対応していくことが要諦になると思う。本市の取り組みは、現在どのように進捗しているのか問うとあります。

やはり、移住定住政策と一口に申しましても、その幅、もちろん所管としては、企画政策課が担当されているんですけれども、実際の政策全体という意味では、いろんな課が入り混じって連携をしながらやったり、一緒になりながら政策を行っていくものなのかなと思っております。

その中で、やはり、どこをより強く、重点的にやっていくのか。また、本市の状況を見て、どこに力を入れるべきなのか。そういったものを把握していくには、やはり本市が今どういった状況にあるのか。どういった近年の流れできているのかを分析をして、その結果に基づいて、どこに力を入れるのか計画していくことが必要なかなと思っております。

そこで、まずお尋ねいたします。

本市、志布志市におきます近年の人口動態の把握をどこまでなされているのか。また、その数字をどのように分析をされているのか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） 市ヶ谷議員の御質問にお答えいたします。

本市の人口動態につきましては、社会動態としまして、転出者が転入者を上回る転出超過の状態で社会減の傾向であります。

また、自然動態につきましても、死亡数が出生数を上回る状態が続いており、自然減が拡大傾向となっております。

区分別には、65歳以上の老年人口は増加傾向で推移し、15歳未満の年少人口は減少傾向にあります。少子高齢化への傾向は、今後ますます加速することが予想されます。

年齢階級別の特徴としましては、20歳から24歳の人口が他の年齢階級に比べ、極端に少ない状況ですが、これは進学や就職で市外へ流出していることが要因だと思われまます。

このような本市の人口動態から分析いたしますと、今後は、特に若者に魅力あるまちづくり、若者をターゲットにした施策が必要であると感じているところでございます。

○1番（市ヶ谷 孝君） まさしく少子高齢化の時代であると、このあたりについては、どの自治体も同じような問題を抱えていらっしゃるって、それに対して様々な施策を講じられて、もちろん本市でも、いろんな形で講じられております。

今定例会におきましても、同僚議員の一般質問の中で、やはり学生であったり若者、地元に残っていただくため、または地元の特に高校の人口、生徒数を確保するために、いろんな施策を取

られてはどうかという意見等もございました。

今しがた、市長から「若者をターゲットにして、本市の移住定住政策、こういったものを進めていく」というお話がございました。実際その分析結果といたしますか、そこにターゲットを絞っていくという思いを持たれる中で、具体的にそれを反映させた施策、または具体例等がありましたら、お示しをお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

人口動態の分析につきましては、先ほど述べたとおりであります。このことを受けまして、本市におきましては、平成27年10月に「まち・ひと・しごと創生戦略」を策定したところでございます。

その中で、基本目標1の「志布志にしごとをつくり、安心して働けるようにする」、基本目標2の「志布志への新しいひとの流れをつくる」、基本目標3の「結婚・出産・子育て・健康・教育の希望をかなえる」、基本目標4の「時代に合った地域をつくり、完全な暮らしを守る」の四つの基本目標を柱としまして、様々な事業を位置付けて取り組みを進めているところであります。

平成32年の人口目標を3万人としまして、特に若者をターゲットにした婚活、出産、子育て支援による自然増や転出抑制及び移住促進による社会増を重点としながら、働きやすい仕事や住みやすいまちの創出を同時に進行させることで、好循環を創出していくとしているところでございます。

取り組んだ事業につきましては、毎年事業効果の検証を行いまして、必要に応じて見直しを行うPDCAサイクルによりまして、効果的な事業遂行に努めているところでございます。

○1番（市ヶ谷 孝君） 今しがた、「まち・ひと・しごと創生戦略」のお話の中で、4本の柱があると。例えば、仕事の雇用の場の創出であれば、合同就職説明会等があったりしますけれども、そういったものを指すという形ですかね。もしくは企業誘致をして雇用の場を増やすであったり、工場立地協定を結んで、その中で雇用を確保していくという形ですよ。

そういった形で若者の社会減を減らす、また社会増を増やす、そういった形で取り組まれているというふうに伺いました。

先ほどの人口動態の分析の中でも、もう一つ、そこについてお聞きしたかったんですけども、若年層、20代、30代までも含まれるかな、そのあたりの社会動態の推移というのは、その年代に絞って、こういった形で今推移してきているのか、分かりましたら、お示しをお願いします。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当課長に答弁させます。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 本市の社会動態をどのように分析しているかということでございます。

転入者と転出者の比較ということで、社会増減ということで表現しているものであります。本市では、転入者より転出者が多いという状態が続いているところでございますが、全体的には過去3か年を見ても、平成26年度は転入より転出が178名多い状態、27年度は転出が197名多い状態でしたが、平成28年度につきましては、転出が11名多い状態ということで、転入

転出の差が幾分縮まってきているというようなことでございます。

なおかつ、この社会増減を年代別に整理してみました。10代、20代、30代ということで、社会減ということが、どういったふうになっているのかなということで分析してみますと、やはり10代におきましては、マイナス87名ということで、どうしても進学等、18歳、19歳のそういった進学等が大きな要因で減であります。平成28年度の数字ですけれども、20代につきましては、転出者より転入者の方が増えております。32名転入が増えているという状態です。同じく30代につきましても、転入者が9名増えているということで、10代については、非常に社会減ですが、20代、30代は増になっているということでございます。我々としましては、市全体での社会増を目指していきたいというふうに考えているところでございます。

○1番（市ヶ谷 孝君） 詳しいデータをいただきました。もちろん昨年度1か年だけでなかなか判断はできませんけれども、良い傾向にあるということは伺いました。

どうしても10代で社会減、転出をする人数が多いのは、これは仕方がないことなのかなと思います。やはり本市に大学、なかなか無いので、どうしてもそれを求めるには市外に出て行くしかないのかなと。私自身も中学から市外に出た関係上、そこにおいてはなかなか強く言えないところがあるんですけれども、ただ、その分20代、30代の転入が増えていると、転入の方が多いと。ここについては、非常にすばらしいなと。冒頭申し上げたとおり、移住定住政策というのは非常に難しいといえますか、一つの事業が直接的にどこにどう影響しているかが見えにくいというところではございますけれども、この20代、30代が転入の方が多かった要因というのがどこにあるか分かっている要因がありましたら、お示しをお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この社会増についての内容については、今お話がありますように10代においては、まだまだ大変少なくなってしまっているということではございますが、20代、30代が増えてきてる。これは度々お話をしますように、本市においては志布志港がございまして、志布志港を中心としまして、様々な整備が進んできている。そして、私どもは志布志港の後背地に工業団地を造成いたしました。その工業団地に企業が進出することが決まっていると。そして、その工業団地に進出できなかった企業についても、市内に適地を御紹介させていただいて、そこに働く場が創出されているというような近年の流れが、こうした形で、本市の社会増についての流れになってきているのではないかなというふうに思っています。

先ほどもお話にありましたように、平成28年度については、全体でマイナス11という数字になっておりますが、平成29年度においては、全体の数字についてもプラスに転じるのではないかなというふうに考えているところでございます。

○1番（市ヶ谷 孝君） ぜひともそのような形で、もちろん理想ではありますけれども、29年度、本年度以降、社会増が続くような形で様々な施策に取り組んでいただければと思います。どうしても本市、志布志市は港を持っていて、その港を中心にして、いかにその港を生かしたまちづくりをしていくかが、今後この市の隆盛を、浮沈を握る鍵になるのは間違いないことでありま

すので、市のまちづくりとしては、そういったものを中心にしていただいて、先ほど最初の市長答弁で、移住定住対策については、若者をターゲットにした施策が必要というお言葉もありました。その言葉が今回私が質問をして、この第1項で聞いたかったテーマでもございましたので、この質問項については、ここで終了いたします。

ただ1点、せっかくですので御案内を差し上げたいんですけれども、今回私が、この一般質問3項目を用意しましたけれども、この全ての項目の基になったといいますか、この質問をするにきっかけになりましたのは、先般7月23日から26日に、文教厚生常任委員会の方で所管事務調査に行かせていただきました。その中で島根県の邑南町という町がございまして、この町は「日本一の子育て村」を標榜して、しっかりと看板まで立てて町全体で取り組まれているところでございました。また、この報告書につきましては、今定例会の最終日に委員長から議長宛てに提出がされますので、詳細については、そちらで御覧をいただければと思いますけれども、この町も、やはり単純に取捨選択ではございませんけれども、若者、子育て世代等、高齢者、どちらの福祉をより重視していくかと考えた時に、町長が子育て世代の方、これから高齢者を支える世代をしっかりとケアしていくことが、将来的に町全体の福祉の向上につながるという強い決意を持って、またそのことをですね、もちろん子育て世代を重視するからといって高齢者の福祉をおろそかにするわけではございません。一定水準のものを担保した上で、子育て世代をしっかりとケアしていく。そして、そのことを高齢者も含めた町民全体に理解をもらって推進して、その結果、確実なものを出していらっしゃる自治体でございます。そちらの方を生かしていただいて、今回3項目全て、そちらの例を拝見させてもらいながら、本市に少しでも何か還元できるものはないかと思ひまして、質問通告をさせていただきました。

それでは、先ほど申し上げたとおり、この1番項、こちらについては終了いたしまして、続きまして、2番項の方に移らせていただきます。

2番目、移住定住政策の一環として様々な内容の奨学金制度を設けて、移住や将来の定住につながる自治体も出てきているところでございます。全国的にも完全給付型や条件付き、いろいろな要件を設けて、その要件を満たしたら奨学金の返済を免除、もしくは一部軽減というような形の検討も、それぞれの自治体が自分たちの自治体の状況を見ながら検討されている世相でございまして、本市において、奨学金制度の現状がどのようなものであるのか。また、今後の在り方をどのように考えているのか。まずは現在、本市で取り組まれております教育委員会が所管されます奨学金制度、こちらについて現状をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えします。

県内の自治体の取り組み状況を調べましたところ、県内19市においては、薩摩川内市と指宿市、近隣では大崎町においては、給付型の奨学金を支給されております。その中でも薩摩川内市と大崎町が定住につながる取り組みを行っているようでございます。

奨学金の制度につきましては、給付型や条件付き給付型を活用した形での定住促進というのがございますので、このことにつきましては、財政的な課題もございまして、今後、移住定住政

策の一環として、教育委員会と調査・研究をさせていただきたいというふうに考えるところでございます。

○教育長（和田幸一郎君） 奨学金の現状についてお答えいたします。

奨学金制度の現状につきましては、年々減少傾向だった申請者数が、平成28年度から所得基準額の撤廃、貸与額の見直し及び償還期間の延長等の事業内容の拡充を図ったことにより、本年度の申請者数が98人、前年度比で27人の増、貸与金額は4,530万円、対前年比で1,386万円の増と増加傾向となってきております。

奨学金制度の趣旨としましては、優良な人材を育成するため、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって就学困難な者に対して、進学、通学しやすい環境を整えるための支援を目的としております。

今後も申請者数が増えることが想定されることから、適正な基金管理を行うとともに、移住定住政策の一環とした給付型の導入につきましては、先進自治体を参考にしながら、市長部局を含め慎重に議論する必要があると認識しております。

以上でございます。

○1番（市ヶ谷 孝君） まずは教育長の方から現状の奨学金制度の運用、利用状況についての詳細をいただきました。やはり改定が、答弁の中にありまして、またコンビニ収納とか、いろいろと利便性の向上を図った結果、今おっしゃられたように利用人数、申請人数であったり、貸与額の増加につながっているのかなど。このこと自体は、ものすごく素晴らしいことだなと思っております。

私が今回奨学金制度を、そういう移住定住の観点から新しく作っていただきたいという御提案になるんですけども、今現在、教育委員会で扱っていらっしゃる貸与型の奨学金制度については、基本的には触れないといいますか、今素晴らしいものを体制づくりがされていますので、そちらをしっかりとさせていただきたいという思いでございます。

市長の方から、「調査・研究を先進事例を見ながらしていきたい」というお話もございました。また、その中で予算、財源の話ですね、当然ここは新しく事業を作るわけですから出てくる話でございます。

先に申し上げますと、私自身も予算書を拝見したり、いろいろな他の事業の財源等々を比べながら、どうにかこの財源というものが生めないかなと思ったんですけども、昨年度、一昨年度から本市は、ふるさと納税の寄附額を多くの全国の皆様からいただいて、非常に良い結果を出していらっしゃいます。当然これも総務省からの方針が打ち出されたり、今後どうなっていくか不透明なところがございます。現在本市で行われている事業においても、ふるさと志基金から拠出をしている予算の事業も多々ございますので、それらを総合的に勘案した場合、果たして、この奨学金を作るといっても、実際に運用、資金の支出が始まるのは先のことですので、その時までどのような経済状況になっているかが見通しがつかなかったものですから、実は、提案をしておきながらなんですけれども、この場で確たる代替財源の提案というのができないところでござ

ざいます。ですので、今しがた市長からいただいた「調査・研究をしていく」と、「その中でいろんなものを見ていく」というふうにお言葉をいただきました。

どうしても、奨学金というものを運用していくためには、その年度その年度で明確な必要予算が確定するわけではなく、申請数に応じて支出をしていくと。また、今回私が御提案したいのは、やはり邑南町の事例なんですけれども、邑南町では、もちろん教育委員会が執り行っている通常の貸与型の奨学金もあるんですけれども、すみません、字が小さくて。またこちらは、報告書が提出されましたら資料で見ていただきたいんですけれども、当然、邑南町の学校教育課で取り扱っていらっしやいます奨学金制度、また、それとは別に保健課の方で教育委員会の奨学金とは別の財源、別の基金をもって運営されています医療福祉従事者確保奨学金、こちらは名前のとおり国家資格ですね、医療福祉関係の、こちらを取得して、その卒業後といいますか、資格取得後に邑南町の町内に帰ってきて、Uターンをして、町内でそういった業種に従事をしてもらうと。その従事した年数が一定年数を超えた時に、最初進学するといいますか、資格の勉強をする時に出した奨学金の返済を免除するという制度を持っています。

また、同じ邑南町で、こちらは、やはりまた別の基金、別の財源で農林振興課が農林業後継者育成奨学金、こちら名前のとおり、こちらは農林業の後継者を育て確保していくと。そのための奨学金を出して、やはり同じように将来の町ですね、邑南町も基幹産業として、やはり農林業がありますので、こちらの産業振興、または守っていくために後継者を育てると。そのための奨学金を別途用意されて、将来的なまちづくりを担っていく人材の確保に努めていらっしやるとのことでありました。

なかなかこちらの細かい基金の規模であつたりまではお聞きができなかったんですけれども、ぜひともですね、確か大崎町で取り扱っていらっしやる給付型の奨学金の制度というのは、言葉はあれなんですけれども、単純に移住をしてきたら定住を5年でしたかね、以上したら、その時点で奨学金の返済を免除するという形だったと思うんですけれども、できましたら、最初に分析のときに、若者にターゲットを絞るとおっしゃられたように、この奨学金を調査研究する段階でも、できれば将来のまちづくりの展望を描いて、その中で必要不可欠な人材ですね、そちらの確保に資するような形で要件設定であつたりをしていただければと思っております。

繰り返しになりますけれども、教育委員会の方で、今扱っていらっしやいます奨学金制度、こちらの方は、利用人数も増加をしているということで、しっかりしたものがありますので、この特化型の、そういう表現でいいのかな、分野を特化した条件付き給付型奨学金、こちらを検討する際でも、ある程度枠を絞るなり、条件を絞るなりして運用が難しくない形で検討をしていただければ、そこまで大きなリスクにはならないのかなと想定はしているところであります。こちらは、また調査・研究する中で、どのようなものが最適なのか、本市にとってですね、いろいろと考える中で見えてくるものもあると思います。

実際、この要件を設けることによって、単純な給付型ではなく、実際に返還を免除する、給付をする場合は引き換えという言葉も本当はよろしくないんですけれども、実際に有資格者が市内

で、その業種に従事をしていただけると、その一定数の勤務年数をもって要件を満たしたという認識になりますので、単純に丸々金額をあげるわけではなく、市税だったり、いろんなものが別の形で市に回ってきますので、要件の設定次第では良い形の循環が生まれるのかなと。

また、当然その本人にとっても、奨学金をいただくのは有り難いことですし、主要な業種で市に帰ってきていただければ、その税金を出していらっしゃる市民の皆様にとっても良い形になるのかなというふうに思います。

繰り返しになりますけれども、市長、または教育長の方から事例を調査・研究して、検討をしていただけるという御回答をいただきましたので、ぜひともそのようにお願いをして、2番項につきましては、これで終了いたします。

最後、3番目の項になります。

通告書には、本市における子育て世代の負担軽減施策は、十分に充実をしていると私は認識しております。

また、移住定住施策の一環として、今後の子育て環境のますますの整備を図っていく場合、今執り行っているしやいます制度、また、その方向性をより深めていく手法も当然大事ではありますが、せっかくの良い環境を持つ志布志市ですので、本市独自の施策等を打ち出して、近隣自治体との差別化を図っていくといえますか、そういった方向性での市長のお考えをお伺いしようと思っていたんですけども、一昨日、一般質問の初日、3番手に青山議員の一般質問の中での後段、終わりの方で、志布志高校に通う市外学生へのスクールバスの助成の議論がなされたかと思えます。

その中で、青山議員の御提案に対して市長が、ちょっと言葉を要約しますけれども、無料化であったり、免除であったり、そういった方向でいくと、どうしても競争になると、そういった方向ではなく、志布志高校であったら志布志高校の魅力を増す形の助成をしていって、その結果生徒を集めていく、そういった方向にいくべきではないかという形の御答弁がございました。

私が、この3番項で最終的に聞き出したかった言葉も実はこれでございます、この項目については、ぜひともその方向性を持って、ただし、やはりある一定以上の水準は、最初のターゲットの話を申し上げましたけれども、保った上で、そこに、その方向性を貫いていただきたいと思っております。

現実問題として、スクールバスの助成に対する市内学生と市外学生への不平等感があって、その結果、割合はもちろん分かりませんが、市外の高校を選ばれる方もいらっしゃるというのも事実ではございますので、そういった状況、また、いろんな予算の関係、総合的に議論をされて、そういった結論になったのであれば問題は無いんですけども、やはり市内高校を選んだ時と市外高校を選んだ時、どうしても郷土に対する思いがまた違ってきて、将来的なUターンであったりにも響くのかなと思うところが正直ございます。

今回テーマが、移住定住の観点ですので、少し通告外になりましたら止めていただきたいんですけども、そういった形で、このことも広義的に言えば、将来的な移住定住につながるのかな

と、できれば市内の高校を市内の学生は選んでいただくという方向である一定のものを担保していただく必要があるのかなど。議論の結果、そういった形で、それはしませんよというのだったらいいんですけども、一昨日の答弁の中で、このあたりが少し説明が不足していたかなと思われましたので、そのことについて、最後お伺いをして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

おとといの青山議員の御質問にお答えした内容につきまして、今議員御発言のとおりでございます。

もっとまとめて言わせていただければ、とにかく市内の中学生の学力を上げて、志布志高校に行きたい子供は全員入れるような学力をつくっていこうよということを述べたかったということでございます。

それは、まだまだ定員に満たない形での応募者があって、まだまだ枠は余裕があるんだよということが示されておりますので、ぜひそのことをしっかりと捉えながら、中学生の学力向上を果たしていくということが、私どもとしましては、市としまして、そしてまた、教育委員会としまして、第一義的な取り組みになるんじゃないかなというふうに思ったところでございます。

ということで、今お話がありましたように、この移住定住という観点から見たときには、おっしゃるように、当然市内の高校に進まれた方が更にふるさと愛が、郷土意識が高まってはくるといふふうに思います。

市でも、職員採用試験をするところでございますが、その時に、市外から応募されている方については、「どうして志布志市を選ばれたんですか」ということをお聞きするところです。その時には、志布志市の魅力が、こうこういったことでということがありますが、その中で、例えば志布志高校に通っていて、そしてまた、尚志館高校に通っていて、「志布志市のすばらしさに気付いたから、感じたから応募しました」という答えもいただいているところでございます。

そういうことで、当然志布志市出身の子供が生徒が、志布志高校に、あるいは尚志館高校に進んでいくということについては、先ほども申しましたように、ふるさと愛の醸成につながってくると、それが将来的には、移住定住につながってくる要素が高いというふうには思うところでございます。

○1番（市ヶ谷 孝君） これで終わりますと、先ほど述べましたけれども、もう1点だけ最後に、繰り返しになるかもしれませんが、今しがた、市長がおっしゃった方向性、スタンスは私自身の思いとしても、そのとおりでございまして、ぜひともその方向で、しっかりとしたものを持ってやっていただきたいと思います。

ただ1点、最終的には、もちろん高校の魅力を増していけば、市の学生がそちらを志して、みんな来るといのは、もちろん分かるんですけども、その市外から現状今通っていらっしゃる学生が、スクールバスの利用者としては多いと、当然。その学生に対して助成をという形の質問があった時に、そこはせずという話で流れがあったかと思えますけれども、そのあたりはしっかりと、そうやっていろいろなものを関係課とももちろん協議した結果で決めたいですね。最後そ

ただけをお願いします。

○市長（本田修一君） お答えします。

ただいまの御質問の件につきましては、今後学校側の方から協議の機関が設けられるというふうに聞いておりますので、その中で出てくる内容になるのではないかなというふうに思っています。その時には、協議には応じるということでございます。

[市ヶ谷孝君「終わります」と呼ぶ]

○議長（岩根賢二君） 以上で、市ヶ谷孝君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、1時まで休憩いたします。

○

午前11時53分 休憩

午後1時02分 再開

○

○議長（岩根賢二君） それでは、会議を再開いたします。

次に、18番、小園義行君の一般質問を許可します。

○18番（小園義行君） 日本共産党の小園義行でございます。

同僚議員の方々も全ての方がおっしゃっていましたが、今回の全共における徳重さんの1席獲得、本当に心からお喜びを申し上げたいと思います。また、日ごろの努力に対して、本当に敬意を表したいと思います。

あわせて、今後、台風18号も近づいていますけれども、市当局としては、いろいろな催しがあるのであれば、迅速な対応をして、1か月後とか、2か月後ぐらいにそういうことをやっても、あまり意味の無いことだなという思いがしてございまして、そうした対応もしっかりやっていただきたいというふうに思います。

それでは、通告していました点について、順次質問をしていきたいというふうに思います。

今回は、3点通告をしておきました。まず1点目の政治姿勢についてということで、庁舎等在り方研究委員会の12月提言に向けた論議の進捗状況について問うということで質問しました。

先の議会から3か月ほど経つわけですが、それぞれどういったことが議論されて、12月といいますと、もう取りまとめに入る段階なのかなというような思いもしておりますが、この間の取り組みについて、まずお願いをしたいと思います。

○市長（本田修一君） 小園議員の御質問にお答えいたします。

庁舎等在り方研究委員会につきましては、先の6月議会以降、7月28日から8月16日にかけて、今後の協議事項について、委員である全課長、事務局長に調査を行い、意見を聴取したとのことであるようでございます。

その後の8月21日に開催された第10回目の研究委員会では、この聴取した意見を委員間で共有し、12月の提言書の提出に向け、今後の協議を進めていくことの確認がされたとのことでございます。

また今後は、提言書の提出に向け、研究委員会の開催頻度を増やし、複数回の開催が予定されているということでございます。

○18番（小園義行君） 今回具体的な中身については全く市長の方から無かったわけですが、先の議会では福祉、そういったもの等についての共生・協働の在り方等々を含めて議論をしたということでしたが、今回の研究委員会の中での議論というのは、具体的にはどういったものだったんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

庁舎の候補地とか、その他、庁舎の規模、法的な規制、将来あるべき組織等について、今調査が進められているということでございます。

そして、担当者レベルを集めた共生協働分科会と福祉・保健分科会が開催されて、協議が重ねられているところでございますが、その組織の見直し等につきましては、その協議の結果を参酌したいというふうに考えておりますので、現段階では、具体的なものについては、まだ未定となっているところでございます。

○18番（小園義行君） 今、その庁舎の関係で言うと、規模とかいろんなものが議論されているというふうに市長から答弁があったんですが、ということは、新しく造り直すとか、そういうことではないとは思いますが、その規模、そういったものが、新しく造り直す、それではなくて、既存の施設を使う、いろいろあると思うんですけれども、そこらについては、例えば、本庁舎を有明、ここの本庁にそのまま置く場合に、今の規模で大丈夫なの、どうなのということを含めて、最終的には、本庁方式という方向になっていくのかなという気もしていますけれども、今は総合支所方式で残すということですよ、そういったこと等も含めて、将来へ向けての本庁舎の在り方、規模、そういったものが議論されているというふうに理解していいんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現段階では、まだ具体的には協議の内容が整ってないということでございますので、今後そういった内容についても提言にまとめられるというふうには思うところでございます。

ただ、本庁舎方式あるいは分庁方式、あるいは総合支所方式、そういったことについては、現在の庁舎自体の耐用年数とかいうものも、ここを大きく参考にしなければならない内容かというふうに思うところでございますので、そういったものもあわせての提言があるのではないかなというふうには考えています。

○18番（小園義行君） これまで長い期間、この問題をそれぞれ議論してきたわけですが、実際、今住民の皆さんの中からも、市長とこの間十数年やり取りをしてきて、なかなか私の声が届かないということでありましたけれども、要望書等を含めて、陳情等も出されているようですが、そういったことを踏まえたときに、これまで「本庁舎をどこにするのかということをもう一回考えたいかがですか」と提案をして、やり取りをずっとしてきました。

その中で、庁舎の耐用年数、そして、それを仮に造り直すとか、移動するということになったときには、お金の問題があります。基金の関係、そういったこと等を踏まえて議論をしていくべ

きではないんですかということも提案をさせていただきながら、今日に至っているところです。

そういった意味で耐用年数等々を踏まえたときに、既存の施設をリフォームしながらやっっていく、また一方では、新しく庁舎を造るという、そういう大きな政治的な決断を、どこかの場面でしないといけないと思うんですよね。それは本田市長かどうか分かりませんよ。でも行政としては継続していくわけでありまして、そのことについて、その時に判断するということでは、私はちょっと遅いというふうに思って、これまでも質問をしてきました。

今回、また同じ質問ですけれども、市長が先の議会で、「次の市長選挙に臨むにあたっては、具体的なものをもって、明確なものをもって臨む」というふうに答弁をされましたので、ここでそれをどうですかということはいま問いませんけれども、市長として選挙があるわけで、立候補を表明している以上、いろいろな公約を掲げられるんでしょう。当選するしないは、住民の判断ですので、そこについてはですけど、現在の市長として、どういうことだと、このことについては、こう思うというみたいなものはあってもしかりかなというふうに思うところです。

それは後段の答弁でいいとして、研究委員会が、これまでずっと議論をしてきて、提言が仮に12月されますね。そうしたときに、その提言は、公にされるんですか。昨日もいろいろ小辻議員とのやり取りの中では、「アンケートについては公表を差し控える」ということでありましたけれども、その研究委員会の取りまとめ、提言というのは公にされるんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま設置されております研究委員会につきましては、市長の政策事項について研究していただく機関ということでございますので、原則的には公表はしないということを考えております。

○18番（小園義行君） 公表がされないのであれば12月議会で、12月に向けて提言ということでありますので、議会で私たちが仮に、その提言の内容をどうですかと言っても、それについては、公表は議会の中での答弁としてもしないということですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

基本的には、先ほども申しましたように行政執行するための研究機関ということでございますので、その提言をいただいて、私の方で改めて方向性を示しながら、また協議は重ねていくということになるかと思えます。

ということで、公表はしないということで考えております。

○18番（小園義行君） ということは、首長として研究しなさいと諮問をして、その研究の結果がどうだったのかというのは、住民には公表しないわけですよね。そうするのであれば、これまでの研究の結果は、今後の行政の在り方に影響を与えると思うんですよ。そうしたときに、この研究委員会というのは提言を終えたら閉じるんですか。

○市長（本田修一君） 現段階では、平成30年度に外部委員を含めた検討委員会を設置したいということでございますので、研究委員会については、提言をいただいた時点で一応閉会ということになるかと思えます。

○18番（小園義行君） 閉じるということですね。であれば、この間、検討委員会が長く続いて、

その結論が出されないままに研究委員会に様変わりしましたね。

そして、研究委員会というのは結論を出す必要は実際無いわけですね、研究だけしておけばいいわけですよ。その研究の結果は、諮問をされた市長の方に報告はするけど、これだけ議会で議論をしてきたことについてですよ、住民に公表しないと、そういったことで果たしていいんだろうかという思いが、私は正直します。

長い期間研究をし、その結果どうであれ、首長の責任において研究委員会が出したそのことを住民に知らせないと、そういう立場で果たして明確に選挙に臨む姿勢としてどうなんですかね。

○市長（本田修一君） 研究機関においては、様々な課題について詳細に原課の方の考え方等も含めまして、研究を重ねてきているということでございまして、そのことを公表というような形にはならないというふうに思います。

そのことを受けて、私の方で皆様方に研究委員会の成果を報告しながら、そのことでもって、次のステップに進むということになるかと思えます。

○18番（小園義行君） その提言の結果がですよ、庁舎を新しく造り替えた方がいいよとか、今のままでいいよ。それは、いろんなことがあると思いますよ。それはそれとして、堂々と出して、その結果を受けて首長として判断をし、次の選挙に向かって公約に掲げて戦って、市長を勝ち取るのか。それとも選挙の結果ですからね、これは分からないことですが、そういうことが望ましいなというふうに私は思いますね。

あなたが、そういうふうに市長の方で提言は受けるけど公表はしない。

そして、提言を受けたら研究委員会は閉じるというふうにおっしゃっていますので、これまで議会の中で答弁してこられました。「別の協議会や委員会を構成して、専門的な形で進めていく課題である」というふうに答弁されていますが、そのことについては、現段階で今「閉じる」とおっしゃったんですからね、12月。その後は、どういうふうに今考えておられるんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今年末に提言をまとめてもらうということで、議論を進めていただいているところでございます。

ということで、提言いただいた時点で、一応その役目は終わるというようなふうにご考えているところでございますが、先ほども申しましたように、その提言いただいた時点で、まとめがされとなれば、当然次のステップに進むべき内容になるんじゃないかなというふうには思うところでございます。

ということで、30年度においては検討委員会を設置しながら、様々な分野の方々の意見を参考に参酌するというので、そのような方々も集まっておきまして、庁舎の設置のための、あるいは在り方の検討委員会を開催するということになるかと思えます。

○18番（小園義行君） 30年度に向けて、そういう委員会になるのか、何になるか分かりませんが、専門家の方々を参考人等にしながらやっていくということですから、正式には検討委員会というふうに、それはステップアップしていくということは、研究の結果は受けた上で、次

は結果を出す、そういったものにしていくというふうに理解していいですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

外部の方を含めた検討委員会を設置するというところでございますので、その中で方向性も具体的に決まっていくということになるかというふうには思うところでございます。

○18番（小園義行君） 30年度に新しい体制になっていくんでしょう。

その時に、この庁舎問題等を含めて、そういった仮称ですね、委員会か何か分からないけど、そういうものを作っていくということですね。

であれば、仮に研究委員会の提言の結果が、それを踏まえて、次の委員会の方々に諮問するというか、市長としてはどういうふうをお願いをされようとしているんですか、考えておられるんですか。

○市長（本田修一君） 検討委員会の皆様方に協議していただく内容というものについては、多分研究委員会の中でも提言として出てくるのではないかなというふうに思います。

それらのものを含めた形で、検討委員会については臨んでいくということになるかと思いません。

○18番（小園義行君） 今市長の方でも「検討委員会」と今おっしゃったんですけれども、検討委員会でいいんですね。よく分かりました。

ぜひですね、この問題は、これまでも長く地方自治法の花神、そして住民の皆さん方の意見いろいろ、もろもろを受け止めをしながら市長とやり取りをしてきました。

そして、3回目の選挙を迎えるということになったわけですけれども、私自身もそうでした。耐えず、そのことが、私はですよ、住民の皆さんとお話をしていくと、「小園君、こうじゃないのか」ということを耐えず、いろんな職種、階層の人からお聞きをし、それは志布志町だけでなく有明町、松山町の方々とも意見交換をし、これまでも市長にも質問の中で述べさせていただきましたけれども、いわゆる、通称、昔でいうと「役場が無くならなければいいよ」というのが、それぞれの松山町、そして有明町、志布志町の方々の声です。それは当然そうだと思うんですよ。仮に、松山に行ったからって、志布志に行ったからといって、ここが無くなるわけじゃないですからね。そういった住民サービスの低下を招くようなことには、勢い私はならないというふうに思いまして、これまでも、ずっとそのことを取り上げてきて、今、今日ですけれども、「研究委員会の提言を受けたら閉じる」ということでありました。

今の答弁で、市長の方から検討委員会を立ち上げるというふうに理解していいんですよね、先ほどの答弁で「専門家の方を招いてということも含めて」ということでしたが、正式には検討委員会として今度は立ち上げるというふうに理解していいですか。

○市長（本田修一君） 先ほどの議員の方から御指摘がありましたように、私自身が来期も市長でいるかどうかということについては、まだ不明確な状況でございます。

現市長といたしまして、今まで議論を重ねてきた上で研究委員会が設置され、様々な課題の抽出をしながら、どうあるべきかということの研究を重ねてきたところでございます。

それらのものが、ある程度整ったということで提言ということになるかというふうに思いますので、その提言をよりどころとしまして、次回の検討委員会なるものにつなげていければというふうには思っているところでございます。

○18番（小園義行君） それぞれ研究委員会のメンバーの方々は、それぞれの行政の中で仕事を預かっておられ、そして、住民の方と直接接していく、その中で、いろいろな声が寄せられる。それを行政的にどうなんだろうねということで、いろいろ研究されている最先端の方々ですので、恐らく志布志市はどういった方向であったらいいだろうと、志布志市はどうあるべきかと、そういった立場での議論を恐らく研究をされているというふうに思うんですよ、後ろ向きじゃなくてね。そういうものを第2次総合振興計画を策定していく中では、そのことを議論しなかったということでしたけど、「未来創造都市志布志」、これを掲げている以上、本当に港を中心にして我がまちは頑張っていくよ、ということを宣言されている。そのまちとして、私は本気になって、このことは最終的に市長が政治的決断をもってやるべき仕事だと思いますよ、基本的なことを言おうと。

だから、そういう立場で、これ12月にどういう提言が下されるか分からないけれども、本当に市長、政治家本田修一として決断をする時だというふうには私は思いますので、そのことをもう一回、市長として、そういう第2次総合振興計画が掲げている「未来創造都市志布志」、そこに向かって我がまち3万2,000人をどう導いていくのかという首長としての強い思い、それがあったら話してみてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

合併以来様々な分野で、様々な事業を施行いたしまして、その成果がかなり上がってきているというふうには思っているところでございます。

そのような中で、志布志港が新たな国際バルク戦略港湾に選定されまして、そして、事業が今年度から始まっていくということで、5年後には確実に国際バルク港湾が出現するんだという志布志の未来でございます。それにあわせて、港に至るアクセスの高速道路も整備されるということでございますので、志布志市においては、このようなインフラの整備が整った後、どのようなまちづくりができるかということについて、今回の第2次総合振興計画の中に述べさせていただいたところでございます。

私自身は、他の自治体の有り様を見て、本当に志布志市は恵まれているなというふうにつくづく思うところでございます。そのことでもって、市民の皆様方にもその内容については、十分お知らせしながら、市民の方共々、この志布志市のまちづくりについて、取り組みをしていただきたいというような思いもありまして、様々な事業についても、「日本一づくり」ということを軸に市民の皆様方にも参加をいただいているところでございまして、そのような方面からも市民の皆様方自身の活性化が図られてきているなというふうには感じているところでございます。

ということで、志布志市においては、本当に合併して良かったなというようなまちになっていくということになるわけでございますが、今議題となっております庁舎の在り方については、先

ほども申しましたように、研究委員会で研究、討論を重ねて、調査を重ねて一定の方向性が出せる段階までできているということでございますので、その提言を受けながら、今後10年、20年、庁舎を建てるとなれば、また30年から50年の耐用年数の庁舎が生じるということでございますので、そのような長期的な展望を持った形での庁舎の在り方の検討委員会が設置され、その中で議論が進んでいくというふうに思うところでございます。

○18番（小園義行君） あの時判断を間違わないで良かったよねと、あの時ああいう決断をして良かったよねと、そういう節目の時期にたまたま私も議員をさせていただいていますけれども、本当にこれから先、志布志市がどこに向かって、どういうふうになっていくのか。ここに住んで良かと思えるようなまち、私たちの子供や、その孫、全て含め3万2,000人から3,000人の住民の皆さんをどこの方向に導いていくのか。これはひとえに首長の思いにかかっていますよ。そういった意味で、住民から選ばれて、市長をされているわけで、ぜひですね、今お話をされたような思いであれば、この庁舎問題は避けて通れないというふうには思っていますけど、もう過ぎた10年をどうこうということではないですよ。これから先、「未来創造都市志布志」、これを掲げている以上、本気になって考えていただきたいものだなと。私も、そのちょうど間の一時期行政に参画させてもらった一人として、あの時間違ってなかったと、そういう思いを持って墓場に行きたいものだというふうに思います。

ぜひ首長として、次の選挙等々ありますので、公約にもどういう形で掲げられるのか分からないけれども、市長がつくり出した第2次総合振興計画ですよ、それに対して責任をもってやれるような公約であって欲しいものだというふうに思います。

このことについては、以上で終わります。

次に、国民健康保険についてということで通告をさせていただきました。

運営が30年度から県に移行するということによって、県の国保税の試算は示されたんですかということで通告をしました次の日に、たまたま必要額ということで、県の方が新聞報道がありました。志布志市は、国民健康保険税必要額ということで9万384円という一人当たりですね、こういうのが出たんですが、一向にどうなるんだろうって、都道府県単一化に全国なって、国がそういう方向で示して法律ができて、30年度からですよということで、ここに出たんですが、国保税19市町村増、平均額は505円減ということで、鹿児島県の試算です。これは法定外繰り入れとか、いろんなことは入ってない状況の中ですので、今後どうなるのかということは、私なんかもよく分からないわけで、この県の試算。これを必要額と今私が言いましたように、法定外繰り入れとか、それは無い状況の中で試算されていますので、この金額を見て市長は、どんなふうにお受け止めになったんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志市は、この表によりますと一人当たり保険税必要額が9万384円、2015年度比伸び率が0.83%というふうになっておまして、ちょっと意外な気もしたところでございます。

私自身、この国保税については、現在市の方に一般会計の方から法定外繰り入れをさせてもら

っているということから、どうしても、そのことについては、現在の税率で市民の皆さん方の国保税が賄われるというような形に持っていきたいということがございますので、健康増進運動に一生懸命取り組んできているところでございます。

そのような中で、こういった形で示されたというのは、少しというか、まだ足りなかったのかなというような気もしました。そのような思いを抱いたということでございます。

○18番（小園義行君） これ私たちも、全くこれまで保健課長さんの方にお聞きしても、「まだ県の方が」ということで、よく分からないままきていまして、30年度といたらもうすぐですよ。そういう中で、今後どういった手順で、この国保、ここは税ですけれども、それが決まってくるのか。この新聞報道によると「2018年1月に標準保険料率を算定をして公表しますよ」というふうになっているんですが、今後の手順ですね、1月にそれが県の方が出すということで、国との関係で公費の導入をどれだけするのかとか、そういうことが難しくてなかなかなんでしょう。でも困るのは自治体なわけで、その後、困るのは住民の方であるわけで、早くこれを出してもらおう県にもちゃんと試算を出してもらわんと困るわけで、今後どういった手順で作業が行われていくというのを少し明らかにしていただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成29年11月に、平成30年度納付金等の仮係数による仮算定が提示されます。

平成30年1月に、平成30年度納付金等の確定係数が提示されるというスケジュールになっているようでございます。

○18番（小園義行君） 1月だとですよ、仮にそれが1月に県が示して、それから志布志市国保運営協議会に条例改正の提案をして、3月議会で承認という、すごいスケジュールですよ。そうした時に、本当に職員の皆さんも大変だろうなと思うんですけども、それは1月に今市長がおっしゃったような形での取り組みがされていくわけですね。

あと国保税の賦課徴収、そういったものがどのようにされるというふうに僕たちは理解しているんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

国民健康保険の制度改革に伴い、平成30年度以降の国民健康保険税の算定方法の在り方については、財政運営主体が県になることに伴い、算定方式の統一を図るべきではないかという意見等もあり、財政部会や国保新制度移行準備連絡会議で協議を行ってまいりました。

その結果、鹿児島県内では31市町村が4方式を、12市町村が3方式を算定方式として採用しておりますが、平成30年度以降、国民健康保険税の算定方式は3方式への移行を開始し、平成35年度を目標として県内全市町村が3方式に統一する。その際、必要に応じて国民健康保険税に占める資産割の割合を段階的に縮小していくことなど、経過措置を設けることとされました。

なお、このことは、本年11月に公表される鹿児島県国民健康保険運営方針にも記載される予定となっております。

○18番（小園義行君） 今市長の方から少しありましたように、国民健康保険の保険税を確定し

ていくのに、今おっしゃったように国保事業費納付金の額を決定しないといけないわけですが、それが、それぞれの市町村の医療費水準、志布志が幾らですよと。そして所得水準、志布志市の所得水準、それを考慮して国保事業費納付金の額が決定するということなんですよね。そうすると、志布志市の国保のいわゆる医療費水準、これを見ると鹿児島県でいうと志布志市は大分低いところで後ろの方ですよ、市長が頑張ったの結果ですよ、これはね。

そして所得は、これはうちのあれでしたときに結構高いんですよ、所得の方もよく頑張っている。そういう状況の中ですけれども、今、県が標準保険料率を算定してやったときに最終的に志布志市の保険料は幾らですよというのは1月にしか分からないわけですね。その時に、今おっしゃったように3方式ですか、4方式ですかと、二つ目を出してしましたら、今市長の方から我がまちは4方式ですけど、資産割がありますけれども、残りの市町村3方式、いろいろたくさんありますけれども、3方式にしていくということで、「34年度」と今おっしゃいましたね。最終的には30年度、5年かけて3方式にしていくという、これは早くしてもらった方が実質的に住民の皆さんから見たらいいわけですが、それを最終的には県の方針としては3方式でいくというふうには分かっているわけですね。そうしたときに統一した保険料というふうになるんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

鹿児島県においては、市町村間の医療費水準や保険料水準等に差が大きいということでございますので、当面は統一しないというふうにはしているところでございますが、平成30年度以降においても統一のための協議は続けるということになっているようでございます。

○18番（小園義行君） 協議をしていくということですが、最終的には3方式に統一していくのを34年度という、5年後で35年ですね、ごめんなさい。

そこで、そうしたときに保険料が仮に統一ということになればですよ、最終的には5年後には保険料も統一した形になっていくというふうに理解をしいいんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の国民健康保険税の改正については、国の方から方針が示されて、市町村独自の保険税制度を改めて県で統一するというような方向になったところでございます。

私自身は、このことについては、そういうような方向性でいいのかどうかということに非常に疑問を持ってきていたところでございます。

と申しますのは、やはり先ほども申しましたように、本市においては健康増進運動に積極的に取り組み、そして、市民の皆さん方に健康についての啓発を高めて、様々な形で御協力をいただきながら取り組みをしてきた結果というものが如実に出ていくということでございます。

しかしながら、そういうことについては、あまり積極的でない形での取り組みがされている自治体と同じような形になってしまっているのかということについては、いつも疑問に思いながらも、そのことについて私自身の立場でも発言はしてきたところでございます。

しかし、今の段階では来年度以降、県の管理のもとに今回の国保税の制度は進んでいくという

こととございます。

保険料の水準の統一につきましては、先ほども答弁いたしましたように、医療費の水準や所得の水準が県内でも格差が大きいということで、様々な課題を残しております。その課題を解決していくことは、なかなか容易ではないというふうに思いますので、保険料の水準の統一には慎重に取り組んでいくということが必要かというふうには思っております。

○18番（小園義行君） 市長としては、統一した保険料にしてもらおうと、ちょっと問題だよねって、そういうふうに思っておられるというふうに理解していいですね。それは全く同じですよ。それはこっちは努力しているのに、努力していない市町村と一緒にやると、結果、仮にですよ、ここで統一したことになるたら、この新聞報道が示しているように大変申し訳ないんですけども、お隣の大崎町なんかは65%、こんなことが仮にできますか、正直言って。とんでもない数字ですよ、これ。だから、これには法定外繰り入れとか支援分とかいろいろ入ってなくて試算されているからですけども、市長がおっしゃるように努力しているまちが、何でよっていうことになりかねないわけで、この保険料の設定方法というのは、さっきしましたように医療費水準、所得水準、そういうのを考慮した上で納付金の額を決定する。そうすると次に出てくるのが、いわゆる標準保険料率を算定して、それにはめてやってくださいよって。今回の一緒になることで、スケールメリット、でかくなるから全部チャラになっていいよねって、これには絶対ならないと思いますよ。実際そういうふうにはならないですよ。

昔、大きいことはいいことだといって、何回も失敗していますよ、合併もそうだというふうに僕は思っていますけれども、今回のこれも、現実に単一化したら、ちょっと大変なことになるなというふうに思うわけです。

そういう意味で、例えば、所得水準が保険料に与える影響、逆にですよ。うちは高いところですよ。そこにしたときに医療費水準は一緒だとか、いろんなことをしたらとんでもないことになっていきますよ。

今度は逆に医療費水準が保険料に与える影響、平均的な所得の場合、これでもまた、いろいろなんですよね。我がまちは所得水準というのは県内で11番目です。結構高いですよ。低いところの人たちと同じように、僕たちがそのことをしてやられたら、大変なことになるなと思って。市長と思いは一緒ですね。

であれば、この県内統一した保険料にするのはやめてくれという声をやっぱりあげるべきじゃないですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この国保制度の改革につきましては、長年取り組みがされて、今回初めて具体的な数字、具体的でもないんですけども、数字が示された。そしてまた、スケジュールも示されたということとございまして、私としましては、先ほどもお話ししましたように立場立場の中で、このことについては、一応発言はしてきたところでございます。

ということで、本当に保険税率を統一するという仕組みについては、やり方については反対を

述べていきたいと思います。

○18番（小園義行君）　そういう市長の立場、大変重要であります。なぜなら、先の9月県議会の一般質問の議事録をちょっと取り寄せました。ここで、そういう統一したものには、まずいよと、やめていただけませんかみたいなことで県の方に質問が行ったんですね。それについて県の保健福祉部長が、法律に書かれていることをそのまま答弁されて一本化していきますよという答弁でした。ちょっとがっかりですよ。

でも、やっぱりこれは市長、最終的にはこの議会が決めるんですよ。国民健康保険税はですね。だから1月に保険料率をどういうふうに定めてやっていくのかというのは、この我がまちの議会が最終的には決めますけれども、国保運営協議会で議論されて、そして議会提案となりますので、ぜひやっぱり今市長がおっしゃったように、そのことは国・県にも声を挙げていただいて統一したものはおかしいという声はやっぱり挙げて欲しいと思います。そういう立場だということに理解しましたので了として。

それと、この激変緩和措置を新聞報道が書いています。この激変緩和措置を講じる予定だということは、実際、県も高くなるよというふうに予想しているということですよ。それは市長も先の3月議会で、この問題を少し取り上げさせていただいた時に、もしそういう状況になれば、議会の皆様に御協力をお願いをしたいという、いわゆる法定外繰り入れをし、そして、住民の負担をそんなに重くするわけにはいかんという思いは答弁としても出されていますが、そのことについては、今も変わっていませんね。

○市長（本田修一君）　お答えいたします。

今後、激変緩和措置が採られて税制の改正が年次を経てされるというような方向性も示されているということになっておるようでございますが、これは当然急激に上がるまちにおいては、そういうものが必要だろうし、下がる所においても同じように必要ではないかなというふうに思っています。

ただ、その時に、それぞれのまちで法定外繰り入れをどうするのかということについては、それぞれのまちの判断があるんじゃないかなというふうには思っているところでございます。

本市においても、保険税の推移を見ながら、また議会の皆様方に御相談申し上げる時には、御相談申し上げながら保険税、国保税の制度の維持を図っていきたいというふうに思います。

○18番（小園義行君）　市長の思いが変わってないということを理解をしましたので、ぜひですね、その立場を堅持しておいていただきたい。県にもやっぱり声を挙げてもらいたいと、そういうふうに思います。

それと、この国保税については、非常に私も国保税を払っていますが、それぞれの御家庭でも大変苦勞されているわけですね。今、志布志市の広報でも、いわゆる国保財政大変ですという、それが出ていますが。その中に国保の4方式で今していますけれども、その中で、私はいつもずっとこれまでも思っていました、国保は4方式で均等割、これは赤ちゃんが生まれると、0歳の赤ちゃんも課税の対象みたいなことになって、均等割がなくなっていくんですね。ここに国保担当

の皆さんから、ちょっといただきましたけれども、0歳から19歳、20歳、どこかその近辺まででした。約1,000名からの子供さんたちがおられるんですね。本市は非常に子育て支援に頑張っているまちでありまして、給食費の多子世帯への援助とか、いろいろされていますが、この子供ですね、いわゆる国保運営協議会等々で新しい保険料率になっていく中で、今後検討していただきたい。今即断しなさいということじゃないですよ。子供の均等割というのは、やっぱり無くしていくべきじゃないかと。子供がたくさん生まれれば、たくさん負担をしなきゃいけないと、国保の場合ですね。社会保険とか、そういったものは、そういうことでないんですけれども、このことについては、ぜひ考えていただきたい。赤ちゃんが生まれて、1人生まれると、ああ良かったねと思うけれども、一方で国保の世帯だと、その分負担が増えていくという、そういう仕組みです。

子供は、収入がありませんよ。そういった中で、今後この子供の均等割、これは何とかならんもんかなという思いがずっとあったんですけれども、そこについては、今即断、即決しなさいということではないですけれども、子供がたくさん生まれれば生まれるほど均等割がかかっていくというね。これは本当に子育て世帯にとっては大変なことなんです。ぜひ今後、検討していただきたいと思うんですが、これ市長いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

国民健康保険税のうち、均等割につきましては、年齢にかかわらず被保険者の多い世帯の方が少ない世帯よりも受益が多いと、いわば赤ちゃん、幼児については、特に病気になりやすいので、そういった意味で平等になっているんだということであろうかと思えます。

ということで、少ない世帯よりも受益が大きいということでございますので、受益に見合う負担というものがあってもいいのではないかなというふうには思うところでございます。

○18番（小園義行君） 確かに、受益者負担と言われればそのとおりで、ひとくくりであれですけれども、よく考えてくださいよ、1人世帯、子供がおられない世帯もありますけれども、2人、3人、4人で、うちの息子なんかは4人、双子まで生まれて4人もいるわけですよ。そういう世帯としたときに、国保に入っていると大変なわけですよ、正直な話。うちの息子は、たまたま社保ですけども、そういう国保の自営業の方々のお話を聞かせていただいて、ここだけは何とかならんかなという思いが少し、ずっとあったんですけれども、今回、新しく国保が都道府県化になる。そして、新しい3方式でいくということでもありますので、次へ向けての考え方として、子供の均等割だけは少し何とかならんかなということで、ぜひこれは国保運営協議会あたりでも協議していただいて、そのことについて、協議をしてもらって、そういうことも必要かなというふうには私は思うんですよ。今は受益者負担だからと市長はおっしゃいますけれども、国保というのは基本的に社会保障なんです、基本ね。受益者負担を言いだしたら、例えばですよ、うちは老人だけだからなんで子供にそんな税金をどんどん使うんだって、うちは障がい者がいないのに、なぜ障がい者にどんどん使うんだと。そんなことを言い出したらですよ、もう大変なことになります。だから、そういった意味で、国民健康保険法の第1条には、社会保障として求めてい

るわけですね。そのことを考えたときに、本当に子供の均等割というのは、少し検討の余地があるのではないかというふうに思いがあって、市長に今、今回新しく変わっていきますのでね、そのことを国保運営協議会等で少し時間をかけてもいいですから、議論をしていただければいいかなという思いで、今市長に質問しているところです。

○市長（本田修一君） 今回の制度改正になり、4方式が3方式に統一されるという中で、均等割についての考えをお尋ねになられているところでございます。

制度自体につきましては、本当にぜい弱な制度だなというふうに思うところがございます。この制度自体は、加入されている方が、だんだんだんだん減ってきていると、しかも高齢化が進んでいくと。そしてまた、支える方々も減ってきているというようなことで、この制度の在り方自体も、もうちょっと抜本的に考えるべきではなかったのかなというふうには思うところがございます。

しかしながら、今回示されている制度改正によります取り組みにつきましては、今ほど申しましたように被保険者の多い世帯においても、そしてまた、少ない世帯においても同じように受益に見合う負担というものについて、お願いせざるを得ないのかなという気はしているところがございます。

○18番（小園義行君） 今初めて、こういう提案しましたので。実際は、本来この国保が、こんな状況になったというのは、国庫支出金の割合が1980年代からしたら50%あったんですけどね、それが今25%。本市もちょっとその下ぐらいの状況になっているという、そこが大きな原因になっているんですけども、今回新しく国保が都道府県単一化になって負担が増えたら困るねという思いとあわせて、ここで決められることですのでね、最終的には。だからぜひ、あまり高くないもので納付金の額が決定して、これは100%納付ですからね。とんでもないと言ったら変ですけども、決まったらそれを全額納めなさいということですから、非常にこれ、地方自治体にとっては大変なことですよ。そういった意味を含めて、負担が多くならないようになったらいいなど。そのためには県にも声を挙げていただきたいと、市長、それを確認できましたので。それとあわせて、今後、国民健康保険制度の、いわゆる収入を得ない子供が生まれて大変うれしいなと思う反面で、一方では国保税の均等割がかかっていく。ここには7割、5割、2割、所得によってありますよ、減免が。だけど、実際その分は税金として払っていかなくちゃいけないというところがありますので、社会保障という面から見たときに、今後少し検討していただきたいなというふうに思いますので、今市長がおっしゃったそれで結構です。今後また、そのことについては、いろいろ議論をしたいと思います。

次にいきます。

○議長（岩根賢二君） 小園議員、ここで、しばらく休憩したいと思います。

○18番（小園義行君） はい。

○議長（岩根賢二君） 2時15分まで休憩いたします。



午後 2 時 02 分 休憩

午後 2 時 13 分 再開



○議長（岩根賢二君） それでは、会議を再開いたします。

○18番（小園義行君） それでは、3番目の介護保険について質問をします。

保険料を払いきれない低所得者の高齢者に対するペナルティーについて問うということで、本市の状況もあわせてお願いをしておきますが、介護保険が始まって結構経つわけですが、介護保険制度が2000年に始まった時の全国の平均というのが月2,911円ということだったわけですが、現在では5,514円と約2倍に膨れ上がっているわけですね。

そうした中で、この保険料を払い切れていないいわゆる低所得者の認定を受けている方々で、高齢者に対するペナルティーがあるというのを私も法律を全部読むわけじゃないので、こういうことがあるというのを少し分かってきてびっくりしている状況です。

こういった低所得者の高齢者に対する介護保険のペナルティーの現状というのは、どういうペナルティーになっているのか、少しお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

介護保険サービスの利用者が介護保険料を災害等の特別の理由がなく滞納した場合につきましては、未納期間に応じて介護サービスの利用について給付が制限されることになっております。

介護保険料を1年以上滞納した場合は、介護サービス利用料、通常は費用の1割、または2割を負担するわけですが、この介護サービス利用料を一旦全額負担し、その後、申請によって、市から保険給付分8割または9割の払い戻しを受けるという償還払いに支払い方法が変更となるところであります。

更に、介護保険料を1年6か月以上滞納した場合は、1年以上滞納した場合と同様、償還払いに支払いを変更されるほか、償還払いにより払い戻される保険給付の一部または全部が差し止めになります。

また、更に介護保険料を2年以上滞納した場合は、滞納していた期間に応じて利用料の負担割合が3割に引き上げられるほか、高額介護サービス費など支給が受けられなくなることになります。

本市の介護認定を受けている方の介護保険料の滞納の状況につきましては、29年1月に実施された介護保険事務調査では、平成27年度決算時点でございますが、1年以上滞納のある方が4人、1年6か月以上滞納のある方が7人、2年以上滞納がある方が1名、合計で12人、延べ人数であります。合計で12人となっております。

現在のところ償還払いや3割負担に変更など、給付制限は行われていないということでございます。

○18番（小園義行君） 今市長から答弁がありましたように、今、年金は65歳以上の場合に年金収入が年間18万円を超える人は、年金から天引きをされるわけですね、介護保険料もですね。そ

れ以下の人は納付書で来るわけですけれども、今市長の方からありましたように、そういった方が1年以上滞納するとサービス利用が一旦全額10割負担になる。そして、後で自治体に申請して9割払い戻す。手元にお金の無い人、そういった人たちが多はずなのに、そういう制度です。

市長、この三つ今言われましたけれども、こういった現状の法律の在り方、法律ですよ、それをどういうふうにこれを受け止めますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今申しましたように、滞納があった場合ということでございまして、それぞれの年数に応じて、そのペナルティーの内容が違うということでありまして、正直少し厳しいのかなという気はしたところでございます。

○18番（小園義行君） これは普通徴収、納付書で納められる方々が先ほど12名ということでありましたので、この方々サービスを受けようにも実際受けられませんよね。年金が1か月分で1万5,000円を超えると年額18万円ですから、介護保険料は年金から引かれますけれども、それ以下の人が、こういうことになっているというふうに正直思うわけですね。1年で今いわゆるサービスの利用料が10割負担ですよ、二つ目が1年6か月以上になると全額負担した上に9割の払い戻しの償還、一部か全部が停止されます。

三つ目には、利用料が1割から今度は3割に引き上げる。とてもじゃないけど払えませんよね、そういう意味で。こういう人については、この法律そのものが、こんなのが法律の罰則規定があるということも、とてもびっくりしているところですけども、今市長がおっしゃったように、このことを聞いて、びっくりしているということですよ、市長ね。

私自身も少し不勉強でしたけれども、ここのペナルティーまでは、私もよく分からないところでした。少しそういうものがあつたということで、今回一般質問という形で皆さんと共有して、こういう現実というのはとんでもないと、やっぱりね、そういう人たちは介護保険料非課税世帯になっても施設に入所というのはいけないじゃないですか、正直言って。

もう少し、こういったものについては、国も見直しをすべきだなというふうに私は思うんです。法律だから仕方ないという立場なのか、それとも、「それは変えてよ」みたいなことに本来はないと、この12名の方々、介護給付を受けたいとしても、サービスを受けたいとしても、なかなか難しいでしょう、これ。

そういった意味で、やっぱり国に対しても、こういう制度はやっぱり見直しをして欲しい。そうしないと介護保険というのは、言葉は悪いんですけども、介護保険料を納めるけど、サービスを受けたいと思っても施設が無かったり、いろんなことで受けられない、そういう状態が現実起きてますよね。特老の待機者も結構おられて、介護保険料を払っているのに入れないという。そういう制度というのは、とてもおかしいという思いがずっとありました。

今回、低所得者を完全に排除している仕組みですよ、これ。市長と私も思いは同じだと思うんですけども、びっくりされているということで。これ少し、こういったことは罰則を科すんじゃないくて、そういったものに対する法の手が伸びるようなものにしていくべきだと思うんですけ

れども、そこについては市長いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど答弁いたしました。給付の制限については、現在行っていないということでございます。

介護保険料を納付していただくということが、必要なものではあります。介護サービスを制限するということにつきましては、生活に対する影響が大きいということで、給付制限は行っていないということになります。分納や納付制約をしていただいて、給付制限を行っていないということでございます。

○18番（小園義行君） 市長、そういうこともあります。これは滞納が2年を超えると、遡って保険料を払おうとしても認められていないわけですね、3割負担にされるんですよ。

そして、医療の国保では自治体の柔軟な対応もできますけれども、この介護保険法の法律上、これではできないわけですよ。排除されているというふうに思うんですね。

だから基本は、そこにならないためには今おっしゃったように分納だとか、いろんなこともある。少しでも納めていただくという努力もしないといけませんけれども、このこと自体が月額1万5,000円以下の方が、その対象だと思うんですよ、年金から天引きされないわけですからね。納付書で来るから納められないじゃないですか。こういった厳しい罰則規定、こういったものはやっぱり見直しをすべきだというふうに私は思いますけれども、市長も思いは一緒だと思うんですよ。でも法律がそうだからおっしゃっているんでしょうけれども、現実に国民健康保険では、いろんなことがありますけど、介護保険では2年以上もなると対象外なんですよ、結果としてね。そういうことが果たしていいんですかということが、私が今回質問をして市長にやっぱりそれはおかしいよということを声を挙げて欲しいという、その思いと。こういう介護保険というのは、こんな厳しい側面を持って運営されているということをご皆さんに分かって共通した形で、きちんと理解をしていただいて、そういう方々については、法の制度に乗っけるとか、いろんなことをしないとイケないというふうに正直思うんですね。

何回も言いませんけれども、この国保では認められている柔軟ないろんなものが、介護保険、現在の仕組みでは2年を超えてしまうと遡って納められないという、この現状はやっぱりおかしいでしょう。排除しているわけですから、法律でですね。そんなことでいいんですかねって、私はそう思いますけれども、少しここについては、市長も初めてだったかもしれませんが、共通認識で、これちょっとおかしいねということもひっくるめて、国に対しても声を挙げていただきたい、そういう思いがあります。市長会等を通じて、やっていただきたいものだと思いますが、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

12人の方々が滞納があるということでございますが、この方々の所得につきましては、第1段階が7人、第2段階が1人、第4段階が2人、第5段階が1人、第7段階が1人ということで、第1段階の方々が極めて多いということで、収入自体が低いというようなことではないかなとい

うふうに思っています。

そういうことで、その方々につきましては、本市においては、給付をストップさせている状態ではないと。そしてまた、その方々に分納や納付制約をお願いして給付がされているということでございますので、今後においては、しばらく推移を見ながら、このことについては対応をしてみたいというふうに思います。

○18番（小園義行君） 志布志市は、そういった意味では非常に優しいといえますか、そういう対応をしていただいて、給付のサービスを受けられないという状況に無いという、今市長の方からありましたのでね。でも、こういう法律があるという、罰則規定があるという、ここについては、本当にこれはやっぱり市長会等を通じて、国に声を挙げていただきたいと、そういう思いです。そうしないと、制度から排除されるって、低年金という、そこは認められていないんですよ。他の事情をいろいろ見てみるとあるけど、年金が少ないから認めるよというふうではないという状況になって排除されるというものになっていまして、そこについては、やっぱりこの制度はおかしいよということを、やっぱり市長、市長会等々を通じて、いろいろ研究していただいて、国にも声を挙げていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この滞納に対するペナルティーについては、私も初めて勉強させていただいているところでございます。

そのような内容でございますので、今後とも他市の動向、あるいはその内容等について把握しながら連合して要望すべきことは要望をしてみたいというふうに考えます。

○18番（小園義行君） ぜひ我がまちで、いろんなことができるという状況もあればいいでしょうけれども、今市長の方から答弁がありましたように努力していただきたいというふうに思います。

今回、庁舎問題等々を含めて3点ほどしましたが、今住民の皆さん方も大変厳しい状況の中で生活をされております。私たちの任期も、あと来年1月、2月ということですので、数か月になりましたけれども、議会もあと12月議会を残すのみとなりましたが、ぜひ良い形で任期を全うして、次にどうするかということもいろいろありますけれども、任期中全力で頑張っていきたいと思っております。

台風が近づいているということもありますので、当局の皆さん大変でしょうけれども、頑張っておってやっていただきたいと思っております。

以上で一般質問を終わります。

○議長（岩根賢二君） 以上で、小園義行君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日から26日までは、休会とします。

27日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会いたします。
御苦労さまでした。

午後 2 時30分 散会

平成29年第3回志布志市議会定例会会議録（第5号）

期 日：平成29年9月27日（水曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 報告
- 日程第3 議案第40号 志布志市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第41号 志布志市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第42号 志布志市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第43号 公有水面埋立てに関する意見について
- 日程第7 議案第44号 公有水面埋立てに関する意見について
- 日程第8 議案第45号 公有水面埋立てに関する意見について
- 日程第9 議案第46号 平成29年度志布志市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第47号 平成29年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第48号 平成29年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第49号 平成29年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第50号 平成29年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第51号 平成29年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第52号 平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 陳情第5号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について
- 日程第17 発議第4号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書について
- 日程第18 議案第53号 志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第20 報告第4号 平成28年度志布志市健全化判断比率について
- 日程第21 報告第5号 平成28年度志布志市資金不足比率について
- 日程第22 認定第1号 平成28年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第2号 平成28年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第3号 平成28年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 認定第4号 平成28年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第26 認定第5号 平成28年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第27 認定第6号 平成28年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

て

日程第28 認定第7号 平成28年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について

日程第29 認定第8号 平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第30 認定第9号 平成28年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について

日程第31 閉会中の継続審査申し出について
(総務常任委員会)

日程第32 閉会中の継続調査申し出について
(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
副 市 長 岡 野 正	教 育 長 和 田 幸 一 郎
総 務 課 長 武 石 裕 二	財 務 課 長 仮 重 良 一
企画政策課長 樺 山 弘 昭	情報管理課長 小 野 幸 喜
港湾商工課長 柴 昭 一 郎	税 務 課 長 野 邊 孝 蔵
市民環境課長 西 川 順 一	福 祉 課 長 折 田 孝 幸
保 健 課 長 津 曲 満 也	農政畜産課長 重 山 浩
耕地林務水産課長 立 山 憲 一	建 設 課 長 假 屋 眞 治
松山支所長 今 井 善 文	志布志支所長 山 田 勝 大
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 雅 人	教 育 総 務 課 長 徳 田 弘 美
学校教育課長 福 田 裕 生	生 涯 学 習 課 長 若 松 利 広

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 吉 田 秀 浩	次長兼議事係長 中 水 忍
調査管理係長 西 洋 一	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時00分 開議

○議長（岩根賢二君） これから本日の会議を開きます。

○
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩根賢二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、市ヶ谷孝君と青山浩二君を指名いたします。

○
日程第2 報告

○議長（岩根賢二君） 日程第2、報告を申し上げます。

総務常任委員長、文教厚生常任委員長及び産業建設常任委員長から報告書が提出されましたので、配布いたしました。参考にしていただきたいと思えます。

○
日程第3 議案第40号 志布志市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第3、議案第40号、志布志市情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第40号、志布志市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月19日、委員6名出席の下、執行部から総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、付議案件説明資料による条例の改正内容について説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回は大きな改正ではなく、開示請求に対する開示情報の範囲について拡充すべきとの意見もある中、開示範囲をより明確化しようという背景があると理解するが、改正点である「個人に関する情報」として明示された電磁的記録について、具体的にはどのような物を指すのかとただしたところ、電磁的記録としては、防犯カメラに記録された本人を確認できる映像データや、本人の氏名が含まれるもの、個人を特定できる音声録音データなどが該当するとの答弁でありました。

個人情報を取り扱っている行政文書の範囲は広く、今回の改正のポイントについて、図画とは何か、電磁的記録とは何かなど、具体例を出し、イラスト等も使いながら市民に分かりやすく周知する必要がある。これは行政職員に対しても同じであり、分かりやすく示していかないと、各課での情報共有はできないと考える。周知方法について庁内で対応策を練って進めるべきではないかとただしたところ、文書、図画、電磁的記録などは行政用語であり、議案第41号の志布志市

個人情報保護条例の一部改正とあわせて、市民に分かりやすく周知する必要があると思うので、今回の条例改正に伴い、まずは職員が改正の内容を理解し、市民からの問い合わせにも対応できるよう、各課で持っている情報を精査し対応するよう、課長会で指示しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第40号、志布志市情報公開条例の一部を改正する条例の制定については全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第40号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第4 議案第41号 志布志市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第4、議案第41号、志布志市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第41号、志布志市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月19日、委員6名出席の下、執行部から総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、付議案件説明資料による条例の改正内容について説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、個人を識別する方法として、顔認証、静脈認証、指紋認証など、時代の状況に応じて個人を特定する方法や技術が変わってきている。顔認識データや指紋認識デー

タ等については、今回の改正で個人情報に該当することが明確化された。行政職員も日常業務が煩雑になる中、こういったことも知っていかなければならない。当然、市民にも分かりやすい周知が必要だが、このことについて庁内ではどのような議論になっているかとただしたところ、今回の改正で、これまで認識していたより、更に多くの個人情報を保護しなければならないと再認識した。庁内では情報漏えいがないよう、課長会で再認識を促しているが、再度職員向けに分かりやすく指示していく。市民への周知については、課内で協議し、手法について検討していくとの答弁でありました。

行政機関には税や保健・福祉の情報など、多くの個人情報が集まっている。業務上、各課間で個人情報の共有が必要な場合があるが、その決裁の在り方はどうなっているかとただしたところ、行政の中での個人情報の共有についても、本人の同意が必要というのが前提だが、法律に基づき共有できる場合がある。それらを踏まえ、課長間で合意の上で情報共有しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第41号、志布志市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

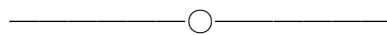
○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第41号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第5 議案第42号 志布志市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第5、議案第42号、志布志市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第42号、志布志市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月19日、委員6名出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、付議案件説明資料による条例の改正内容について説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の改正で、新たに固定資産税の課税免除の対象となる、地域経済をけん引するような事業者としては、どのような企業を想定しているのかとただしたところ、臨海工業団地に進出された運輸倉庫業の企業が、過疎法による課税免除の対象にならないということで、昨年12月に本条例を制定していただいた。今後、臨海工業団地を購入された事業者を新たな課税免除の対象として想定しているとの答弁でありました。

本市の企業誘致策や今回のような改正について、民間事業所への情報提供はどのような方法をとっているかただしたところ、本市に誘致した企業を定期的に訪問してヒアリング等を行っており、その際に今回のような条例改正等の情報については、事業所の規模拡大等のため随時情報提供しているとの答弁でありました。

今回の改正は、上位法による改正で全国的なものだと思うが、他の法律による課税免除は年限が区切られている。今回は年限があるのかとただしたところ、事業計画期間を5年後の3月31日までと定め、計画期間満了までに建物を建てた事業所が対象になる。建てた翌年の1月1日に建物が完成していれば固定資産税が課税されるが、そこから3年間は課税免除となるとの答弁でありました。

今回の改正に伴う課税免除によって、市に入るべき固定資産税が入ってこないことになるが、他の法律による課税免除と同様に、国から補填されるのかとただしたところ、今回の改正による税の減収分についても、過疎法、半島振興法による減収と同様に、地方交付税で減収分の75%が補填されるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第42号、志布志市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第42号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第6 議案第43号 公有水面埋立てに関する意見について

日程第7 議案第44号 公有水面埋立てに関する意見について

日程第8 議案第45号 公有水面埋立てに関する意見について

○議長（岩根賢二君） 日程第6、議案第43号、公有水面埋立てに関する意見についてから、日程第8、議案第45号、公有水面埋立てに関する意見についてまで、以上3件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

いずれも総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、一括して委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま一括議題となりました議案第43号、公有水面埋立てに関する意見についてから、議案第45号、公有水面埋立てに関する意見についてまで、以上3件の総務常任委員会における審査経過の概要と結果について、一括して報告いたします。

当委員会は、9月19日、委員6名出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、付議案件説明資料による説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の埋立て承認の手續に至るまで、港湾商工課と国、県との連携や情報共有はどのように進めてきたのかとただしたところ、国直轄事務所、県河川港湾課志布志市駐在、港湾商工課で勉強会を立ち上げて、今回の港湾計画の一部変更等の情報共有を進めてきたとの答弁でありました。

今回のように公有水面の埋め立ての承認手續を行う場合、環境アセスメント等の結果が本市に届いており、問題無いものだったと理解してよいかとただしたところ、環境保全等に関する現況調査については、春・夏を県、秋・冬を国で実施している。影響評価も国が実施している。提出された公有水面埋立承認願書等の添付書類に、各種調査の評価が記載されており、「環境に及ぼす影響を予測・評価したところ、大気質・騒音・振動・水質・地形・地質・動植物・生態系・人と自然とのふれあい活動等に及ぼす影響については、軽微である」と評価されている。また、埋立

て計画を実施する際には、「周辺環境に及ぼす影響についても最小限に努める」とされているとの答弁でありました。

今後埋め立てを実施するにあたり、地元漁業者との課題の協議や同意はなされているのかとただしたところ、県が志布志港港湾計画の変更を行う際、「志布志港港湾計画変更に伴う航行安全対策調査専門委員会」を設立し、調査・検討が行われた。実際に港湾区域の変更がされる場合は、事前協議が行われることを前提として、漁協からの同意も得られているとの答弁でありました。

埋立てが完了した場合の、埋立地の主な活用方法についてただしたところ、岸壁では荷役を行い、その後背地では埠頭用地としてサイロや倉庫を建てる。埋立地は一旦県が所有し、用途については今後関係者と協議して決めることになるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、一括採決の結果、議案第43号、公有水面埋立てに関する意見についてから、議案第45号、公有水面埋立てに関する意見についてまで、以上3件については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第43号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） お諮りします。

議案第44号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） お諮りします。

議案第45号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本件は、所管委員長の報告の

とおりに決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第9 議案第46号 平成29年度志布志市一般会計補正予算（第2号）

○議長（岩根賢二君） 日程第9、議案第46号、平成29年度志布志市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、それぞれの所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長に報告を求めます。

まず、7番、平野栄作総務常任委員長。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第46号、平成29年度志布志市一般会計補正予算（第2号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分について、審査経過の概要と結果を報告いたします。

当委員会は、9月19日、委員6名出席の下、執行部から関係課長、各支所長及び担当職員の出席を求め審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

はじめに、財務課分について報告いたします。

執行部より予算書及び説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、県道日南志布志線道路整備事業の計画が示されたのは、かなり前だと思いが、旧出水中学校が工事の敷地に入り、用地の売却や構造物の移設等が発生するという事は、市はどの時点で把握したのかとただしたところ、旧出水中の敷地が県道改良の対象になるということは、昨年度中に概要は聞いていたが、県から対象面積等の詳細について打診があったのは本年6月で、正式な要請は7月にあったとの答弁でありました。

旧出水中の移設に係る補償対象となっている構造物の、具体的な移設先についてただしたところ、駐輪場については撤去し、県道側の門柱はグラウンドにある門柱を撤去して置き換える。卒業生が造った記念碑は、地元公民館より要望がありグラウンド内に移設する。それ以外の構造物は撤去する。街灯については一旦撤去するが、道路開設後に設置し直すことにしているとの答弁でありました。

旧出水中の立木等補償費648万3,000円のうち、立木の占める金額についてただしたところ、工作物の移転が290万8,000円、ツツジ等の立木が351万4,000円、杉等の用材が5万3,000円、収穫樹として柿1本が6,000円であるとの答弁でありました。

地方特例交付金の増額補正の内訳についてただしたところ、地方特例交付金とは、1999年に実施された恒久的減税の影響による、地方公共団体の減収を補填するために創設された制度であり、現在は、個人住民税における住宅借入に伴う特別減税についてのみの交付となっている。今回の

増額補正については、当初予算で見込んでいた額より、国からの交付通知額が多くなったためであるとの答弁でありました。

次に、企画政策課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、伊崎田定住促進住宅用地整備事業について、分譲価格ほどの程度を想定しているのか。また、住宅用地の中に公園は整備されるのかとただしたところ、本年度中に造成工事を済ませ、来年5月ぐらいに公募できればと考えている。価格については、松山町泰野分譲地を坪1万円としているが、伊崎田はもう少し高い金額で分譲したいと考えている。過去の事例、民間の価格、定住促進団地ということを踏まえ、今後価格を決定していきたい。敷地内に公園は無いが、車の転回スペースを1箇所設ける予定であるとの答弁でありました。

伊崎田定住促進住宅用地整備事業の、工事請負費の内訳についてただしたところ、敷地内に牛舎が429㎡、住居が86㎡、飼料等の貯蔵庫があるが、これらの撤去費用として建設課・専門家にも協力をもらい700万円と見積もっている。残り5,500万円が土地造成費用であるとの答弁でありました。

自治会集会施設等整備事業について、自治会への説明会を3月から4月の総会時期に行うと、どうしても当初予算に間に合わない。予算は総計主義であり、希望を募って翌年の当初予算に計上すべきである。緊急を要する施設の改良などは良いが、毎年補正により対応する在り方はどうかとただしたところ、この事業については昨年に引き続き、本年度も補正予算を計上しているが、平成30年度以降については補正予算とならないように、現段階で自治会集会施設等整備の希望調査を取っているとの答弁でありました。

次に、総務課、選挙管理委員会分について報告いたします。執行部より予算書による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、通信運搬費の増額の理由についてただしたところ、今回ふるさと納税について、目標額を20億円から30億円に増額している。納付された方には寄附証明を発送しているが、ふるさと納税の増額分に対応するため、通信運搬費も増額する。増額分は全額ふるさと志基金を充てるものである。また、各課の全般的な郵送料は事務効率化、合理化のため全て総務課で予算化しているため、今回も総務費の一般管理費で計上しているとの答弁でありました。

最後に、港湾商工課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、グルメ普及事業について、全国ご当地どんぶり選手権では2年連続で準グランプリを獲得したが、今年度準グランプリを獲得しても本事業の終期とするという理解で良いかとただしたところ、本年度は、2年連続でグランプリを獲得した所が殿堂入りして参加されないため、2年連続で準グランプリを獲得している本市が一番グランプリに近い。今年度はグランプリを獲得する勢いで取り組んでいる。本年度準グランプリであってもこの事業は終期とするとの答弁でありました。

グランプリを獲得した所が次の年に参加を辞退するということはできないのかとただしたところ、次の年に必ず出ないといけないということはない。しかし、グランプリを獲得した場合、2年連続で獲得して殿堂入りすることが更なる知名度アップにつながるため、殿堂入りを目指して再度出場したいと考えているとの答弁でありました。

プレミアム商品券発行事業については、商工会会員でない商店には不公平感があるのではないかとただしたところ、この事業は商工会に主体的に取り組んでいただいている。商工会会員以外の方がこの事業に取り組みたい場合は、登録料と換金手数料を商工会に納付すれば取扱店となれるため、そのことについて広報等での周知に努めたいとの答弁でありました。

大型店は品ぞろえが良く、商品券の利用先について市民の要望は満たすが、これ以上大型店でも使用できる商品券の枠を拡大するのは、商工会に対する補助の本来の目的からずれてしまう。大型店舗以外の商店が恩恵を受けられるようにすべきではないかとただしたところ、商品券発行にはふるさと志基金を活用しているが、全国からふるさと納税をいただいていることを、市民に対してPRするためにも本事業を実施するところである。地方創生の中では中小企業向けの施策を打っているが、なかなか効果が現れておらず、本事業は中小企業の支援というのも目的の一つであるため、様々な意見を加味しながら、商工会と協議して内容を検討していきたいとの答弁でありました。

ふるさと納税推進事業について、高島屋と連携し、高島屋の約20万人のゴールド会員に対してふるさと納税をPRしていくということだが、その会員がふるさと納税として本市に寄附することで、高島屋にはどのようなメリットがあるのかとただしたところ、返礼品として、高島屋とコラボ商品を開発しており、ポータルサイトに掲載している。コラボ商品を經由して高島屋にも利益が発生する。ゴールド会員向けのカatalogueの中にも、コラボ商品を中心に掲載していただいているとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第46号、平成29年度志布志市一般会計補正予算（第2号）について、総務常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） 次に、18番、小園義行文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となっています議案第46号、平成29年度志布志市一般会計補正予算（第2号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました、所管分の審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月19日、委員全員出席の下、審査に資するため改修事業が予定されている志布志市文化会館の高圧設備、エアコンの更新が予定されている志布志地区公民館分室大会議室の現地調査を実施した後、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め審査を行いました。

それでは審査日程順に従い、報告いたします。

はじめに、教育総務課・学校教育課分について報告いたします。

執行部より予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、新入学児童生徒学用品費等の単価改正に伴う中学校費の就学援助事業の補正内容についてただしたところ、小学6年生の認定者に対する入学準備金については、昨年度から中学校入学前の支給に取り組んでいるところである。当初予算では、改正前単価で60人への支給を見込んでいたが、認定者が64人となったため、単価改正に伴う差額分とあわせた補正であり、平成30年4月に新中学1年生となる現在の小学6年生を対象者に、平成30年3月中の支給を予定している。現中学1年生の継続認定者の入学準備金については、平成29年3月に改正前単価で支給したところであるが、単価改正に伴う差額分を補正するものである。新入学生徒学用品費については、入学前に入学準備金未支給であった5名分を新単価で計算し、補正するものであるとの答弁でありました。

昨年度から実施されている新中学1年生に対する入学準備金の入学前支給について、保護者の声を把握するためのアンケート等は実施していないのか。どのような声が届いているのかとただしたところ、アンケート等は実施していないが、苦情等を含め、入学前支給に関する保護者の声は届いていない。法律の改正に基づく国の要請等もあったが、できるところからということで新中学1年生に対する入学準備金の入学前支給に取り組んだ結果、援助を必要とする時期において速やかな支給が行えるようになったと認識しているとの答弁でありました。

新入学児童生徒学用品費等の単価が2倍程度に増額された要因等についてただしたところ、本市の就学援助費単価については、国の要保護児童生徒援助費補助金単価に準じて支給しているが、今年度、国の要保護児童生徒援助費補助金のうち、新入学児童生徒学用品費等の単価の大幅な見直しがされたところである。要因については、学用品費の内訳が変更、拡充されたものではなく実勢価格等を踏まえたことによる見直しである。そのため本市においても規則を改正し、今回の補正に至ったところであるとの答弁でありました。

小学1年生への入学準備金支給に関する県内の状況についてただしたところ、7月に開催された19市の担当課長会の分科会において、本市から議題として提案し、県内の状況を調査したところである。7月時点での確認となるが、鹿児島市は平成30年4月に入学する小学校、中学校の新1年生に対する入学準備金の入学前支給を29年度から実施することが決定されている。西之表市も支給予定ということで検討しているとのことであった。その後、鹿屋市が新小学1年生、新中学1年生への入学準備金支給にかかる補正予算を9月議会に提案されたとの新聞報道も、先日確認したところであるとの答弁でありました。

市内の特別支援学級の設置状況と設置手続等についてただしたところ、現在の設置状況については、小学校に17学級、中学校に8学級が設置されている。今回森山小に2学級、伊崎田中に2学級、有明中、潤ヶ野小にそれぞれ1学級ずつの計6学級が新設されたところである。設置手続については、まず、保護者が養育する児童、生徒の現状を踏まえ、特別支援学級での教育を受けさせたいという意思を学校長に伝える必要がある。それを受け、各学校の就学指導に関する委員

会、市で総括する教育支援委員会でどのような就学が適切であるか、専門家も入った中で就学判定を行い、その結果を踏まえ、市教育委員会が県教育委員会に対し新設のための申請書を提出することとなる。設置の可否については、県の判断に基づき決定されることとなり、児童、生徒の症状等にもよるが、1人の場合でも設置される状況にあるとの答弁でありました。

学校管理費の報酬が、報償費へ組み替えられることとなった経緯についてただしたところ、従来、非常勤職員の中の学校医報酬で計上していた、耳鼻科検診、眼科検診にかかる医師への謝金的な性質の予算について報償費に組み替えるものである。耳鼻科検診、眼科検診については、年1回の検診となっており、学校保健委員会への参画や学校医としての活動も伴わないため、財務課と協議した結果、学校医には該当しないことから非常勤職員報酬ではなく、謝礼金としての支出が適当であるとの判断に至ったところであるとの答弁でありました。

次に、生涯学習課分について報告いたします。

執行部より予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、所管する施設に志布志文化会館の高圧設備と同様の設備が設置されている施設があるのかとただしたところ、体育館等の施設については、キュービクルを含め、高圧設備が設置されている。照明灯の関係で必要な設備であり、有明、松山、志布志の体育施設については高圧設備が設置されているとの答弁でありました。

高圧設備を構成する気中開閉器（PAS）、引込ケーブル、制御器（SOG）と受変電設備（キュービクル）それぞれの耐用年数についてただしたところ、電柱から建物に電力を引き込むためのブレーカー的な役割を持つ気中開閉器（PAS）の耐用年数は10年となっている。引込ケーブルについては15年、受変電設備（キュービクル）については20年となっている。制御器（SOG）については、過電流を検知し、気中開閉器（PAS）に切り離しを指示する機器であり、気中開閉器と一体となっていることから、その耐用年数は気中開閉器と同様の10年であるとの答弁でありました。

気中開閉器（PAS）10年、引込ケーブル15年の耐用年数経過による取替工事との説明であるが、それぞれの機器の耐用年数が異なる中で、いずれの機器に主眼を置いた積算となっているのかとただしたところ、高圧設備点検の結果、気中開閉器（PAS）については、数値的な劣化は見られなかったが、引込ケーブルについては若干の劣化が見られたことから取替工事を計画したところである。気中開閉器（PAS）は、高圧設備におけるブレーカー的な役割のほか、文化会館で電気事故等が発生した場合、同一回線で送電されている周辺地域への波及事故を防止する機能も有していること、また、避雷設備を内蔵した製品もあり、同時期の一体的な取り替えが望ましいとの助言等もあったことから、今回同時に取り替えるものであるとの答弁でありました。

公民館分室の利用者数についてただしたところ、28年度の大会議室の利用実績であるが、志布志地区公民館3,168名、分室については、5,122名の利用となっているとの答弁でありました。

次に、福祉課分について報告いたします。

執行部より予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、平成30年4月から施行され、福祉総合システム改修の要因となった障害者総合支援法及び児童福祉法の主な改正点等についてただしたところ、法改正により福祉総合システムの改修が必要になったところである。システム改修に係る主な改正、改修の内容については、介護保険が優先される65歳以上の利用者負担が1割となっていたが、今回の改正により、65歳に至るまでの相当の長期間にわたり障害福祉サービスを受けていた低所得の高齢障がい者が、引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、その利用負担を障害福祉制度により軽減し、今までの1割負担をゼロ償還にするものである。その他、補装具に係るシステム改修が主なもので、成長に伴い短期間での交換が必要となる障がい児において、購入するよりも貸与することが利用者の便宜が図られる場合がある。そのため、購入、修繕を基本とする原則は維持した上で、障がい者の利便に照らした上で貸与が適切であると考えられる場合に限って、新たに補装具として、対象を決めて、サービスを展開していくことになる。現在のところ、厚労省は歩行器や座位保持椅子を想定しているようであるが、最終的な種目については、今後示されることになると思うとの答弁でありました。

高齢障がい者の介護保険利用について、法律の改正により償還払いによる負担軽減の仕組みが設けられるが、その恩恵を受けるための三つの要件についてただしたところ、65歳に達する日までの5年間にわたり、相当の障害福祉サービスを利用して一定程度以上の障害支援区分にある低所得高齢者が、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用することが要件となり負担軽減の対象となるとの答弁でありました。

三つの要件全てに該当しないと利用者負担の軽減対象とならないのかとただしたところ、65歳に達する日までの5年間にわたる介護保険サービス相当の障害福祉サービスの支給決定、利用については、その期間内において入院その他やむを得ない事情により介護保険サービス相当の障害福祉サービスの支給決定、利用実績が無かった期間がある場合は、この要件を満たすとの但し書きがあるが、基本的には、この三つの要件を満たすことが負担軽減を受ける条件となる。具体的な要件の詳細等については、今後、国が定める政令等により示されることになっているとの答弁でありました。

障がいを抱えている高齢者も65歳に到達すると、介護保険優先の原則に基づく介護保険への移行により1割の利用者負担が発生することとなり、負担の増が懸念される。今回の法改正により三つの要件を満たすことで負担軽減は図られるがその対象者はかなり限定されると思う。市内において、どれくらいの方が対象になると見込んでいるのかとただしたところ、基本的に65歳以上で、障害支援区分2以上ということであれば、おおむね30名程度になると考えているとの答弁でありました。

次に、市民環境課分について報告いたします。

執行部より予算書及び説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、地球温暖化対策実施計画（事務事業編）の改訂事業に関する経費が計上されているが、改訂後の計画内容や計画に基づく具体的な実施事業はどのようなものになる

のかとただしたところ、国は、温室効果ガス削減に向けた中期目標を、「2030年度に2010年度比26%削減」と掲げ、この中期目標と遜色のない目標設定となるモデル的実行計画について、全国240自治体での策定を見込んでいる。そのため、10割補助による財政支援も行うこととしており、今回の計画改訂事業もその補助金を財源とし実施するものである。計画の内容については事務事業編ということから温暖化防止対策に資する市役所業務の改善等に取り組んでいくものとなる。事業実施については、照明等の高効率機器への更新や公用車のハイブリッド化などが考えられるが、この計画に基づく高効率省エネルギー機器導入事業の実施については、補助率3分の2の国庫事業の活用を検討していくことになる。また、費用を必要としない昼食時等の消灯の徹底や施設の合理化等による消費電力の削減等も費用を要しない取り組みとして考えられる。企画、実行、評価、改善を繰り返しながら、2030年度には国と同じように26%を削減していこうとするものであるとの答弁でありました。

今回計上した予算は、計画策定、事業実施に係る予算なのかとただしたところ、計画書策定に係る委託費のみであり、事業実施に係る予算は含まれていないとの答弁でありました。

地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業については、大隅4市5町において使用済み紙おむつ再資源化の実現可能性の調査及び一般家庭からの分別排出の検証を行うものであるが、スケールメリットを活かす観点から4市5町を事業範囲としているとの説明であった。本市以外については、焼却による処理が基本となっているが、事業範囲が縮小することによる事業実施への影響はないのかとただしたところ、環境省との協議においても、事業範囲の在り方等については触れられていない。志布志市、大崎町を事業範囲とした場合、その処理料金は1kg当たり100円程度、4市5町を事業範囲とした場合については、1kg当たり30円程度と試算している。また、関係市町においては、焼却処理しているごみを削減したいという意向も聞いている。関係市町のそれぞれにメリットがあることを説明しながら理解を求める努力を続けていくとの答弁でありました。

計画されているごみステーションの看板は、どこに設置されるのか。また、関係市町の費用負担は発生するのかとただしたところ、今回の事業実施に伴い各市町で設定されるモデル回収地区内のごみステーションへの看板設置にかかる費用であるが、志布志市、大崎町を除く市町へ設置することになる。看板設置をはじめ、各市町でのモデル回収にかかる費用も本事業で負担するため、関係市町の負担は発生しないとの答弁でありました。

最後に、保健課分について報告いたします。

執行部より予算書及び説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、母子保健費で計上されている先進地研修実施に伴う普通旅費について、研修先、目的、財源についてただしたところ、平成32年度までの設置が努力義務となっている子育て世代包括支援センターの先進地である埼玉県和光市、三重県名張市での研修を予定している。今回の先進地研修については、平成30年度の子育て世代包括支援センター設置に向けた研修と位置付けている。保健課としては、子育て支援については先進地であると自負しているが、子育て世代包括支援センターの設置や運営等に関する研修を実施することで、福祉課との連携の

在り方、子育て世代への支援プラン作成、子育て世代への支援充実等に関する知見を高め、本市の福祉行政の充実に向けて努めていくこととしている。財源については、ふるさと志基金を充当しているとの答弁でありました。

先進地研修にかかる普通旅費が、補正予算での計上となった理由についてただしたところ、本年度、県内の子育て世代包括支援センター設置市町村、設置予定市町村の意見交換会が開催されることから、当初予算編成時において先進地研修は考えていなかったが、どの市町村においても専門職の確保はされているが、運用面での課題が多いことが分かったため、先進地視察を通して本市の状況にあった子育て世代包括支援センター構築の参考とするため、補正予算での計上となったとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、議案第46号、平成29年度志布志市一般会計補正予算（第2号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致を持って、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

先ほど、市民環境課分で中期目標のところ、「2030年度に2010年度比26%削減」と申し上げましたが、「2013年度比」の誤りでございました。訂正させていただきます。

○議長（岩根賢二君） 次に、14番、長岡耕二産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となっています議案第46号、平成29年度志布志市一般会計補正予算（第2号）のうち、産業建設常任委員会に付託となった、所管分の審査経過の概要と結果について、報告いたします。

当委員会は、9月19日、委員全員出席の下、執行部から関係課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

はじめに、農政畜産課分について報告いたします。予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、環境保全型農業直接支払事業について、計画面積が約11haの増となっているが、全体面積はどれくらいかとただしたところ、当初の計画では79.37haであったが、調査を行った結果、91.03haとなった。主な作物の内訳は野菜が11.89ha、お茶が74.26ha、水稻が4.76haとなっているとの答弁でありました。

有機農業の取り組みは今後も継続して行う必要があるが、見通しはどうかとただしたところ、現在、6戸の農家がこの事業に取り組んでおり、特にお茶については、てん茶の生産や海外輸出に向けた取り組みを進めているが、農薬規制が厳しいこともあり、輸出対策としての有機農業への移行が今後も増えるのではないかと見込んでいるとの答弁でありました。

茶品評会への謝礼金が計上されているが、出品1点当たりの助成額は幾らかとただしたところ、全国の品評会が1点10kg当たり6万5,000円、県の品評会が1点30kg当たり13万円の助成額である

との答弁でありました。

荒廃農地等利活用促進事業について、今回初めて予算計上を行うこととなった理由についてただしたところ、もともと県の基金事業として市の協議会が直接収入を受け入れる制度であったが、制度改正により、一般会計で収入を受け入れ、市の協議会へ支出する流れに変更となったとの答弁でありました。

今回12 a の荒廃農地の再生に取り組む計画だが、作物体系と事業完了後の作付け確認についてただしたところ、作物は露地野菜のニンジン、キャベツ、甘しょであるが、この事業は5年間の営農継続が要件となっており、年1回の現地調査で作付け確認を行っているとの答弁でありました。

次に、耕地林務水産課分について報告いたします。

予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、農道維持事業の軽微な作業等委託料について、当初予算と比べると今回の補正額が少ないが、今後の対応は可能かとただしたところ、当初予算では前年度の要望箇所も含んでいたため、このような予算規模となったが、今回の補正で15件分を予算計上しており、今後の対応は可能と見込んでいるとの答弁でありました。

分収林分収交付金事業の今回売り払いの対象となった分収林の面積についてただしたところ、面積は約2.4haで、本数は杉が約1,400本であるとの答弁でありました。

面積の割には本数も少なく、売り払い額も相場と比べると、少し安いようだが、確認作業はどこが行うのかとただしたところ、確認作業については国有林であるため、国の専門官が毎木調査を行っている。売り払い額については、山の中腹にあり、道路の接続もなく条件が悪かったことが影響したのではないかと考えているとの答弁でありました。

林業成長産業化地域創出モデル事業の嘱託職員報酬について、1名の雇用を予定しているが、どのような人材を考えているのかとただしたところ、森林調査や再造林指導が主な業務内容になるため、過去に林務関係の業務に従事していた方などを想定しているとの答弁でありました。

林道整備事業の御在所岳線について、この事業は県の代行事業であるが、県と市の負担内容についてただしたところ、この事業は事業費の2分の1を助成する地方創生道整備交付金事業を活用しており、県が負担する事業費に全額充当される。用地取得費、補償費等については市の負担となり、起債が財源となっているとの答弁でありました。

御在所岳線の総事業費と、それに対する市の負担額はどれぐらいかとただしたところ、総延長が7,200mで総事業費は16億2,700万円の計画である。用地買収等に係る市の負担額については、一部に国有林があることなどを考慮すると、概算で約1億円程度と見込んでいるとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第46号、平成29年度志布志市一般会計補正予算（第2号）のうち、産業建設常任委員会に付託となりました所管分については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

した。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

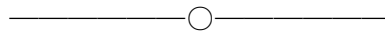
○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第46号に対する各所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、各所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は、各所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第10 議案第47号 平成29年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（岩根賢二君） 日程第10、議案第47号、平成29年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第47号、平成29年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月19日、委員全員出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、償還金については、療養給付費等負担金、退職者医療療養給付費等交付金が確定したことによる補正であるが、人数等が大きく変わったのかとただしたところ、国庫補助金等の返還であるが、退職者の被保険者数については、年度平均で平成27年度が326人、平成28年度が235人と減少しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第47号、平成29年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第47号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

○

○議長（岩根賢二君） ここで、しばらく休憩いたします。

11時20分から再開いたします。

○

午前11時09分 休憩

午前11時19分 再開

○

○議長（岩根賢二君） それでは、会議を再開いたします。

○

日程第11 議案第48号 平成29年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（岩根賢二君） 日程第11、議案第48号、平成29年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第48号、平成29年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月19日、委員全員出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より前年度繰越金及び事務費確定に基づく補正について、予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、後期高齢者医療被保険者数は何人になっているのかとただしたところ、平成29年9月1日現在で、6,006人となっているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第48号、平成29年

度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

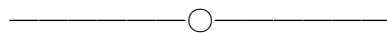
○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第48号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第12 議案第49号 平成29年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（岩根賢二君） 日程第12、議案第49号、平成29年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第49号、平成29年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月19日、委員全員出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の派遣職員負担金18万4,000円の増額理由についてただしたところ、扶養手当に不足が生じたためであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第49号、平成29年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第49号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第13 議案第50号 平成29年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）

○議長（岩根賢二君） 日程第13、議案第50号、平成29年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第50号、平成29年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月19日、委員全員出席の下、執行部から市民環境課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、農業集落排水事業積立基金の積立金100万円の未執行に気付いた時期と例年の執行時期についてただしたところ、出納整理期間終了後の6月9日に気付いた。例年、5月の30日もしくは31日に執行しているとの答弁でありました。

基金条例での積立金の取り扱いは、どのように規定されているのかとただしたところ、基金条例第2条で、「基金として積み立てる額は下水道管理特別会計歳入歳出予算で定める額とする」と規定されているとの答弁でありました。

失念による未執行との説明であったが、そもそもの理由はどこにあると考えているのかとただしたところ、予算の執行状況については、年度末、そして出納整理期間が終了する5月末に確認することとしているが、今回は5月31日の最終確認が十分ではなかったこと、また、課長としての指導及び監督が行き届かなかったというところが原因であると考えているとの答弁でありました。

4月の人事異動の影響もあるのかとただしたところ、異動に伴う事務引継ぎにおいては、積立

金の在り方を含め、確実に事務引継ぎがなされていると考えており、人事異動が影響したものではないとの答弁でありました。

今回の件を踏まえ、再発防止に向け課内でどのような検討がされたのかとただしたところ、担当者のみの確認とせず、課全員で確実な確認作業を行うことを共有した。また、節・目ごとの執行状況の確認作業についても課全員で取り組むことを確認し合ったとの答弁でありました。

失念が最大の原因であるが、確認作業の徹底だけではなく業務スケジュールやチェックリストによる目に見える管理体制を整備することが再発防止策になるのではないかとただしたところ、チェックシート等を活用した「見える管理」により、再発防止に取り組んでいくとの答弁でありました。

雑入で計上されている消費税還付金についてただしたところ、特定収入に係る控除対象仕入れ税額の調整計算の誤りによるものである。消費税率については、平成26年4月1日より5%から8%になったところであり、平成26年4月1日以前の借入れの償還に対する特定収入に係る控除対象仕入れ税額の調整計算については、税率5%を基準として計算すべきであったが、8%を基準として計算したことによる還付金であるとの答弁でありました。

一般会計から毎年1億7,000万円程度の繰り入れにより運営されている下水道管理特別会計において、今回のようなことが起きたことは問題である。住民生活に直結した下水道管理特別会計を運営しているという意識を再確認すべきではないかとただしたところ、今回の件を踏まえ、住民生活に影響が出ないように、適正な下水道管理特別会計の運営に努めていくとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第50号、平成29年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第50号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

日程第14 議案第51号 平成29年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）

○議長（岩根賢二君） 日程第14、議案第51号、平成29年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第51号、平成29年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月19日、委員6名出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、備品購入費93万5,000円の増額の内訳についてただしたところ、施設管理備品としてプレハブ型冷蔵庫を購入するもの。今回の増額分と他の備品を購入した残額を合算し、約200万円で購入したいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第51号、平成29年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第51号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

日程第15 議案第52号 平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（岩根賢二君） 日程第15、議案第52号、平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第52号、平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月19日、委員6名出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部からの予算書による説明では、前年度繰越額が確定したことから、歳入予算を補正するもので、一般会計からの繰入金金を3万8,000円減額し、繰越金として同額の3万8,000円を増額するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はなく、質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第52号、平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

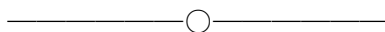
○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第52号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第16 陳情第5号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について

○議長（岩根賢二君） 日程第16、陳情第5号、「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情についてを議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました陳情第5号、「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果

について報告いたします。

本委員会は、9月19日、委員6名出席の下、執行部から税務課長ほか担当職員の出席を求め、当陳情に対しての執行部の意見を求めました。

執行部からの参考説明として、平成29年度税制改正大綱では、「市町村が主体となって実施する森林整備の財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする（仮称）森林環境税の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正大綱において結論を得る。」とされている。これを受けて、総務省では有識者による森林吸収源対策税制に関する検討会を発足させ、現在たたき台作りを進めており、まもなく中間報告がまとまる見込みである。各関係団体の動きとしては、7月に鹿児島県都市税務協議会定例会、九州都市税務協議会において「森林吸収源対策に関する地方税財源の充実確保について」と題して、国への要望書を提出している。8月には鹿児島県市長会において、「（仮称）森林環境税の導入」について要望することが決定している。6月県議会においては、「（仮称）森林環境税の早期創設を求める意見書」が採択されている。この（仮称）森林環境税の具体的な内容については、国において現在検討中であり、本市としては、都市税務協議会等を通じて国に対する要望書という形で提出しているところである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、この陳情の趣旨である、森林吸収源対策としては手を打っていかねばならない問題であり、林業従事者の育成、所有者不在の森林整備といった現状で、市町村の財源不足という問題があり、国として支援していくという流れなのかとただしたところ、そのとおりであるとの答弁でありました。

地球温暖化現象による大災害も起こっており、森林の保護が急務である。現在危惧されていることに対して、全国森林環境税の制度化にあたっては、どのような声が挙がっているのかとただしたところ、具体的には今後決まっていくと思われるが、森林所有者による自発的な間伐が見込めない要間伐森林の整備に関して、市町村が間伐を代行して森林整備ができる仕組みを導入することや、木材需要の拡大に向けた取り組みといったことが盛り込まれているとの答弁でありました。

鹿児島県には既に県税として「森林環境税」があるが、二重課税になるといった議論は出されていないのかとただしたところ、既に37府県で、「森林環境税」が住民税の均等割に上乗せされて市町村で徴収し、県に納めている。今回、全国森林環境税が創設されると二重課税感があるのではないかという意見もある。総務省の検討会でも議論になっており、国が一旦吸い上げて地方に配分する方法と、市町村が直接徴収する方法も検討されているようであるとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑があり、審査に入りました。

主な意見として、全国森林環境税の創設の目的として「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため」とはっきりうたわれている。安定的な財源が不足していて、そ

れを確立する必要があるということは行政側も認識している。平成29年度税制改正大綱でも示されており、農林水産省も金額は未定だが概算予算要求を上げようとしており、制度化については一定の段階まで来ている。その財源をどう扱うかは国の課題であるが、国は地方の声を集めて総合的に判断すると言っており、地方自治体としては積極的にこういった意見を挙げていくべきだと思う。

志布志市の森林面積は広く、課題となっている所有者不在の森林も多い。目的を持った森林環境税であり、創設に向けて前向きに検討すべきと考えるが、一方で市民に負担を求めるものであり、それらを含め今後国において結論が出されると思う。鹿児島県議会では既に意見書が採択されており、本市においても制度の確立を求めるべきだと考える。

以上のような意見が出され、採決の結果、陳情第5号、「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情については、全会一致をもって、採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。陳情第5号に対する所管委員長の報告は採択であります。

本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第5号は、所管委員長の報告のとおり採択されました。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） お諮りします。

日程第17、発議第4号につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略します。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号につきましては、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第17 発議第4号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書について

○議長（岩根賢二君） 日程第17、発議第4号、「全国森林環境税」の創設に関する意見書につい

てを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました発議第4号、「全国森林環境税」の創設に関する意見書について、趣旨説明を申し上げます。

陳情第5号、「全国森林環境税の創設に関する意見書採択に関する陳情書」は、総務常任委員会に付託となっていました。委員会で審査の結果、採択すべきものと決定いたしました。

それを受け、総務常任委員会として、別紙案のとおり意見書を提出しようとするものであります。

提出の理由といたしましては、山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や、安定した雇用の場の確保などの取り組みは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生等にもつながるものであり、そのための市町村の財源の強化は、喫緊の課題である。

平成19年度税制改正大綱において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め、都市、地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設」に関し、「平成30年度税制改正において結論を得る」と明記されており、森林、林業、山村対策の抜本的強化を図るための全国森林環境税の早期導入を強く求めていく必要があることから、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ意見書を提出しようとするものであります。

提出先は、衆議院議長 大島理森、参議院議長 伊達忠一、内閣総理大臣 安倍晋三、財務大臣 麻生太郎、総務大臣 野田聖子、農林水産大臣 齋藤 健、環境大臣 中川雅治、経済産業大臣 世耕弘成、でございます。

以上で趣旨説明を終わります。

御賛同方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。発議第4号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） お諮りします。ただいま議決されました発議第4号についての字句整理

及び提出手続きについては、議長に一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議長において字句の整理の上、提出することにいたします。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） お諮りします。

日程第18、議案第53号から日程第19、諮問第4号の2件につきましては、会規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、日程第18、議案第53号から日程第19、諮問第4号につきましては、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第18 議案第53号 志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第18 議案第53号、志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第53号、志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員について、当該子の養育の事情を考慮して、特に必要と認められる場合として、条例で定める場合に該当するときは、2歳に達する日まで育児休業をすることができるように措置が講じられたため、これを定める必要があるものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（武石裕二君） それでは、議案第53号、志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明をいたします。

まず、付議案件説明資料の2ページをお開きください。

2ページにおきましては、現行の内容及び改正後の内容を図示しておりますが、本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員について、当該子の養育の事情を考慮して、特に必要と認められる場合として、条例で定める場合に該当するときは、2歳に達

する日まで育児休業をすることができるようにする措置が講じられたため、当該措置に関する規定等を改める必要があることから、今回提案をするものでございます。

次に、条例の新旧対照表であります。3ページから7ページにかけて記載がございますが、この中で主な改正の内容といたしましては、非常勤職員の育児休業期間につきまして、現在保育所に入所できないなど、特に必要な場合は、1歳6か月に達する日まで延長することができておりますが、保育所の入所が一般的に年度初めであることなどから、それに対応するため3ページの第2条第3号アの（イ）を改正をし、4ページにあります第5条でございますが、この第5条を追加をいたしまして、2歳に達する日まで再度の延長が可能とするものでございます。

また、4ページ、5ページ、6ページになりますが、改正後の第7条、第8条、それから第15条におきましては、育児休業等の再度の取得等ができる特別な事情として、保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないことを加えるものでございます。

以上で、補足して説明を終わります。

よろしく御審議いただきますよう、お願いを申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○18番（小園義行君） 今回、この保育所に入所をするという、それができない場合にこうですよということで、それ以外のことで駄目なんですね。保育所に入るという、そのことが難しいという条件だけでこういうことですか。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、課長に答弁させます。

○総務課長（武石裕二君） 今ありましたとおり、保育所等に申請をして、保育所に入れない場合。

それから、あと1点あるところでございますが、子供を養育している配偶者が死亡とか負傷、それから疾病等で養育ができないといった場合。

それから、妊娠、別居等、そういった場合の諸事情等によって、子供さんを養育することが困難になるといった場合も該当をするということで、それぞれまた事情等を、その申請の度に確認をしながら、この制度にのっとって処理をしていきたいというふうに考えております。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

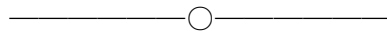
○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第53号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

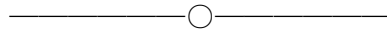
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。



○議長（岩根賢二君） 地方自治法第117条の規定によって、八代誠君の退場を求めます。

[八代誠君 退場]



日程第19 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（岩根賢二君） 日程第19、諮問第4号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

諮問第4号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成29年12月31日をもって任期が満了する福留道子氏の後任として、八代明子氏を人権擁護委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。八代明子氏の略歴につきましては、説明資料の8ページに記載してございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

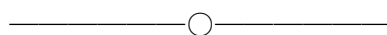
○18番（小園義行君） 議案には、本籍地がきちんと書いてあるんですけど、付議案件説明資料のこれについては、本籍地、志布志市有明町と、こんな失礼なことないですよ。ちゃんとこれを公式な文書として出すのであれば、この付議案件説明資料で、八代明子さんに対して、お願いするのに大変失礼でしょう、これ。本籍地、志布志市有明町としか書いてないですよ。こんな失礼なやり方ないと思います。

○市長（本田修一君） ただいま確認をするところでございますが、他の人事案件資料につきましても、このような形で提出しているということでございます。

○18番（小園義行君） これまでも、いろいろ思っていました。これね、お願いをする側でしょう。する側は、きちんと議案ありますよ、ここに。でも付議案件説明資料として、今、議案第53号でも付議案件説明資料で説明をとうとうとされましたよね。その中に、こういうやり方は、私は本来お願いをする側として失礼だと思います。きちんとした形で、ここに、議案にも書いてあるけれども、説明資料として書くべきだと思いますよ。

別にあなたたちが、上から目線で、こういうことならいいけれども、受ける側としても、これは非常に大変失礼ですよ。

○議長（岩根賢二君） 答弁準備のため、しばらく休憩いたします。



午後0時01分 休憩

午後0時02分 再開

○**議長（岩根賢二君）** 会議を再開いたします。

ここで昼食ため、しばらく休憩いたします。

午後は、1時5分から行います。

午後0時03分 休憩

午後1時02分 再開

○**議長（岩根賢二君）** それでは、会議を再開いたします。

○**市長（本田修一君）** ただいま小園議員から御指摘のあった件につきまして、御説明申し上げます。

説明資料につきましては、日本国籍を有しているか否かを確認するために、本籍地を記載しているところではありますが、日本国籍を有していることの確認ができれば、詳細な地番までは記載する必要がないということ及び本籍地は戸籍情報であることから、平成25年度以降の人事案件につきましては、本籍地番を記載していないところでございますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

なお、今後の本籍地の記載方法につきましては、日本国籍を有していることの確認でございますので、都道府県名及び市区町村名のみ記載とするか、検討してまいりたいと考えております。

○**18番（小園義行君）** 今、説明がありましたけれども、いろいろな委員の方を当局として提案されますね。その時に、すんなり、はい分かりましたという状況にないのが現状です、恐らく。そういった中で、こちらがきちんとお願いをするという立場上、そういったことの背景等々も、今後は基本的には行政として、どうあるべきかという姿勢の問題でしょう。

もし、今そういう答弁であれば、1回1回、本籍地どこですかという質疑を毎回しないといけないということになります、そういうことですね。

私も本籍と現住所が違います。そういった意味で、議案は現住所ですね、こういう説明資料は本籍というふうに書いてありますので、1回1回私たちが、どこにお住まいですかと、そういうこと等を聞くというわずらわしさも無くなるわけですね。それとあわせて質疑というふうになりますかどうか分かりませんが、当局がお願いをする、各種委員の方に、すんなり、はい分かりましたという、ここには無い状況が今発生しているのではないかという思いがあって、これまでも質疑はしてきませんでしたけれども、ずっと変わらないなと思って、そういったことを踏まえた時に当人の方が、そういうのを資料を見られた時に、どういう思いがいたすんだろうねと。そういう詳しい法的な根拠、そういったものについては、御理解が恐らく、私自身もここで分かっていますけど、一般の方々は、そういうことないわけで、ぜひですね、そういったこと等も配慮していただいて、検討するということでしたので、お願いをして、すぐ分かりましたという、そ

ういう状況であればいんですけれども、そうでない状況の中で、当局として対応していくという意味から質疑をさせていただきました。答弁は結構です。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

○19番（上村 環君） ただいま個人情報に関する点だということで、説明がございましたが、この本会議の議案に提示するものの中に、経歴もそれに当たるのか、その点をお伺いします。

○議長（岩根賢二君） 答弁準備のため、しばらく休憩いたします。

○

午後 1 時 07 分 休憩

午後 1 時 10 分 再開

○

○議長（岩根賢二君） 会議を再開いたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま御質問のありました経歴等につきましては、公の職にあった者については、審議の際の参考内容として御紹介できるということにはなりますが、例えば、学歴とか、それから他の職務の経歴とか、そのようなことについては、まだ内容について、協議はできておりませんでした。

今後、他市の状況等も参考にさせていただきながら、このことについては、整理をさせていただきたいと思えます。

○19番（上村 環君） 本会議の提出議案としては、これで正しいというふうに思っております。

附属資料につきましては、その内容をよく知らしめるために提出されるものであって、これには特段の取り決めは無いと思っておりますが、先ほどの同僚議員の質問に対して、「個人情報だ」という発言がございましたので、確認をしたところでございます。

ただいまございましたように、検討方をよろしくお願いいたします。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。諮問第 4 号は、適任とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第 4 号は、適任とすることに決定しました。

[八代誠君 着席]

○

日程第20 報告第4号 平成28年度志布志市健全化判断比率について

○議長（岩根賢二君） 日程第20、報告第4号、平成28年度志布志市健全化判断比率についてを議題とします。

報告の内容について説明を求めます。

○市長（本田修一君） 報告内容の説明を申し上げます。

報告第4号、平成28年度志布志市健全化判断比率について説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成28年度志布志市健全化判断比率を、監査委員の意見を付けて御報告申し上げます。

一般会計をはじめ、全ての会計が赤字ではありませんので、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算定されませんでした。

また、実質公債費比率につきましては、本市の早期健全化基準が25.0%に対しまして、9.7%、将来負担比率につきましては、本市の早期健全化基準が350.0%に対しまして、44.7%で、いずれも早期健全化基準を下回っており、健全な比率となっております。

よろしく願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

以上で、平成28年度志布志市健全化判断比率についての報告を終わります。



日程第21 報告第5号 平成28年度志布志市資金不足比率について

○議長（岩根賢二君） 日程第21、報告第5号、平成28年度志布志市資金不足比率についてを議題とします。

報告の内容について説明を求めます。

○市長（本田修一君） 報告内容の説明を申し上げます。

報告第5号、平成28年度志布志市資金不足比率について説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成28年度志布志市資金不足比率を、監査委員の意見を付けて御報告申し上げます。

資金不足比率の対象の公営企業会計である水道事業会計、下水道管理特別会計、公共下水道事業特別会計、国民宿舎特別会計及び工業団地整備事業特別会計に資金不足額がなく、資金不足比率は、算定されませんでしたので、これらの公営企業会計の経営は健全であります。

よろしく願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

以上で、平成28年度志布志市資金不足比率についての報告を終わります。

日程第22 認定第1号 平成28年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（岩根賢二君） 日程第22、認定第1号、平成28年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

認定第1号、平成28年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について、説明を申し上げます。

本案は、平成28年度志布志市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

平成28年度決算につきましては、第1次志布志市振興計画の最終年度及び新たな過疎地域自立促進計画の1年目であり、それぞれの実現に向けて鋭意努力するとともに、施策優先度評価を踏まえ、事務事業の必要性及び優先順位を決定し、恒常的な事務事業の抑制を図りました。

主要施策成果説明書の一般会計の1ページをお開きください。

決算額は、歳入総額249億2,872万7,610円、歳出総額243億2,208万1,803円、差引残額6億664万5,807円となり、翌年度へ繰り越すべき財源588万7,000円を差し引いた実質収支額は、6億75万8,807円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

2ページをお開きください。

歳入のうち市税、繰入金、繰越金等の自主財源は、総額92億7,855万2,000円、構成比37.2%、平成27年度と比較しますと、27億9,620万7,000円の増額となっておりますが、ふるさと志基金及びふるさと納税推進事業等によるものであります。

地方交付税、地方譲与税、国県支出金等の依存財源は、総額156億5,017万6,000円、構成比62.8%、平成27年度と比較しますと、1億5,822万9,000円の増額となっておりますが、国庫、県支出金が増額となったこと等によるものであります。

6ページをお開きください。

次に、歳出の主なものを性質別に述べますと、人件費、公債費及び扶助費の義務的経費は、106億150万9,000円、構成比43.6%、平成27年度と比較しますと、3億1,730万2,000円の増額となっておりますが、年金生活者等支援臨時福祉給付金、臨時福祉給付金及び生活保護扶助費が増額したこと等によるものであります。

普通建設事業費及び災害復旧費の投資的経費は、35億4,428万3,000円、構成比14.8%、平成27年度と比較しますと、3億9,289万9,000円の増額となっておりますが、社会資本整備総合交付金、産地パワーアップ事業等の補助事業の増があったこと等によるものであります。

物件費、補助費等、その他の経費は101億7,629万円、構成比41.8%、平成27年度と比較しますと、21億9,503万5,000円の増額となっておりますが、ふるさと納税推進事業実施に伴う委託料の増、小・中学校タブレット導入による備品購入費の増等によるものであります。

7ページをお開きください。

平成28年度末地方債残高につきましては、238億5,862万8,000円で、平成27年度と比較しますと、4億17万円、1.67ポイントの減少となっております。市民一人当たりで換算しますと75万8,000円の残額となります。

8ページをお開きください。

本市の財政指標について申し上げますと、まず経常収支比率は88.8%で、平成27年度と比較しますと0.1ポイント改善しております。これは、数値の分子となる経常的支出に対して、ふるさと志基金、施設整備事業基金、地域づくり推進基金等の特定財源を充当して事業を行ったため、経常一般財源が減少したことによるものであります。

詳細につきましては、主要施策成果説明書をお目通しくださいますよう、お願い申し上げます。

本市の主な決算財政指数を見たときに、財政状況は健全であると考えております。

しかしながら、今後交付税の減少等による厳しい財政状況や人口減少、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となってきたことから、新たな財源確保に最大限の注意を払うとともに、貴重な財源を有効に活用するなど、市民への説明責任を念頭に置き、事業内容の見直し、整理、統合、廃止等による経費及び事業削減や真に必要な事業の選択により、健全な財政運営を推進してまいります。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

失礼いたします。間違ってお読み上げたようですので、訂正させていただきます。

歳出の中で普通建設事業費及び災害復旧の投資的経費につきましては、35億4,428万3,000円、構成費14.8%と間違ってお読み上げております。

「14.8%」とお読み上げておりますが、正しくは「14.6%」ということで、よろしくお願ひします。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号については、9人の委員で構成する平成28年度志布志市一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の権限の委任を含めて付託し、閉会中も継続して審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号については、9人の委員で構成する平成28年度志布志市一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の権限を含めて付託し、閉会中も継続して審査することに決定しました。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） お諮りします。

ただいま設置されました平成28年度志布志市一般会計決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、市ヶ谷孝君、青山浩二君、野村広志君、八代誠君、小辻一海君、持留忠義君、平野栄作君、小野広嗣君、長岡耕二君の9人を指名したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました9人を平成28年度志布志市一般会計決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において、平成28年度志布志市一般会計決算審査特別委員会を招集します。

ただいまから、第1委員会室において特別委員会を開きます。

その間、しばらく休憩いたします。

—————○—————

午後1時27分 休憩

午後1時41分 再開

—————○—————

○議長（岩根賢二君） 会議を再開いたします。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告いたします。

委員長に野村広志君、副委員長に平野栄作君がそれぞれ互選されました。

—————○—————

日程第23 認定第2号 平成28年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第24 認定第3号 平成28年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第25 認定第4号 平成28年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第26 認定第5号 平成28年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について

日程第27 認定第6号 平成28年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第28 認定第7号 平成28年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について

日程第29 認定第8号 平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第30 認定第9号 平成28年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について

○議長（岩根賢二君） 日程第23、認定第2号から日程第30、認定第9号まで、以上8件を会議

規則第37条の規定により一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 認定第2号から認定第9号まで提案理由の説明を申し上げます。

まず、認定第2号、平成28年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成28年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額54億6,898万8,403円、歳出総額52億6,411万4,698円、実質収支額は2億487万3,705円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

また、国民健康保険基金の総額は、平成29年3月31日現在で、977円となっております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

歳入の主なものは、国民健康保険税が7億8,539万8,100円、構成比14.3%、国庫支出金が13億5,428万8,063円、構成比24.8%、前期高齢者交付金が9億4,281万8,761円、構成費17.2%、共同事業交付金が13億5,013万7,941円、構成比24.7%となっております。

また、国民健康保険税の現年課税分の収納額は、7億4,625万9,418円で、収納率は94.3%となっております。

歳出の主なものは、保険給付費が30億2,454万748円、構成比57.5%、後期高齢者支援金等が5億1,471万8,121円、構成費9.8%、共同事業拠出金が13億9,173万4,741円、構成比26.4%となっております。

平成28年度につきましては、見込まれる財源不足を補うため、一般会計から法定外繰入金6,000万円繰り入れることで財政運営をまいりました。

結果的には、前年度より療養給付費は減少しましたが、被保険者一人当たりの医療費の伸び率が対前年度比0.9%増の伸びとなったため、実質単年度収支は329億3,799円の赤字となっております。

国民健康保険は、国保税の収入は減少し、医療技術の高度化や高齢化等に伴い、医療費が増加し、また基金が枯渇した状況であることから、引き続き大変厳しい財政運営となっております。

今後は、国保財政安定化のため、国保税収納率向上による財源確保に努めるとともに、特定健康診査及び特定保健指導の受診率等の向上、並びに健康増進事業を積極的に展開し、医療費の適正化に取り組んでまいります。

なお、平成30年度から開始される新国保制度に向けて、県や国保連合会との連携を強化し、新制度への移行をスムーズに行うことができるよう適切に対応してまいります。

次に、認定第3号、平成28年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成28年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額 3 億 8,848 万 8,043 円、歳出総額 3 億 8,732 万 7,271 円、実質収支額は 116 万 772 円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料が 2 億 553 万 7,619 円、構成比 52.9%、繰入金 が 1 億 7,350 万 1,694 円、構成比 44.7% となっております。

歳出の主なものは、広域連合納付金が 3 億 7,610 万 3,010 円、構成比 97.1%、保健事業費が 597 万 2,599 円、構成費 1.5%、諸支出金が 455 万 6,948 円、構成費 1.2% となっております。

後期高齢者医療の事務につきましては、資格等の手続き、被保険者証の発行等の日々の窓口業務のほか、健康保持増進事業として、長寿健診等を実施してまいりました。

今後も、ますます進展する高齢化に伴い、被保険者数は増加し、医療費は更に増大することが見込まれますが、鹿児島県後期高齢者医療広域連合と連携し、医療費の適正化を推進するとともに、適正な事業運営に努めてまいります。

次に、認定第 4 号、平成 28 年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成 28 年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額 40 億 8,954 万 9,966 円、歳出総額 37 億 3,063 万 556 円、実質収支額は 3 億 5,891 万 9,410 円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明申し上げます。

歳入の主なものは、介護保険料が 6 億 5,557 万 8,563 円、構成比 16.0%、国庫支出金が 10 億 7,029 万 5,055 円、構成比 26.2%、支払基金交付金が 10 億 1,711 万 2,066 円、構成比 24.9%、県支出金が 5 億 5,843 万 2,415 円、構成比 13.6%、繰入金 が 5 億 1,359 万 7,748 円、構成比 12.6% となっております。

歳出の主なものは、保険給付費が 35 億 8,040 万 3,088 円、構成比 96.0%、諸支出金が 8,223 万 5,224 円、構成比 2.2%、地域支援事業費が 6,390 万 6,816 円、構成比 1.7% となっております。

今後も市の介護保険事業計画に基づき事業を実施し、介護予防及び高齢者福祉を推進するとともに、地域社会の課題の把握及び地域介護の在り方を模索しながら、高齢者を支える仕組みづくりに努めてまいります。

次に、認定第 5 号、平成 28 年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成 28 年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額 2 億 9,232 万 2,675 円、歳出総額 2 億 8,688 万 7,818 円、実質収支額は 543 万 4,857 円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

歳入の主なものは、使用料及び手数料が7,219万9,630円、構成比24.7%、一般会計繰入金が1億7,136万4,000円、構成比58.6%、市債が4,210万円、構成比14.4%となっております。

歳出の主なものは、職員の人件費のほか市内4地区の浄化センターの維持管理等に要する経費の総務費が8,239万7,738円、構成比28.7%、公債費が2億449万80円、構成比71.3%となっております。

今後も加入率の向上を図り、効率的な行財政運営に努めてまいります。

次に、認定第6号、平成28年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成28年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額282万6,280円、歳出総額252万9,712円、実質収支額は29万6,568円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明申し上げます。

歳入の主なものは、一般会計繰入金が252万5,000円、構成比89.3%、繰越金が30万1,271円、構成比10.7%となっております。

歳出の主なものは、公債費が252万4,312円、構成比99.8%となっております。

次に、認定第7号、平成28年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成28年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額2億616万9,941円、歳出総額2億597万3,973円、実質収支額は19万5,968円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明申し上げます。

歳入の主なものは、公営企業収入が2,000万円、構成比9.7%、一般会計繰入金8,963万2,000円、構成比43.5%、市債が9,520万円、構成比46.2%となっております。

歳出の主なものは、管理費が1億322万7,416円、構成比50.1%、公債費が1億274万6,557円、構成比49.9%となっております。

次に、認定第8号、平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額7億7,764万2,102円、歳出総額7億7,759万3,601円、実質収支額は4万8,501円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして、説明申し上げます。

歳入の主なものは、財産売却収入が6億2,020万円、構成比79.7%、市債が1億140万円、構成

比13%となっております。

歳出の主なものは、管理費が6億2,049万9,665円、構成比79.7%、事業費が1億5,553万7,796円、構成比20%となっております。

事業の成果としましては、平成28年度は昨年を引き続き、2工区の造成工事を実施し、平成29年3月に土地計画法に基づく開発行為に関する工事が全て完了しました。

また、1工区3.3ha及び2工区5.3haについて、港湾物流企業3社に土地を売却し、平成29年3月に全ての所有権移転登記が完了しました。

3工区については、隣接する市道香月線工事にあわせて都市下水路の付け替え工事を実施しました。

今後は、早期に3工区及び4工区の造成工事に着手できるよう、用地取得や関係者協議など、所要の手続きを進めてまいります。

次に、認定第9号、平成28年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について、説明申し上げます。

本案は、平成28年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算の結果、総収益が6億1,055万3,720円、総費用が5億1,872万322円となり、9,183万3,398円の純利益となりました。

総収益の主なものは、営業収益が5億1,734万3,391円、構成比84.7%、営業外収益が8,918万6,629円、構成費14.6%となっております。

総費用の主なものは、営業費用が4億9,147万8,838円、構成比94.7%、営業外費用が2,697万7,753円、構成比5.2%となっております。

建設工事の成果としましては、平成28年度は生活基盤近代化事業において、石綿管改修事業としまして、野神原地区簡易水道・西部地区簡易水道配水管布設替工事及び、その他、老朽管布設替工事等を数多く実施しました。

また、これまで1上水道事業及び6簡易水道事業で運営してきた本市の水道事業について、経営の効率化、経営基盤の強化を図るため、志布志市上水道事業の創設認可を取得し、上水道事業に全ての簡易水道事業を統合しました。

これにより、地理的条件に合う施設については、施設整備後において、双方の水の融通が可能になり、水利用の合理化や渇水、地震等の自然災害への対応ができるようになります。

今後も市民に安全で良質な水を安定的に供給するとともに、重要施設の耐震化対策及び老朽化施設の更新にも努めてまいります。

以上、認定第2号から認定第9号まで説明申し上げますが、主要施策の成果につきましては、説明書を提出しておりますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

すみません。認定書の読み違いがございましたので訂正させていただきます。

認定第2号の3ページ目でございます。

実質単年度収支は、「329億」というふうを読み間違えました。正しくは、「329万3,799円の赤字」でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

○

○議長（岩根賢二君） お諮りします。

ただいま議題となっております認定第2号から認定第9号まで、以上8件については、8人の委員で構成する平成28年度志布志市特別会計決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の権限の委任を含めて付託し、閉会中も継続して審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号から認定第9号まで、以上8件については、8人の委員で構成する平成28年度志布志市特別会計決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の権限を含めて付託し、閉会中も継続して審査することに決定しました。

○

○議長（岩根賢二君） お諮りします。

ただいま設置されました平成28年度志布志市特別会計決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、西江園明君、丸山一君、玉垣大二郎君、鶴迫京子さん、毛野了君、東宏二君、小園義行君、福重彰史君の8人を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました8人を平成28年度志布志市特別会計決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において、平成28年度志布志市特別会計決算審査特別委員会を招集します。

ただいまから、第1委員会室において特別委員会を開きます。

その間、しばらく休憩します。

○

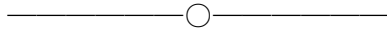
午後2時06分 休憩

午後2時15分 再開

○

○議長（岩根賢二君） 会議を再開いたします。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告いたします。
委員長に丸山一君、副委員長に玉垣大二郎君がそれぞれ互選されました。



日程第31 閉会中の継続審査申し出について

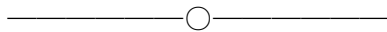
○議長（岩根賢二君） 日程第31、閉会中の継続審査申し出についてを議題とします。

配布してあります文書写しのとおり、総務常任委員長から、閉会中の継続審査申し出がありました。

お諮りします。総務常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。



日程第32 閉会中の継続調査申し出について

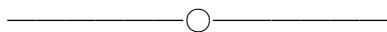
○議長（岩根賢二君） 日程第32、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

配布してあります文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長、議会運営委員長から、閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。



○議長（岩根賢二君） 以上で、今定例会に付議されました全ての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、平成29年第3回志布志市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時17分 閉会

